

のむラップ・ファンド

のむラップ・ファンド(保守型)
のむラップ・ファンド(やや保守型)
のむラップ・ファンド(普通型)
のむラップ・ファンド(やや積極型)
のむラップ・ファンド(積極型)

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2024年11月16日)

この目論見書により行なうのむラップ・ファンド(保守型)/(やや保守型)/(普通型)/(やや積極型)/(積極型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年5月17日に関東財務局長に提出しており、2024年5月18日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	24
4【手数料等及び税金】	30
5【運用状況】	34
第2【管理及び運営】	63
1【申込（販売）手続等】	63
2【換金（解約）手続等】	64
3【資産管理等の概要】	65
4【受益者の権利等】	68
第3【ファンドの経理状況】	70
1【財務諸表】	70
【中間財務諸表】	320
2【ファンドの現況】	361
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	364
第三部【委託会社等の情報】	365
第1【委託会社等の概況】	365
1【委託会社等の概況】	365
2【事業の内容及び営業の概況】	367
3【委託会社等の経理状況】	368
4【利害関係人との取引制限】	403
5【その他】	403
約款	404

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

のむラップ・ファンド（保守型）

のむラップ・ファンド（やや保守型）

のむラップ・ファンド（普通型）

のむラップ・ファンド（やや積極型）

のむラップ・ファンド（積極型）

（以上を総称して「のむラップ・ファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、各々、「のむラップ・ファンド（保守型）」を「保守型」、「のむラップ・ファンド（やや保守型）」を「やや保守型」、「のむラップ・ファンド（普通型）」を「普通型」、「のむラップ・ファンド（やや積極型）」を「やや積極型」、「のむラップ・ファンド（積極型）」を「積極型」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①各ファンドにつき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1%（税抜1.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2024年5月18日から2025年5月16日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆「のむラップ・ファンド」は、リスク水準が異なるスイッチング可能なファンドで構成されています。
- ◆国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象^{※1}とし、以下の投資方針に基づき分散投資を行ないます。

保守型 ^{※2}	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
やや保守型 ^{※2}	安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
普通型 ^{※2}	信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
やや積極型 ^{※2}	信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。
積極型 ^{※2}	信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

- ◆各資産への分散投資を行なうにあたっては、ファンドの投資助言会社である野村証券株式会社^{※3}が、独自に開発したモデルを用い最適化した結果を踏まえ、各ファンドごとに投資配分比率を決定します。

※1 各ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「世界 REIT インデックス マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 「保守型」、「やや保守型」、「普通型」、「やや積極型」、「積極型」の名称は、各ファンド間の相対的なリスク量を表すものです。また、いずれの名称も、元本を確保することを意味するものではありません。

※3 野村証券株式会社は金融商品取引法に基づき、投資運用業および投資助言・代理業の登録を行なっています。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

- (のむラップ・ファンド (保守型))
- (のむラップ・ファンド (やや保守型))
- (のむラップ・ファンド (普通型))
- (のむラップ・ファンド (やや積極型))
- (のむラップ・ファンド (積極型))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

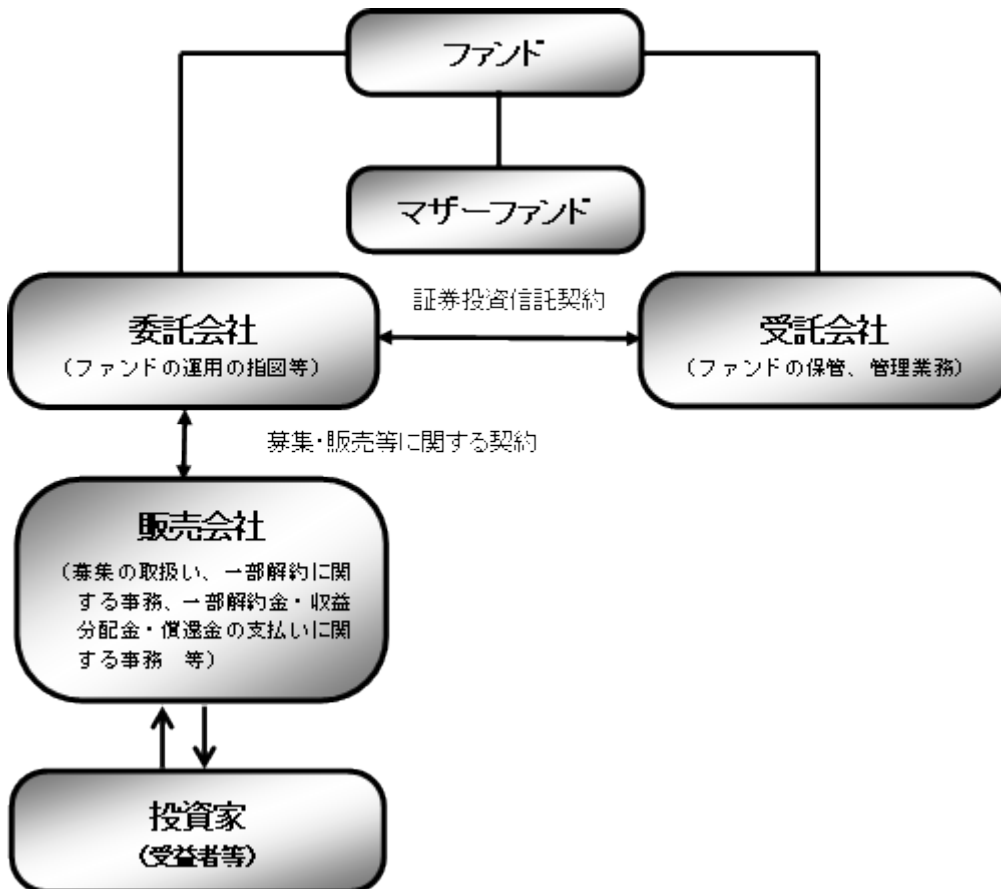
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2010年3月15日 「保守型」「普通型」「積極型」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
- 2016年11月11日 「やや保守型」「やや積極型」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

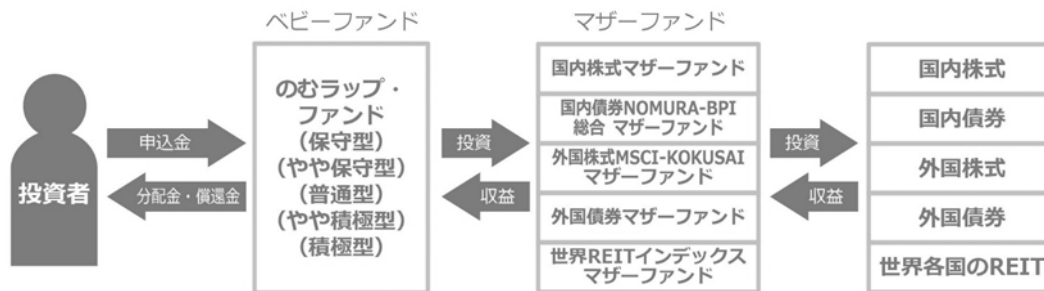
(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	のむラップ・ファンド (保守型) のむラップ・ファンド (やや保守型) のむラップ・ファンド (普通型)
------	--

	のむラップ・ファンド (やや積極型) のむラップ・ファンド (積極型)
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド 外国債券マザーファンド 世界 REIT インデックス マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2024年9月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] マザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）に分散投資を行ないます。

◆各マザーファンドは、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

<p><国内株式> 国内株式マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 わが国の株式</p> <p>○対象指数 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)</p>
<p><国内債券> 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 わが国の公社債</p> <p>○対象指数 NOMURA-BPI総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)</p>
<p><外国株式> 外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 外国の株式</p> <p>○対象指数 MSCI-KOKUSAI指数 (円ベース・為替ヘッジなし) * * MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が円換算したものです。</p>
<p><外国債券> 外国債券マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 外国の公社債</p> <p>○対象指数 FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)</p>
<p><世界各国のREIT> 世界REITインデックス マザーファンド</p>	<p>○主要投資対象 世界各国のREIT</p> <p>○対象指数 S&P先進国REIT指数 (配当込み、円換算ベース) * * S&P先進国REIT指数をもとに、委託会社が円換算したものです。</p>

[2] 各マザーファンドへの投資配分比率は、ファンドの投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。

◆一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

[3] 各ファンドにおける、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「世界 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して以下のとおりとします。

保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
原則 50%以内	原則 60%以内	原則 75%以内	原則 85%以内	制限なし

◆各ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は、上記制限のもと、下記を上限の目処とします。

	保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
国内株式マザーファンド	20%	25%	30%	35%	40%
国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	80%	70%	60%	50%	40%
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	30%	35%	45%	50%	60%
外国債券マザーファンド	50%	50%	50%	50%	50%
世界 REIT インデックスマザーファンド	20%	25%	30%	35%	40%

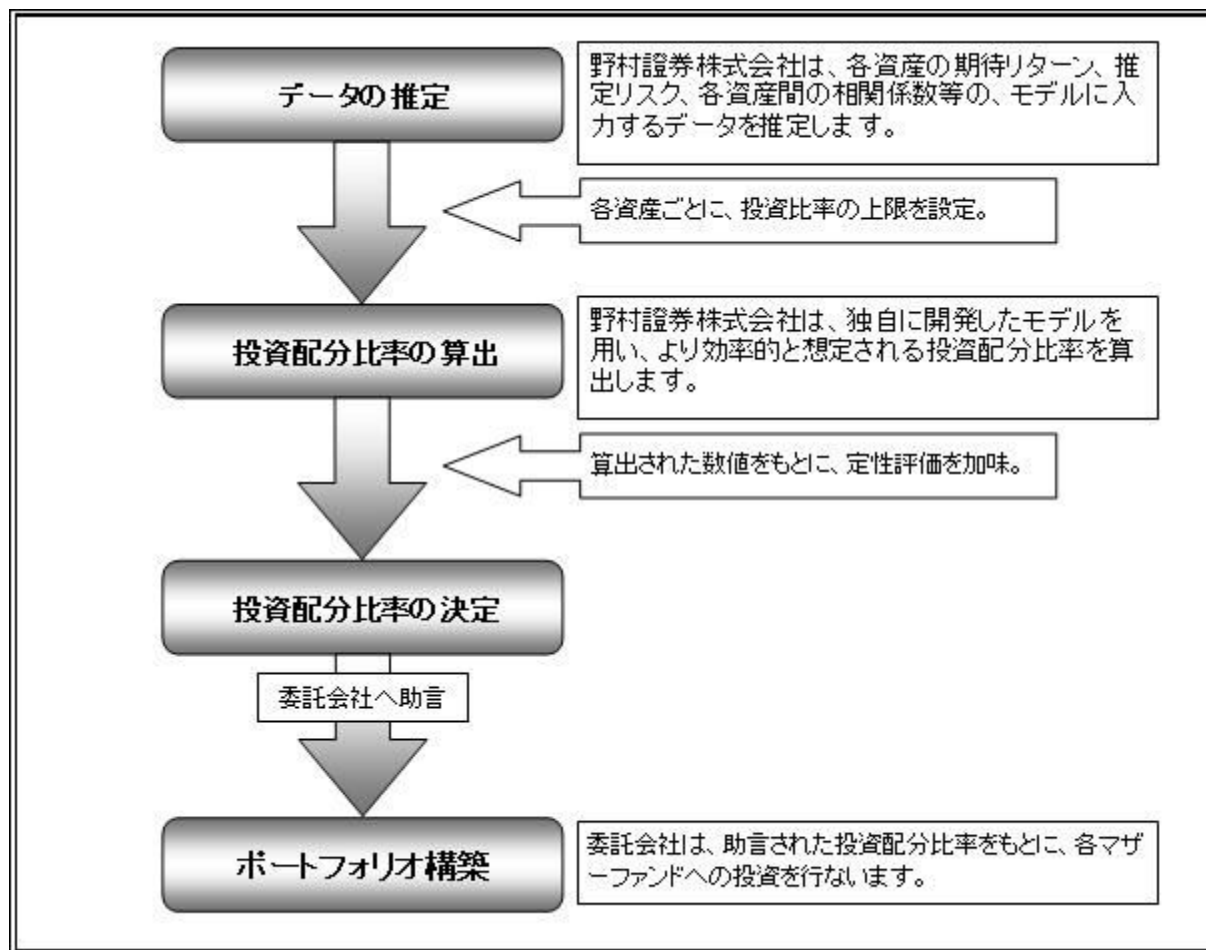
※上記の各マザーファンドへの投資比率の上限の目処は、今後変更される場合があります。また、一時的に上限の目処を超える場合があります。

[4] 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。

◆市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

[5] 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■ポートフォリオ構築プロセス■



*上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」

- ①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

- ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

「NOMURA-BPI 総合」

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

「MSCI-KOKUSAI 指数」

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではない

ことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

「FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&Pは、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいはS&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&Pは、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&Pは、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&Pは、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。

S&Pは、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&Pは、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&Pは、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人がS&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&Pは、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&Pは、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）※を実質的な主要投資対象とします。

◆各ファンドは、「国内株式マザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「世界 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、実質的に国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、世界各国（日本を含む）の不動産投資信託証券（REIT）に投資を行ないます。

※世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

<各ファンドに共通>

①投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第 16 条第 2 項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）各マザーファンドの概要

（国内株式マザーファンド） 運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
 - ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
 - ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
 - ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
 - ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
 - ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債[※]への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。
 - ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(世界 REIT インデックス マザーファンド)
運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

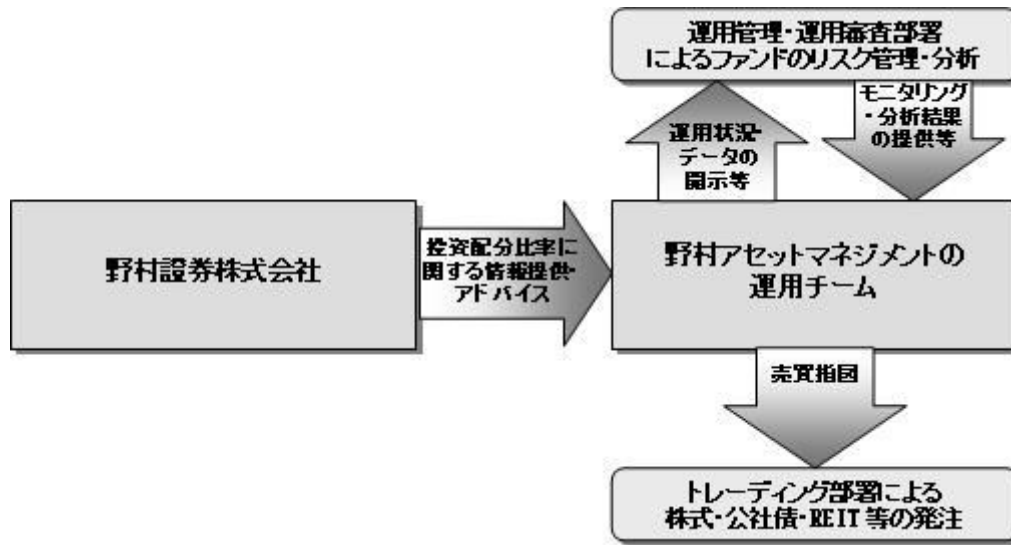
(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 15 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

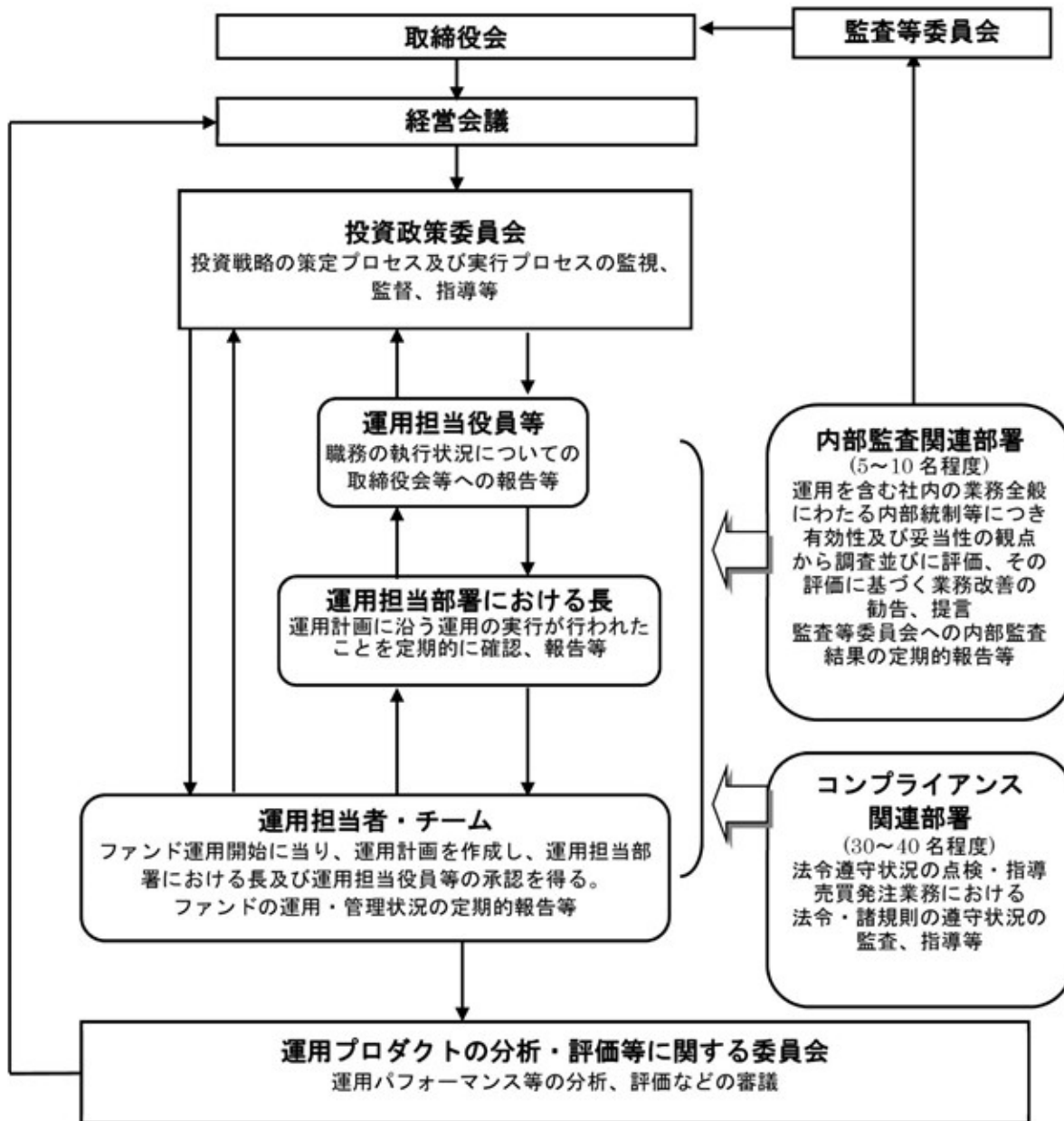
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

※利子・配当等収益とは、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年2月18日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

<各ファンドに共通>

①外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

②デリバティブの使用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

④公社債の借入れ(約款第19条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ(約款第25条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様**に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様**の投資元金は保証されているものではなく、**基準価額**の下落により、**損失**を被り、**投資元金**が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドで使用するモデルは、委託会社が信頼できると判断したデータ等の評価に基づき採用しておりますが、今後の運用成果を保証するものではありません。また、今後使用するモデルが変更となる場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

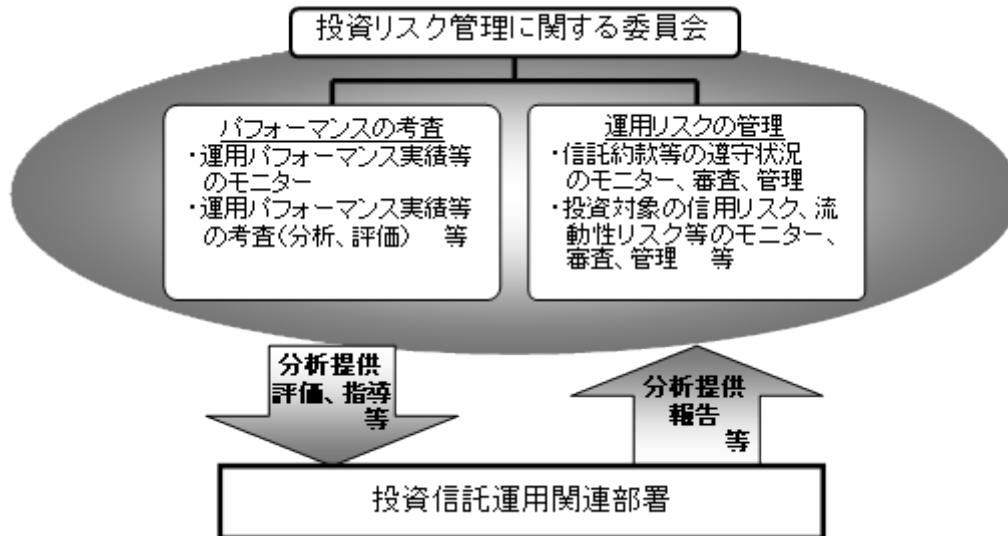
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施す

るとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

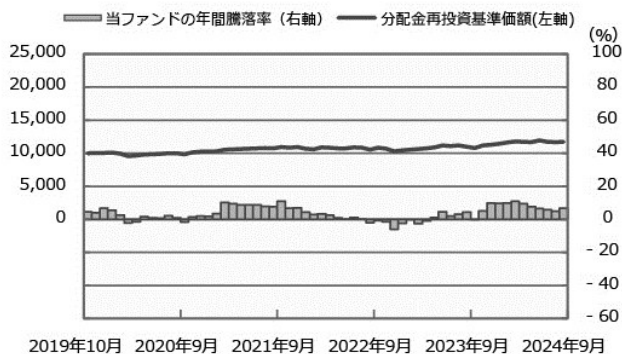


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

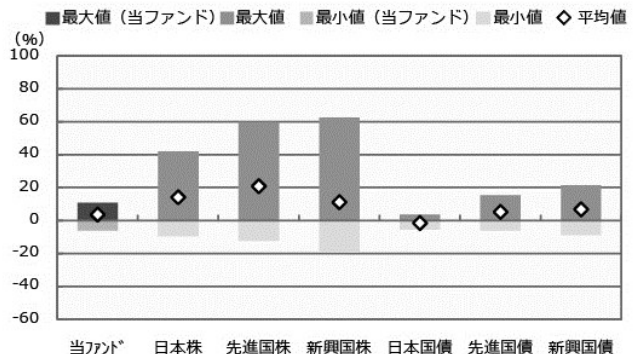
リスクの定量的比較 (2019年10月末～2024年9月末：月次)

保守型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



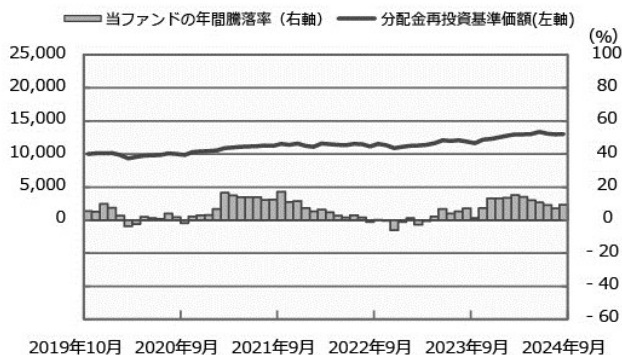
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	10.9	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 6.0	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.6	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

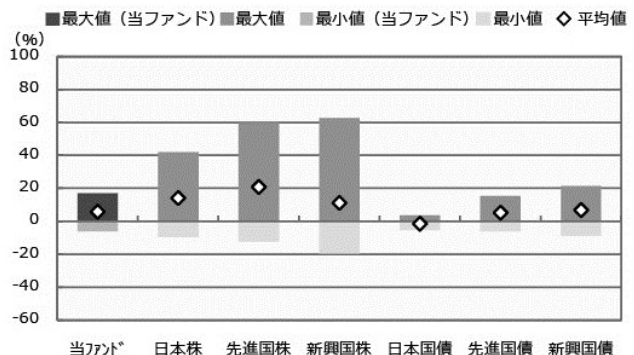
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

やや保守型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



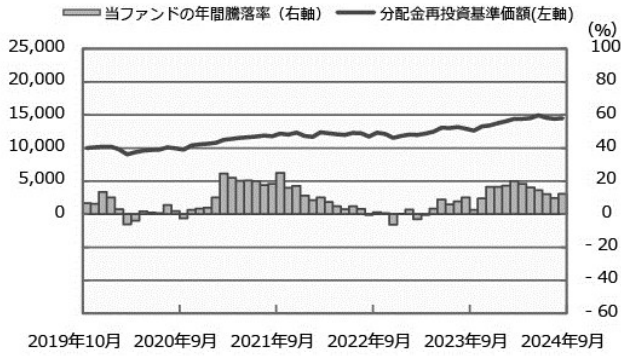
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	17.1	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 6.2	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	5.9	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

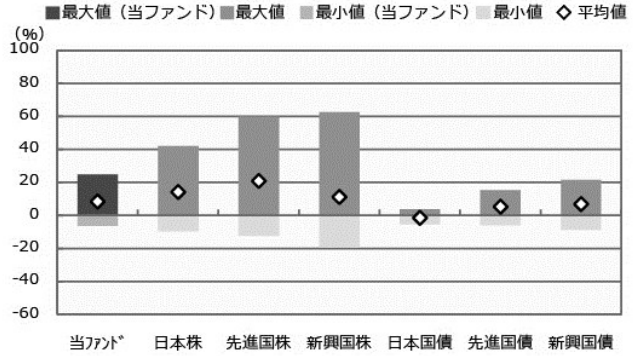
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

普通型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



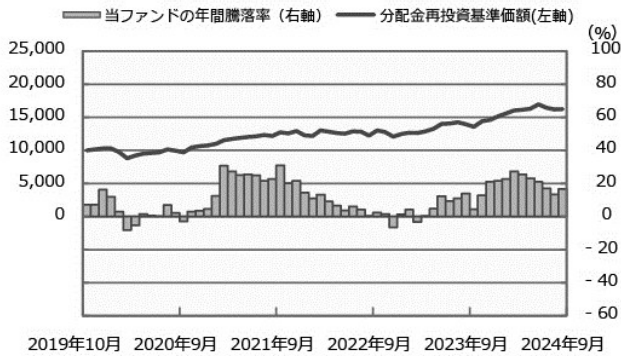
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	24.8	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 6.4	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	8.4	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

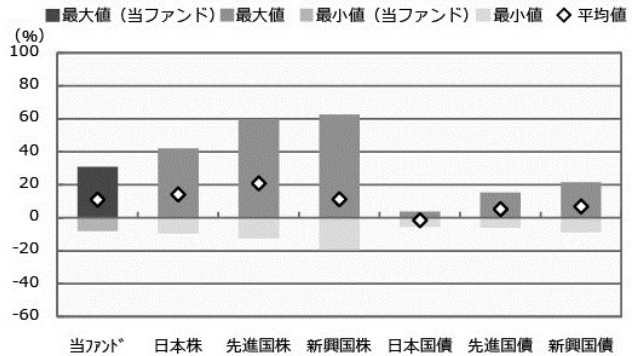
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

やや積極型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



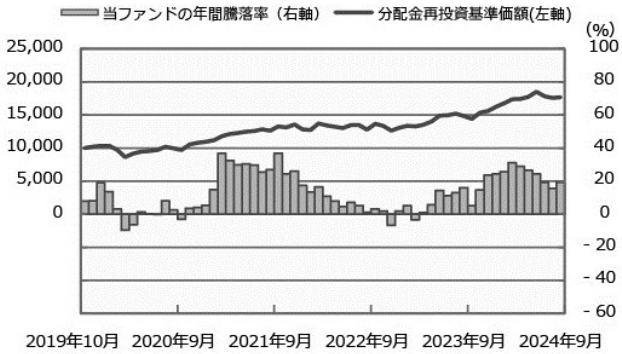
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	30.8	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 8.1	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	11.0	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年10月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

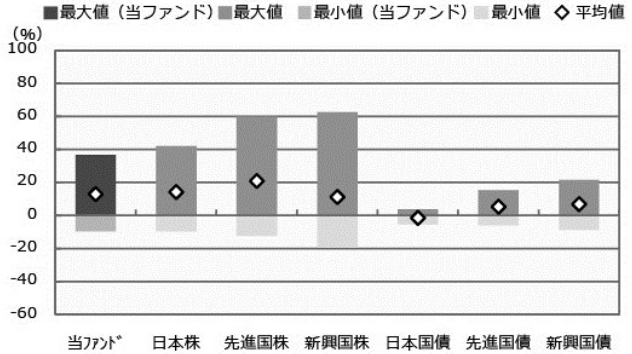
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

積極型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	36.7	42.1	59.8	62.7	3.7	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 9.7	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	12.9	14.1	20.9	11.1	△ 1.5	5.2	6.8

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年10月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェント、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①各ファンドにつき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.1% (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率) (税抜 1.0%) 以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドについて、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り (税抜) とします。

ファンド	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
保守型	年 1.188% (税抜年 1.08%)	年 0.70%	年 0.35%	年 0.03%
やや保守型	年 1.2705% (税抜年 1.155%)	年 0.75%	年 0.375%	年 0.03%
普通型	年 1.353% (税抜年 1.23%)	年 0.80%	年 0.40%	年 0.03%
やや積極型	年 1.4355% (税抜年 1.305%)	年 0.85%	年 0.425%	年 0.03%
積極型	年 1.518% (税抜年 1.38%)	年 0.90%	年 0.45%	年 0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

◆投資助言会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年2月および8月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、各ファンドの日々の平均純資産総額に、次の率を乗じて得た額とします。

ファンド	率
保守型	年 0.35%
やや保守型	年 0.375%
普通型	年 0.40%
やや積極型	年 0.425%
積極型	年 0.45%

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。保守型、やや保守型、普通型、やや積極型は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象であり、積極型は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

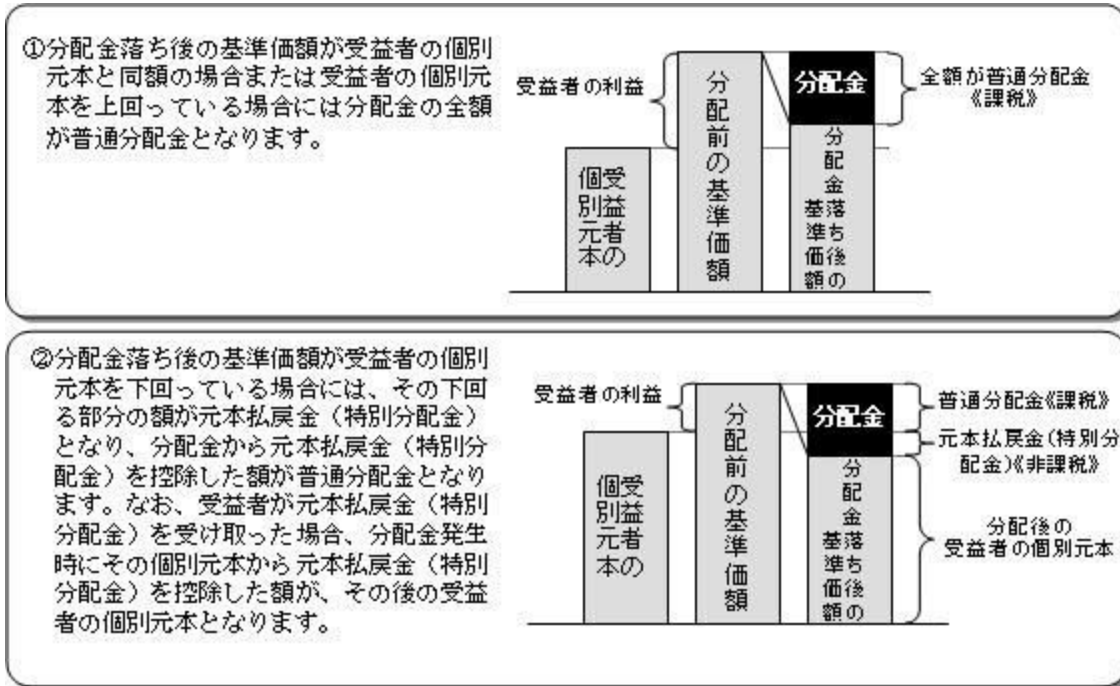
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

- ※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※上記は2024年9月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
保守型	1.20	1.19	0.01
やや保守型	1.28	1.27	0.01
普通型	1.36	1.35	0.01
やや積極型	1.44	1.43	0.01
積極型	1.53	1.52	0.01

(2023年2月21日～2024年2月19日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
- * 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * マザーファンドが支払った費用を含みます。
- * その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は2024年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

のむラップ・ファンド（保守型）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	64,353,647,714	98.94
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	684,387,457	1.05
合計（純資産総額）		65,038,035,171	100.00

のむラップ・ファンド（やや保守型）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	15,749,315,690	98.65
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	215,085,271	1.34
合計（純資産総額）		15,964,400,961	100.00

のむラップ・ファンド（普通型）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	460,583,870,217	98.85
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,340,507,072	1.14
合計（純資産総額）		465,924,377,289	100.00

のむラップ・ファンド（やや積極型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	50,055,409,963	98.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	666,903,397	1.31
合計（純資産総額）		50,722,313,360	100.00

のむラップ・ファンド（積極型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	298,932,943,641	98.58
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,277,244,802	1.41
合計（純資産総額）		303,210,188,443	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	718,169,125,580	97.72
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	16,686,073,489	2.27
合計（純資産総額）		734,855,199,069	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	16,679,250,000	2.26

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	937,042,739,800	82.74
地方債証券	日本	61,089,924,156	5.39
特殊債券	日本	75,213,813,436	6.64
社債券	日本	55,777,888,600	4.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,378,543,107	0.29
合計（純資産総額）		1,132,502,909,099	100.00

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,867,870,523,002	73.60
	カナダ	81,433,580,623	3.20
	ドイツ	60,732,270,475	2.39
	イタリア	18,439,990,268	0.72
	フランス	75,309,886,441	2.96
	オランダ	33,317,985,002	1.31
	スペイン	18,142,425,439	0.71

	ベルギー	5,365,930,504	0.21
	オーストリア	1,239,199,170	0.04
	ルクセンブルグ	474,846,312	0.01
	フィンランド	6,961,569,780	0.27
	アイルランド	2,044,398,791	0.08
	ポルトガル	1,300,936,823	0.05
	スイス	955,786,039	0.03
	イギリス	98,402,162,297	3.87
	スイス	66,573,840,836	2.62
	スウェーデン	22,632,248,879	0.89
	ノルウェー	3,802,519,200	0.14
	デンマーク	22,610,871,802	0.89
	オーストラリア	47,716,281,369	1.88
	ニュージーランド	1,184,732,175	0.04
	香港	12,412,733,912	0.48
	シンガポール	7,436,742,229	0.29
	イスラエル	2,334,089,193	0.09
	小計	2,458,695,550,561	96.89
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	43,422,463,524	1.71
	カナダ	119,893,737	0.00
	フランス	1,010,811,708	0.03
	ベルギー	174,767,166	0.00
	イギリス	817,265,310	0.03
	オーストラリア	3,390,609,355	0.13
	香港	505,110,705	0.01
	シンガポール	710,304,953	0.02
	小計	50,151,226,458	1.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	28,684,267,652	1.13
合計（純資産総額）		2,537,531,044,671	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	21,449,883,663	0.84
	買建	カナダ	913,835,031	0.03
	買建	ドイツ	2,535,357,892	0.09
	買建	イギリス	1,120,047,092	0.04
	買建	スイス	749,826,296	0.02
	買建	オーストラリア	570,511,303	0.02

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	432,596,808,117	45.92
	カナダ	17,983,133,962	1.90
	メキシコ	6,950,126,069	0.73
	ドイツ	49,460,544,356	5.25
	イタリア	72,922,535,873	7.74
	フランス	60,026,537,222	6.37
	オランダ	11,117,019,283	1.18
	スペイン	47,001,648,836	4.98
	ベルギー	14,868,073,156	1.57
	オーストリア	11,138,802,733	1.18
	フィンランド	4,210,069,849	0.44
	アイルランド	3,664,377,531	0.38
	イギリス	50,622,611,989	5.37
	スウェーデン	1,498,218,440	0.15
	ノルウェー	1,455,516,491	0.15
	デンマーク	2,458,497,126	0.26
	ポーランド	4,939,789,081	0.52
	オーストラリア	12,488,223,042	1.32
	ニュージーランド	2,552,666,720	0.27
	シンガポール	3,894,305,575	0.41
マレーシア	5,061,394,197	0.53	
中国	104,206,156,496	11.06	
イスラエル	2,865,240,206	0.30	
	小計	923,982,296,350	98.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	18,012,147,486	1.91
合計（純資産総額）		941,994,443,836	100.00

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	12,045,669,550	5.95
	アメリカ	146,800,730,602	72.62
	カナダ	2,687,004,272	1.32
	ドイツ	62,176,106	0.03
	イタリア	16,766,456	0.00
	フランス	3,554,592,291	1.75
	オランダ	266,623,047	0.13
	スペイン	950,735,297	0.47
	ベルギー	1,844,000,541	0.91
	アイルランド	69,918,026	0.03
	シンガポール	81,628,160	0.04

	ガンジー	175,391,334	0.08
	イギリス	9,222,578,719	4.56
	オーストラリア	13,988,665,691	6.92
	ニュージーランド	159,992,250	0.07
	香港	1,821,945,638	0.90
	シンガポール	5,804,544,980	2.87
	韓国	323,525,880	0.16
	イスラエル	187,839,159	0.09
	小計	200,064,327,999	98.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,073,119,935	1.02
合計（純資産総額）		202,137,447,934	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	買建	日本	109,920,000	0.05
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,776,614,544	0.87

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

のむラップ・ファンド（保守型）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	25,445,811,527	1.2565	31,974,025,720	1.2455	31,692,758,256	48.72
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	4,859,316,770	2.8865	14,026,795,152	2.9299	14,237,312,204	21.89
3	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	1,262,682,878	6.4270	8,115,299,186	6.9821	8,816,178,122	13.55
4	日本	親投資信託受益証券	世界REITインデックスマザーファンド	1,620,336,121	2.6760	4,336,019,460	2.9998	4,860,684,295	7.47
5	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	1,575,934,541	2.9224	4,605,598,996	3.0120	4,746,714,837	7.29

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.94
合計	98.94

のむラップ・ファンド（やや保守型）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	4,439,737,635	1.2508	5,553,542,299	1.2455	5,529,693,224	34.63

2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	1,494,836,089	2.9225	4,368,750,120	2.9299	4,379,720,257	27.43
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	439,014,411	6.5825	2,889,837,364	6.9821	3,065,242,519	19.20
4	日本	親投資信託 受益証券	世界REITインデックス マザーファンド	472,560,355	2.7133	1,282,213,376	2.9998	1,417,586,552	8.87
5	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	450,555,491	2.9627	1,334,894,682	3.0120	1,357,073,138	8.50

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.65
合計	98.65

のむラップ・ファンド（普通型）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	17,464,947,599	6.4940	113,418,622,923	6.9821	121,942,010,630	26.17
2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	41,512,263,614	2.9068	120,670,205,680	2.9299	121,626,781,162	26.10
3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	92,181,403,266	1.2530	115,504,042,189	1.2455	114,811,937,767	24.64
4	日本	親投資信託 受益証券	世界REITインデックス マザーファンド	17,967,252,857	2.6864	48,268,885,504	2.9998	53,898,165,120	11.56
5	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	16,037,508,479	2.9322	47,025,182,363	3.0120	48,304,975,538	10.36

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.85
合計	98.85

のむラップ・ファンド（やや積極型）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	2,887,953,518	6.6610	19,236,674,332	6.9821	20,163,980,258	39.75
2	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	4,143,589,654	2.9416	12,188,955,098	2.9299	12,140,303,327	23.93
3	日本	親投資信託 受益証券	世界REITインデックス マザーファンド	2,361,833,092	2.7329	6,454,782,966	2.9998	7,085,026,909	13.96
4	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	2,191,369,827	2.9611	6,488,931,807	3.0120	6,600,405,918	13.01
5	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	3,264,306,344	1.2485	4,075,604,374	1.2455	4,065,693,551	8.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.68
合計	98.68

のむラップ・ファンド（積極型）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	23,443,112,740	6.5461	153,461,588,886	6.9821	163,682,157,461	53.98
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	16,624,809,745	2.9191	48,529,837,007	2.9299	48,709,030,071	16.06
3	日本	親投資信託受益証券	世界REITインデックスマザーファンド	14,201,740,541	2.7044	38,407,663,936	2.9998	42,602,381,274	14.05
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	9,896,500,153	2.9431	29,126,403,498	3.0120	29,808,258,460	9.83
5	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	11,345,737,756	1.2514	14,198,663,620	1.2455	14,131,116,375	4.66

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.58
合計	98.58

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,256,500	3,377.76	34,644,018,164	2,542.50	26,077,151,250	3.54
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,755,700	2,361.64	15,954,577,932	2,777.50	18,763,956,750	2.55
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	4,682,800	2,921.34	13,680,080,101	3,781.00	17,705,666,800	2.40
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	11,572,200	1,585.65	18,349,469,023	1,453.50	16,820,192,700	2.28
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	193,000	69,836.73	13,478,490,316	68,360.00	13,193,480,000	1.79
6	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,428,400	7,025.98	10,035,918,099	8,705.00	12,434,222,000	1.69
7	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,963,100	3,009.42	11,926,666,324	3,045.00	12,067,639,500	1.64
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,919,700	3,351.20	13,135,723,427	2,952.50	11,572,914,250	1.57
9	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,372,200	7,249.95	9,948,394,864	7,678.00	10,535,751,600	1.43
10	日本	株式	信越化学工業	化学	1,733,100	5,815.09	10,078,141,002	5,977.00	10,358,738,700	1.40
11	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	408,300	34,498.80	14,085,861,192	25,290.00	10,325,907,000	1.40
12	日本	株式	三井物産	卸売業	3,058,000	3,882.45	11,872,534,339	3,178.00	9,718,324,000	1.32
13	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,855,300	5,122.28	9,503,372,521	5,231.00	9,705,074,300	1.32
14	日本	株式	任天堂	その他製品	1,218,100	7,857.67	9,571,433,642	7,636.00	9,301,411,600	1.26
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	57,559,500	161.36	9,288,118,105	146.80	8,449,734,600	1.14
16	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	954,500	7,923.62	7,563,102,878	8,427.00	8,043,571,500	1.09
17	日本	株式	第一三共	医薬品	1,685,800	5,393.97	9,093,156,393	4,709.00	7,938,432,200	1.08
18	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,564,900	3,057.48	7,842,135,024	2,936.00	7,530,546,400	1.02
19	日本	株式	HOYA	精密機器	379,800	18,152.87	6,894,462,001	19,785.00	7,514,343,000	1.02
20	日本	株式	三菱重工	機械	3,407,700	1,308.51	4,459,038,380	2,117.50	7,215,804,750	0.98
21	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,712,600	4,129.35	7,071,941,931	4,103.00	7,026,797,800	0.95
22	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,571,500	1,722.56	7,874,688,608	1,507.50	6,891,536,250	0.93

23	日本	株式	KDD I	情報・通信業	1,423,300	4,322.24	6,151,852,226	4,594.00	6,538,640,200	0.88
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	30,947,600	195.05	6,036,515,838	187.20	5,793,390,720	0.78
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	114,800	40,758.31	4,679,054,753	47,420.00	5,443,816,000	0.74
26	日本	株式	富士通	電気機器	1,793,200	2,360.11	4,232,159,593	2,935.50	5,263,938,600	0.71
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,134,600	2,751.20	5,872,727,574	2,303.50	4,917,051,100	0.66
28	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,723,500	2,743.56	4,728,531,066	2,806.50	4,837,002,750	0.65
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,154,400	4,389.94	5,067,756,470	4,179.00	4,824,237,600	0.65
30	日本	株式	ダイキン工業	機械	232,600	24,334.74	5,660,261,528	20,075.00	4,669,445,000	0.63

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.26
		建設業	2.17
		食料品	3.19
		繊維製品	0.38
		パルプ・紙	0.14
		化学	5.68
		医薬品	4.54
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.84
		非鉄金属	0.78
		金属製品	0.50
		機械	5.41
		電気機器	17.27
		輸送用機器	7.05
		精密機器	2.37
		その他製品	2.45
		電気・ガス業	1.34
		陸運業	2.33
		海運業	0.78
		空運業	0.38
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.38
		卸売業	7.20
小売業	4.41		
銀行業	7.24		
証券、商品先物取引業	0.79		
保険業	2.97		

		その他金融業	1.17
		不動産業	1.90
		サービス業	4.64
合 計			97.72

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	25,500,000,000	97.69	24,911,770,000	98.28	25,062,165,000	0.5	2033/3/20	2.21
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 5回	18,000,000,000	99.76	17,957,920,000	99.69	17,944,380,000	0.005	2025/12/1	1.58
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	18,000,000,000	97.08	17,474,895,000	97.17	17,491,500,000	0.4	2033/6/20	1.54
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 3回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	99.86	16,976,710,000	0.4	2028/9/20	1.49
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 7回	16,000,000,000	99.49	15,918,870,000	99.29	15,887,840,000	0.2	2028/3/20	1.40
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 2回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	99.47	14,423,585,000	0.3	2028/9/20	1.27
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	14,000,000,000	97.77	13,688,580,000	97.56	13,659,520,000	0.1	2030/9/20	1.20
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 6回	13,000,000,000	99.89	12,986,620,000	99.76	12,969,060,000	0.1	2026/1/1	1.14
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 8回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	100.56	12,571,000,000	0.6	2029/3/20	1.11
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	12,500,000,000	100.85	12,606,520,000	100.33	12,541,875,000	0.8	2033/9/20	1.10
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 50回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	98.95	11,528,490,500	0.1	2028/3/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 53回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	103.35	10,335,400,000	1.3	2035/6/20	0.91
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 74回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	99.78	9,978,000,000	0.8	2034/3/20	0.88
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 5回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	99.37	9,937,800,000	0.3	2028/12/20	0.87
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 4回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	99.16	9,916,300,000	0.1	2027/9/20	0.87
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	99.16	9,916,300,000	0.1	2027/9/20	0.87
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 69回	10,000,000,000	98.65	9,865,880,000	98.56	9,856,000,000	0.5	2032/12/20	0.87
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 67回	11,000,000,000	90.19	9,921,620,000	89.59	9,855,120,000	0.5	2038/12/20	0.87

19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 73回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	98.28	9,828,200,000	0.6	2033/12/20	0.86
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 65回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	96.50	9,168,070,000	0.1	2031/12/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 7回	9,000,000,000	99.53	8,957,715,000	99.69	8,972,370,000	0.4	2029/3/20	0.79
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 47回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	99.24	8,932,140,000	0.1	2027/6/20	0.78
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 3回	9,000,000,000	99.31	8,938,170,000	98.99	8,909,190,000	0.005	2027/6/20	0.78
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 56回	9,000,000,000	98.06	8,825,520,000	98.06	8,825,400,000	0.1	2029/9/20	0.77
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 66回	9,000,000,000	97.10	8,739,630,000	97.00	8,730,270,000	0.2	2032/3/20	0.77
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 67回	8,500,000,000	96.80	8,228,000,000	96.72	8,221,880,000	0.2	2032/6/20	0.72
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 86回	8,000,000,000	100.30	8,024,160,000	97.69	7,815,280,000	1.5	2043/9/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 68回	8,000,000,000	96.62	7,729,600,000	96.44	7,715,520,000	0.2	2032/9/20	0.68
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年) 第1 79回	9,000,000,000	86.06	7,746,025,000	84.29	7,586,640,000	0.5	2041/12/20	0.66
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 53回	7,000,000,000	98.78	6,915,030,000	98.55	6,898,500,000	0.1	2028/12/20	0.60

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.74
地方債証券	5.39
特殊債券	6.64
社債券	4.92
合計	99.70

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピ ュータ・周 辺機器	3,884,200	24,935.95	96,856,229,269	32,512.46	126,284,923,156	4.97
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	1,882,600	60,127.19	113,195,459,599	61,091.29	115,010,471,214	4.53
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	6,559,200	13,171.16	86,392,278,335	17,327.42	113,654,026,382	4.47
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,497,300	25,745.21	64,293,535,106	26,828.95	66,999,957,063	2.64
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	インタラ クティ	584,300	69,622.60	40,680,486,428	80,979.29	47,316,200,783	1.86

				ブ・メデ ィアおよ びサービ ス						
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,566,200	21,753.03	34,069,599,473	23,400.58	36,649,993,878	1.44
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,347,900	21,934.15	29,565,049,616	23,591.84	31,799,443,427	1.25
8	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,179,070	19,211.68	22,651,925,325	24,648.04	29,061,768,885	1.14
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	765,300	25,516.71	19,527,941,750	37,175.45	28,450,376,324	1.12
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	215,400	112,176.90	24,162,904,667	125,286.96	26,986,812,627	1.06
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	353,100	60,282.24	21,285,660,380	65,294.69	23,055,556,134	0.90
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	765,700	28,661.45	21,946,072,687	30,044.66	23,005,199,991	0.90
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	245,370	71,264.64	17,486,205,678	83,047.45	20,377,352,929	0.80
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	1,196,089	16,537.18	19,779,949,775	16,530.98	19,772,533,624	0.77
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	419,700	39,757.59	16,686,264,386	39,275.01	16,483,723,418	0.64
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー ビス	221,400	68,569.58	15,181,307,196	70,457.23	15,599,232,316	0.61
17	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	629,300	23,239.93	14,624,889,639	24,770.79	15,588,259,091	0.61
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売 り	264,400	54,455.23	14,397,964,005	57,024.91	15,077,388,028	0.59
19	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需 品流通・ 小売り	118,210	105,982.04	12,528,137,790	126,404.54	14,942,280,981	0.58
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	641,746	22,560.13	14,477,877,502	23,036.62	14,783,660,022	0.58
21	デンマー ク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	858,700	18,890.96	16,221,668,613	17,029.17	14,622,948,279	0.57
22	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	1,179,800	8,716.49	10,283,723,691	11,386.99	13,434,381,892	0.52
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテ クノロジ ー	470,800	25,970.65	12,226,984,942	27,802.37	13,089,358,950	0.51
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	106,560	141,364.70	15,063,823,335	120,736.33	12,865,664,284	0.50
25	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	114,900	87,283.20	10,028,839,690	100,960.06	11,600,311,526	0.45
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,091,200	8,805.59	9,608,669,408	10,246.58	11,181,075,407	0.44
27	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	675,300	18,705.95	12,632,128,169	16,226.97	10,958,075,340	0.43
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウ ェア	441,400	18,111.05	7,994,218,629	24,084.26	10,630,792,452	0.41
29	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,877,000	5,427.70	10,187,807,761	5,623.56	10,555,425,874	0.41
30	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウ ェア	258,340	42,441.78	10,964,410,369	39,484.82	10,200,510,259	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.68
		メディア	0.55
		娯楽	1.04
		不動産管理・開発	0.29
		エネルギー設備・サービス	0.19
		石油・ガス・消耗燃料	3.82
		化学	1.76
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.21
		金属・鉱業	1.34
		紙製品・林産品	0.07
		航空宇宙・防衛	2.03
		建設関連製品	0.69
		建設・土木	0.33
		電気設備	1.09
		コングロマリット	0.63
		機械	1.85
		商社・流通業	0.49
		商業サービス・用品	0.60
		航空貨物・物流サービス	0.41
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.04
		陸上運輸	0.97
		運送インフラ	0.09
		自動車用部品	0.10
		自動車	1.61
		家庭用耐久財	0.33
		レジャー用品	0.00
		繊維・アパレル・贅沢品	0.99
		ホテル・レストラン・レジャー	1.91
		販売	0.07
		大規模小売り	3.08
		専門小売り	1.63
		生活必需品流通・小売り	1.76
飲料	1.38		
食品	1.16		
タバコ	0.56		
家庭用品	1.00		
パーソナルケア用品	0.59		

		ヘルスケア機器・用品	2.12
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.87
		バイオテクノロジー	1.74
		医薬品	4.84
		銀行	5.49
		金融サービス	3.02
		保険	3.13
		情報技術サービス	1.24
		ソフトウェア	8.40
		通信機器	0.69
		コンピュータ・周辺機器	5.30
		電子装置・機器・部品	0.48
		半導体・半導体製造装置	8.86
		各種電気通信サービス	0.95
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.70
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.72
		水道	0.08
		消費者金融	0.41
		資本市場	3.28
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.16
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.11
		専門サービス	0.96
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.97
合計			98.86

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	73,800,000	13,322.41	9,831,944,632	13,732.74	10,134,765,156	0.25	2025/10/31	1.07
2	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	488,800,000	2,042.04	9,981,514,477	2,048.59	10,013,540,752	1.85	2027/5/15	1.06
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	12,593.06	9,381,835,585	13,382.88	9,970,252,021	2.75	2032/8/15	1.05
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,200,000	13,302.88	8,939,536,246	13,721.03	9,220,536,173	0.375	2025/11/30	0.97
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	65,000,000	13,368.67	8,689,636,334	13,823.62	8,985,355,053	2	2026/11/15	0.95
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	49,000,000	17,953.41	8,797,172,027	17,950.22	8,795,609,613	5.5	2029/4/25	0.93
7	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT	45,000,000	19,263.07	8,668,382,275	19,376.99	8,719,647,597	5.75	2032/10/25	0.92

			0. A. T								
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	12,755.65	8,192,958,717	13,537.60	8,695,203,745	2.875	2032/5/15	0.92
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	12,717.96	8,508,315,330	12,996.51	8,694,668,018	1	2028/7/31	0.92
10	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50,600,000	16,330.03	8,262,996,328	16,688.21	8,444,237,133	3.5	2029/5/31	0.89
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	13,426.80	8,150,073,040	13,799.32	8,376,191,888	0.25	2025/8/31	0.88
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	12,579.75	7,937,823,903	13,189.42	8,322,525,526	1.125	2028/2/29	0.88
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,300,000	13,713.78	8,132,276,368	14,030.19	8,319,903,013	2.25	2025/11/15	0.88
14	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	41,600,000	18,438.07	7,670,241,072	18,552.07	7,717,661,931	4.75	2035/4/25	0.81
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	45,500,000	16,306.50	7,419,457,682	16,770.44	7,630,550,974	3.85	2029/12/15	0.81
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,300,000	12,090.27	7,169,531,311	12,647.77	7,500,129,659	1.875	2032/2/15	0.79
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	45,900,000	15,594.67	7,157,958,028	16,234.42	7,451,599,400	6.25	2030/5/15	0.79
18	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,400,000	18,962.60	7,281,640,013	19,372.33	7,438,978,291	5.75	2032/7/30	0.78
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	13,928.16	6,964,080,732	14,590.23	7,295,119,417	4	2030/2/28	0.77
20	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38,000,000	18,812.75	7,148,846,859	19,186.60	7,290,909,273	5.5	2031/1/4	0.77
21	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000	16,871.66	6,866,766,468	16,950.62	6,898,904,254	5.9	2026/7/30	0.73
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	13,651.34	6,470,736,945	14,327.63	6,791,300,635	3.625	2030/3/31	0.72
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,100,000	13,311.44	6,402,804,235	14,072.00	6,768,634,976	3.5	2033/2/15	0.71
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,900,000	13,894.43	6,516,487,709	14,145.25	6,634,122,691	3	2025/9/30	0.70
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	13,233.74	6,405,133,639	13,697.61	6,629,647,929	1.375	2026/8/31	0.70
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,200,000	12,613.76	6,332,109,403	13,191.93	6,622,349,653	0.5	2027/5/31	0.70
27	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	34,850,000	18,395.03	6,410,669,140	18,902.02	6,587,354,249	5.75	2033/2/1	0.69
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	33,950,000	17,573.96	5,966,362,442	18,186.18	6,174,208,144	5	2034/8/1	0.65
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,850,000	12,553.82	5,881,468,015	13,170.74	6,170,493,910	1.25	2028/5/31	0.65
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	44,830,000	13,286.15	5,956,183,191	13,738.87	6,159,138,658	1.5	2026/8/15	0.65

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.08
合計	98.08

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	780,700	18,085.52	14,119,373,016	17,925.46	13,994,407,168	6.92
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	80,070	114,474.36	9,165,962,334	125,986.34	10,087,726,540	4.99
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	488,000	13,205.32	6,444,199,159	18,155.25	8,859,764,928	4.38
4	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	132,900	41,598.71	5,528,469,672	50,903.22	6,765,038,895	3.34
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	734,600	7,989.57	5,869,139,748	8,953.45	6,577,206,500	3.25
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	258,500	20,416.94	5,277,779,076	23,937.24	6,187,778,686	3.06
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	259,600	19,869.41	5,158,099,079	23,002.36	5,971,414,421	2.95

8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	1,476,000	2,556.48	3,773,374,525	3,547.36	5,235,916,496	2.59
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	178,800	21,007.94	3,756,220,188	25,296.03	4,522,931,577	2.23
10	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	884,000	4,333.01	3,830,387,625	4,727.21	4,178,860,358	2.06
11	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	247,500	9,973.37	2,468,409,853	16,660.87	4,123,566,043	2.03
12	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	119,800	26,055.29	3,121,423,745	32,147.07	3,851,219,932	1.90
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	348,700	6,906.78	2,408,396,238	9,111.88	3,177,313,672	1.57
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	288,000	8,756.23	2,521,796,257	10,557.73	3,040,628,573	1.50
15	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	481,000	4,829.34	2,322,916,982	4,995.55	2,402,859,550	1.18
16	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	54,200	34,730.74	1,882,406,590	42,048.25	2,279,015,584	1.12
17	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	131,500	17,506.63	2,302,122,881	17,273.18	2,271,423,775	1.12
18	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	98,700	19,312.84	1,906,178,227	22,518.51	2,222,577,144	1.09
19	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	1,146,000	1,607.84	1,842,593,723	1,681.82	1,927,375,026	0.95
20	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	99,000	18,310.53	1,812,742,992	19,408.42	1,921,434,115	0.95
21	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	595,000	2,796.75	1,664,068,179	3,225.69	1,919,290,310	0.94
22	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	569,000	2,869.55	1,632,777,358	3,277.08	1,864,658,975	0.92
23	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	231,900	6,614.10	1,533,810,759	7,243.54	1,679,778,665	0.83
24	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	184,900	9,156.84	1,693,100,712	8,954.88	1,655,757,349	0.81
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	253,600	5,394.68	1,368,093,106	6,421.42	1,628,472,797	0.80
26	香港	投資証券	LINK REIT	2,184,100	725.68	1,584,959,812	732.04	1,598,858,392	0.79
27	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	4,410,000	288.26	1,271,270,404	362.33	1,597,915,431	0.79
28	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	157,600	9,694.84	1,527,906,991	10,099.57	1,591,692,988	0.78
29	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	90,100	14,224.33	1,281,612,886	17,657.12	1,590,907,260	0.78
30	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	594,000	2,823.08	1,676,910,822	2,587.69	1,537,090,771	0.76

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.97
合計	98.97

②【投資不動産物件】

のむラップ・ファンド（保守型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（普通型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

該当事項はありません。

のむラップ・ファンド（積極型）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド
該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
該当事項はありません。

(参考) 外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

のむラップ・ファンド (保守型)
該当事項はありません。

のむラップ・ファンド (やや保守型)
該当事項はありません。

のむラップ・ファンド (普通型)
該当事項はありません。

のむラップ・ファンド (やや積極型)
該当事項はありません。

のむラップ・ファンド (積極型)
該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2024年12月限)	買建	630	日本円	16,597,571,144	16,679,250,000	2.26

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド
該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2024年12月限)	買建	519	米ドル	150,029,112.5	21,413,655,227	150,282,937.5	21,449,883,663	0.84
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2024年12月限)	買建	30	カナダドル	8,580,330	905,825,438	8,656,200	913,835,031	0.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ50 株価指数先物(2024年12月限)	買建	312	ユーロ	15,238,075	2,429,406,296	15,902,640	2,535,357,892	0.09
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2024年12月限)	買建	28	豪ドル	5,741,025	566,811,399	5,778,500	570,511,303	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2024年12月限)	買建	70	英ポンド	5,870,870	1,121,512,296	5,863,200	1,120,047,092	0.04
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2024年12月限)	買建	36	スイスフラン	4,349,530	738,158,736	4,418,280	749,826,296	0.02

(参考) 外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物取引	日本	大阪取引所	REIT 指数先物(2024年12月限)	買建	64	日本円	112,012,160	112,012,160	109,920,000	109,920,000	0.05
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴボード オプション取引所	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2024年12月限)	買建	319	米ドル	12,700,670	1,812,766,631	12,447,380	1,776,614,544	0.87

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

のむラップ・ファンド (保守型)

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2015年2月18日)	14,449	14,460	1.3886	1.3896
第6計算期間	(2016年2月18日)	21,912	21,929	1.3443	1.3453

第7計算期間	(2017年2月20日)	30,711	30,733	1.3697	1.3707
第8計算期間	(2018年2月19日)	35,454	35,480	1.4018	1.4028
第9計算期間	(2019年2月18日)	40,084	40,112	1.4138	1.4148
第10計算期間	(2020年2月18日)	42,494	42,523	1.4787	1.4797
第11計算期間	(2021年2月18日)	41,691	41,719	1.5157	1.5167
第12計算期間	(2022年2月18日)	48,732	48,763	1.5470	1.5480
第13計算期間	(2023年2月20日)	56,567	56,604	1.5386	1.5396
第14計算期間	(2024年2月19日)	60,448	60,484	1.6850	1.6860
	2023年9月末日	58,789	—	1.6060	—
	10月末日	57,885	—	1.5756	—
	11月末日	59,618	—	1.6356	—
	12月末日	59,412	—	1.6495	—
	2024年1月末日	59,604	—	1.6707	—
	2月末日	60,950	—	1.6937	—
	3月末日	61,955	—	1.7158	—
	4月末日	61,963	—	1.7116	—
	5月末日	62,353	—	1.7071	—
	6月末日	64,385	—	1.7420	—
	7月末日	64,130	—	1.7137	—
	8月末日	64,525	—	1.7066	—
	9月末日	65,038	—	1.7116	—

のむラップ・ファンド（やや保守型）

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2017年2月20日)	1,754	1,756	1.0428	1.0438
第2計算期間	(2018年2月19日)	2,561	2,564	1.0771	1.0781
第3計算期間	(2019年2月18日)	3,292	3,295	1.0905	1.0915
第4計算期間	(2020年2月18日)	4,330	4,334	1.1619	1.1629
第5計算期間	(2021年2月18日)	4,097	4,101	1.2108	1.2118
第6計算期間	(2022年2月18日)	6,168	6,173	1.2645	1.2655
第7計算期間	(2023年2月20日)	7,996	8,002	1.2751	1.2761
第8計算期間	(2024年2月19日)	10,361	10,368	1.4380	1.4390
	2023年9月末日	8,929	—	1.3504	—
	10月末日	8,771	—	1.3229	—
	11月末日	9,294	—	1.3812	—
	12月末日	9,813	—	1.3956	—

2024年1月末日	10,111	—	1.4222	—
2月末日	10,563	—	1.4469	—
3月末日	10,918	—	1.4722	—
4月末日	11,430	—	1.4731	—
5月末日	12,702	—	1.4756	—
6月末日	14,067	—	1.5143	—
7月末日	14,947	—	1.4821	—
8月末日	15,315	—	1.4690	—
9月末日	15,964	—	1.4741	—

のむラップ・ファンド（普通型）

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間（2015年2月18日）	21,005	21,017	1.7185	1.7195
第6計算期間（2016年2月18日）	37,150	37,173	1.5776	1.5786
第7計算期間（2017年2月20日）	45,690	45,717	1.6899	1.6909
第8計算期間（2018年2月19日）	58,457	58,490	1.7636	1.7646
第9計算期間（2019年2月18日）	75,805	75,847	1.7954	1.7964
第10計算期間（2020年2月18日）	92,176	92,223	1.9561	1.9571
第11計算期間（2021年2月18日）	103,707	103,757	2.0652	2.0662
第12計算期間（2022年2月18日）	163,445	163,518	2.2197	2.2207
第13計算期間（2023年2月20日）	241,990	242,096	2.2751	2.2761
第14計算期間（2024年2月19日）	346,117	346,248	2.6405	2.6415
2023年9月末日	295,774	—	2.4422	—
10月末日	294,241	—	2.3849	—
11月末日	311,188	—	2.5057	—
12月末日	317,232	—	2.5389	—
2024年1月末日	334,677	—	2.6028	—
2月末日	353,208	—	2.6599	—
3月末日	371,492	—	2.7196	—
4月末日	385,234	—	2.7239	—
5月末日	406,468	—	2.7386	—
6月末日	439,209	—	2.8237	—
7月末日	446,725	—	2.7552	—
8月末日	454,404	—	2.7261	—
9月末日	465,924	—	2.7375	—

のむラップ・ファンド（やや積極型）

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2017年2月20日)	448	448	1.0761	1.0771
第2計算期間	(2018年2月19日)	1,565	1,566	1.1287	1.1297
第3計算期間	(2019年2月18日)	2,229	2,231	1.1485	1.1495
第4計算期間	(2020年2月18日)	3,070	3,072	1.2717	1.2727
第5計算期間	(2021年2月18日)	4,445	4,448	1.3517	1.3527
第6計算期間	(2022年2月18日)	8,492	8,497	1.4851	1.4861
第7計算期間	(2023年2月20日)	14,003	14,012	1.5475	1.5485
第8計算期間	(2024年2月19日)	25,236	25,249	1.8748	1.8758
	2023年9月末日	18,448	—	1.6939	—
	10月末日	18,424	—	1.6470	—
	11月末日	20,106	—	1.7470	—
	12月末日	21,215	—	1.7757	—
	2024年1月末日	23,517	—	1.8389	—
	2月末日	26,307	—	1.8924	—
	3月末日	28,544	—	1.9490	—
	4月末日	31,426	—	1.9575	—
	5月末日	36,504	—	1.9802	—
	6月末日	42,543	—	2.0585	—
	7月末日	45,677	—	1.9951	—
	8月末日	48,336	—	1.9633	—
	9月末日	50,722	—	1.9740	—

のむラップ・ファンド（積極型）

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2015年2月18日)	12,370	12,377	1.8855	1.8865
第6計算期間	(2016年2月18日)	15,939	15,949	1.6702	1.6712
第7計算期間	(2017年2月20日)	19,026	19,036	1.8662	1.8672
第8計算期間	(2018年2月19日)	22,241	22,253	1.9744	1.9754
第9計算期間	(2019年2月18日)	26,325	26,338	2.0233	2.0243
第10計算期間	(2020年2月18日)	32,358	32,372	2.2782	2.2792
第11計算期間	(2021年2月18日)	39,717	39,733	2.4423	2.4433
第12計算期間	(2022年2月18日)	73,291	73,317	2.7430	2.7440
第13計算期間	(2023年2月20日)	119,576	119,617	2.8906	2.8916

第14 計算期間	(2024年 2月 19日)	196,873	196,928	3.5767	3.5777
	2023年 9月 末日	152,317	—	3.1924	—
	10月 末日	152,391	—	3.0949	—
	11月 末日	163,609	—	3.3000	—
	12月 末日	168,262	—	3.3612	—
	2024年 1月 末日	185,598	—	3.4976	—
	2月 末日	205,179	—	3.6144	—
	3月 末日	221,853	—	3.7346	—
	4月 末日	234,448	—	3.7545	—
	5月 末日	252,839	—	3.8099	—
	6月 末日	278,988	—	3.9820	—
	7月 末日	287,166	—	3.8396	—
	8月 末日	293,553	—	3.7783	—
	9月 末日	303,210	—	3.8057	—

②【分配の推移】

のむラップ・ファンド (保守型)

	計算期間	1口当たりの分配金
第5 計算期間	2014年 2月 19日～2015年 2月 18日	0.0010 円
第6 計算期間	2015年 2月 19日～2016年 2月 18日	0.0010 円
第7 計算期間	2016年 2月 19日～2017年 2月 20日	0.0010 円
第8 計算期間	2017年 2月 21日～2018年 2月 19日	0.0010 円
第9 計算期間	2018年 2月 20日～2019年 2月 18日	0.0010 円
第10 計算期間	2019年 2月 19日～2020年 2月 18日	0.0010 円
第11 計算期間	2020年 2月 19日～2021年 2月 18日	0.0010 円
第12 計算期間	2021年 2月 19日～2022年 2月 18日	0.0010 円
第13 計算期間	2022年 2月 19日～2023年 2月 20日	0.0010 円
第14 計算期間	2023年 2月 21日～2024年 2月 19日	0.0010 円

のむラップ・ファンド (やや保守型)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1 計算期間	2016年 11月 11日～2017年 2月 20日	0.0010 円
第2 計算期間	2017年 2月 21日～2018年 2月 19日	0.0010 円
第3 計算期間	2018年 2月 20日～2019年 2月 18日	0.0010 円
第4 計算期間	2019年 2月 19日～2020年 2月 18日	0.0010 円
第5 計算期間	2020年 2月 19日～2021年 2月 18日	0.0010 円
第6 計算期間	2021年 2月 19日～2022年 2月 18日	0.0010 円
第7 計算期間	2022年 2月 19日～2023年 2月 20日	0.0010 円

第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	0.0010円
--------	-----------------------	---------

のむラップ・ファンド（普通型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	0.0010円
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	0.0010円

のむラップ・ファンド（やや積極型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	0.0010円
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	0.0010円

のむラップ・ファンド（積極型）

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	0.0010円
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	0.0010円
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	0.0010円
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	0.0010円
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.0010円
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	0.0010円
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	0.0010円
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	0.0010円
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.0010円
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	0.0010円

③【収益率の推移】

のむラップ・ファンド（保守型）

	計算期間	収益率
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	11.6%
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	△3.1%
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	2.0%
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	2.4%
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	0.9%
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	4.7%
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	2.6%
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	2.1%
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	△0.5%
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	9.6%
第15期（中間期）	2024年2月20日～2024年8月19日	1.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	4.4%
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	3.4%
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	1.3%
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	6.6%
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	4.3%
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	4.5%
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	0.9%
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	12.9%
第9期（中間期）	2024年2月20日～2024年8月19日	2.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド（普通型）

	計算期間	収益率
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	19.7%
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	△8.1%
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	7.2%
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	4.4%
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	1.9%
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	9.0%
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	5.6%
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	7.5%

第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	2.5%
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	16.1%
第15期(中間期)	2024年2月20日～2024年8月19日	3.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド(やや積極型)

	計算期間	収益率
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	7.7%
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	5.0%
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	1.8%
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	10.8%
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	6.4%
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	9.9%
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	4.3%
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	21.2%
第9期(中間期)	2024年2月20日～2024年8月19日	5.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

のむラップ・ファンド(積極型)

	計算期間	収益率
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	23.1%
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	△11.4%
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	11.8%
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	5.9%
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	2.5%
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	12.6%
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	7.2%
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	12.4%
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	5.4%
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	23.8%
第15期(中間期)	2024年2月20日～2024年8月19日	6.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

のむラップ・ファンド(保守型)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数

第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	5,232,995,552	2,719,491,723	10,405,764,623
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	8,647,464,358	2,752,459,905	16,300,769,076
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	10,074,422,211	3,953,141,382	22,422,049,905
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	8,245,634,392	5,375,777,007	25,291,907,290
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	6,683,674,568	3,622,632,363	28,352,949,495
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	7,256,673,085	6,871,185,722	28,738,436,858
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	5,853,220,978	7,084,358,604	27,507,299,232
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	9,295,649,362	5,302,580,330	31,500,368,264
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	9,157,557,507	3,892,291,676	36,765,634,095
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	8,063,758,613	8,955,389,673	35,874,003,035
第15期(中間期)	2024年2月20日～2024年8月19日	4,973,969,126	3,231,341,935	37,616,630,226

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド(やや保守型)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	1,683,928,835	1,075,577	1,682,853,258
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	1,216,556,735	520,704,097	2,378,705,896
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	827,317,233	187,003,223	3,019,019,906
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	1,362,550,967	654,402,581	3,727,168,292
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	1,382,305,912	1,725,139,133	3,384,335,071
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	2,299,623,862	805,460,496	4,878,498,437
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	2,060,079,927	667,367,425	6,271,210,939
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	2,295,351,129	1,361,195,557	7,205,366,511
第9期(中間期)	2024年2月20日～2024年8月19日	3,458,481,117	389,424,920	10,274,422,708

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド(普通型)

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	6,938,730,583	2,513,534,586	12,222,832,693
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	14,624,481,293	3,298,164,142	23,549,149,844
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	8,370,562,015	4,882,793,242	27,036,918,617
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	13,898,310,644	7,788,778,406	33,146,450,855
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	14,762,704,987	5,687,029,247	42,222,126,595
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	17,015,753,904	12,114,213,571	47,123,666,928
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	17,367,085,936	14,274,396,250	50,216,356,614
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	35,642,462,288	12,225,527,102	73,633,291,800
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	42,856,076,867	10,124,771,864	106,364,596,803
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	50,685,178,559	25,969,844,276	131,079,931,086
第15期(中間期)	2024年2月20日～2024年8月19日	43,564,529,147	9,749,488,804	164,894,971,429

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（やや積極型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年11月11日～2017年2月20日	418,434,475	2,119,224	416,315,251
第2計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	1,136,667,950	165,912,216	1,387,070,985
第3計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	748,002,975	193,991,442	1,941,082,518
第4計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	1,250,105,711	776,826,920	2,414,361,309
第5計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	1,873,074,115	998,933,831	3,288,501,593
第6計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	3,455,675,677	1,026,066,157	5,718,111,113
第7計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	4,165,589,208	834,803,538	9,048,896,783
第8計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	6,537,129,017	2,125,161,213	13,460,864,587
第9期（中間期）	2024年2月20日～2024年8月19日	11,478,502,403	943,942,505	23,995,424,485

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

のむラップ・ファンド（積極型）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2014年2月19日～2015年2月18日	3,164,392,511	1,768,791,397	6,561,006,765
第6計算期間	2015年2月19日～2016年2月18日	4,833,876,039	1,851,238,866	9,543,643,938
第7計算期間	2016年2月19日～2017年2月20日	2,890,629,040	2,239,285,849	10,194,987,129
第8計算期間	2017年2月21日～2018年2月19日	4,305,044,963	3,234,715,551	11,265,316,541
第9計算期間	2018年2月20日～2019年2月18日	4,187,189,703	2,441,328,586	13,011,177,658
第10計算期間	2019年2月19日～2020年2月18日	5,773,245,162	4,580,921,634	14,203,501,186
第11計算期間	2020年2月19日～2021年2月18日	7,849,562,545	5,791,022,042	16,262,041,689
第12計算期間	2021年2月19日～2022年2月18日	15,921,073,680	5,463,445,749	26,719,669,620
第13計算期間	2022年2月19日～2023年2月20日	19,997,678,152	5,349,774,563	41,367,573,209
第14計算期間	2023年2月21日～2024年2月19日	27,293,740,542	13,617,566,809	55,043,746,942
第15期（中間期）	2024年2月20日～2024年8月19日	27,281,871,388	5,723,662,477	76,601,955,853

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

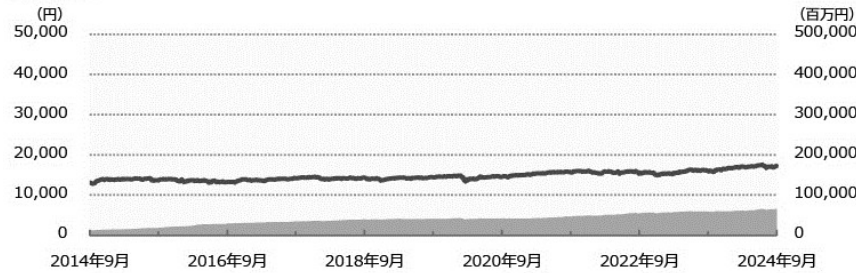


運用実績 (2024年9月30日現在)

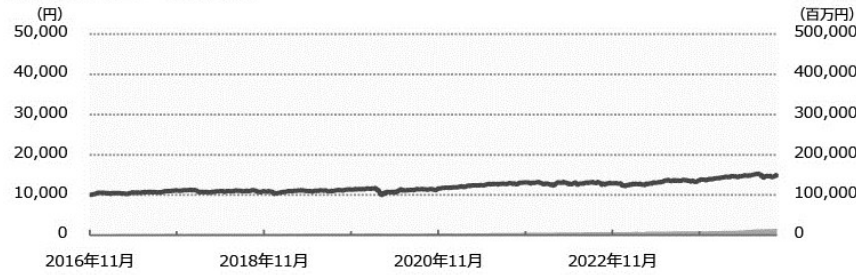
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

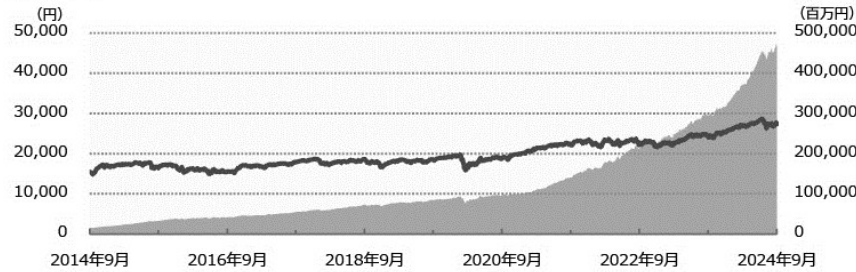
■ 保守型



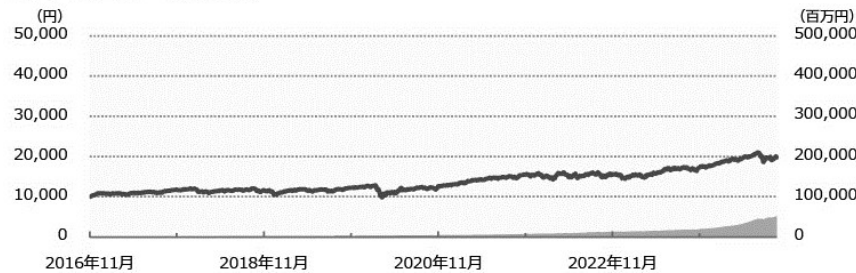
■ やや保守型 (設定来)



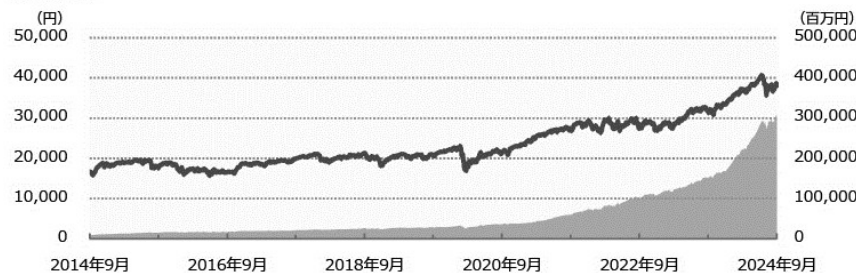
■ 普通型



■ やや積極型 (設定来)



■ 積極型



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 保守型

2024年2月	10 円
2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
設定来累計	120 円

■ やや保守型

2024年2月	10 円
2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
設定来累計	80 円

■ 普通型

2024年2月	10 円
2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
設定来累計	130 円

■ やや積極型

2024年2月	10 円
2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
設定来累計	80 円

■ 積極型

2024年2月	10 円
2023年2月	10 円
2022年2月	10 円
2021年2月	10 円
2020年2月	10 円
設定来累計	130 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)				
	保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
国内株式マザーファンド	7.3	8.5	10.4	13.0	9.8
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	48.7	34.6	24.6	8.0	4.7
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	13.6	19.2	26.2	39.8	54.0
外国債券マザーファンド	21.9	27.4	26.1	23.9	16.1
世界REITインデックス マザーファンド	7.5	8.9	11.6	14.0	14.1

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.3	0.3	0.4	0.5	0.3
2	ソニーグループ	電気機器	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
3	日立製作所	電気機器	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2
5	キーエンス	電気機器	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	国庫債券 利付（10年）第370回	国債証券	1.1	0.8	0.5	0.2	0.1
2	国庫債券 利付（2年）第455回	国債証券	0.8	0.5	0.4	0.1	0.1
3	国庫債券 利付（10年）第371回	国債証券	0.8	0.5	0.4	0.1	0.1
4	国庫債券 利付（5年）第163回	国債証券	0.7	0.5	0.4	0.1	0.1
5	国庫債券 利付（5年）第157回	国債証券	0.7	0.5	0.3	0.1	0.1

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.7	1.0	1.3	2.0	2.7
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.6	0.9	1.2	1.8	2.4
3	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.6	0.9	1.2	1.8	2.4
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.4	0.5	0.7	1.0	1.4
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.3	0.4	0.5	0.7	1.0

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

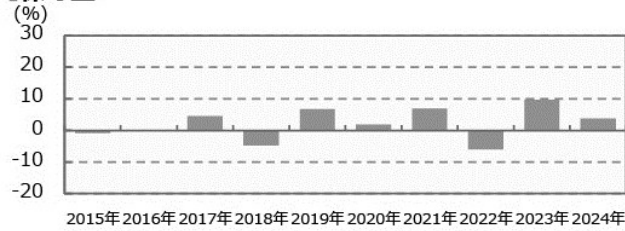
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
2	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2

・「世界REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

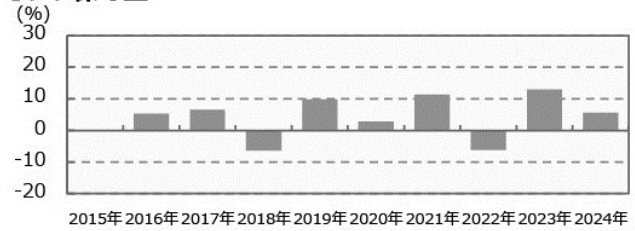
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			保守型	やや保守型	普通型	やや積極型	積極型
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.5	0.6	0.8	1.0	1.0
2	EQUINIX INC	投資証券	0.4	0.4	0.6	0.7	0.7
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6
4	PUBLIC STORAGE	投資証券	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5
5	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5

年間収益率の推移 (暦年ベース)

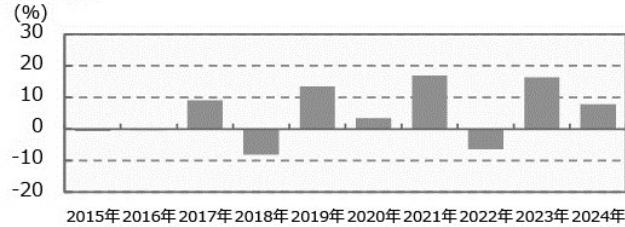
保守型



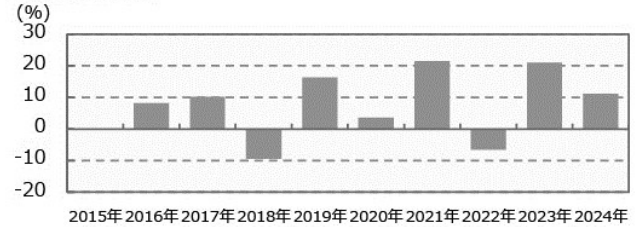
やや保守型



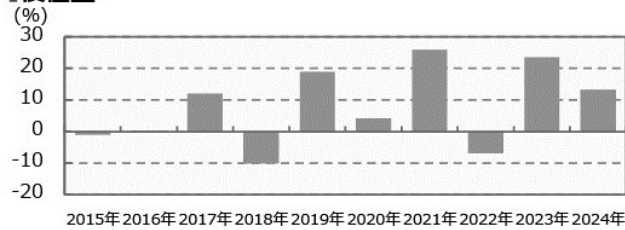
普通型



やや積極型



積極型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・『(やや保守型)』『(やや積極型)』の2016年は設定日(2016年11月11日)から年末までの収益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの横軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(4) 販売単位

「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

なお、販売会社によっては「(年3%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)」「(年6%目標払出)のむラップ・ファンド(普通型)」の換金代金をもって、各ファンドへのスイッチングが可能です。

(8) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

*当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受け付けを取り消す場合があります。

(10) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 換金単位

「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

(4) 換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口換金について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場

合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評

価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

(保守型、普通型、積極型：2010年3月15日設定)

(やや保守型、やや積極型：2016年11月11日設定)

(4) 【計算期間】

原則として、毎年2月19日から翌年2月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドにつき受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

のむラップ・ファンド（保守型）

のむラップ・ファンド（普通型）

のむラップ・ファンド（積極型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2023年2月21日から2024年2月19日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

のむラップ・ファンド（やや積極型）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(2023年2月21日から2024年2月19日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（保守型）の2023年2月21日から2024年2月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（保守型）の2024年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン ドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（保守型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 2 月 20 日現在)	第 14 期 (2024 年 2 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	998,076,425	1,179,801,642
親投資信託受益証券	56,013,229,733	59,741,676,269
流動資産合計	57,011,306,158	60,921,477,911
資産合計	57,011,306,158	60,921,477,911
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	36,765,634	35,874,003
未払解約金	71,233,414	78,526,067
未払受託者報酬	9,307,135	9,923,036
未払委託者報酬	325,749,695	347,306,243
未払利息	206	124
その他未払費用	930,644	992,238
流動負債合計	443,986,728	472,621,711
負債合計	443,986,728	472,621,711
純資産の部		
元本等		
元本	36,765,634,095	35,874,003,035
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	19,801,685,335	24,574,853,165
（分配準備積立金）	3,344,929,514	6,720,373,992
元本等合計	56,567,319,430	60,448,856,200
純資産合計	56,567,319,430	60,448,856,200
負債純資産合計	57,011,306,158	60,921,477,911

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
営業収益		
受取利息	-	80
有価証券売買等損益	295,097,839	6,077,967,537
営業収益合計	295,097,839	6,077,967,617
営業費用		
支払利息	195,141	287,635
受託者報酬	17,723,998	19,362,580
委託者報酬	620,339,831	677,690,340
その他費用	1,772,273	1,936,132

営業費用合計	640,031,243	699,276,687
営業利益又は営業損失(△)	△344,933,404	5,378,690,930
経常利益又は経常損失(△)	△344,933,404	5,378,690,930
当期純利益又は当期純損失(△)	△344,933,404	5,378,690,930
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	57,851,487	631,544,132
期首剰余金又は期首欠損金(△)	17,231,738,113	19,801,685,335
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,134,209,395	4,917,582,991
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,134,209,395	4,917,582,991
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,124,711,648	4,855,687,956
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,124,711,648	4,855,687,956
分配金	36,765,634	35,874,003
期末剰余金又は期末欠損金(△)	19,801,685,335	24,574,853,165

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年2月21日から2024年2月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第13期 2023年2月20日現在	第14期 2024年2月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 36,765,634,095口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 35,874,003,035口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5386円 (10,000口当たり純資産額) (15,386円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6850円 (10,000口当たり純資産額) (16,850円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自2022年2月19日 至2023年2月20日	第14期 自2023年2月21日 至2024年2月19日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>400,290,624円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>16,456,755,821円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,981,404,524円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>19,838,450,969円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>36,765,634,095口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>5,395円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>36,765,634円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	400,290,624円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	16,456,755,821円	分配準備積立金額	D	2,981,404,524円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,838,450,969円	当ファンドの期末残存口数	F	36,765,634,095口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,395円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	36,765,634円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>954,701,965円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>3,163,866,788円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>17,854,479,173円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,637,679,242円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>24,610,727,168円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>35,874,003,035口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>6,860円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>35,874,003円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	954,701,965円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,163,866,788円	収益調整金額	C	17,854,479,173円	分配準備積立金額	D	2,637,679,242円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,610,727,168円	当ファンドの期末残存口数	F	35,874,003,035口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,860円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	35,874,003円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	400,290,624円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	16,456,755,821円																																																											
分配準備積立金額	D	2,981,404,524円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,838,450,969円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	36,765,634,095口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,395円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	36,765,634円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	954,701,965円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,163,866,788円																																																											
収益調整金額	C	17,854,479,173円																																																											
分配準備積立金額	D	2,637,679,242円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,610,727,168円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	35,874,003,035口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,860円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	35,874,003円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 13 期 2023 年 2 月 20 日現在	第 14 期 2024 年 2 月 19 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日
-----------------------------	-----------------------------

至 2023 年 2 月 20 日		至 2024 年 2 月 19 日	
期首元本額	31,500,368,264 円	期首元本額	36,765,634,095 円
期中追加設定元本額	9,157,557,507 円	期中追加設定元本額	8,063,758,613 円
期中一部解約元本額	3,892,291,676 円	期中一部解約元本額	8,955,389,673 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	186,799,999	5,262,110,871
合計	186,799,999	5,262,110,871

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 2 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 2 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	1,584,515,212	4,661,168,399	
		外国債券マザーファンド	4,922,234,127	14,185,878,754	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	1,215,485,817	7,763,794,107	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	22,888,034,243	28,811,457,505	
		世界REITインデックスマザーファンド	1,614,780,928	4,319,377,504	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 98.8%	32,225,050,327	59,741,676,269	100.0%
合計			59,741,676,269		

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや保守型）の2023年2月21日から2024年2月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや保守型）の2024年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや保守型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年2月20日現在)	第8期 (2024年2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	144,757,900	192,306,633
親投資信託受益証券	7,909,326,340	10,255,465,678
流動資産合計	8,054,084,240	10,447,772,311
資産合計	8,054,084,240	10,447,772,311
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,271,210	7,205,366
未払解約金	1,486,751	19,244,822
未払受託者報酬	1,292,203	1,561,020
未払委託者報酬	48,457,552	58,538,522
未払利息	29	20
その他未払費用	129,165	156,042
流動負債合計	57,636,910	86,705,792
負債合計	57,636,910	86,705,792
純資産の部		
元本等		
元本	6,271,210,939	7,205,366,511
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,725,236,391	3,155,700,008
(分配準備積立金)	441,780,405	1,318,809,266
元本等合計	7,996,447,330	10,361,066,519
純資産合計	7,996,447,330	10,361,066,519
負債純資産合計	8,054,084,240	10,447,772,311

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	第8期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
営業収益		
受取利息	-	14
有価証券売買等損益	137,769,145	1,189,563,338
営業収益合計	137,769,145	1,189,563,352
営業費用		
支払利息	27,768	44,124
受託者報酬	2,402,792	2,906,459
委託者報酬	90,104,389	108,992,508
その他費用	240,165	290,524

営業費用合計	92,775,114	112,233,615
営業利益又は営業損失(△)	44,994,031	1,077,329,737
経常利益又は経常損失(△)	44,994,031	1,077,329,737
当期純利益又は当期純損失(△)	44,994,031	1,077,329,737
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	15,488,903	83,862,888
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,290,244,305	1,725,236,391
剰余金増加額又は欠損金減少額	589,241,208	826,466,287
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	589,241,208	826,466,287
剰余金減少額又は欠損金増加額	177,483,040	382,264,153
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	177,483,040	382,264,153
分配金	6,271,210	7,205,366
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,725,236,391	3,155,700,008

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年2月21日から2024年2月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年2月20日現在	第8期 2024年2月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,271,210,939口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,205,366,511口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2751円 (10,000口当たり純資産額) (12,751円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4380円 (10,000口当たり純資産額) (14,380円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年2月19日 至2023年2月20日	第8期 自2023年2月21日 至2024年2月19日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>64,428,672円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,283,455,986円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>383,622,943円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,731,507,601円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>6,271,210,939口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2,761円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>6,271,210円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	64,428,672円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	1,283,455,986円	分配準備積立金額	D	383,622,943円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,731,507,601円	当ファンドの期末残存口数	F	6,271,210,939口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,761円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,271,210円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>169,761,797円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>795,372,457円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,836,890,742円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>360,880,378円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>3,162,905,374円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>7,205,366,511口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>4,389円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>7,205,366円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	169,761,797円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	795,372,457円	収益調整金額	C	1,836,890,742円	分配準備積立金額	D	360,880,378円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,162,905,374円	当ファンドの期末残存口数	F	7,205,366,511口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,389円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,205,366円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	64,428,672円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	1,283,455,986円																																																											
分配準備積立金額	D	383,622,943円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,731,507,601円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	6,271,210,939口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,761円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,271,210円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	169,761,797円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	795,372,457円																																																											
収益調整金額	C	1,836,890,742円																																																											
分配準備積立金額	D	360,880,378円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,162,905,374円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	7,205,366,511口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,389円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,205,366円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 7 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 8 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 7 期 2023 年 2 月 20 日現在	第 8 期 2024 年 2 月 19 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 8 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	<p>同左</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第 7 期 自 2022 年 2 月 19 日	第 8 期 自 2023 年 2 月 21 日

至 2023 年 2 月 20 日		至 2024 年 2 月 19 日	
期首元本額	4,878,498,437 円	期首元本額	6,271,210,939 円
期中追加設定元本額	2,060,079,927 円	期中追加設定元本額	2,295,351,129 円
期中一部解約元本額	667,367,425 円	期中一部解約元本額	1,361,195,557 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 7 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 8 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	109,616,291	1,090,918,159
合計	109,616,291	1,090,918,159

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 2 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 2 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	319,382,402	939,527,211	
		外国債券マザーファンド	1,032,503,514	2,975,675,127	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	296,982,538	1,896,946,263	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	2,784,037,811	3,504,546,796	
		世界REITインデックスマザーファンド	350,955,281	938,770,281	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 99.0%	4,783,861,546	10,255,465,678 100.0%	
合計			10,255,465,678		

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（普通型）の2023年2月21日から2024年2月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（普通型）の2024年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（普通型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 2 月 20 日現在)	第 14 期 (2024 年 2 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,426,333,857	7,032,155,101
親投資信託受益証券	239,418,807,215	341,994,197,900
流動資産合計	243,845,141,072	349,026,353,001
資産合計	243,845,141,072	349,026,353,001
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	106,364,596	131,079,931
未払解約金	193,812,851	652,250,705
未払受託者報酬	37,831,260	51,727,658
未払委託者報酬	1,513,250,320	2,069,106,392
未払利息	915	741
その他未払費用	3,783,066	5,172,703
流動負債合計	1,855,043,008	2,909,338,130
負債合計	1,855,043,008	2,909,338,130
純資産の部		
元本等		
元本	106,364,596,803	131,079,931,086
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	135,625,501,261	215,037,083,785
（分配準備積立金）	18,791,496,852	54,663,295,508
元本等合計	241,990,098,064	346,117,014,871
純資産合計	241,990,098,064	346,117,014,871
負債純資産合計	243,845,141,072	349,026,353,001

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
営業収益		
受取利息	-	371
有価証券売買等損益	7,131,210,541	47,345,647,785
営業収益合計	7,131,210,541	47,345,648,156
営業費用		
支払利息	847,327	1,550,572
受託者報酬	68,033,644	94,032,648
委託者報酬	2,721,345,596	3,761,305,918
その他費用	6,803,236	9,403,145

営業費用合計	2,797,029,803	3,866,292,283
営業利益又は営業損失(△)	4,334,180,738	43,479,355,873
経常利益又は経常損失(△)	4,334,180,738	43,479,355,873
当期純利益又は当期純損失(△)	4,334,180,738	43,479,355,873
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	610,591,755	3,827,868,795
期首剰余金又は期首欠損金(△)	89,811,733,648	135,625,501,261
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,623,493,359	73,479,972,020
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,623,493,359	73,479,972,020
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,426,950,133	33,588,796,643
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,426,950,133	33,588,796,643
分配金	106,364,596	131,079,931
期末剰余金又は期末欠損金(△)	135,625,501,261	215,037,083,785

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年2月21日から2024年2月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第13期 2023年2月20日現在	第14期 2024年2月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 106,364,596,803口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 131,079,931,086口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,2751円 (10,000口当たり純資産額) (22,751円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2,6405円 (10,000口当たり純資産額) (26,405円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自2022年2月19日 至2023年2月20日	第14期 自2023年2月21日 至2024年2月19日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>2,756,558,494円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>967,030,489円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>116,834,004,409円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>15,174,272,465円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>135,731,865,857円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>106,364,596,803口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>12,760円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>106,364,596円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,756,558,494円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	967,030,489円	収益調整金額	C	116,834,004,409円	分配準備積立金額	D	15,174,272,465円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	135,731,865,857円	当ファンドの期末残存口数	F	106,364,596,803口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,760円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	106,364,596円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>5,985,214,572円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>33,666,272,506円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>160,373,788,277円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>15,142,888,361円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>215,168,163,716円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>131,079,931,086口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>16,415円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>131,079,931円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,985,214,572円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	33,666,272,506円	収益調整金額	C	160,373,788,277円	分配準備積立金額	D	15,142,888,361円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	215,168,163,716円	当ファンドの期末残存口数	F	131,079,931,086口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	16,415円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	131,079,931円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	2,756,558,494円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	967,030,489円																																																											
収益調整金額	C	116,834,004,409円																																																											
分配準備積立金額	D	15,174,272,465円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	135,731,865,857円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	106,364,596,803口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,760円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	106,364,596円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	5,985,214,572円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	33,666,272,506円																																																											
収益調整金額	C	160,373,788,277円																																																											
分配準備積立金額	D	15,142,888,361円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	215,168,163,716円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	131,079,931,086口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	16,415円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	131,079,931円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>○流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 13 期 2023 年 2 月 20 日現在	第 14 期 2024 年 2 月 19 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	<p>同左</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日

至 2023 年 2 月 20 日		至 2024 年 2 月 19 日	
期首元本額	73,633,291,800 円	期首元本額	106,364,596,803 円
期中追加設定元本額	42,856,076,867 円	期中追加設定元本額	50,685,178,559 円
期中一部解約元本額	10,124,771,864 円	期中一部解約元本額	25,969,844,276 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,686,640,156	44,694,192,766
合計	6,686,640,156	44,694,192,766

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 2 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 2 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	13,364,985,090	39,315,776,639	
		外国債券マザーファンド	32,011,073,163	92,255,912,855	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	13,758,871,242	87,883,414,171	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	64,507,192,695	81,201,654,164	
		世界REITインデックスマザーファンド	15,453,826,338	41,337,440,071	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 98.8%	139,095,948,528	341,994,197,900	100.0%
合計			341,994,197,900		

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや積極型）の2023年2月21日から2024年2月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや積極型）の2024年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや積極型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (2023年2月20日現在)	第8期 (2024年2月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	258,121,837	556,394,841
親投資信託受益証券	13,859,589,450	24,895,186,382
流動資産合計	14,117,711,287	25,451,581,223
資産合計	14,117,711,287	25,451,581,223
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,048,896	13,460,864
未払解約金	12,792,821	55,182,103
未払受託者報酬	2,121,021	3,366,503
未払委託者報酬	90,143,288	143,076,190
未払利息	53	58
その他未払費用	212,036	336,590
流動負債合計	114,318,115	215,422,308
負債合計	114,318,115	215,422,308
純資産の部		
元本等		
元本	9,048,896,783	13,460,864,587
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,954,496,389	11,775,294,328
(分配準備積立金)	1,042,106,047	4,211,473,409
元本等合計	14,003,393,172	25,236,158,915
純資産合計	14,003,393,172	25,236,158,915
負債純資産合計	14,117,711,287	25,451,581,223

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	第8期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
営業収益		
受取利息	-	26
有価証券売買等損益	590,452,370	3,874,914,932
営業収益合計	590,452,370	3,874,914,958
営業費用		
支払利息	48,959	99,887
受託者報酬	3,725,815	5,883,295
委託者報酬	158,347,039	250,039,740
その他費用	372,454	588,211

営業費用合計	162,494,267	256,611,133
営業利益又は営業損失(△)	427,958,103	3,618,303,825
経常利益又は経常損失(△)	427,958,103	3,618,303,825
当期純利益又は当期純損失(△)	427,958,103	3,618,303,825
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	39,949,312	248,586,406
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,774,038,325	4,954,496,389
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,212,532,421	4,666,169,658
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,212,532,421	4,666,169,658
剰余金減少額又は欠損金増加額	411,034,252	1,201,628,274
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	411,034,252	1,201,628,274
分配金	9,048,896	13,460,864
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,954,496,389	11,775,294,328

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年2月21日から2024年2月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年2月20日現在	第8期 2024年2月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,048,896,783口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 13,460,864,587口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5475円 (10,000口当たり純資産額) (15,475円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8748円 (10,000口当たり純資産額) (18,748円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自2022年2月19日 至2023年2月20日	第8期 自2023年2月21日 至2024年2月19日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>188,860,179円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>199,148,612円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>3,912,390,342円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>663,146,152円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>4,963,545,285円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>9,048,896,783口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>5,485円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>9,048,896円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	188,860,179円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	199,148,612円	収益調整金額	C	3,912,390,342円	分配準備積立金額	D	663,146,152円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,963,545,285円	当ファンドの期末残存口数	F	9,048,896,783口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,485円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,048,896円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>396,828,167円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>2,972,889,252円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>7,563,820,919円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>855,216,854円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>11,788,755,192円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>13,460,864,587口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>8,757円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>13,460,864円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	396,828,167円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,972,889,252円	収益調整金額	C	7,563,820,919円	分配準備積立金額	D	855,216,854円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,788,755,192円	当ファンドの期末残存口数	F	13,460,864,587口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,757円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,460,864円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	188,860,179円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	199,148,612円																																																											
収益調整金額	C	3,912,390,342円																																																											
分配準備積立金額	D	663,146,152円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,963,545,285円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	9,048,896,783口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,485円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,048,896円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	396,828,167円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,972,889,252円																																																											
収益調整金額	C	7,563,820,919円																																																											
分配準備積立金額	D	855,216,854円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,788,755,192円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,460,864,587口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,757円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	13,460,864円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第7期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日	第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第7期 2023年 2月 20日現在	第8期 2024年 2月 19日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 2022年 2月 19日 至 2023年 2月 20日	第8期 自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 2022年 2月 19日	第8期 自 2023年 2月 21日
-----------------------	-----------------------

至 2023 年 2 月 20 日		至 2024 年 2 月 19 日	
期首元本額	5,718,111,113 円	期首元本額	9,048,896,783 円
期中追加設定元本額	4,165,589,208 円	期中追加設定元本額	6,537,129,017 円
期中一部解約元本額	834,803,538 円	期中一部解約元本額	2,125,161,213 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 7 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 8 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	573,907,927	3,811,349,223
合計	573,907,927	3,811,349,223

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 2 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 2 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	1,174,816,480	3,455,957,639	
		外国債券マザーファンド	2,076,051,602	5,983,180,716	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	1,551,093,857	9,907,456,902	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	1,575,039,847	1,982,660,159	
		世界REITインデックスマザーファンド	1,333,108,141	3,565,930,966	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 98.6%	7,710,109,927	24,895,186,382 100.0%	
合計			24,895,186,382		

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（積極型）の2023年2月21日から2024年2月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむラップ・ファンド（積極型）の2024年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（積極型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 2 月 20 日現在)	第 14 期 (2024 年 2 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,428,847,355	4,764,608,113
親投資信託受益証券	118,319,858,246	193,967,498,655
流動資産合計	120,748,705,601	198,732,106,768
資産合計	120,748,705,601	198,732,106,768
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,367,573	55,043,746
未払解約金	294,865,722	545,449,826
未払受託者報酬	18,137,146	27,293,822
未払委託者報酬	816,171,881	1,228,222,205
未払利息	502	502
その他未払費用	1,813,652	2,729,325
流動負債合計	1,172,356,476	1,858,739,426
負債合計	1,172,356,476	1,858,739,426
純資産の部		
元本等		
元本	41,367,573,209	55,043,746,942
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	78,208,775,916	141,829,620,400
(分配準備積立金)	11,912,304,478	38,171,817,105
元本等合計	119,576,349,125	196,873,367,342
純資産合計	119,576,349,125	196,873,367,342
負債純資産合計	120,748,705,601	198,732,106,768

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
営業収益		
受取利息	-	183
有価証券売買等損益	6,351,870,653	34,748,956,409
営業収益合計	6,351,870,653	34,748,956,592
営業費用		
支払利息	436,086	845,627
受託者報酬	31,978,385	48,177,878
委託者報酬	1,439,027,517	2,168,004,602
その他費用	3,197,716	4,817,663

営業費用合計	1,474,639,704	2,221,845,770
営業利益又は営業損失(△)	4,877,230,949	32,527,110,822
経常利益又は経常損失(△)	4,877,230,949	32,527,110,822
当期純利益又は当期純損失(△)	4,877,230,949	32,527,110,822
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	639,183,521	3,197,665,994
期首剰余金又は期首欠損金(△)	46,571,450,575	78,208,775,916
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,869,407,308	60,614,378,242
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,869,407,308	60,614,378,242
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,428,761,822	26,267,934,840
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,428,761,822	26,267,934,840
分配金	41,367,573	55,043,746
期末剰余金又は期末欠損金(△)	78,208,775,916	141,829,620,400

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年2月21日から2024年2月19日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第13期 2023年2月20日現在	第14期 2024年2月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 41,367,573,209口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 55,043,746,942口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.8906円 (10,000口当たり純資産額) (28,906円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.5767円 (10,000口当たり純資産額) (35,767円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自2022年2月19日 至2023年2月20日	第14期 自2023年2月21日 至2024年2月19日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,646,239,180円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>2,591,808,248円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>66,296,471,438円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>7,715,624,623円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>78,250,143,489円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>41,367,573,209口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>18,915円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>41,367,573円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,646,239,180円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,591,808,248円	収益調整金額	C	66,296,471,438円	分配準備積立金額	D	7,715,624,623円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,250,143,489円	当ファンドの期末残存口数	F	41,367,573,209口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,915円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	41,367,573円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>3,147,532,125円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>26,181,912,703円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>103,657,803,295円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>8,897,416,023円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>141,884,664,146円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>55,043,746,942口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>25,776円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>55,043,746円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,147,532,125円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	26,181,912,703円	収益調整金額	C	103,657,803,295円	分配準備積立金額	D	8,897,416,023円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,884,664,146円	当ファンドの期末残存口数	F	55,043,746,942口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	25,776円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	55,043,746円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,646,239,180円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,591,808,248円																																																											
収益調整金額	C	66,296,471,438円																																																											
分配準備積立金額	D	7,715,624,623円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	78,250,143,489円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	41,367,573,209口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,915円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	41,367,573円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,147,532,125円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	26,181,912,703円																																																											
収益調整金額	C	103,657,803,295円																																																											
分配準備積立金額	D	8,897,416,023円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,884,664,146円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	55,043,746,942口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	25,776円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	55,043,746円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 13 期 2023 年 2 月 20 日現在	第 14 期 2024 年 2 月 19 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日
-----------------------------	-----------------------------

至 2023 年 2 月 20 日		至 2024 年 2 月 19 日	
期首元本額	26,719,669,620 円	期首元本額	41,367,573,209 円
期中追加設定元本額	19,997,678,152 円	期中追加設定元本額	27,293,740,542 円
期中一部解約元本額	5,349,774,563 円	期中一部解約元本額	13,617,566,809 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 13 期 自 2022 年 2 月 19 日 至 2023 年 2 月 20 日	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,265,587,133	34,034,576,963
合計	6,265,587,133	34,034,576,963

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 2 月 19 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 2 月 19 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	6,956,195,630	20,463,040,684	
		外国債券マザーファンド	11,207,841,103	32,300,998,058	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	16,426,242,898	104,920,983,886	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	7,149,243,005	8,999,467,094	
		世界REITインデックス マザーファンド	10,199,636,971	27,283,008,933	
	小計	銘柄数: 5 組入時価比率: 98.5%	51,939,159,607	193,967,498,655	100.0%
合計			193,967,498,655		

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「のむらっぴ・ファンド」の各ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」および「世界REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)

(2024年2月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	31,230,242,967
株式	669,607,594,350
派生商品評価勘定	395,616,155
未収配当金	929,703,282
未収利息	81,237
その他未収収益	27,716,472
差入委託証拠金	15,138,459
流動資産合計	702,206,092,922
資産合計	702,206,092,922
負債の部	
流動負債	
未払解約金	747,505,441
未払利息	3,294
有価証券貸借取引受入金	24,036,588,181
流動負債合計	24,784,096,916
負債合計	24,784,096,916
純資産の部	
元本等	
元本	230,281,270,628
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	447,140,725,378
元本等合計	677,421,996,006
純資産合計	677,421,996,006
負債純資産合計	702,206,092,922

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前

足説明	<p>提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
-----	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 2月 19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.9417円
(10,000口当たり純資産額)	(29,417円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	23,329,004,070円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年 2月 21日 至 2024年 2月 19日	
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年 2月 19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 2月 19日現在	
期首	2023年 2月 21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	222,272,766,631円
同期中における追加設定元本額	37,344,538,399円
同期中における一部解約元本額	29,336,034,402円
期末元本額	230,281,270,628円

期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	95,332,977円
バランスセレクト50	221,015,312円
バランスセレクト70	373,283,699円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,631,944,560円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,283,658,886円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	10,560,089,639円
野村資産設計ファンド2015	24,651,863円
野村資産設計ファンド2020	27,146,437円
野村資産設計ファンド2025	41,960,308円
野村資産設計ファンド2030	72,191,477円
野村資産設計ファンド2035	73,152,556円
野村資産設計ファンド2040	131,440,092円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	20,368,814,362円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,584,515,212円
のむラップ・ファンド(普通型)	13,364,985,090円
のむラップ・ファンド(積極型)	6,956,195,630円
野村資産設計ファンド2045	30,061,987円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,067,741,173円
マイ・ロード	1,886,416,083円
ネクストコア	21,714,209円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,026,936,024円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	2,806,465,530円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,222,635,521円
野村資産設計ファンド2050	33,693,908円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	7,709,631円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	5,123,502円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,388,679円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,323,402円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	319,382,402円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	1,174,816,480円
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,639,374円
インデックス・ブレンド(タイプII)	3,466,176円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	23,286,298円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	10,362,074円
インデックス・ブレンド(タイプV)	35,982,686円
野村6資産均等バランス	4,243,617,105円
世界6資産分散ファンド	87,086,987円
野村資産設計ファンド2060	28,623,760円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)	66,362,364円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,476,796,591円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	171,164,952円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	104,069,713円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	229,207,697円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	108,103,039円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,550,782円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	4,533,317円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	199,175円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,406,070,332円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA(適格機関投資家専用)	501,209円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	10,481,236円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	24,595,667円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	7,465,213円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	65,550,339円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	117,847,746円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,337,958,270円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	23,456,616円

ノムラ日本株式インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	183,922,339円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX (適格機関投資家専用)	3,838,219,709円
野村国内外マルチアセット (6資産) ファンド (適格機関投資家専用)	32,155,227円
野村国内外マルチアセット (6資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	124,449,965円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	1,633,541円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	4,901,547円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	25,181,793円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	33,497,283円
国内債券・株式バランスファンド (確定拠出年金向け)	93,854,545円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	7,348,722,334円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	23,093,040,056円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	30,472,462,584円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX (確定拠出年金向け)	40,911,935,987円
マイバランスDC30	3,208,313,458円
マイバランスDC50	6,111,847,378円
マイバランスDC70	7,388,245,281円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	13,815,062,876円
野村DC運用戦略ファンド	1,078,012,038円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	82,449,612円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	2,072,460,342円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,885,566,713円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	1,716,270,230円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	15,518,594円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	7,716,249円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	144,950,268円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	46,476,272円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	49,876,793円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	37,105,225円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	1,093,693,337円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	867,631,126円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	672,593,245円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	944,383,025円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	30,300,715円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	368,158,470円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	147,854,750円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	210,967,343円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	107,907,758円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	167,271円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年2月19日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	9,500	3,595.00	34,152,500	貸付有価証券 1,900株
		ニッセイ	250,700	944.10	236,685,870	貸付有価証券 100株
		マルハニチロ	37,200	2,958.00	110,037,600	貸付有価証券 300株

雪国まいたけ	21,400	952.00	20,372,800	貸付有価証券 1,200株
カネコ種苗	7,100	1,436.00	10,195,600	
サカタのタネ	28,500	3,830.00	109,155,000	
ホクト	20,100	1,838.00	36,943,800	
ホクリヨウ	1,800	1,040.00	1,872,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
住石ホールディングス	28,400	2,131.00	60,520,400	貸付有価証券 12,500株 (400株)
日鉄鉱業	10,100	5,150.00	52,015,000	
三井松島ホールディングス	14,900	3,000.00	44,700,000	貸付有価証券 6,000株 (1,800株)
I N P E X	927,300	2,033.50	1,885,664,550	貸付有価証券 40,200株
石油資源開発	29,000	6,200.00	179,800,000	
K&Oエナジーグループ	11,400	2,499.00	28,488,600	貸付有価証券 3,000株
ショーボンドホールディングス	34,200	6,242.00	213,476,400	
ミライト・ワン	82,900	1,751.00	145,157,900	貸付有価証券 800株
タマホーム	15,800	3,965.00	62,647,000	貸付有価証券 4,300株 (400株)
サンヨーホームズ	1,400	761.00	1,065,400	貸付有価証券 700株
日本アクア	4,600	1,017.00	4,678,200	貸付有価証券 2,100株 (1,300株)
ファーストコーポレーション	3,200	787.00	2,518,400	貸付有価証券 200株
ベステラ	2,600	1,097.00	2,852,200	貸付有価証券 1,500株 (900株)
キャンディル	2,000	581.00	1,162,000	貸付有価証券 1,300株
ダイセキ環境ソリューション	2,300	1,026.00	2,359,800	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
第一カッター興業	7,200	1,361.00	9,799,200	
安藤・間	145,300	1,239.00	180,026,700	
東急建設	78,500	808.00	63,428,000	
コムシスホールディングス	80,000	3,339.00	267,120,000	
ビーアールホールディングス	36,700	374.00	13,725,800	
高松コンストラクショングループ	18,600	2,723.00	50,647,800	
東建コーポレーション	6,300	9,600.00	60,480,000	貸付有価証券 300株
ソネック	1,200	927.00	1,112,400	

ヤマウラ	12,700	1,504.00	19,100,800	貸付有価証券 5,900株
オリエンタル白石	92,800	390.00	36,192,000	貸付有価証券 400株
大成建設	164,100	4,859.00	797,361,900	貸付有価証券 1,900株
大林組	627,200	1,440.50	903,481,600	
清水建設	497,300	914.80	454,930,040	貸付有価証券 300株
飛島建設	18,100	1,482.00	26,824,200	
長谷工コーポレーション	160,900	1,886.00	303,457,400	貸付有価証券 500株 (500株)
松井建設	16,400	858.00	14,071,200	
銭高組	1,200	4,150.00	4,980,000	
鹿島建設	388,900	2,843.50	1,105,837,150	
不動テトラ	12,100	2,228.00	26,958,800	
大末建設	3,100	1,642.00	5,090,200	
鉄建建設	12,600	2,561.00	32,268,600	
西松建設	33,500	4,587.00	153,664,500	
三井住友建設	130,500	443.00	57,811,500	
大豊建設	6,000	3,140.00	18,840,000	貸付有価証券 300株
佐田建設	5,000	709.00	3,545,000	
ナカノフドー建設	5,500	634.00	3,487,000	
奥村組	28,400	5,080.00	144,272,000	
東鉄工業	21,700	3,035.00	65,859,500	
イチケン	1,900	2,428.00	4,613,200	
富士ピー・エス	3,500	452.00	1,582,000	
浅沼組	13,000	4,150.00	53,950,000	
戸田建設	237,300	958.00	227,333,400	
熊谷組	28,900	3,865.00	111,698,500	
北野建設	1,500	3,095.00	4,642,500	
植木組	2,200	1,798.00	3,955,600	貸付有価証券 100株 (100株)
矢作建設工業	23,900	1,585.00	37,881,500	
ピーエス三菱	22,200	1,057.00	23,465,400	貸付有価証券 1,200株
日本ハウスホールディングス	37,400	306.00	11,444,400	貸付有価証券 13,700株 (5,000株)
新日本建設	24,600	1,242.00	30,553,200	
東亜道路工業	7,000	6,420.00	44,940,000	

日本道路	20,600	2,038.00	41,982,800	
東亜建設工業	13,500	4,675.00	63,112,500	
日本国土開発	49,900	521.00	25,997,900	貸付有価証券 19,900株(4,900株)
若築建設	6,100	3,140.00	19,154,000	
東洋建設	44,200	1,322.00	58,432,400	貸付有価証券 1,500株(300株)
五洋建設	248,600	764.40	190,029,840	
世紀東急工業	22,500	1,938.00	43,605,000	貸付有価証券 400株(400株)
福田組	6,600	5,330.00	35,178,000	
住友林業	151,600	4,109.00	622,924,400	貸付有価証券 1,900株
日本基礎技術	4,700	453.00	2,129,100	貸付有価証券 300株
巴コーポレーション	9,800	655.00	6,419,000	
大和ハウス工業	485,000	4,337.00	2,103,445,000	貸付有価証券 3,800株(3,200株)
ライト工業	36,100	1,895.00	68,409,500	
積水ハウス	531,900	3,292.00	1,751,014,800	貸付有価証券 4,900株
日特建設	16,700	1,152.00	19,238,400	
北陸電気工事	12,000	1,259.00	15,108,000	貸付有価証券 100株
ユアテック	38,600	1,260.00	48,636,000	
日本リーテック	13,700	1,243.00	17,029,100	貸付有価証券 100株
四電工	7,300	4,000.00	29,200,000	
中電工	27,200	2,953.00	80,321,600	
関電工	109,800	1,593.00	174,911,400	貸付有価証券 1,000株(200株)
きんでん	123,500	2,650.00	327,275,000	
東京エネシス	17,400	1,165.00	20,271,000	貸付有価証券 300株
トーエネック	5,800	5,190.00	30,102,000	
住友電設	16,700	3,075.00	51,352,500	
日本電設工業	32,900	2,091.00	68,793,900	
エクシオグループ	85,700	3,117.00	267,126,900	貸付有価証券 1,300株(1,300株)
新日本空調	11,400	2,862.00	32,626,800	
九電工	37,900	5,710.00	216,409,000	貸付有価証券 400株
三機工業	37,900	1,913.00	72,502,700	

日揮ホールディングス	173,500	1,412.00	244,982,000	貸付有価証券 200株
中外炉工業	5,700	2,829.00	16,125,300	
ヤマト	6,500	974.00	6,331,000	
太平電業	10,900	4,460.00	48,614,000	
高砂熱学工業	47,000	4,390.00	206,330,000	貸付有価証券 100株
三晃金属工業	1,100	4,955.00	5,450,500	
朝日工業社	8,200	2,986.00	24,485,200	
明星工業	33,900	1,230.00	41,697,000	
大気社	20,200	4,885.00	98,677,000	貸付有価証券 300株
ダイダン	23,100	1,811.00	41,834,100	貸付有価証券 1,900株
日比谷総合設備	12,700	2,560.00	32,512,000	
フィル・カンパニー	2,700	878.00	2,370,600	
テスホールディングス	37,800	448.00	16,934,400	貸付有価証券 1,800株
インフロニア・ホールディングス	202,200	1,500.00	303,300,000	貸付有価証券 3,000株
レイズネクスト	25,400	2,349.00	59,664,600	
ニッポン	52,700	2,399.00	126,427,300	貸付有価証券 24,800株 (24,800株)
日清製粉グループ本社	162,800	2,137.00	347,903,600	
日東富士製粉	3,100	5,370.00	16,647,000	
昭和産業	17,000	3,455.00	58,735,000	
鳥越製粉	7,000	730.00	5,110,000	貸付有価証券 1,400株
中部飼料	24,400	1,280.00	31,232,000	
フィード・ワン	25,700	1,015.00	26,085,500	貸付有価証券 100株
東洋精糖	1,500	2,686.00	4,029,000	貸付有価証券 100株
日本甜菜製糖	10,200	2,120.00	21,624,000	
DM三井製糖ホールディングス	17,500	3,280.00	57,400,000	
塩水港精糖	10,300	314.00	3,234,200	貸付有価証券 4,700株
ウェルネオシュガー	8,800	2,282.00	20,081,600	
森永製菓	75,400	2,748.00	207,199,200	
中村屋	4,400	3,130.00	13,772,000	貸付有価証券 300株
江崎グリコ	50,400	4,697.00	236,728,800	貸付有価証券

				3,500株
名糖産業	6,900	1,849.00	12,758,100	貸付有価証券 2,200株
井村屋グループ	10,500	2,459.00	25,819,500	
不二家	12,100	2,507.00	30,334,700	貸付有価証券 5,600株
山崎製パン	117,800	3,907.00	460,244,600	貸付有価証券 9,400株
第一屋製パン	1,500	675.00	1,012,500	
モロゾフ	5,700	4,150.00	23,655,000	
亀田製菓	10,100	4,430.00	44,743,000	貸付有価証券 1,300株
寿スピリッツ	83,200	1,928.00	160,409,600	
カルビー	80,600	3,155.00	254,293,000	貸付有価証券 700株
森永乳業	61,500	3,156.00	194,094,000	
六甲バター	12,900	1,379.00	17,789,100	貸付有価証券 600株
ヤクルト本社	251,600	3,158.00	794,552,800	貸付有価証券 2,500株
明治ホールディングス	215,900	3,461.00	747,229,900	
雪印メグミルク	42,600	2,219.00	94,529,400	貸付有価証券 200株
プリマハム	23,700	2,283.00	54,107,100	貸付有価証券 200株
日本ハム	75,700	5,284.00	399,998,800	
林兼産業	2,600	577.00	1,500,200	
丸大食品	17,700	1,652.00	29,240,400	
S F o o d s	19,400	3,195.00	61,983,000	貸付有価証券 2,200株
柿安本店	6,900	2,592.00	17,884,800	貸付有価証券 2,900株
伊藤ハム米久ホールディングス	26,900	4,150.00	111,635,000	
サッポロホールディングス	58,000	7,051.00	408,958,000	貸付有価証券 6,400株
アサヒグループホールディングス	406,800	5,327.00	2,167,023,600	貸付有価証券 48,400株
キリンホールディングス	733,400	2,148.50	1,575,709,900	
宝ホールディングス	120,200	1,187.00	142,677,400	貸付有価証券 11,500株 (300株)
オエノンホールディングス	52,600	351.00	18,462,600	
養命酒製造	5,800	1,872.00	10,857,600	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	137,900	1,907.50	263,044,250	貸付有価証券 64,200株

ライフドリンクカンパニー	2,600	5,110.00	13,286,000	
サントリー食品インターナショナル	124,000	4,737.00	587,388,000	貸付有価証券 11,900株
ダイドーグループホールディングス	19,900	3,030.00	60,297,000	
伊藤園	59,700	4,254.00	253,963,800	貸付有価証券 100株
キーコーヒー	19,700	2,047.00	40,325,900	貸付有価証券 1,300株
ユニカフェ	2,600	904.00	2,350,400	貸付有価証券 900株(100株)
ジャパンフーズ	1,200	1,403.00	1,683,600	貸付有価証券 800株
日清オイリオグループ	24,800	5,100.00	126,480,000	
不二製油グループ本社	41,000	2,399.00	98,359,000	貸付有価証券 600株
かどや製油	900	3,810.00	3,429,000	
J-オイルミルズ	20,200	1,942.00	39,228,400	
キッコーマン	116,700	9,336.00	1,089,511,200	
味の素	418,400	5,670.00	2,372,328,000	貸付有価証券 6,600株(1,300株)
ブルドックソース	9,300	2,123.00	19,743,900	
キューピー	94,600	2,726.50	257,926,900	
ハウス食品グループ本社	60,600	3,146.00	190,647,600	貸付有価証券 300株(200株)
カゴメ	75,700	3,604.00	272,822,800	貸付有価証券 7,600株
焼津水産化学工業	3,400	1,350.00	4,590,000	貸付有価証券 100株(100株)
アリアケジャパン	17,600	5,700.00	100,320,000	貸付有価証券 700株
ピエトロ	1,100	1,825.00	2,007,500	貸付有価証券 400株(300株)
エバラ食品工業	4,200	2,921.00	12,268,200	
やまみ	1,100	4,400.00	4,840,000	
ニチレイ	80,700	3,747.00	302,382,900	
東洋水産	89,000	8,549.00	760,861,000	貸付有価証券 1,500株(1,500株)
イトアンドホールディングス	8,300	2,132.00	17,695,600	貸付有価証券 3,900株
大冷	1,100	1,936.00	2,129,600	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,000	1,268.00	10,144,000	貸付有価証券 3,700株(2,600株)
日清食品ホールディングス	185,700	4,442.00	824,879,400	

永谷園ホールディングス	8,600	2,205.00	18,963,000	
一正蒲鉾	3,400	741.00	2,519,400	
フジッコ	18,100	1,945.00	35,204,500	
ロック・フィールド	21,500	1,675.00	36,012,500	
日本たばこ産業	1,069,900	3,912.00	4,185,448,800	貸付有価証券 93,400株
ケンコーマヨネーズ	12,100	2,120.00	25,652,000	
わらべや日洋ホールディングス	11,800	2,832.00	33,417,600	貸付有価証券 2,800株
なとり	11,100	2,153.00	23,898,300	
イフジ産業	1,500	1,458.00	2,187,000	
ファーマフーズ	25,300	989.00	25,021,700	貸付有価証券 11,900株(200株)
ユーグレナ	109,600	640.00	70,144,000	貸付有価証券 51,500株(9,900株)
紀文食品	15,300	1,191.00	18,222,300	
ピクルスホールディングス	10,300	1,258.00	12,957,400	貸付有価証券 4,800株
ミヨシ油脂	3,000	1,250.00	3,750,000	
理研ビタミン	15,200	2,430.00	36,936,000	
片倉工業	16,500	1,800.00	29,700,000	
グンゼ	12,700	5,650.00	71,755,000	
東洋紡	77,400	1,081.00	83,669,400	貸付有価証券 100株
ユニチカ	57,900	158.00	9,148,200	貸付有価証券 17,400株(10,800株)
富士紡ホールディングス	7,800	4,465.00	34,827,000	
倉敷紡績	12,700	3,100.00	39,370,000	
シキボウ	9,500	1,200.00	11,400,000	
日本毛織	45,900	1,371.00	62,928,900	
ダイトウボウ	13,000	91.00	1,183,000	貸付有価証券 7,600株(2,500株)
トーア紡コーポレーション	3,100	421.00	1,305,100	貸付有価証券 100株
ダイドーリミテッド	11,500	602.00	6,923,000	貸付有価証券 5,400株
帝国繊維	20,200	2,137.00	43,167,400	貸付有価証券 700株
帝人	172,100	1,259.50	216,759,950	貸付有価証券 1,800株
東レ	1,200,100	695.10	834,189,510	貸付有価証券 700株
住江織物	1,600	2,367.00	3,787,200	貸付有価証券

				600 株
日本フェルト	4,400	437.00	1,922,800	
イチカワ	1,000	1,752.00	1,752,000	
日東製網	800	1,650.00	1,320,000	
アツギ	5,600	611.00	3,421,600	貸付有価証券 200 株
ダイニック	2,500	761.00	1,902,500	
セーレン	34,600	2,429.00	84,043,400	貸付有価証券 16,300 株 (15,000 株)
ソトー	2,500	695.00	1,737,500	
東海染工	800	820.00	656,000	
小松マテーレ	26,000	781.00	20,306,000	
ワコールホールディングス	36,700	3,639.00	133,551,300	貸付有価証券 200 株
ホギメディカル	23,600	3,555.00	83,898,000	
クラウドディアホールディングス	1,800	411.00	739,800	貸付有価証券 1,200 株 (800 株)
T S I ホールディングス	58,200	702.00	40,856,400	貸付有価証券 27,300 株
マツオカコーポレーション	2,400	1,570.00	3,768,000	貸付有価証券 200 株
ワールド	25,300	1,970.00	49,841,000	貸付有価証券 11,800 株
三陽商会	6,800	2,736.00	18,604,800	貸付有価証券 400 株 (100 株)
ナイガイ	2,600	254.00	660,400	貸付有価証券 1,600 株
オンワードホールディングス	105,600	527.00	55,651,200	貸付有価証券 24,300 株
ルックホールディングス	5,000	2,455.00	12,275,000	貸付有価証券 200 株 (200 株)
ゴールドウイン	31,700	9,057.00	287,106,900	貸付有価証券 1,300 株
デサント	30,900	3,200.00	98,880,000	貸付有価証券 200 株
キング	3,000	703.00	2,109,000	
ヤマトインターナショナル	6,300	300.00	1,890,000	
特種東海製紙	9,800	3,835.00	37,583,000	貸付有価証券 700 株
王子ホールディングス	746,200	570.00	425,334,000	貸付有価証券 83,900 株 (12,100 株)
日本製紙	101,100	1,165.00	117,781,500	貸付有価証券 6,900 株 (1,300 株)
三菱製紙	10,800	549.00	5,929,200	貸付有価証券

				4,100株
北越コーポレーション	88,000	1,322.00	116,336,000	貸付有価証券 41,400株(200株)
中越パルプ工業	3,200	1,800.00	5,760,000	貸付有価証券 300株
大王製紙	79,100	1,091.50	86,337,650	貸付有価証券 5,400株
阿波製紙	2,200	500.00	1,100,000	貸付有価証券 1,400株
レンゴー	163,100	1,015.50	165,628,050	
トーモク	10,300	2,297.00	23,659,100	貸付有価証券 200株
ザ・パック	13,300	3,815.00	50,739,500	
北の達人コーポレーション	75,500	229.00	17,289,500	貸付有価証券 35,500株(100株)
クラレ	261,000	1,519.50	396,589,500	貸付有価証券 14,100株
旭化成	1,211,800	1,049.50	1,271,784,100	
共和レザー	4,600	823.00	3,785,800	
巴川コーポレーション	2,200	814.00	1,790,800	貸付有価証券 1,200株
レゾナック・ホールディングス	173,100	3,260.00	564,306,000	貸付有価証券 2,000株
住友化学	1,329,200	313.60	416,837,120	貸付有価証券 382,000株(16,100株)
住友精化	8,400	5,070.00	42,588,000	
日産化学	84,100	6,237.00	524,531,700	貸付有価証券 1,700株(200株)
ラサ工業	6,900	2,321.00	16,014,900	貸付有価証券 100株
クレハ	39,200	2,677.00	104,938,400	
多木化学	7,000	3,755.00	26,285,000	貸付有価証券 1,800株
テイカ	15,500	1,386.00	21,483,000	
石原産業	29,700	1,513.00	44,936,100	
片倉コープアグリ	1,900	1,086.00	2,063,400	貸付有価証券 1,000株(500株)
日本曹達	21,100	5,960.00	125,756,000	
東ソー	239,100	1,999.00	477,960,900	貸付有価証券 2,100株(1,100株)
トクヤマ	57,800	2,339.50	135,223,100	貸付有価証券 600株
セントラル硝子	19,100	2,905.00	55,485,500	貸付有価証券 200株
東亜合成	86,100	1,520.00	130,872,000	貸付有価証券 100株

大阪ソーダ	12,500	11,480.00	143,500,000	貸付有価証券 5,800株(200株)
関東電化工業	34,600	943.00	32,627,800	貸付有価証券 1,300株
デンカ	65,100	2,528.00	164,572,800	貸付有価証券 2,200株
信越化学工業	1,624,300	6,178.00	10,034,925,400	
日本カーバイド工業	7,600	1,845.00	14,022,000	
堺化学工業	13,600	1,994.00	27,118,400	
第一稀元素化学工業	19,600	927.00	18,169,200	貸付有価証券 200株
エア・ウォーター	169,000	2,202.00	372,138,000	貸付有価証券 6,200株
日本酸素ホールディングス	173,800	4,159.00	722,834,200	貸付有価証券 100株
日本化学工業	6,600	2,150.00	14,190,000	
東邦アセチレン	8,400	410.00	3,444,000	
日本パーカライズニング	79,800	1,270.00	101,346,000	
高压ガス工業	26,000	878.00	22,828,000	
チタン工業	1,100	1,072.00	1,179,200	
四国化成ホールディングス	22,900	1,760.00	40,304,000	
戸田工業	4,100	1,640.00	6,724,000	貸付有価証券 1,900株(800株)
ステラ ケミファ	9,700	3,890.00	37,733,000	
保土谷化学工業	5,600	3,540.00	19,824,000	
日本触媒	26,100	5,702.00	148,822,200	貸付有価証券 300株
大日精化工業	12,400	2,757.00	34,186,800	
カネカ	45,500	3,718.00	169,169,000	貸付有価証券 300株
三菱瓦斯化学	133,800	2,642.50	353,566,500	
三井化学	147,700	4,067.00	600,695,900	貸付有価証券 4,800株
J S R	195,100	4,060.00	792,106,000	
東京応化工業	85,500	4,140.00	353,970,000	貸付有価証券 39,400株
大阪有機化学工業	15,000	3,005.00	45,075,000	貸付有価証券 3,000株(500株)
三菱ケミカルグループ	1,309,500	862.00	1,128,789,000	
KHネオケム	27,300	2,279.00	62,216,700	貸付有価証券 2,000株
ダイセル	230,300	1,438.00	331,171,400	貸付有価証券 1,000株

住友ベークライト	25,100	8,136.00	204,213,600	
積水化学工業	359,900	2,092.00	752,910,800	
日本ゼオン	122,800	1,284.50	157,736,600	貸付有価証券 9,200株
アイカ工業	45,200	3,535.00	159,782,000	
UBE	85,200	2,582.00	219,986,400	
積水樹脂	26,700	2,518.00	67,230,600	貸付有価証券 100株
タキロンシーアイ	45,700	639.00	29,202,300	貸付有価証券 200株
旭有機材	11,900	3,965.00	47,183,500	貸付有価証券 300株
ニチバン	9,700	1,871.00	18,148,700	貸付有価証券 400株
リケンテクノス	38,600	960.00	37,056,000	
大倉工業	8,300	3,135.00	26,020,500	
積水化成成品工業	25,100	460.00	11,546,000	
群栄化学工業	4,200	3,660.00	15,372,000	
タイガースポリマー	3,600	1,069.00	3,848,400	
ミライアル	2,700	1,462.00	3,947,400	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
ダイキアックス	3,300	703.00	2,319,900	貸付有価証券 1,900株
ダイキョーニシカワ	39,500	733.00	28,953,500	貸付有価証券 100株
竹本容器	3,000	775.00	2,325,000	
森六ホールディングス	9,300	2,782.00	25,872,600	
恵和	12,900	1,209.00	15,596,100	貸付有価証券 2,700株 (400株)
日本化薬	136,800	1,306.50	178,729,200	貸付有価証券 500株
カーリットホールディングス	19,300	993.00	19,164,900	
日本精化	11,900	2,647.00	31,499,300	貸付有価証券 200株
扶桑化学工業	19,000	4,665.00	88,635,000	貸付有価証券 500株
トリケミカル研究所	21,700	4,180.00	90,706,000	貸付有価証券 4,000株
ADEKA	62,500	3,004.00	187,750,000	
日油	54,100	7,160.00	387,356,000	
新日本理化	11,000	206.00	2,266,000	貸付有価証券 5,400株 (4,300株)
ハリマ化成グループ	11,200	899.00	10,068,800	貸付有価証券 100株

花王	405,000	5,651.00	2,288,655,000	貸付有価証券 68,600株
第一工業製薬	7,100	3,170.00	22,507,000	
石原ケミカル	8,000	1,882.00	15,056,000	
日華化学	3,200	882.00	2,822,400	貸付有価証券 1,700株
ニイタカ	1,600	1,904.00	3,046,400	貸付有価証券 800株 (700株)
三洋化成工業	11,000	4,185.00	46,035,000	
有機合成薬品工業	6,500	298.00	1,937,000	貸付有価証券 1,000株
大日本塗料	19,900	1,087.00	21,631,300	
日本ペイントホールディングス	951,100	1,105.00	1,050,965,500	貸付有価証券 37,400株 (14,100株)
関西ペイント	175,500	2,296.50	403,035,750	貸付有価証券 2,100株 (2,100株)
神東塗料	6,600	128.00	844,800	貸付有価証券 100株
中国塗料	36,800	2,100.00	77,280,000	
日本特殊塗料	5,700	1,368.00	7,797,600	
藤倉化成	20,600	453.00	9,331,800	
太陽ホールディングス	31,200	3,205.00	99,996,000	貸付有価証券 100株
D I C	70,000	3,020.00	211,400,000	貸付有価証券 32,800株
サカタインクス	39,800	1,390.00	55,322,000	貸付有価証券 1,000株
a r t i e n c e	39,000	2,904.00	113,256,000	貸付有価証券 18,300株
T & K TOKA	17,200	1,411.00	24,269,200	貸付有価証券 100株 (100株)
富士フイルムホールディングス	332,700	9,441.00	3,141,020,700	
資生堂	374,500	4,175.00	1,563,537,500	貸付有価証券 12,800株
ライオン	234,700	1,317.00	309,099,900	貸付有価証券 2,000株
高砂香料工業	13,500	3,430.00	46,305,000	
マンダム	38,700	1,311.00	50,735,700	
ミルボン	24,400	3,499.00	85,375,600	貸付有価証券 3,100株
ファンケル	78,500	2,125.00	166,812,500	貸付有価証券 2,800株
コーセー	36,500	8,436.00	307,914,000	貸付有価証券 17,100株 (11,500株)

コタ	16,500	1,584.00	26,136,000	
シーボン	1,100	1,484.00	1,632,400	
ポーラ・オルビスホールディングス	91,900	1,464.00	134,541,600	貸付有価証券 26,500株
ノエビアホールディングス	16,000	5,240.00	83,840,000	
アジュバンホールディングス	1,900	939.00	1,784,100	
新日本製薬	10,200	1,723.00	17,574,600	
I-n-e	3,600	2,093.00	7,534,800	貸付有価証券 600株
アクシージア	8,800	851.00	7,488,800	貸付有価証券 100株
エステー	13,800	1,549.00	21,376,200	
アグロ カネショウ	7,200	1,267.00	9,122,400	
コニシ	51,800	1,386.00	71,794,800	貸付有価証券 100株
長谷川香料	34,300	3,190.00	109,417,000	貸付有価証券 1,300株
小林製薬	52,200	6,099.00	318,367,800	
荒川化学工業	15,200	1,121.00	17,039,200	
メック	14,800	4,180.00	61,864,000	貸付有価証券 400株
日本高純度化学	4,100	2,741.00	11,238,100	
タカラバイオ	48,300	1,069.00	51,632,700	貸付有価証券 1,400株
JCU	20,000	4,040.00	80,800,000	
新田ゼラチン	5,400	678.00	3,661,200	貸付有価証券 500株 (200株)
OATアグリオ	5,900	1,690.00	9,971,000	貸付有価証券 900株 (600株)
デクセリアルズ	45,000	5,976.00	268,920,000	
アース製薬	16,300	4,175.00	68,052,500	貸付有価証券 5,800株 (1,900株)
北興化学工業	18,000	1,074.00	19,332,000	
大成ラミック	5,200	3,075.00	15,990,000	
クミアイ化学工業	71,200	831.00	59,167,200	貸付有価証券 4,100株
日本農薬	32,900	715.00	23,523,500	貸付有価証券 1,800株
アキレス	11,300	1,483.00	16,757,900	
有沢製作所	31,400	1,158.00	36,361,200	貸付有価証券 300株
日東電工	115,200	14,045.00	1,617,984,000	貸付有価証券 6,800株

レック	23,000	1,097.00	25,231,000	貸付有価証券 100株
三光合成	22,600	642.00	14,509,200	
きもと	13,200	207.00	2,732,400	貸付有価証券 500株
藤森工業	14,200	3,870.00	54,954,000	
前澤化成工業	11,600	1,574.00	18,258,400	貸付有価証券 5,300株
未来工業	6,400	5,260.00	33,664,000	
ウェーブロックホールディングス	3,000	679.00	2,037,000	
J S P	12,600	2,182.00	27,493,200	貸付有価証券 5,900株
エフピコ	33,900	2,870.00	97,293,000	貸付有価証券 100株
天馬	13,000	2,414.00	31,382,000	
信越ポリマー	38,700	1,619.00	62,655,300	貸付有価証券 100株
東リ	17,700	400.00	7,080,000	貸付有価証券 900株
ニフコ	53,600	3,749.00	200,946,400	
バルカー	15,000	4,450.00	66,750,000	貸付有価証券 400株
ユニ・チャーム	373,600	5,174.00	1,933,006,400	貸付有価証券 19,500株 (1,200株)
ショーエイコーポレーション	2,500	616.00	1,540,000	
協和キリン	216,700	2,858.00	619,328,600	貸付有価証券 19,300株
武田薬品工業	1,587,300	4,435.00	7,039,675,500	貸付有価証券 74,900株
アステラス製薬	1,573,200	1,682.50	2,646,909,000	貸付有価証券 3,000株
住友ファーマ	133,000	368.00	48,944,000	貸付有価証券 60,900株 (34,200株)
塩野義製薬	226,100	7,135.00	1,613,223,500	貸付有価証券 1,100株
わかもと製薬	8,400	208.00	1,747,200	貸付有価証券 4,900株 (4,700株)
日本新薬	47,000	4,962.00	233,214,000	
中外製薬	561,400	5,779.00	3,244,330,600	貸付有価証券 37,200株
科研製薬	30,700	3,588.00	110,151,600	
エーザイ	218,200	6,297.00	1,374,005,400	貸付有価証券 100株
ロート製薬	173,700	2,944.50	511,459,650	

小野薬品工業	380,600	2,418.00	920,290,800	貸付有価証券 1,700株
久光製薬	39,900	4,030.00	160,797,000	貸付有価証券 7,600株
持田製薬	20,600	3,175.00	65,405,000	
参天製薬	326,900	1,539.00	503,099,100	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
扶桑薬品工業	6,300	2,212.00	13,935,600	
日本ケミファ	900	1,615.00	1,453,500	
ツムラ	56,500	2,766.50	156,307,250	
キッセイ薬品工業	29,700	3,320.00	98,604,000	貸付有価証券 1,000株
生化学工業	30,400	760.00	23,104,000	貸付有価証券 2,900株
栄研化学	32,900	1,896.00	62,378,400	貸付有価証券 2,000株
鳥居薬品	9,600	4,030.00	38,688,000	
JCRファーマ	60,700	928.00	56,329,600	貸付有価証券 1,700株
東和薬品	27,600	3,065.00	84,594,000	貸付有価証券 100株
富士製薬工業	13,200	1,796.00	23,707,200	貸付有価証券 2,600株
ゼリア新薬工業	24,900	2,173.00	54,107,700	
そーせいグループ	58,900	1,382.00	81,399,800	貸付有価証券 27,200株 (200株)
第一三共	1,562,400	4,873.00	7,613,575,200	貸付有価証券 1,100株
杏林製薬	38,900	1,772.00	68,930,800	
大幸薬品	37,100	336.00	12,465,600	貸付有価証券 16,200株 (4,500株)
ダイト	13,800	1,987.00	27,420,600	
大塚ホールディングス	373,000	5,512.00	2,055,976,000	貸付有価証券 26,900株
大正製薬ホールディングス	39,900	8,593.00	342,860,700	
ペプチドリーム	86,900	1,550.00	134,695,000	貸付有価証券 11,900株
セルソース	5,000	1,312.00	6,560,000	貸付有価証券 2,300株 (2,200株)
あすか製薬ホールディングス	18,400	2,045.00	37,628,000	
サワイグループホールディングス	41,000	5,900.00	241,900,000	貸付有価証券 1,800株
日本コークス工業	182,000	118.00	21,476,000	貸付有価証券 22,600株
ニチレキ	23,300	2,439.00	56,828,700	貸付有価証券

				100 株
ユシロ化学工業	9,300	2,168.00	20,162,400	
ビーピー・カストロール	3,100	911.00	2,824,100	貸付有価証券 1,400 株
富士石油	52,300	339.00	17,729,700	貸付有価証券 1,200 株
MORESCO	2,900	1,445.00	4,190,500	貸付有価証券 1,300 株
出光興産	995,900	927.50	923,697,250	
ENEOSホールディングス	2,839,400	653.90	1,856,683,660	貸付有価証券 10,100 株
コスモエネルギーホールディングス	53,200	6,552.00	348,566,400	
横浜ゴム	90,700	4,052.00	367,516,400	貸付有価証券 9,900 株
TOYO TIRE	103,100	2,872.00	296,103,200	貸付有価証券 48,200 株
ブリヂストン	525,000	6,288.00	3,301,200,000	貸付有価証券 14,400 株
住友ゴム工業	175,900	1,754.00	308,528,600	貸付有価証券 20,600 株
藤倉コンポジット	13,800	1,448.00	19,982,400	
オカモト	8,500	4,855.00	41,267,500	
フコク	9,400	1,550.00	14,570,000	
ニッタ	18,200	3,740.00	68,068,000	貸付有価証券 200 株
住友理工	27,800	1,115.00	30,997,000	
三ツ星ベルト	21,800	4,920.00	107,256,000	貸付有価証券 1,400 株 (900 株)
バンドー化学	26,600	1,717.00	45,672,200	
日東紡績	22,700	4,905.00	111,343,500	貸付有価証券 8,400 株
AGC	159,900	5,420.00	866,658,000	貸付有価証券 100 株
日本板硝子	85,600	541.00	46,309,600	貸付有価証券 7,600 株
石塚硝子	1,400	3,275.00	4,585,000	貸付有価証券 600 株 (600 株)
日本山村硝子	3,000	1,480.00	4,440,000	貸付有価証券 1,400 株 (500 株)
日本電気硝子	73,200	3,589.00	262,714,800	貸付有価証券 5,500 株
オハラ	8,500	1,176.00	9,996,000	貸付有価証券 3,900 株 (2,000 株)
住友大阪セメント	29,800	3,665.00	109,217,000	貸付有価証券 300 株
太平洋セメント	106,000	3,254.00	344,924,000	貸付有価証券

				1,900株
日本ヒューム	15,700	878.00	13,784,600	
日本コンクリート工業	34,800	456.00	15,868,800	貸付有価証券 1,000株
三谷セキサン	7,500	5,680.00	42,600,000	
アジアパイルホールディングス	25,500	791.00	20,170,500	
東海カーボン	165,500	1,030.50	170,547,750	貸付有価証券 30,400株
日本カーボン	9,500	5,440.00	51,680,000	貸付有価証券 100株
東洋炭素	12,600	6,820.00	85,932,000	貸付有価証券 700株
ノリタケカンパニーリミテド	9,900	7,990.00	79,101,000	貸付有価証券 300株
TOTO	118,300	3,747.00	443,270,100	貸付有価証券 1,800株
日本碍子	208,600	1,923.50	401,242,100	貸付有価証券 3,800株
日本特殊陶業	150,200	4,319.00	648,713,800	
ダントーホールディングス	5,300	949.00	5,029,700	貸付有価証券 3,500株
MARUWA	6,600	31,500.00	207,900,000	貸付有価証券 300株
品川リフクトリーズ	22,100	2,103.00	46,476,300	
黒崎播磨	3,700	13,760.00	50,912,000	貸付有価証券 100株
ヨータイ	11,100	1,445.00	16,039,500	
東京窯業	8,500	472.00	4,012,000	貸付有価証券 100株
ニッカトー	3,600	580.00	2,088,000	
フジミインコーポレーテッド	48,200	3,270.00	157,614,000	
クニミネ工業	2,300	1,019.00	2,343,700	
エーアンドエーマテリアル	1,700	1,341.00	2,279,700	
ニチアス	45,300	3,745.00	169,648,500	
ニチハ	22,500	3,500.00	78,750,000	
日本製鉄	826,100	3,585.00	2,961,568,500	貸付有価証券 218,800株 (218,800株)
神戸製鋼所	371,100	2,035.50	755,374,050	
中山製鋼所	42,200	933.00	39,372,600	貸付有価証券 3,900株
合同製鐵	10,300	6,020.00	62,006,000	
JFEホールディングス	513,100	2,332.50	1,196,805,750	貸付有価証券

				3,700株 (3,700株)
東京製鐵	51,800	1,720.00	89,096,000	貸付有価証券 4,100株
共英製鋼	21,000	2,292.00	48,132,000	貸付有価証券 100株
大和工業	34,800	8,533.00	296,948,400	
東京鐵鋼	8,100	5,370.00	43,497,000	貸付有価証券 1,700株
大阪製鐵	8,500	2,369.00	20,136,500	貸付有価証券 900株
淀川製鋼所	21,000	4,280.00	89,880,000	
中部鋼板	12,100	2,524.00	30,540,400	貸付有価証券 100株
丸一鋼管	56,200	3,994.00	224,462,800	
モリ工業	3,700	4,785.00	17,704,500	
大同特殊鋼	116,200	1,770.50	205,732,100	貸付有価証券 3,600株
日本高周波鋼業	3,100	604.00	1,872,400	貸付有価証券 1,800株 (1,600株)
日本冶金工業	13,500	4,550.00	61,425,000	貸付有価証券 2,300株
山陽特殊製鋼	18,200	2,230.00	40,586,000	
愛知製鋼	10,600	3,530.00	37,418,000	貸付有価証券 100株
日本金属	2,200	857.00	1,885,400	貸付有価証券 700株
大平洋金属	15,700	1,404.00	22,042,800	貸付有価証券 7,300株 (400株)
新日本電工	91,800	304.00	27,907,200	貸付有価証券 1,300株
栗本鐵工所	8,600	3,300.00	28,380,000	
虹技	1,100	1,535.00	1,688,500	
日本鑄鉄管	900	1,151.00	1,035,900	
三菱製鋼	13,700	1,436.00	19,673,200	貸付有価証券 800株
日亜鋼業	8,300	345.00	2,863,500	
日本精線	2,900	5,720.00	16,588,000	
エンビプロ・ホールディングス	14,500	504.00	7,308,000	貸付有価証券 800株 (100株)
シンニッタン	10,300	275.00	2,832,500	貸付有価証券 100株
新家工業	1,800	3,530.00	6,354,000	
大紀アルミニウム工業所	23,300	1,240.00	28,892,000	貸付有価証券 7,200株 (100株)
日本輕金属ホールディングス	53,900	1,737.00	93,624,300	貸付有価証券 700株 (600株)

三井金属鉱業	53,700	4,385.00	235,474,500	貸付有価証券 400株
東邦亜鉛	11,800	1,073.00	12,661,400	貸付有価証券 4,700株(2,400株)
三菱マテリアル	131,900	2,622.00	345,841,800	貸付有価証券 700株
住友金属鉱山	213,900	4,105.00	878,059,500	
DOWAホールディングス	45,600	5,616.00	256,089,600	貸付有価証券 700株
古河機械金属	24,300	1,777.00	43,181,100	
大阪チタニウムテクノロ ジーズ	32,000	2,756.00	88,192,000	貸付有価証券 15,000株
東邦チタニウム	38,100	1,756.00	66,903,600	貸付有価証券 10,800株
UACJ	25,900	4,175.00	108,132,500	
CKサンエツ	4,400	3,840.00	16,896,000	
古河電気工業	61,400	2,899.50	178,029,300	貸付有価証券 9,100株(900株)
住友電気工業	690,200	2,151.50	1,484,965,300	
フジクラ	217,600	1,759.50	382,867,200	貸付有価証券 800株
SWCC	20,600	3,340.00	68,804,000	
タツタ電線	32,800	692.00	22,697,600	貸付有価証券 15,400株(9,400株)
カナレ電気	1,400	1,730.00	2,422,000	
平河ヒューテック	11,800	1,358.00	16,024,400	貸付有価証券 4,100株
リョービ	19,600	2,660.00	52,136,000	貸付有価証券 8,700株
アーレスティ	9,100	786.00	7,152,600	貸付有価証券 2,200株(1,300株)
AREホールディングス	69,300	1,958.00	135,689,400	貸付有価証券 500株
稲葉製作所	9,100	1,515.00	13,786,500	貸付有価証券 4,200株
宮地エンジニアリンググ ループ	9,300	3,965.00	36,874,500	
トーカロ	53,200	1,618.00	86,077,600	貸付有価証券 300株(100株)
アルファC o	3,000	1,643.00	4,929,000	
SUMCO	327,800	2,210.00	724,438,000	貸付有価証券 73,800株
川田テクノロジーズ	4,400	9,110.00	40,084,000	
R S T e c h n o l o g i e s	12,300	2,591.00	31,869,300	貸付有価証券 200株
ジェイテックコーポレー ション	1,400	2,089.00	2,924,600	貸付有価証券 600株(300株)

信和	5,300	745.00	3,948,500	
東洋製罐グループホールディングス	105,800	2,495.50	264,023,900	
ホッカンホールディングス	9,000	1,850.00	16,650,000	
コロナ	10,300	969.00	9,980,700	
横河ブリッジホールディングス	28,900	2,766.00	79,937,400	貸付有価証券 200株
駒井ハルテック	1,500	2,139.00	3,208,500	
高田機工	600	3,455.00	2,073,000	
三和ホールディングス	185,400	2,656.00	492,422,400	貸付有価証券 1,800株 (800株)
文化シャッター	48,300	1,606.00	77,569,800	
三協立山	23,200	886.00	20,555,200	貸付有価証券 1,000株 (700株)
アルインコ	14,100	1,046.00	14,748,600	貸付有価証券 1,900株
東洋シャッター	1,900	728.00	1,383,200	
L I X I L	288,100	1,961.00	564,964,100	
日本ファイルコン	5,300	550.00	2,915,000	
ノーリツ	30,600	1,654.00	50,612,400	貸付有価証券 900株
長府製作所	18,300	2,103.00	38,484,900	貸付有価証券 200株
リンナイ	88,300	3,527.00	311,434,100	貸付有価証券 3,800株 (1,600株)
ダイニチ工業	4,100	703.00	2,882,300	
日東精工	26,700	580.00	15,486,000	貸付有価証券 1,900株
三洋工業	900	3,625.00	3,262,500	
岡部	33,000	826.00	27,258,000	貸付有価証券 200株
ジーテクト	23,500	2,007.00	47,164,500	
東プレ	32,500	2,295.00	74,587,500	貸付有価証券 300株
高周波熱錬	28,500	1,080.00	30,780,000	
東京製綱	12,000	1,555.00	18,660,000	
サンコール	16,400	470.00	7,708,000	
モリテック スチール	7,200	265.00	1,908,000	貸付有価証券 400株
パイオラックス	22,900	2,685.00	61,486,500	貸付有価証券 400株
エイチワン	19,000	690.00	13,110,000	
日本発條	163,200	1,472.50	240,312,000	貸付有価証券

				9,500株
中央発條	13,700	740.00	10,138,000	貸付有価証券 200株(200株)
アドバネクス	1,000	1,086.00	1,086,000	貸付有価証券 400株
立川プラインド工業	8,300	1,466.00	12,167,800	
三益半導体工業	16,600	3,160.00	52,456,000	
日本ドライケミカル	1,900	2,618.00	4,974,200	
日本製鋼所	49,800	2,497.00	124,350,600	
三浦工業	75,400	2,961.00	223,259,400	貸付有価証券 200株
タクマ	61,100	1,911.00	116,762,100	貸付有価証券 2,900株
ツガミ	40,100	1,149.00	46,074,900	貸付有価証券 2,400株
オークマ	15,800	7,060.00	111,548,000	貸付有価証券 600株(600株)
芝浦機械	18,000	3,400.00	61,200,000	
アマダ	288,200	1,605.00	462,561,000	
アイダエンジニアリング	41,800	846.00	35,362,800	貸付有価証券 600株
F U J I	85,000	2,616.50	222,402,500	貸付有価証券 200株
牧野フライス製作所	20,000	5,770.00	115,400,000	
オーエスジー	79,600	2,105.50	167,597,800	貸付有価証券 20,600株
ダイジェット工業	800	833.00	666,400	
旭ダイヤモンド工業	41,600	865.00	35,984,000	貸付有価証券 200株
DMG森精機	109,500	3,377.00	369,781,500	貸付有価証券 51,500株(38,100株)
ソディック	44,000	723.00	31,812,000	貸付有価証券 500株
ディスコ	87,000	43,540.00	3,787,980,000	
日東工器	8,700	1,915.00	16,660,500	
日進工具	16,700	1,000.00	16,700,000	
パンチ工業	7,900	422.00	3,333,800	貸付有価証券 3,200株(2,300株)
富士ダイス	10,700	679.00	7,265,300	
豊和工業	4,400	765.00	3,366,000	貸付有価証券 400株(200株)
リケンNPR	19,600	2,998.00	58,760,800	貸付有価証券 2,400株
東洋機械金属	6,600	707.00	4,666,200	貸付有価証券 300株

津田駒工業	1,500	374.00	561,000	貸付有価証券 900株
エンシュウ	1,900	687.00	1,305,300	
島精機製作所	28,700	1,405.00	40,323,500	貸付有価証券 700株(400株)
オプトラン	29,700	1,790.00	53,163,000	貸付有価証券 300株
NCホールディングス	1,900	1,512.00	2,872,800	
イワキポンプ	12,000	2,343.00	28,116,000	
フリュー	17,000	1,234.00	20,978,000	
ヤマシンフィルタ	43,400	361.00	15,667,400	貸付有価証券 300株
日阪製作所	19,700	985.00	19,404,500	
やまびこ	29,500	1,830.00	53,985,000	貸付有価証券 400株
野村マイクロ・サイエンス	6,100	14,280.00	87,108,000	貸付有価証券 2,800株(100株)
平田機工	8,600	7,520.00	64,672,000	貸付有価証券 200株
PEGASUS	19,900	464.00	9,233,600	貸付有価証券 8,600株(8,500株)
マルマエ	7,900	1,930.00	15,247,000	貸付有価証券 3,700株(100株)
タツモ	10,900	3,845.00	41,910,500	貸付有価証券 5,100株(5,000株)
ナブテスコ	113,300	2,442.50	276,735,250	貸付有価証券 53,600株
三井海洋開発	22,900	3,035.00	69,501,500	貸付有価証券 100株
レオン自動機	20,900	1,398.00	29,218,200	
SMC	54,100	82,860.00	4,482,726,000	貸付有価証券 1,500株
ホソカワミクロン	11,600	4,250.00	49,300,000	
ユニオンツール	7,900	3,785.00	29,901,500	貸付有価証券 100株
瑞光	13,000	1,827.00	23,751,000	貸付有価証券 6,100株
オイレス工業	24,500	2,054.00	50,323,000	貸付有価証券 5,100株
日精エー・エス・ビー機械	7,200	4,360.00	31,392,000	
サトーホールディングス	25,700	2,243.00	57,645,100	
技研製作所	17,000	2,098.00	35,666,000	貸付有価証券 200株(200株)
日本エアテック	8,400	1,157.00	9,718,800	貸付有価証券 1,100株
カワタ	2,500	1,048.00	2,620,000	

日精樹脂工業	13,400	1,132.00	15,168,800	
オカダアイヨン	2,700	2,809.00	7,584,300	
ワイエイシイホールディングス	6,800	2,294.00	15,599,200	貸付有価証券 3,100株(1,000株)
小松製作所	846,600	4,319.00	3,656,465,400	
住友重機械工業	106,800	4,489.00	479,425,200	
日立建機	71,900	4,219.00	303,346,100	
日工	26,700	761.00	20,318,700	
巴工業	7,000	3,730.00	26,110,000	
井関農機	16,900	1,009.00	17,052,100	貸付有価証券 1,100株
TOWA	20,100	7,830.00	157,383,000	
丸山製作所	1,300	2,352.00	3,057,600	
北川鉄工所	7,100	1,580.00	11,218,000	
ローツェ	9,400	19,860.00	186,684,000	
タカキタ	2,600	481.00	1,250,600	
クボタ	944,200	2,182.50	2,060,716,500	貸付有価証券 93,300株
荏原実業	9,500	3,170.00	30,115,000	
三菱化工機	6,400	3,850.00	24,640,000	
月島ホールディングス	24,400	1,327.00	32,378,800	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	12,700	2,704.00	34,340,800	
東京機械製作所	2,100	443.00	930,300	貸付有価証券 100株
新東工業	36,500	1,150.00	41,975,000	
澁谷工業	16,900	3,135.00	52,981,500	
アイチ コーポレーション	25,100	1,113.00	27,936,300	
小森コーポレーション	44,500	1,305.00	58,072,500	
鶴見製作所	13,800	3,315.00	45,747,000	貸付有価証券 100株
日本ギア工業	3,100	634.00	1,965,400	貸付有価証券 1,000株
酒井重工業	2,800	6,480.00	18,144,000	
荏原製作所	74,100	11,000.00	815,100,000	貸付有価証券 18,800株
石井鐵工所	900	2,760.00	2,484,000	貸付有価証券 500株
西島製作所	15,500	2,500.00	38,750,000	貸付有価証券 100株
北越工業	18,200	2,493.00	45,372,600	

ダイキン工業	215,600	21,420.00	4,618,152,000	貸付有価証券 1,200株
オルガノ	21,700	6,760.00	146,692,000	
トーヨーカネツ	6,100	4,500.00	27,450,000	
栗田工業	101,000	5,881.00	593,981,000	貸付有価証券 100株
椿本チエイン	25,600	4,695.00	120,192,000	
大同工業	3,500	753.00	2,635,500	
木村化工機	13,800	721.00	9,949,800	
アネスト岩田	27,900	1,331.00	37,134,900	
ダイフク	304,800	3,332.00	1,015,593,600	貸付有価証券 900株
サムコ	4,800	5,020.00	24,096,000	貸付有価証券 1,200株
加藤製作所	4,100	1,425.00	5,842,500	貸付有価証券 200株
油研工業	1,300	2,390.00	3,107,000	
タダノ	103,900	1,300.50	135,121,950	
フジテック	42,200	3,699.00	156,097,800	
C K D	50,000	2,767.00	138,350,000	貸付有価証券 3,600株
平和	53,400	2,070.00	110,538,000	
理想科学工業	14,400	3,275.00	47,160,000	
SANKYO	41,500	9,089.00	377,193,500	
日本金銭機械	21,800	1,424.00	31,043,200	貸付有価証券 6,500株
マースグループホールディングス	9,100	2,826.00	25,716,600	貸付有価証券 2,300株
フクシマガリレイ	11,800	5,780.00	68,204,000	
オーイズミ	3,000	415.00	1,245,000	
ダイコク電機	8,900	4,390.00	39,071,000	貸付有価証券 4,500株
竹内製作所	32,800	5,120.00	167,936,000	貸付有価証券 4,400株
アマノ	51,300	3,732.00	191,451,600	
JUKI	28,000	502.00	14,056,000	貸付有価証券 5,200株
ジャノメ	18,300	683.00	12,498,900	
マックス	25,400	3,100.00	78,740,000	
グローリー	43,400	2,905.00	126,077,000	
新晃工業	18,200	3,085.00	56,147,000	
大和冷機工業	27,700	1,470.00	40,719,000	

セガサミーホールディングス	161,300	1,795.50	289,614,150	
T P R	22,900	2,121.00	48,570,900	貸付有価証券 1,800株
ツバキ・ナカシマ	36,200	765.00	27,693,000	貸付有価証券 8,100株 (4,400株)
ホシザキ	106,600	5,436.00	579,477,600	貸付有価証券 100株
大豊工業	15,600	832.00	12,979,200	
日本精工	334,400	790.90	264,476,960	
N T N	391,700	289.00	113,201,300	貸付有価証券 39,100株 (39,100株)
ジェイテクト	160,700	1,350.00	216,945,000	貸付有価証券 1,100株
不二越	13,300	3,325.00	44,222,500	貸付有価証券 3,600株 (700株)
日本トムソン	49,200	607.00	29,864,400	貸付有価証券 600株 (100株)
T H K	104,200	3,092.00	322,186,400	貸付有価証券 18,900株
ユーシン精機	14,300	674.00	9,638,200	
前澤給装工業	13,800	1,299.00	17,926,200	
イーグル工業	20,000	1,806.00	36,120,000	
前澤工業	5,100	1,063.00	5,421,300	
日本ピラー工業	16,700	5,530.00	92,351,000	
キッツ	60,400	1,288.00	77,795,200	貸付有価証券 1,800株 (100株)
マキタ	206,000	3,857.00	794,542,000	
三井E & S	89,600	1,241.00	111,193,600	貸付有価証券 17,300株
日立造船	159,400	1,039.00	165,616,600	貸付有価証券 1,900株 (200株)
三菱重工業	315,800	11,270.00	3,559,066,000	
I H I	134,500	3,138.00	422,061,000	貸付有価証券 15,100株
サノヤスホールディングス	11,700	147.00	1,719,900	
スター精密	33,600	1,646.00	55,305,600	
日清紡ホールディングス	135,800	1,257.50	170,768,500	貸付有価証券 9,500株 (200株)
イビデン	94,200	7,157.00	674,189,400	貸付有価証券 9,400株 (1,600株)
コニカミノルタ	403,400	473.60	191,050,240	
ブラザー工業	241,300	2,502.50	603,853,250	貸付有価証券 9,100株 (200株)

ミネベアミツミ	314,200	3,039.00	954,853,800	貸付有価証券 24,500株(2,600株)
日立製作所	868,000	12,185.00	10,576,580,000	
三菱電機	2,010,200	2,276.00	4,575,215,200	貸付有価証券 7,900株
富士電機	109,800	9,064.00	995,227,200	貸付有価証券 600株
東洋電機製造	2,900	1,062.00	3,079,800	
安川電機	196,200	5,439.00	1,067,131,800	貸付有価証券 10,700株
シンフォニアテクノロジー	19,900	2,510.00	49,949,000	
明電舎	33,500	2,730.00	91,455,000	貸付有価証券 100株(100株)
オリジン	1,800	1,223.00	2,201,400	
山洋電気	7,800	6,070.00	47,346,000	
デンヨー	13,800	2,342.00	32,319,600	
PHCホールディングス	33,700	1,327.00	44,719,900	貸付有価証券 9,600株(200株)
KOKUSAI ELECTRIC	69,800	4,710.00	328,758,000	貸付有価証券 10,200株(10,200株)
ソシオネクスト	131,100	3,842.00	503,686,200	貸付有価証券 31,300株
東芝テック	23,100	3,040.00	70,224,000	
芝浦メカトロニクス	10,300	6,710.00	69,113,000	貸付有価証券 3,300株
マブチモーター	88,800	2,831.50	251,437,200	
ニデック	398,700	5,724.00	2,282,158,800	貸付有価証券 3,400株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,300	374.00	4,226,200	
トレックス・セミコンダクター	9,300	1,836.00	17,074,800	貸付有価証券 300株
東光高岳	10,900	2,393.00	26,083,700	貸付有価証券 100株
ダブル・スコープ	51,700	756.00	39,085,200	貸付有価証券 24,200株(14,600株)
ダイヘン	18,100	7,070.00	127,967,000	貸付有価証券 100株
ヤーマン	35,100	1,019.00	35,766,900	貸付有価証券 14,600株(3,900株)
JVCケンウッド	142,600	715.00	101,959,000	貸付有価証券 1,800株(500株)
ミマキエンジニアリング	17,100	1,003.00	17,151,300	
IPEX	12,500	1,785.00	22,312,500	貸付有価証券 1,500株(1,300株)

大崎電気工業	39,500	673.00	26,583,500	貸付有価証券 100株
オムロン	137,900	5,535.00	763,276,500	貸付有価証券 800株
日東工業	24,300	4,250.00	103,275,000	
I D E C	26,700	2,807.00	74,946,900	
正興電機製作所	2,700	1,164.00	3,142,800	
不二電機工業	1,600	1,139.00	1,822,400	貸付有価証券 1,000株
ジーエス・ユアサ コー ポレーション	70,500	2,722.50	191,936,250	
サクサホールディングス	1,800	3,170.00	5,706,000	
メルコホールディングス	5,700	3,220.00	18,354,000	
テクノメディカ	4,400	1,804.00	7,937,600	
ダイヤモンドエレクトロニ ックホールディング	6,700	687.00	4,602,900	貸付有価証券 300株 (300株)
日本電気	237,200	9,958.00	2,362,037,600	貸付有価証券 400株
富士通	166,200	23,455.00	3,898,221,000	
沖電気工業	81,700	1,112.00	90,850,400	貸付有価証券 200株
岩崎通信機	3,800	632.00	2,401,600	
電気興業	8,100	2,114.00	17,123,400	
サンケン電気	16,800	7,872.00	132,249,600	
ナカヨ	1,300	1,161.00	1,509,300	
アイホン	9,700	2,810.00	27,257,000	
ルネサスエレクトロニク ス	1,178,700	2,402.00	2,831,237,400	貸付有価証券 214,700株
セイコーエプソン	231,700	2,420.00	560,714,000	貸付有価証券 6,600株 (6,000株)
ワコム	137,400	631.00	86,699,400	貸付有価証券 300株
アルバック	39,600	8,742.00	346,183,200	貸付有価証券 6,200株
アクセル	7,200	1,968.00	14,169,600	貸付有価証券 300株
E I Z O	13,200	5,110.00	67,452,000	
日本信号	41,100	965.00	39,661,500	
京三製作所	37,800	458.00	17,312,400	
能美防災	24,400	2,280.00	55,632,000	
ホーチキ	13,500	2,239.00	30,226,500	
星和電機	3,500	520.00	1,820,000	
エレコム	43,200	1,613.00	69,681,600	

パナソニック ホールディングス	2,133,600	1,419.50	3,028,645,200	
シャープ	304,500	820.00	249,690,000	貸付有価証券 94,700株 (8,400株)
アンリツ	127,200	1,161.50	147,742,800	
富士通ゼネラル	51,200	1,986.50	101,708,800	
ソニーグループ	1,264,900	13,475.00	17,044,527,500	貸付有価証券 200株
TDK	286,000	7,779.00	2,224,794,000	貸付有価証券 6,100株
帝国通信工業	7,900	1,876.00	14,820,400	
タムラ製作所	72,000	570.00	41,040,000	貸付有価証券 2,800株
アルプスアルパイン	161,300	1,032.00	166,461,600	貸付有価証券 17,900株 (3,100株)
池上通信機	2,500	850.00	2,125,000	
日本電波工業	21,700	1,374.00	29,815,800	
鈴木	9,600	1,155.00	11,088,000	
メイコー	17,900	4,410.00	78,939,000	
日本トリム	4,100	3,230.00	13,243,000	
ローランド ディー. ジー.	9,900	5,020.00	49,698,000	貸付有価証券 100株
フォスター電機	13,400	1,126.00	15,088,400	
SMK	4,800	2,443.00	11,726,400	
ヨコオ	15,900	1,556.00	24,740,400	
ティアック	13,200	95.00	1,254,000	貸付有価証券 7,500株 (7,400株)
ホシデン	41,100	1,988.00	81,706,800	貸付有価証券 1,300株
ヒロセ電機	26,700	16,075.00	429,202,500	貸付有価証券 300株
日本航空電子工業	43,200	2,750.00	118,800,000	貸付有価証券 20,300株
TOA	20,500	1,128.00	23,124,000	貸付有価証券 100株
マクセル	39,900	1,565.00	62,443,500	貸付有価証券 200株
古野電気	23,500	2,181.00	51,253,500	
スミダコーポレーション	24,200	1,194.00	28,894,800	貸付有価証券 2,500株
アイコム	7,000	3,455.00	24,185,000	
リオン	7,400	2,653.00	19,632,200	
横河電機	197,600	3,070.00	606,632,000	貸付有価証券 300株 (300株)

新電元工業	6,900	3,090.00	21,321,000	
アズビル	123,000	4,578.00	563,094,000	貸付有価証券 1,200株 (600株)
東亜ディーケーケー	3,700	987.00	3,651,900	
日本光電工業	76,700	4,182.00	320,759,400	貸付有価証券 100株
チノー	7,400	2,305.00	17,057,000	貸付有価証券 1,900株
共和電業	7,400	421.00	3,115,400	
日本電子材料	11,000	2,055.00	22,605,000	貸付有価証券 200株 (200株)
堀場製作所	34,100	14,130.00	481,833,000	貸付有価証券 3,400株
アドバンテスト	512,300	6,796.00	3,481,590,800	
小野測器	3,300	579.00	1,910,700	
エスペック	14,300	2,662.00	38,066,600	
キーエンス	178,900	68,780.00	12,304,742,000	貸付有価証券 17,900株
日置電機	8,400	6,820.00	57,288,000	貸付有価証券 400株
シスメックス	154,300	8,170.00	1,260,631,000	貸付有価証券 300株
日本マイクロニクス	32,100	6,000.00	192,600,000	貸付有価証券 1,000株
メガチップス	14,100	4,265.00	60,136,500	貸付有価証券 500株
OBARA GROUP	9,800	3,705.00	36,309,000	貸付有価証券 400株
澤藤電機	900	1,300.00	1,170,000	貸付有価証券 100株
原田工業	3,500	762.00	2,667,000	貸付有価証券 2,300株
コーセル	19,100	1,535.00	29,318,500	貸付有価証券 200株
イリソ電子工業	16,400	3,070.00	50,348,000	
オブテックスグループ	32,800	1,820.00	59,696,000	貸付有価証券 2,800株
千代田インテグレ	7,000	2,650.00	18,550,000	貸付有価証券 300株
レーザーテック	82,000	40,440.00	3,316,080,000	貸付有価証券 900株
スタンレー電気	114,500	2,553.50	292,375,750	貸付有価証券 1,600株
ウシオ電機	90,800	2,027.50	184,097,000	貸付有価証券 3,400株
岡谷電機産業	6,100	273.00	1,665,300	貸付有価証券 2,800株

ヘリオス テクノ ホールディング	7,900	554.00	4,376,600	貸付有価証券 5,000株
エノモト	2,200	1,584.00	3,484,800	貸付有価証券 100株
日本セラミック	14,600	2,545.00	37,157,000	
遠藤照明	3,600	1,560.00	5,616,000	
古河電池	13,200	974.00	12,856,800	貸付有価証券 600株
双信電機	3,200	295.00	944,000	
山一電機	16,100	2,213.00	35,629,300	
図研	15,600	4,265.00	66,534,000	
日本電子	44,800	6,519.00	292,051,200	
カシオ計算機	129,200	1,199.50	154,975,400	貸付有価証券 8,200株
ファナック	872,000	4,085.00	3,562,120,000	貸付有価証券 1,400株
日本シイエムケイ	38,000	607.00	23,066,000	貸付有価証券 100株
エンプラス	5,200	8,790.00	45,708,000	貸付有価証券 2,500株 (700株)
大真空	26,600	887.00	23,594,200	
ローム	330,600	2,623.00	867,163,800	貸付有価証券 5,800株
浜松ホトニクス	143,500	5,270.00	756,245,000	
三井ハイテック	15,800	7,839.00	123,856,200	貸付有価証券 1,600株 (700株)
新光電気工業	63,300	5,475.00	346,567,500	貸付有価証券 800株
京セラ	1,111,100	2,205.50	2,450,531,050	貸付有価証券 100株
太陽誘電	87,100	3,365.00	293,091,500	貸付有価証券 1,900株
村田製作所	1,626,900	2,981.00	4,849,788,900	貸付有価証券 3,800株 (2,900株)
双葉電子工業	34,000	516.00	17,544,000	
北陸電気工業	3,000	1,400.00	4,200,000	
ニチコン	46,900	1,206.00	56,561,400	貸付有価証券 500株
日本ケミコン	19,000	1,339.00	25,441,000	貸付有価証券 700株
KOA	27,100	1,508.00	40,866,800	貸付有価証券 4,100株 (3,900株)
市光工業	32,200	539.00	17,355,800	貸付有価証券 500株
小糸製作所	185,300	1,962.50	363,651,250	
ミツバ	33,500	1,348.00	45,158,000	

SCREENホールディングス	61,100	18,350.00	1,121,185,000	貸付有価証券 800株(800株)
キヤノン電子	19,800	2,275.00	45,045,000	
キヤノン	891,900	4,196.00	3,742,412,400	
リコー	448,400	1,278.50	573,279,400	貸付有価証券 15,400株(2,500株)
象印マホービン	48,500	1,417.00	68,724,500	貸付有価証券 4,000株
MUTOHホールディングス	1,100	2,342.00	2,576,200	
東京エレクトロン	378,500	34,800.00	13,171,800,000	貸付有価証券 3,100株
イノテック	11,900	1,860.00	22,134,000	
トヨタ紡織	75,300	2,439.00	183,656,700	貸付有価証券 800株
芦森工業	1,600	2,766.00	4,425,600	
ユニプレス	32,100	1,066.00	34,218,600	貸付有価証券 1,400株
豊田自動織機	152,500	14,715.00	2,244,037,500	貸付有価証券 3,700株
モリタホールディングス	31,400	1,628.00	51,119,200	
三櫻工業	27,300	1,007.00	27,491,100	貸付有価証券 300株
デンソー	1,475,300	2,683.50	3,958,967,550	
東海理化電機製作所	50,400	2,358.00	118,843,200	貸付有価証券 100株
川崎重工業	146,000	3,794.00	553,924,000	貸付有価証券 2,200株
名村造船所	44,500	1,863.00	82,903,500	貸付有価証券 20,300株
日本車輛製造	5,900	2,299.00	13,564,100	
三菱ロジスネクスト	28,500	1,463.00	41,695,500	貸付有価証券 100株
近畿車輛	1,100	2,361.00	2,597,100	
日産自動車	2,413,200	564.30	1,361,768,760	貸付有価証券 595,300株
いすゞ自動車	519,900	2,147.50	1,116,485,250	貸付有価証券 1,800株
トヨタ自動車	9,819,100	3,430.00	33,679,513,000	貸付有価証券 10,200株
日野自動車	269,000	472.70	127,156,300	貸付有価証券 1,400株
三菱自動車工業	697,600	454.60	317,128,960	貸付有価証券 166,500株(67,000株)
エフテック	5,500	701.00	3,855,500	貸付有価証券 1,900株(800株)

レシップホールディングス	3,400	647.00	2,199,800	
GMB	1,600	1,181.00	1,889,600	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ファルテック	1,500	530.00	795,000	
武蔵精密工業	43,700	1,639.00	71,624,300	貸付有価証券 1,500株
日産車体	18,100	977.00	17,683,700	貸付有価証券 7,800株
新明和工業	51,500	1,185.00	61,027,500	
極東開発工業	29,500	2,426.00	71,567,000	貸付有価証券 1,000株
トビー工業	14,500	2,910.00	42,195,000	
ティラド	4,000	3,855.00	15,420,000	
タチエス	33,000	2,020.00	66,660,000	
NOK	69,500	2,089.50	145,220,250	貸付有価証券 1,000株
フタバ産業	47,900	998.00	47,804,200	貸付有価証券 300株
カヤバ	17,200	4,880.00	83,936,000	貸付有価証券 200株
大同メタル工業	35,000	550.00	19,250,000	
プレス工業	71,400	654.00	46,695,600	貸付有価証券 300株
ミクニ	10,000	465.00	4,650,000	貸付有価証券 400株
太平洋工業	41,000	1,457.00	59,737,000	貸付有価証券 100株
アイシン	137,900	5,266.00	726,181,400	貸付有価証券 4,700株
マツダ	591,500	1,741.50	1,030,097,250	貸付有価証券 17,700株(8,400株)
今仙電機製作所	5,000	687.00	3,435,000	貸付有価証券 200株(200株)
本田技研工業	4,360,800	1,744.00	7,605,235,200	貸付有価証券 1,800株
スズキ	328,400	6,712.00	2,204,220,800	貸付有価証券 2,800株
S U B A R U	554,600	3,358.00	1,862,346,800	貸付有価証券 11,400株
安永	3,500	748.00	2,618,000	貸付有価証券 2,300株(2,300株)
ヤマハ発動機	772,800	1,362.50	1,052,940,000	貸付有価証券 9,700株
T B K	8,700	398.00	3,462,600	貸付有価証券 200株
エクセディ	29,200	2,852.00	83,278,400	

豊田合成	51,200	2,932.00	150,118,400	貸付有価証券 400株
愛三工業	29,600	1,434.00	42,446,400	
盟和産業	1,100	1,029.00	1,131,900	
日本プラスト	6,700	519.00	3,477,300	
ヨロズ	16,800	918.00	15,422,400	貸付有価証券 1,700株
エフ・シー・シー	31,700	2,100.00	66,570,000	貸付有価証券 100株
シマノ	72,200	20,175.00	1,456,635,000	貸付有価証券 400株
テイ・エス テック	63,700	1,949.50	124,183,150	
ジャムコ	8,600	1,352.00	11,627,200	貸付有価証券 2,700株 (100株)
テルモ	500,000	5,633.00	2,816,500,000	貸付有価証券 22,300株 (300株)
クリエートメディック	2,600	957.00	2,488,200	
日機装	41,600	1,176.00	48,921,600	
日本エム・ディ・エム	14,200	720.00	10,224,000	
島津製作所	237,600	3,828.00	909,532,800	貸付有価証券 300株
JMS	16,500	518.00	8,547,000	
クボテック	2,200	228.00	501,600	貸付有価証券 1,300株
長野計器	13,000	2,181.00	28,353,000	貸付有価証券 3,100株 (2,900株)
ブイ・テクノロジー	9,400	2,650.00	24,910,000	
東京計器	13,700	2,326.00	31,866,200	貸付有価証券 4,200株
愛知時計電機	7,700	2,510.00	19,327,000	貸付有価証券 100株
インターアクション	10,800	1,152.00	12,441,600	
オーバル	7,000	510.00	3,570,000	
東京精密	36,600	9,696.00	354,873,600	
マニー	71,500	2,086.00	149,149,000	
ニコン	258,500	1,553.00	401,450,500	貸付有価証券 10,500株
トプコン	86,900	1,753.00	152,335,700	貸付有価証券 2,800株
オリンパス	1,100,700	2,195.00	2,416,036,500	貸付有価証券 54,100株
理研計器	12,700	7,900.00	100,330,000	貸付有価証券 500株
タムロン	11,000	6,410.00	70,510,000	貸付有価証券 200株

HOYA	352,000	18,445.00	6,492,640,000	
シード	4,000	748.00	2,992,000	
ノーリツ鋼機	16,900	3,050.00	51,545,000	貸付有価証券 100株
A&Dホロンホールディングス	26,100	2,134.00	55,697,400	
朝日インテック	218,000	2,880.00	627,840,000	貸付有価証券 8,300株(500株)
シチズン時計	164,500	1,066.00	175,357,000	貸付有価証券 37,900株(17,500株)
リズム	1,800	3,640.00	6,552,000	貸付有価証券 100株
大研医器	6,800	529.00	3,597,200	
メニコン	61,500	1,714.00	105,411,000	貸付有価証券 4,300株(200株)
シンシア	900	524.00	471,600	貸付有価証券 300株(300株)
松風	8,100	2,690.00	21,789,000	
セイコーグループ	24,900	3,135.00	78,061,500	
ニプロ	149,100	1,265.50	188,686,050	貸付有価証券 23,600株(1,100株)
KYORITSU	11,900	195.00	2,320,500	
中本パックス	2,600	1,734.00	4,508,400	貸付有価証券 1,200株
スノーピーク	25,500	988.00	25,194,000	貸付有価証券 11,900株(1,300株)
パラマウントベッドホールディングス	37,200	2,490.00	92,628,000	
トランザクション	11,800	2,557.00	30,172,600	貸付有価証券 1,600株
粧美堂	2,200	677.00	1,489,400	貸付有価証券 100株
ニホンフラッシュ	16,800	960.00	16,128,000	
前田工織	15,100	3,355.00	50,660,500	貸付有価証券 4,900株(4,300株)
永大産業	9,400	281.00	2,641,400	貸付有価証券 1,500株(800株)
アートネイチャー	16,100	790.00	12,719,000	
フルヤ金属	4,200	9,740.00	40,908,000	貸付有価証券 500株
バンダイナムコホールディングス	489,900	2,910.00	1,425,609,000	貸付有価証券 2,000株(2,000株)
アイフィスジャパン	2,200	610.00	1,342,000	
SHOEI	40,400	2,057.00	83,102,800	貸付有価証券 8,900株(200株)
フランスベッドホールディングス	23,100	1,312.00	30,307,200	

インクス				
パイロットコーポレーション	25,200	3,845.00	96,894,000	貸付有価証券 300株 (300株)
萩原工業	12,000	1,500.00	18,000,000	
フジシールインターナショナル	36,200	1,985.00	71,857,000	貸付有価証券 300株
タカラトミー	81,400	2,331.00	189,743,400	
広済堂ホールディングス	46,000	671.00	30,866,000	貸付有価証券 11,400株
エステールホールディングス	1,800	648.00	1,166,400	
タカノ	2,900	1,048.00	3,039,200	貸付有価証券 1,900株
プロネクサス	18,500	1,221.00	22,588,500	
ホクシン	6,100	115.00	701,500	貸付有価証券 4,000株 (600株)
ウッドワン	2,900	1,041.00	3,018,900	貸付有価証券 1,600株 (1,300株)
TOPPANホールディングス	219,800	3,518.00	773,256,400	
大日本印刷	195,400	4,556.00	890,242,400	貸付有価証券 5,000株
共同印刷	5,000	3,180.00	15,900,000	
NISSHA	30,600	1,530.00	46,818,000	貸付有価証券 1,400株
光村印刷	700	1,739.00	1,217,300	
TAKARA & COMPANY	10,600	2,818.00	29,870,800	
アシックス	152,400	5,758.00	877,519,200	貸付有価証券 70,700株
ツツミ	4,200	2,119.00	8,899,800	
ローランド	13,200	4,810.00	63,492,000	貸付有価証券 1,600株 (300株)
小松ウオール工業	7,300	3,395.00	24,783,500	
ヤマハ	112,700	3,325.00	374,727,500	貸付有価証券 2,500株
河合楽器製作所	5,400	3,405.00	18,387,000	
クリナップ	17,500	761.00	13,317,500	
ピジョン	113,900	1,573.50	179,221,650	貸付有価証券 3,600株 (1,400株)
キングジム	15,800	879.00	13,888,200	貸付有価証券 4,400株 (100株)
リンテック	35,900	3,085.00	110,751,500	貸付有価証券 400株
イトーキ	36,600	2,070.00	75,762,000	貸付有価証券 800株

任天堂	1,129,000	8,356.00	9,433,924,000	貸付有価証券 700株
三菱鉛筆	25,400	2,474.00	62,839,600	貸付有価証券 100株
タカラスタANDARD	37,600	1,868.00	70,236,800	
コクヨ	73,100	2,466.00	180,264,600	貸付有価証券 3,300株
ナカバヤシ	19,300	534.00	10,306,200	
グローブライト	16,000	2,020.00	32,320,000	貸付有価証券 100株
オカムラ	53,800	2,173.00	116,907,400	貸付有価証券 300株
美津濃	17,800	5,170.00	92,026,000	
東京電力ホールディングス	1,612,000	789.00	1,271,868,000	貸付有価証券 197,400株
中部電力	659,000	1,917.50	1,263,632,500	貸付有価証券 22,100株
関西電力	690,500	1,943.00	1,341,641,500	貸付有価証券 5,500株
中国電力	310,700	990.00	307,593,000	貸付有価証券 4,200株
北陸電力	182,800	730.00	133,444,000	貸付有価証券 17,400株
東北電力	470,800	1,004.00	472,683,200	貸付有価証券 600株
四国電力	166,500	1,042.50	173,576,250	
九州電力	412,200	1,140.00	469,908,000	
北海道電力	172,800	635.10	109,745,280	
沖縄電力	45,700	1,093.00	49,950,100	貸付有価証券 3,100株
電源開発	146,900	2,489.00	365,634,100	貸付有価証券 8,300株 (8,300株)
エフオン	13,000	413.00	5,369,000	
イーレックス	31,800	761.00	24,199,800	貸付有価証券 15,000株 (5,800株)
レノバ	47,700	1,241.00	59,195,700	貸付有価証券 12,000株 (3,100株)
東京瓦斯	378,000	3,216.00	1,215,648,000	貸付有価証券 12,800株 (700株)
大阪瓦斯	362,200	3,064.00	1,109,780,800	貸付有価証券 14,900株
東邦瓦斯	77,400	2,944.50	227,904,300	貸付有価証券 500株
北海道瓦斯	10,700	2,281.00	24,406,700	
広島ガス	37,800	385.00	14,553,000	
西部ガスホールディングス	18,700	1,887.00	35,286,900	貸付有価証券 100株

静岡ガス	35,700	964.00	34,414,800	貸付有価証券 700株
メタウォーター	21,400	2,219.00	47,486,600	
SBSホールディングス	15,900	2,325.00	36,967,500	貸付有価証券 200株
東武鉄道	196,400	3,881.00	762,228,400	貸付有価証券 1,100株
相鉄ホールディングス	64,000	2,732.50	174,880,000	貸付有価証券 100株
東急	501,400	1,773.50	889,232,900	貸付有価証券 1,500株 (1,100株)
京浜急行電鉄	221,300	1,285.00	284,370,500	
小田急電鉄	295,700	2,129.00	629,545,300	貸付有価証券 100株 (100株)
京王電鉄	86,000	4,227.00	363,522,000	
京成電鉄	115,300	7,580.00	873,974,000	貸付有価証券 100株
富士急行	22,000	3,960.00	87,120,000	貸付有価証券 2,400株 (900株)
東日本旅客鉄道	328,500	9,051.00	2,973,253,500	貸付有価証券 500株
西日本旅客鉄道	212,100	6,283.00	1,332,624,300	
東海旅客鉄道	688,800	3,786.00	2,607,796,800	
西武ホールディングス	216,300	2,169.50	469,262,850	貸付有価証券 100株
鴻池運輸	30,500	1,822.00	55,571,000	
西日本鉄道	47,800	2,438.00	116,536,400	貸付有価証券 300株 (200株)
ハマキョウレックス	15,300	3,900.00	59,670,000	
サカイ引越センター	19,800	2,576.00	51,004,800	貸付有価証券 1,400株
近鉄グループホールディングス	178,500	4,476.00	798,966,000	貸付有価証券 19,600株 (200株)
阪急阪神ホールディングス	238,100	4,378.00	1,042,401,800	貸付有価証券 7,000株
南海電気鉄道	79,600	2,932.00	233,387,200	
京阪ホールディングス	98,400	3,504.00	344,793,600	貸付有価証券 1,700株
神戸電鉄	4,900	2,855.00	13,989,500	貸付有価証券 2,300株
名古屋鉄道	184,200	2,182.50	402,016,500	
山陽電気鉄道	13,400	2,128.00	28,515,200	貸付有価証券 5,900株
アルプス物流	14,200	1,911.00	27,136,200	
ヤマトホールディングス	228,600	2,419.50	553,097,700	貸付有価証券 5,700株 (1,800株)

山九	45,400	5,381.00	244,297,400	
丸運	4,600	272.00	1,251,200	貸付有価証券 1,300株
丸全昭和運輸	11,000	4,465.00	49,115,000	
センコーグループホール ディングス	94,500	1,129.00	106,690,500	貸付有価証券 7,700株
トナミホールディングス	3,900	4,440.00	17,316,000	
ニッコンホールディング ス	57,100	3,229.00	184,375,900	
日本石油輸送	800	2,831.00	2,264,800	
福山通運	20,400	4,250.00	86,700,000	貸付有価証券 200株
セイノーホールディング ス	100,400	2,316.00	232,526,400	貸付有価証券 29,900株
エスライングループ本社	2,200	875.00	1,925,000	
神奈川中央交通	5,100	3,015.00	15,376,500	
AZ-COM丸和ホール ディングス	45,600	1,423.00	64,888,800	貸付有価証券 400株
C&Fロジホールディン グス	17,200	1,777.00	30,564,400	貸付有価証券 100株
九州旅客鉄道	126,200	3,363.00	424,410,600	
SGホールディングス	299,800	1,907.00	571,718,600	貸付有価証券 3,600株
NIPPON EXPRESS ホールディン	60,600	8,068.00	488,920,800	貸付有価証券 1,100株
日本郵船	511,700	4,772.00	2,441,832,400	
商船三井	387,400	5,262.00	2,038,498,800	
川崎汽船	143,400	7,035.00	1,008,819,000	貸付有価証券 53,600株
NSユニテッド海運	9,600	5,210.00	50,016,000	貸付有価証券 2,600株
明海グループ	8,700	795.00	6,916,500	貸付有価証券 3,000株 (1,000株)
飯野海運	65,500	1,334.00	87,377,000	貸付有価証券 1,400株
共栄タンカー	1,400	1,106.00	1,548,400	貸付有価証券 600株 (600株)
乾汽船	20,900	1,049.00	21,924,100	貸付有価証券 5,500株 (200株)
日本航空	438,500	2,787.00	1,222,099,500	
ANAホールディングス	485,800	3,232.00	1,570,105,600	貸付有価証券 5,600株
パスコ	1,500	1,842.00	2,763,000	
トランコム	5,200	6,390.00	33,228,000	
日新	13,600	2,911.00	39,589,600	

三菱倉庫	43,800	4,581.00	200,647,800	貸付有価証券 200株
三井倉庫ホールディングス	16,700	4,665.00	77,905,500	
住友倉庫	48,100	2,610.00	125,541,000	
澁澤倉庫	8,100	3,065.00	24,826,500	
東陽倉庫	2,100	1,524.00	3,200,400	
日本トランスシティ	35,900	616.00	22,114,400	
ケイヒン	1,400	1,949.00	2,728,600	
中央倉庫	9,600	1,139.00	10,934,400	
川西倉庫	1,500	1,152.00	1,728,000	貸付有価証券 100株
安田倉庫	12,200	1,189.00	14,505,800	貸付有価証券 200株
ファイズホールディングス	1,200	1,300.00	1,560,000	貸付有価証券 600株 (600株)
東洋埠頭	2,300	1,381.00	3,176,300	
上組	82,400	3,444.00	283,785,600	貸付有価証券 100株
サンリツ	1,900	767.00	1,457,300	
キムラユニティー	3,800	1,554.00	5,905,200	
キューソー流通システム	8,100	933.00	7,557,300	貸付有価証券 100株
東海運	4,600	293.00	1,347,800	
エーアイテイナー	11,200	1,844.00	20,652,800	貸付有価証券 400株 (300株)
内外トランスライン	7,200	2,411.00	17,359,200	
日本コンセプト	6,500	1,914.00	12,441,000	貸付有価証券 200株
NEC ネットズエスアイ	69,900	2,358.00	164,824,200	貸付有価証券 100株
クロスキャット	11,400	1,194.00	13,611,600	
システナ	271,400	280.00	75,992,000	
デジタルアーツ	11,300	4,555.00	51,471,500	
日鉄ソリューションズ	30,600	4,950.00	151,470,000	
キューブシステム	9,500	1,108.00	10,526,000	
コア	7,900	1,817.00	14,354,300	
手間いらず	3,000	2,774.00	8,322,000	
ラクーンホールディングス	13,400	694.00	9,299,600	貸付有価証券 1,700株 (400株)
ソリトンシステムズ	9,200	1,384.00	12,732,800	
ソフトクリエイトホールディングス	14,700	1,909.00	28,062,300	

T I S	196,200	3,396.00	666,295,200	
テクミラホールディングス	3,700	462.00	1,709,400	貸付有価証券 1,700株
グリーン	60,100	528.00	31,732,800	貸付有価証券 3,300株 (2,800株)
GMOペパボ	2,200	1,340.00	2,948,000	
コーエーテクモホールディングス	112,400	1,856.00	208,614,400	貸付有価証券 25,400株 (100株)
三菱総合研究所	8,800	4,865.00	42,812,000	貸付有価証券 100株
ボルテージ	2,300	267.00	614,100	貸付有価証券 100株
電算	900	1,500.00	1,350,000	貸付有価証券 400株
A G S	3,300	905.00	2,986,500	
ファインデックス	14,200	1,169.00	16,599,800	
ブレインパッド	14,900	1,435.00	21,381,500	貸付有価証券 4,900株
K L a b	33,000	379.00	12,507,000	貸付有価証券 12,700株 (400株)
ポルトゥウィンホールディングス	30,600	526.00	16,095,600	貸付有価証券 4,700株
ネクソン	401,400	2,550.00	1,023,570,000	貸付有価証券 52,700株
アイスタイル	58,500	435.00	25,447,500	貸付有価証券 18,800株
エムアップホールディングス	22,000	1,029.00	22,638,000	
エイチーム	10,600	584.00	6,190,400	貸付有価証券 100株
エニグモ	22,800	355.00	8,094,000	貸付有価証券 5,800株
テクノスジャパン	7,100	601.00	4,267,100	貸付有価証券 900株
e n i s h	8,100	223.00	1,806,300	貸付有価証券 3,800株 (700株)
コロプラ	69,600	598.00	41,620,800	貸付有価証券 11,400株 (400株)
オルトプラス	7,200	143.00	1,029,600	貸付有価証券 1,300株
ブロードリーフ	85,100	576.00	49,017,600	貸付有価証券 1,900株
クロス・マーケティンググループ	3,700	603.00	2,231,100	
デジタルハーツホールディングス	11,200	1,091.00	12,219,200	貸付有価証券 100株 (100株)
メディアドゥ	8,100	1,247.00	10,100,700	貸付有価証券 3,600株 (700株)

じげん	52,300	507.00	26,516,100	貸付有価証券 7,300株(7,000株)
ブイキューブ	21,500	308.00	6,622,000	貸付有価証券 9,000株(3,000株)
エンカレッジ・テクノロ ジ	1,900	578.00	1,098,200	
サイバーリンクス	3,000	816.00	2,448,000	貸付有価証券 200株
ディー・エル・イー	5,700	189.00	1,077,300	貸付有価証券 2,600株
フィックスターズ	20,200	1,836.00	37,087,200	貸付有価証券 6,300株(400株)
CARTA HOLD I NGS	8,400	1,461.00	12,272,400	貸付有価証券 3,900株
オブティム	18,400	1,093.00	20,111,200	貸付有価証券 5,600株(3,100株)
セレス	7,200	1,625.00	11,700,000	貸付有価証券 1,000株
S H I F T	11,900	26,900.00	320,110,000	貸付有価証券 4,000株
ティーガイア	18,700	2,136.00	39,943,200	貸付有価証券 200株
セック	2,200	5,490.00	12,078,000	
テクマトリックス	32,700	2,050.00	67,035,000	
プロシップ	8,600	1,475.00	12,685,000	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	46,700	2,320.50	108,367,350	貸付有価証券 900株
GMOペイメントゲート ウェイ	35,800	8,467.00	303,118,600	貸付有価証券 4,700株(100株)
ザッパラス	1,800	433.00	779,400	貸付有価証券 1,200株(700株)
システムリサーチ	6,100	3,410.00	20,801,000	
インターネットイニシア ティブ	85,700	2,851.00	244,330,700	貸付有価証券 100株
さくらインターネット	20,100	5,240.00	105,324,000	貸付有価証券 9,400株(1,900株)
GMOグローバルサイ ン・ホールディングス	5,500	2,750.00	15,125,000	貸付有価証券 200株
SRAホールディングス	9,200	3,940.00	36,248,000	
システムインテグレータ	2,400	430.00	1,032,000	貸付有価証券 1,100株
朝日ネット	19,300	632.00	12,197,600	
e B A S E	25,200	735.00	18,522,000	貸付有価証券 200株
アバントグループ	22,700	1,331.00	30,213,700	貸付有価証券 100株(100株)
アドソル日進	7,500	1,684.00	12,630,000	

ODKソリューションズ	1,500	607.00	910,500	
フリービット	7,800	1,658.00	12,932,400	貸付有価証券 2,400株
コムチュア	25,900	1,898.00	49,158,200	
アステリア	14,000	656.00	9,184,000	貸付有価証券 1,000株
アイル	8,400	3,535.00	29,694,000	
マークラインズ	9,700	3,200.00	31,040,000	
メディカル・データ・ビ ジョン	21,400	580.00	12,412,000	貸付有価証券 3,700株 (900株)
g u m i	29,100	406.00	11,814,600	貸付有価証券 13,700株 (1,200株)
ショーケース	1,800	328.00	590,400	貸付有価証券 700株 (600株)
モバイルファクトリー	1,700	745.00	1,266,500	
テラスカイ	7,700	1,545.00	11,896,500	貸付有価証券 3,600株 (200株)
デジタル・インフォメー ション・テクノロジー	9,300	1,900.00	17,670,000	
P C I ホールディングス	3,000	943.00	2,829,000	貸付有価証券 400株 (400株)
アイビーシー	1,200	431.00	517,200	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	6,000	1,109.00	6,654,000	
P R T I M E S	3,600	2,064.00	7,430,400	貸付有価証券 100株
ラクス	84,800	2,199.50	186,517,600	
ランドコンピュータ	3,800	893.00	3,393,400	
ダブルスタンダード	5,400	1,901.00	10,265,400	貸付有価証券 2,300株 (800株)
オープンドア	10,500	821.00	8,620,500	貸付有価証券 4,900株 (700株)
マイネット	2,600	461.00	1,198,600	貸付有価証券 700株 (700株)
アカツキ	8,500	2,494.00	21,199,000	
ベネフィットジャパン	500	1,242.00	621,000	
U b i c o mホールディ ングス	5,600	1,428.00	7,996,800	貸付有価証券 2,600株
カナミックネットワーク	19,300	525.00	10,132,500	
ノムラシステムコーポレ ーション	8,700	112.00	974,400	貸付有価証券 600株 (600株)
チェンジホールディング ス	39,000	1,554.00	60,606,000	貸付有価証券 17,500株 (1,000株)
シンクロ・フード	5,000	697.00	3,485,000	貸付有価証券 2,900株 (2,900株)
オークネット	6,600	1,981.00	13,074,600	

キャピタル・アセット・プランニング	1,500	761.00	1,141,500	
セグエグループ	2,500	1,993.00	4,982,500	貸付有価証券 900株
エイトレッド	1,200	1,426.00	1,711,200	貸付有価証券 200株 (200株)
マクロミル	35,200	784.00	27,596,800	貸付有価証券 100株
ビーグリー	1,700	1,167.00	1,983,900	
オロ	6,500	2,805.00	18,232,500	
ユーザーローカル	7,600	2,382.00	18,103,200	貸付有価証券 2,700株 (1,200株)
テモナ	1,800	239.00	430,200	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
ニーズウェル	4,400	856.00	3,766,400	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
マネーフォワード	40,000	5,816.00	232,640,000	貸付有価証券 4,400株
サインポスト	3,100	581.00	1,801,100	貸付有価証券 1,400株 (900株)
Sun Asterisk	12,700	997.00	12,661,900	貸付有価証券 2,200株 (700株)
プラスアルファ・コンサルティング	10,600	2,462.00	26,097,200	
電算システムホールディングス	7,900	2,672.00	21,108,800	
Appier Group	61,300	1,844.00	113,037,200	貸付有価証券 2,000株
ビジョナル	13,800	9,440.00	130,272,000	貸付有価証券 2,300株
ソルクシーズ	6,500	342.00	2,223,000	貸付有価証券 200株
フェイス	2,200	461.00	1,014,200	
プロトコーポレーション	19,600	1,292.00	25,323,200	
ハイマックス	5,600	1,402.00	7,851,200	
野村総合研究所	397,300	4,088.00	1,624,162,400	貸付有価証券 8,500株
CEホールディングス	4,100	546.00	2,238,600	貸付有価証券 100株
日本システム技術	6,600	3,240.00	21,384,000	
インテージホールディングス	20,300	1,776.00	36,052,800	
東邦システムサイエンス	6,700	1,278.00	8,562,600	
ソースネクスト	82,100	142.00	11,658,200	貸付有価証券 38,600株 (200株)
インフォコム	23,100	2,258.00	52,159,800	
シンプレクス・ホールデ	27,000	2,550.00	68,850,000	

インクス				
HEROZ	7,000	1,935.00	13,545,000	貸付有価証券 2,000株
ラクスル	43,200	1,075.00	46,440,000	貸付有価証券 16,600株
メルカリ	87,300	2,192.00	191,361,600	貸付有価証券 26,900株
I P S	5,200	2,280.00	11,856,000	貸付有価証券 800株 (800株)
F I G	9,200	319.00	2,934,800	貸付有価証券 4,300株
システムサポート	6,900	1,885.00	13,006,500	
イーソル	12,900	1,007.00	12,990,300	貸付有価証券 300株
東海ソフト	1,300	1,161.00	1,509,300	
ウイングアーク1st	18,600	3,030.00	56,358,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	4,800	1,178.00	5,654,400	
サーバーワークス	3,700	4,105.00	15,188,500	貸付有価証券 300株 (200株)
東名	600	2,400.00	1,440,000	貸付有価証券 300株
ヴィッツ	800	765.00	612,000	
トビラシステムズ	2,300	839.00	1,929,700	
S a n s a n	58,800	1,512.00	88,905,600	貸付有価証券 7,900株
L i n k - U	1,900	681.00	1,293,900	
ギフトイ	15,700	1,460.00	22,922,000	貸付有価証券 5,900株 (200株)
メドレー	24,100	4,765.00	114,836,500	貸付有価証券 100株 (100株)
ベース	6,300	3,560.00	22,428,000	貸付有価証券 1,200株
J M D C	30,600	3,734.00	114,260,400	貸付有価証券 1,400株
フォーカスシステムズ	12,000	1,065.00	12,780,000	
クレスコ	14,700	1,898.00	27,900,600	
フジ・メディア・ホールディングス	172,300	1,950.50	336,071,150	貸付有価証券 1,000株
オービック	59,900	22,185.00	1,328,881,500	
ジャストシステム	25,800	2,558.00	65,996,400	貸付有価証券 100株
T D C ソフト	16,800	2,238.00	37,598,400	
L I N E ヤフー	2,553,200	423.20	1,080,514,240	貸付有価証券 621,400株
トレンドマイクロ	84,800	7,183.00	609,118,400	貸付有価証券

				10,600株
I Dホールディングス	12,100	1,640.00	19,844,000	
日本オラクル	34,300	11,585.00	397,365,500	
アルファシステムズ	4,700	3,475.00	16,332,500	
フューチャー	38,200	1,674.00	63,946,800	貸付有価証券 2,100株
C A C H o l d i n g s	9,600	1,799.00	17,270,400	貸付有価証券 300株
S Bテクノロジー	7,600	2,128.00	16,172,800	
トーセ	2,300	711.00	1,635,300	
オービックビジネスコン サルタント	25,200	7,010.00	176,652,000	
アイティフォー	23,000	1,395.00	32,085,000	
東計電算	5,000	3,495.00	17,475,000	
エックスネット	1,100	1,107.00	1,217,700	
大塚商会	88,900	6,303.00	560,336,700	貸付有価証券 21,800株
サイボウズ	24,700	2,046.00	50,536,200	貸付有価証券 3,100株 (800株)
電通総研	21,800	5,450.00	118,810,000	貸付有価証券 10,200株 (6,900株)
A C C E S S	18,600	940.00	17,484,000	貸付有価証券 3,400株 (300株)
デジタルガレージ	28,700	3,325.00	95,427,500	
E Mシステムズ	29,900	740.00	22,126,000	貸付有価証券 2,200株
ウェザーニューズ	5,500	5,110.00	28,105,000	貸付有価証券 100株
C I J	29,800	712.00	21,217,600	貸付有価証券 100株
ビジネスエンジニアリン グ	3,400	3,930.00	13,362,000	
日本エンタープライズ	8,200	122.00	1,000,400	貸付有価証券 1,800株
WOWOW	13,500	1,134.00	15,309,000	
スカラ	16,600	717.00	11,902,200	
インテリジェント ウェ イブ	4,200	1,177.00	4,943,400	
A N Y C O L O R	19,000	3,150.00	59,850,000	貸付有価証券 5,400株 (1,500株)
I M A G I C A G R O U P	18,000	732.00	13,176,000	
ネットワンシステムズ	72,400	2,580.00	186,792,000	
システムソフト	62,400	57.00	3,556,800	貸付有価証券 1,400株

アルゴグラフィックス	16,400	4,225.00	69,290,000	
マーベラス	29,100	746.00	21,708,600	
エイベックス	30,500	1,293.00	39,436,500	
B I P R O G Y	58,700	4,599.00	269,961,300	
都築電気	9,400	2,365.00	22,231,000	
T B S ホールディングス	90,200	4,300.00	387,860,000	貸付有価証券 10,400株
日本テレビホールディングス	158,800	2,221.00	352,694,800	貸付有価証券 3,200株
朝日放送グループホールディングス	16,800	691.00	11,608,800	貸付有価証券 7,800株
テレビ朝日ホールディングス	43,500	2,106.00	91,611,000	
スカパー J S A T ホールディングス	139,300	914.00	127,320,200	貸付有価証券 2,600株
テレビ東京ホールディングス	12,900	3,030.00	39,087,000	貸付有価証券 2,700株
日本BS放送	2,900	898.00	2,604,200	
ビジョン	27,000	1,114.00	30,078,000	
スマートバリュー	2,300	430.00	989,000	貸付有価証券 500株
USEN-NEXT HOLDINGS	20,100	4,495.00	90,349,500	貸付有価証券 9,400株
ワイヤレスゲート	3,500	226.00	791,000	貸付有価証券 1,500株
日本通信	176,600	218.00	38,498,800	貸付有価証券 17,400株 (12,500株)
クロップス	1,000	1,038.00	1,038,000	
日本電信電話	53,348,000	181.30	9,671,992,400	貸付有価証券 1,399,200株
K D D I	1,385,900	4,601.00	6,376,525,900	
ソフトバンク	2,886,300	1,958.00	5,651,375,400	貸付有価証券 303,200株
光通信	18,100	25,210.00	456,301,000	貸付有価証券 300株
エムティーアイ	12,300	763.00	9,384,900	貸付有価証券 700株
GMOインターネットグループ	66,300	2,657.50	176,192,250	貸付有価証券 100株
ファイバーゲート	9,600	1,032.00	9,907,200	貸付有価証券 100株
アイドママーケティングコミュニケーション	2,200	234.00	514,800	
KADOKAWA	94,800	3,024.00	286,675,200	貸付有価証券 1,400株
学研ホールディングス	29,800	992.00	29,561,600	

ゼンリン	30,700	858.00	26,340,600	貸付有価証券 100株
昭文社ホールディングス	3,400	365.00	1,241,000	貸付有価証券 500株
インプレスホールディングス	8,000	175.00	1,400,000	
アイネット	10,900	2,277.00	24,819,300	
松竹	9,300	9,956.00	92,590,800	貸付有価証券 4,300株
東宝	99,800	4,795.00	478,541,000	
東映	5,900	19,850.00	117,115,000	
NTTデータグループ	468,900	2,364.00	1,108,479,600	貸付有価証券 25,500株
ピー・シー・エー	10,300	1,626.00	16,747,800	
ビジネスブレイン太田昭和	7,000	2,296.00	16,072,000	
D T S	37,800	3,905.00	147,609,000	貸付有価証券 800株
スクウェア・エニックス・ホールディングス	81,900	6,670.00	546,273,000	貸付有価証券 1,100株
シーイーシー	22,600	1,792.00	40,499,200	貸付有価証券 3,200株
カブコン	160,400	5,830.00	935,132,000	貸付有価証券 100株
アイ・エス・ビー	9,200	1,371.00	12,613,200	
ジャステック	11,000	1,358.00	14,938,000	貸付有価証券 400株
S C S K	125,500	2,697.50	338,536,250	貸付有価証券 100株
N S W	8,000	2,962.00	23,696,000	
アイネス	14,000	1,492.00	20,888,000	
T K C	28,400	3,685.00	104,654,000	
富士ソフト	36,100	6,210.00	224,181,000	貸付有価証券 17,000株 (400株)
N S D	64,000	2,723.00	174,272,000	
コナミグループ	67,200	9,795.00	658,224,000	
福井コンピュータホールディングス	11,100	2,623.00	29,115,300	
J B C Cホールディングス	11,900	3,890.00	46,291,000	
ミロク情報サービス	16,300	1,979.00	32,257,700	
ソフトバンクグループ	884,700	8,548.00	7,562,415,600	貸付有価証券 800株
高千穂交易	6,000	3,915.00	23,490,000	貸付有価証券 2,800株
オルバヘルスケアホール	1,400	1,827.00	2,557,800	

ディングス				
伊藤忠食品	4,300	7,750.00	33,325,000	
エレマテック	17,000	1,789.00	30,413,000	
あらた	28,900	3,190.00	92,191,000	貸付有価証券 400株
トーメンデバイス	2,700	5,120.00	13,824,000	
東京エレクトロン デバ イス	18,900	6,740.00	127,386,000	
円谷フィールズホールデ ィングス	32,500	1,621.00	52,682,500	貸付有価証券 15,300株
双日	210,600	3,812.00	802,807,200	
アルフレッサ ホールデ ィングス	189,900	2,323.50	441,232,650	貸付有価証券 300株
横浜冷凍	51,500	1,089.00	56,083,500	貸付有価証券 700株
神栄	1,200	1,645.00	1,974,000	貸付有価証券 100株
ラサ商事	7,700	1,648.00	12,689,600	
アルコニックス	24,900	1,393.00	34,685,700	貸付有価証券 100株
神戸物産	146,400	3,759.00	550,317,600	貸付有価証券 300株
ハイパー	1,800	308.00	554,400	
あい ホールディングス	30,300	2,442.00	73,992,600	貸付有価証券 14,200株
ディーブイエックス	2,300	1,066.00	2,451,800	
ダイワボウホールディン グス	83,800	2,708.00	226,930,400	貸付有価証券 600株
マクニカホールディン グス	44,800	8,168.00	365,926,400	貸付有価証券 5,500株 (5,500株)
ラクト・ジャパン	7,300	2,214.00	16,162,200	貸付有価証券 100株 (100株)
グリムス	8,000	1,929.00	15,432,000	
バイタルケーエスケー・ ホールディングス	28,600	1,295.00	37,037,000	
八洲電機	15,300	1,330.00	20,349,000	
メディアスホールディン グス	11,000	742.00	8,162,000	
レスターホールディン グス	16,100	2,990.00	48,139,000	
ジオリーブグループ	1,900	1,320.00	2,508,000	
大光	4,400	626.00	2,754,400	貸付有価証券 2,000株
OCHIホールディン グス	1,900	1,587.00	3,015,300	
TOKAIホールディン	102,700	1,003.00	103,008,100	貸付有価証券

グス				100株
黒谷	2,300	607.00	1,396,100	
C o m i n i x	1,700	855.00	1,453,500	
三洋貿易	21,300	1,335.00	28,435,500	
ビューティガレージ	6,000	2,251.00	13,506,000	貸付有価証券 400株(400株)
ウイン・パートナーズ	12,200	1,282.00	15,640,400	貸付有価証券 300株
ミタチ産業	2,300	1,156.00	2,658,800	貸付有価証券 800株(800株)
シップヘルスケアホールディングス	68,000	2,149.50	146,166,000	
明治電機工業	7,000	1,485.00	10,395,000	
デリカフーズホールディングス	3,600	587.00	2,113,200	
スターティアホールディングス	2,200	1,586.00	3,489,200	貸付有価証券 900株(600株)
コメダホールディングス	46,400	2,762.00	128,156,800	貸付有価証券 3,500株(100株)
ピーバンドットコム	1,100	382.00	420,200	
アセンテック	7,200	643.00	4,629,600	貸付有価証券 600株(500株)
富士興産	2,300	2,108.00	4,848,400	
協栄産業	900	3,035.00	2,731,500	
フルサト・マルカホールディングス	16,800	2,267.00	38,085,600	貸付有価証券 200株
ヤマエグループホールディングス	12,500	2,583.00	32,287,500	貸付有価証券 2,800株
小野建	18,600	1,753.00	32,605,800	
南陽	1,700	2,429.00	4,129,300	
佐島電機	10,600	2,266.00	24,019,600	
エコートレーディング	1,600	1,270.00	2,032,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
伯東	10,800	5,900.00	63,720,000	貸付有価証券 400株
コンドーテック	14,500	1,216.00	17,632,000	貸付有価証券 200株
中山福	4,500	366.00	1,647,000	貸付有価証券 200株
ナガイレーベン	23,900	2,332.00	55,734,800	
三菱食品	17,500	5,080.00	88,900,000	貸付有価証券 400株
松田産業	14,400	2,423.00	34,891,200	貸付有価証券 300株
第一興商	73,200	1,921.00	140,617,200	貸付有価証券 1,100株

メディアパルホールディングス	192,400	2,380.00	457,912,000	
S P K	8,400	2,049.00	17,211,600	
萩原電気ホールディングス	8,100	4,700.00	38,070,000	貸付有価証券 200株
アズワン	29,600	5,239.00	155,074,400	
スズデン	6,600	2,210.00	14,586,000	貸付有価証券 2,700株
尾家産業	2,000	1,707.00	3,414,000	
シモジマ	12,700	1,275.00	16,192,500	
ドウシシャ	17,500	2,127.00	37,222,500	貸付有価証券 300株
小津産業	1,900	1,662.00	3,157,800	貸付有価証券 800株 (700株)
高速	11,200	2,373.00	26,577,600	
たけびし	7,200	1,969.00	14,176,800	
リックス	3,800	3,695.00	14,041,000	
丸文	16,900	1,530.00	25,857,000	貸付有価証券 100株
ハピネット	16,100	3,200.00	51,520,000	
橋本総業ホールディングス	7,500	1,315.00	9,862,500	
日本ライフライン	55,400	1,267.00	70,191,800	
タカショー	16,500	515.00	8,497,500	貸付有価証券 7,700株 (900株)
I D O M	50,000	883.00	44,150,000	
進和	11,600	2,433.00	28,222,800	貸付有価証券 600株
エスケイジャパン	2,000	708.00	1,416,000	
ダイトロン	7,500	2,896.00	21,720,000	
シークス	27,000	1,550.00	41,850,000	貸付有価証券 300株
田中商事	2,400	810.00	1,944,000	
オーハシテクニカ	9,900	1,761.00	17,433,900	
白銅	5,300	2,479.00	13,138,700	貸付有価証券 3,100株
ダイコー通産	900	1,241.00	1,116,900	
伊藤忠商事	1,271,800	6,620.00	8,419,316,000	
丸紅	1,577,400	2,458.50	3,878,037,900	貸付有価証券 54,700株
高島	5,700	1,349.00	7,689,300	貸付有価証券 900株 (900株)
長瀬産業	86,700	2,466.00	213,802,200	貸付有価証券 300株

蝶理	11,800	2,996.00	35,352,800	
豊田通商	165,700	9,342.00	1,547,969,400	貸付有価証券 900株
三共生興	26,200	771.00	20,200,200	
兼松	79,100	2,375.00	187,862,500	
ツカモトコーポレーション	1,200	1,282.00	1,538,400	
三井物産	1,425,500	6,512.00	9,282,856,000	
日本紙パルプ商事	9,000	4,975.00	44,775,000	
カメイ	20,100	1,884.00	37,868,400	
東都水産	400	6,260.00	2,504,000	貸付有価証券 200株
OUGホールディングス	1,200	2,620.00	3,144,000	
スターゼン	13,100	2,758.00	36,129,800	
山善	57,400	1,290.00	74,046,000	貸付有価証券 5,700株 (5,700株)
椿本興業	3,900	6,810.00	26,559,000	
住友商事	1,145,100	3,605.00	4,128,085,500	貸付有価証券 10,600株
内田洋行	7,700	7,930.00	61,061,000	
三菱商事	3,749,000	3,196.00	11,981,804,000	貸付有価証券 100株
第一実業	17,800	1,967.00	35,012,600	
キャノンマーケティング ジャパン	43,800	4,251.00	186,193,800	貸付有価証券 20,500株
西華産業	7,400	2,992.00	22,140,800	
佐藤商事	13,100	1,771.00	23,200,100	
菱洋エレクトロ	17,900	3,900.00	69,810,000	貸付有価証券 600株
東京産業	17,300	740.00	12,802,000	貸付有価証券 300株
ユアサ商事	14,800	5,050.00	74,740,000	
神鋼商事	4,700	7,290.00	34,263,000	貸付有価証券 100株
トルク	4,500	284.00	1,278,000	
阪和興業	34,000	5,790.00	196,860,000	貸付有価証券 700株
正栄食品工業	12,600	4,675.00	58,905,000	貸付有価証券 3,400株
カナデン	14,200	1,570.00	22,294,000	
RYODEN	15,300	2,625.00	40,162,500	貸付有価証券 6,600株
岩谷産業	43,100	7,383.00	318,207,300	貸付有価証券 2,200株

ナイス	2,600	1,601.00	4,162,600	
ニチモウ	2,700	2,146.00	5,794,200	貸付有価証券 100株
極東貿易	11,300	2,130.00	24,069,000	貸付有価証券 100株
アステナホールディングス	35,500	475.00	16,862,500	
三愛オブリ	45,500	1,925.00	87,587,500	貸付有価証券 1,800株
稲畑産業	37,400	3,185.00	119,119,000	貸付有価証券 1,000株
G S I クレオス	10,100	2,417.00	24,411,700	
明和産業	22,400	707.00	15,836,800	貸付有価証券 200株
クワザワホールディングス	3,000	795.00	2,385,000	貸付有価証券 100株
ワキタ	31,300	1,594.00	49,892,200	貸付有価証券 6,500株
東邦ホールディングス	52,300	3,268.00	170,916,400	貸付有価証券 700株
サンゲツ	43,500	3,610.00	157,035,000	貸付有価証券 700株
ミツウロコグループホールディングス	24,100	1,535.00	36,993,500	貸付有価証券 300株
シナネンホールディングス	5,200	4,175.00	21,710,000	
伊藤忠エネクス	46,900	1,532.00	71,850,800	貸付有価証券 100株
サンリオ	53,600	7,433.00	398,408,800	貸付有価証券 2,500株
サンワテクノス	9,700	2,265.00	21,970,500	
リョーサン	13,400	5,080.00	68,072,000	貸付有価証券 100株
新光商事	25,400	1,224.00	31,089,600	
トーヨー	7,400	2,905.00	21,497,000	
三信電気	7,600	2,293.00	17,426,800	
東陽テクニカ	19,200	1,493.00	28,665,600	
モスフードサービス	27,800	3,480.00	96,744,000	貸付有価証券 100株
加賀電子	17,300	6,400.00	110,720,000	貸付有価証券 200株
ソーダニッカ	16,000	1,185.00	18,960,000	貸付有価証券 200株
立花エレテック	12,600	3,085.00	38,871,000	
フォーバル	7,400	1,367.00	10,115,800	貸付有価証券 3,200株
PAL TAC	25,500	4,333.00	110,491,500	

三谷産業	33,000	392.00	12,936,000	貸付有価証券 900株
太平洋興発	3,100	836.00	2,591,600	
西本Wismettac ホールディングス	4,800	6,970.00	33,456,000	
ヤマシタヘルスケアホー ルディングス	700	2,409.00	1,686,300	
コア商事ホールディン グス	13,200	714.00	9,424,800	
KPPグループホールデ ィングス	49,000	632.00	30,968,000	貸付有価証券 2,200株
ヤマタネ	8,300	2,549.00	21,156,700	
丸紅建材リース	600	2,788.00	1,672,800	
泉州電業	8,800	3,700.00	32,560,000	
トラスコ中山	39,700	2,380.00	94,486,000	貸付有価証券 1,400株 (200株)
オートバックスセブン	65,800	1,649.50	108,537,100	貸付有価証券 400株 (300株)
モリト	13,500	1,419.00	19,156,500	貸付有価証券 100株
加藤産業	23,400	4,810.00	112,554,000	貸付有価証券 100株
北恵	2,100	847.00	1,778,700	
イエローハット	30,000	1,909.00	57,270,000	貸付有価証券 4,500株
JKホールディングス	14,500	1,020.00	14,790,000	
日伝	12,800	2,888.00	36,966,400	貸付有価証券 400株
北沢産業	5,100	325.00	1,657,500	貸付有価証券 100株 (100株)
杉本商事	9,100	2,244.00	20,420,400	
因幡電機産業	49,000	3,510.00	171,990,000	貸付有価証券 500株
東テク	6,300	6,820.00	42,966,000	
ミスミグループ本社	285,700	2,094.50	598,398,650	貸付有価証券 1,800株
アルテック	4,500	256.00	1,152,000	
タキヒヨー	2,000	1,206.00	2,412,000	貸付有価証券 900株 (100株)
蔵王産業	1,500	2,630.00	3,945,000	
スズケン	72,000	4,929.00	354,888,000	貸付有価証券 300株
ジェコス	11,300	1,161.00	13,119,300	
グローセル	22,100	748.00	16,530,800	貸付有価証券 2,200株 (2,100株)
ローソン	40,200	10,250.00	412,050,000	

サンエー	14,400	4,550.00	65,520,000	貸付有価証券 6,800株
カワチ薬品	14,800	2,728.00	40,374,400	貸付有価証券 6,900株
エービーシー・マート	82,800	2,560.50	212,009,400	
ハードオフコーポレーション	6,700	1,779.00	11,919,300	
アスクル	45,700	2,050.00	93,685,000	貸付有価証券 3,200株(600株)
ゲオホールディングス	21,200	2,116.00	44,859,200	貸付有価証券 500株
アダストリア	22,800	3,530.00	80,484,000	貸付有価証券 10,700株
ジーフット	6,800	301.00	2,046,800	貸付有価証券 3,100株
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	1,100	758.00	833,800	貸付有価証券 600株
くら寿司	22,100	4,100.00	90,610,000	貸付有価証券 2,500株
キャンドウ	6,700	2,718.00	18,210,600	貸付有価証券 800株(100株)
I Kホールディングス	2,900	388.00	1,125,200	
パルグループホールディングス	37,100	2,252.00	83,549,200	
エディオン	74,900	1,523.00	114,072,700	貸付有価証券 32,100株
サーラコーポレーション	39,700	808.00	32,077,600	貸付有価証券 400株
ワッツ	4,100	608.00	2,492,800	貸付有価証券 1,900株(900株)
ハローズ	8,600	4,315.00	37,109,000	貸付有価証券 4,000株
フジオフードグループ本社	21,200	1,365.00	28,938,000	貸付有価証券 9,900株
あみやき亭	4,600	4,440.00	20,424,000	貸付有価証券 2,100株
ひらまつ	20,000	252.00	5,040,000	貸付有価証券 7,700株
大黒天物産	5,800	8,810.00	51,098,000	
ハニーズホールディングス	16,800	1,622.00	27,249,600	
ファーマライズホールディングス	1,900	647.00	1,229,300	
アルペン	15,600	2,005.00	31,278,000	貸付有価証券 7,300株(200株)
ハブ	2,700	726.00	1,960,200	貸付有価証券 200株
クオールホールディングス	26,000	1,643.00	42,718,000	

ジンズホールディングス	11,200	3,815.00	42,728,000	
ビックカメラ	100,700	1,331.00	134,031,700	貸付有価証券 47,300株(200株)
D C Mホールディングス	100,000	1,396.00	139,600,000	貸付有価証券 10,500株
M o n o t a R O	268,200	1,564.00	419,464,800	貸付有価証券 126,000株(25,600 株)
東京一番フーズ	1,900	522.00	991,800	貸付有価証券 1,100株
DDグループ	5,400	1,538.00	8,305,200	貸付有価証券 2,500株
きちりホールディングス	2,300	994.00	2,286,200	
J. フロント リテイ リング	217,100	1,577.00	342,366,700	貸付有価証券 1,500株
ドトール・日レスホール ディングス	33,500	2,095.00	70,182,500	貸付有価証券 15,700株
マツキヨココカラ&カン パニー	344,200	2,613.50	899,566,700	貸付有価証券 300株(300株)
ブロンコビリー	11,100	3,270.00	36,297,000	貸付有価証券 5,200株
Z O Z O	120,600	3,434.00	414,140,400	貸付有価証券 1,000株
トレジャー・ファクトリ ー	10,400	1,512.00	15,724,800	貸付有価証券 4,300株(2,100株)
物語コーポレーション	31,600	4,695.00	148,362,000	貸付有価証券 12,500株
三越伊勢丹ホールディ ングス	318,600	2,129.50	678,458,700	
H a m e e	7,600	1,116.00	8,481,600	
マーケットエンタープラ イズ	700	859.00	601,300	
ウエルシアホールディ ングス	98,100	2,632.50	258,248,250	貸付有価証券 46,200株(200株)
クリエイティブSDホール ディングス	26,800	3,175.00	85,090,000	貸付有価証券 900株(900株)
丸善C H I ホールディ ングス	9,900	328.00	3,247,200	
ミサワ	1,700	628.00	1,067,600	
ティーライフ	1,100	1,402.00	1,542,200	貸付有価証券 600株(100株)
エー・ピーホールディ ングス	2,000	989.00	1,978,000	貸付有価証券 1,300株
チムニー	2,600	1,437.00	3,736,200	貸付有価証券 1,700株
シュッピン	17,100	1,057.00	18,074,700	貸付有価証券 5,900株(800株)
オイシックス・ラ・大地	25,400	1,433.00	36,398,200	貸付有価証券 11,600株(7,100株)

ネクステージ	43,200	2,157.00	93,182,400	貸付有価証券 20,300株
ジョイフル本田	55,000	2,013.00	110,715,000	貸付有価証券 2,600株
鳥貴族ホールディングス	7,000	4,120.00	28,840,000	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
ホットランド	14,500	1,862.00	26,999,000	貸付有価証券 4,200株
すかいらーくホールディングス	258,600	2,224.00	575,126,400	貸付有価証券 108,200株 (4,100株)
SFPホールディングス	10,300	2,090.00	21,527,000	貸付有価証券 4,800株
綿半ホールディングス	14,700	1,480.00	21,756,000	
ヨシックスホールディングス	3,900	2,873.00	11,204,700	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	52,800	1,000.00	52,800,000	貸付有価証券 24,800株 (5,000株)
ゴルフダイジェスト・オンライン	8,600	606.00	5,211,600	貸付有価証券 4,000株 (2,100株)
BEENOS	7,700	1,397.00	10,756,900	貸付有価証券 700株
あさひ	17,500	1,277.00	22,347,500	
日本調剤	12,900	1,431.00	18,459,900	貸付有価証券 400株
コスモス薬品	16,000	15,150.00	242,400,000	
トーエル	3,700	787.00	2,911,900	貸付有価証券 100株 (100株)
セブン&アイ・ホールディングス	652,100	6,263.00	4,084,102,300	貸付有価証券 90,200株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	128,100	1,095.00	140,269,500	貸付有価証券 60,300株
ツルハホールディングス	39,700	10,980.00	435,906,000	貸付有価証券 8,300株
サンマルクホールディングス	15,200	2,217.00	33,698,400	
フェリシモ	1,900	925.00	1,757,500	貸付有価証券 100株
トリドールホールディングス	53,000	4,220.00	223,660,000	貸付有価証券 10,200株 (1,200株)
TOKYO BASE	22,700	296.00	6,719,200	貸付有価証券 8,700株 (8,700株)
ウイルプラスホールディングス	1,700	981.00	1,667,700	
JMホールディングス	14,300	2,433.00	34,791,900	
サツドラホールディングス	3,400	805.00	2,737,000	貸付有価証券 1,600株 (1,600株)
アレンザホールディングス	14,100	1,163.00	16,398,300	貸付有価証券 6,600株

串カツ田中ホールディングス	5,000	1,797.00	8,985,000	
バロックジャパンリミテッド	14,700	828.00	12,171,600	貸付有価証券 6,900株(400株)
クスリのアオキホールディングス	56,900	3,088.00	175,707,200	
力の源ホールディングス	9,700	1,637.00	15,878,900	貸付有価証券 4,500株
FOOD & LIFE COMPANIE	100,900	3,068.00	309,561,200	
メディカルシステムネットワーク	20,500	611.00	12,525,500	
一家ホールディングス	2,100	710.00	1,491,000	貸付有価証券 1,300株
ジャパクラフトホールディングス	6,500	166.00	1,079,000	貸付有価証券 700株
はるやまホールディングス	4,000	595.00	2,380,000	貸付有価証券 1,800株
ノジマ	54,900	1,741.00	95,580,900	
カッパ・クリエイト	29,700	1,670.00	49,599,000	貸付有価証券 14,000株
ライトオン	6,300	413.00	2,601,900	貸付有価証券 4,100株
良品計画	206,500	2,373.00	490,024,500	
パリミキホールディングス	10,500	432.00	4,536,000	貸付有価証券 2,700株(1,400株)
アドヴァングループ	18,000	1,165.00	20,970,000	
アルビス	6,200	2,639.00	16,361,800	
コナカ	9,200	415.00	3,818,000	貸付有価証券 100株
ハウス オブ ローゼ	1,000	1,623.00	1,623,000	
G-7ホールディングス	20,600	1,446.00	29,787,600	
イオン北海道	55,900	930.00	51,987,000	貸付有価証券 26,200株
コジマ	31,300	755.00	23,631,500	貸付有価証券 14,700株
ヒマラヤ	2,600	943.00	2,451,800	貸付有価証券 800株(100株)
コーナン商事	23,200	3,930.00	91,176,000	貸付有価証券 10,900株
エコス	7,000	2,370.00	16,590,000	貸付有価証券 3,200株
ワタミ	20,000	1,033.00	20,660,000	貸付有価証券 4,200株
マルシェ	3,000	244.00	732,000	貸付有価証券 1,400株
パン・パシフィック・インターナショナルホ	382,100	3,516.00	1,343,463,600	貸付有価証券 5,300株

西松屋チェーン	37,200	2,137.00	79,496,400	貸付有価証券 17,500株
ゼンショーホールディングス	96,300	6,741.00	649,158,300	
幸楽苑ホールディングス	14,000	1,396.00	19,544,000	貸付有価証券 6,500株(100株)
ハークスレイ	2,900	916.00	2,656,400	
サイゼリヤ	28,000	5,000.00	140,000,000	貸付有価証券 6,800株(1,500株)
V Tホールディングス	71,800	520.00	37,336,000	
魚力	6,600	2,406.00	15,879,600	
ポプラ	2,200	309.00	679,800	貸付有価証券 1,400株
フジ・コーポレーション	9,000	1,739.00	15,651,000	
ユナイテッドアローズ	22,200	1,790.00	39,738,000	貸付有価証券 300株
ハイデイ日高	28,100	2,752.00	77,331,200	貸付有価証券 13,200株
Y U - W A C r e a t i o n H o l d i	4,700	146.00	686,200	貸付有価証券 2,500株(2,400株)
コロワイド	81,400	2,267.00	184,533,800	貸付有価証券 38,300株
壱番屋	14,900	6,110.00	91,039,000	貸付有価証券 600株(300株)
トップカルチャー	2,700	152.00	410,400	貸付有価証券 100株
P L A N T	1,900	1,704.00	3,237,600	
スギホールディングス	38,100	7,095.00	270,319,500	貸付有価証券 8,000株
薬王堂ホールディングス	9,200	2,811.00	25,861,200	貸付有価証券 4,300株
スクロール	28,200	946.00	26,677,200	
ヨンドシーホールディングス	17,900	1,956.00	35,012,400	貸付有価証券 8,400株
木曽路	28,600	2,627.00	75,132,200	貸付有価証券 11,500株
S R Sホールディングス	31,200	1,182.00	36,878,400	貸付有価証券 14,700株
千趣会	34,800	297.00	10,335,600	貸付有価証券 16,400株
リテールパートナーズ	28,100	1,755.00	49,315,500	貸付有価証券 12,300株
上新電機	18,700	2,370.00	44,319,000	貸付有価証券 200株
日本瓦斯	100,200	2,376.00	238,075,200	貸付有価証券 100株
ロイヤルホールディングス	33,300	2,454.00	81,718,200	貸付有価証券 16,000株

東天紅	600	850.00	510,000	貸付有価証券 300株
いなげや	18,400	1,226.00	22,558,400	
チヨダ	18,100	884.00	16,000,400	貸付有価証券 500株
ライフコーポレーション	19,800	3,735.00	73,953,000	
リンガーハット	24,400	2,377.00	57,998,800	貸付有価証券 11,500株 (2,300株)
MrMaxHD	23,800	629.00	14,970,200	
テンアライド	11,100	317.00	3,518,700	貸付有価証券 1,300株 (1,200株)
AOKIホールディングス	40,600	1,156.00	46,933,600	貸付有価証券 100株
オークワ	27,200	860.00	23,392,000	貸付有価証券 12,800株
コメリ	29,100	3,305.00	96,175,500	貸付有価証券 2,800株
青山商事	40,400	1,671.00	67,508,400	
しまむら	44,400	8,498.00	377,311,200	貸付有価証券 4,400株 (600株)
はせがわ	4,000	353.00	1,412,000	
高島屋	130,800	2,293.50	299,989,800	貸付有価証券 14,200株 (800株)
松屋	32,100	988.00	31,714,800	貸付有価証券 6,300株 (4,800株)
エイチ・ツー・オー テイリング	83,700	1,810.00	151,497,000	
近鉄百貨店	8,100	2,522.00	20,428,200	貸付有価証券 3,800株
丸井グループ	125,600	2,478.00	311,236,800	貸付有価証券 7,900株
アクシアル リテイリング	12,900	4,010.00	51,729,000	
井筒屋	4,000	353.00	1,412,000	貸付有価証券 2,600株
イオン	641,400	3,602.00	2,310,322,800	貸付有価証券 150,300株 (600株)
イズミ	33,500	3,605.00	120,767,500	貸付有価証券 5,200株
平和堂	31,600	2,195.00	69,362,000	貸付有価証券 14,800株
フジ	29,000	1,969.00	57,101,000	貸付有価証券 13,600株
ヤオコー	21,400	8,145.00	174,303,000	
ゼビオホールディングス	25,600	972.00	24,883,200	貸付有価証券 300株
ケーズホールディングス	127,100	1,238.50	157,413,350	

O l y m p i c グループ	3,700	555.00	2,053,500	貸付有価証券 1,700株
日産東京販売ホールディングス	12,500	501.00	6,262,500	貸付有価証券 4,400株
シルバーライフ	3,600	847.00	3,049,200	
G e n k y D r u g S t o r e s	8,300	6,380.00	52,954,000	貸付有価証券 3,500株
ナルミヤ・インターナショナル	1,400	1,244.00	1,741,600	貸付有価証券 100株 (100株)
ブックオフグループホールディングス	11,000	1,229.00	13,519,000	貸付有価証券 3,300株 (800株)
ギフトホールディングス	8,000	2,949.00	23,592,000	
アインホールディングス	26,100	4,655.00	121,495,500	
元気寿司	10,700	3,455.00	36,968,500	貸付有価証券 4,600株
ヤマダホールディングス	581,900	437.70	254,697,630	貸付有価証券 600株
アークランズ	56,300	1,676.00	94,358,800	貸付有価証券 26,400株
ニトリホールディングス	68,900	22,155.00	1,526,479,500	貸付有価証券 200株
グルメ杵屋	15,300	1,106.00	16,921,800	貸付有価証券 7,200株
愛眼	6,200	181.00	1,122,200	貸付有価証券 100株
ケーユーホールディングス	8,900	1,171.00	10,421,900	
吉野家ホールディングス	69,700	3,296.00	229,731,200	貸付有価証券 32,800株
松屋フーズホールディングス	8,900	5,630.00	50,107,000	
サガミホールディングス	28,400	1,504.00	42,713,600	貸付有価証券 13,300株
関西フードマーケット	12,800	1,582.00	20,249,600	
王将フードサービス	14,000	7,750.00	108,500,000	
ミニストップ	13,700	1,630.00	22,331,000	貸付有価証券 6,400株
アークス	34,700	3,065.00	106,355,500	貸付有価証券 16,300株
バローホールディングス	36,100	2,461.00	88,842,100	貸付有価証券 100株
ベルク	9,400	6,590.00	61,946,000	貸付有価証券 300株
大庄	9,100	1,324.00	12,048,400	貸付有価証券 4,200株
ファーストリテイリング	85,100	42,060.00	3,579,306,000	貸付有価証券 100株
サンドラッグ	63,800	4,505.00	287,419,000	貸付有価証券

				100株 (100株)
サックスバー ホールディングス	16,000	859.00	13,744,000	貸付有価証券 200株
ヤマザワ	1,800	1,270.00	2,286,000	
やまや	1,700	3,390.00	5,763,000	貸付有価証券 700株
ベルーナ	45,500	618.00	28,119,000	貸付有価証券 1,600株
いよぎんホールディングス	209,600	1,090.00	228,464,000	
しずおかフィナンシャルグループ	391,300	1,450.00	567,385,000	貸付有価証券 5,400株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	148,300	1,122.50	166,466,750	貸付有価証券 900株
楽天銀行	61,300	2,698.00	165,387,400	貸付有価証券 8,800株
京都フィナンシャルグループ	223,100	2,532.00	564,889,200	貸付有価証券 200株
島根銀行	2,300	529.00	1,216,700	
じもとホールディングス	6,900	571.00	3,939,900	
めぶきフィナンシャルグループ	873,900	438.90	383,554,710	貸付有価証券 2,300株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	22,500	4,190.00	94,275,000	
九州フィナンシャルグループ	340,900	972.50	331,525,250	貸付有価証券 24,200株
ゆうちょ銀行	1,935,300	1,545.50	2,991,006,150	貸付有価証券 27,600株
富山第一銀行	55,900	885.00	49,471,500	貸付有価証券 2,600株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	945,000	732.00	691,740,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	99,400	1,623.00	161,326,200	貸付有価証券 100株
三十三フィナンシャルグループ	15,700	1,950.00	30,615,000	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	27,700	4,305.00	119,248,500	
ひろぎんホールディングス	250,700	1,040.50	260,853,350	貸付有価証券 5,400株
おきなわフィナンシャルグループ	15,000	2,457.00	36,855,000	
十六フィナンシャルグループ	22,800	4,295.00	97,926,000	
北國フィナンシャルホールディングス	18,500	4,770.00	88,245,000	
プロクレアホールディングス	20,100	1,845.00	37,084,500	

あいちフィナンシャルグループ	27,100	2,640.00	71,544,000	貸付有価証券 100株
あおぞら銀行	126,600	2,136.00	270,417,600	貸付有価証券 59,500株(3,200株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,725,500	1,497.50	16,061,436,250	貸付有価証券 336,800株
りそなホールディングス	2,053,600	836.50	1,717,836,400	
三井住友トラスト・ホールディングス	632,900	2,988.00	1,891,105,200	
三井住友フィナンシャルグループ	1,252,200	8,185.00	10,249,257,000	貸付有価証券 1,100株
千葉銀行	490,800	1,161.50	570,064,200	貸付有価証券 7,400株
群馬銀行	341,800	779.50	266,433,100	
武蔵野銀行	24,600	2,800.00	68,880,000	
千葉興業銀行	33,300	826.00	27,505,800	貸付有価証券 600株
筑波銀行	77,300	247.00	19,093,100	貸付有価証券 4,600株
七十七銀行	51,300	3,760.00	192,888,000	
秋田銀行	11,800	2,040.00	24,072,000	
山形銀行	19,600	1,105.00	21,658,000	貸付有価証券 1,700株
岩手銀行	11,100	2,537.00	28,160,700	貸付有価証券 400株
東邦銀行	139,300	312.00	43,461,600	貸付有価証券 4,800株
東北銀行	3,800	1,208.00	4,590,400	
ふくおかフィナンシャルグループ	153,400	3,735.00	572,949,000	貸付有価証券 500株
スルガ銀行	155,200	799.00	124,004,800	貸付有価証券 19,300株
八十二銀行	377,900	870.00	328,773,000	貸付有価証券 1,200株
山梨中央銀行	19,700	1,739.00	34,258,300	貸付有価証券 300株
大垣共立銀行	33,600	2,083.00	69,988,800	貸付有価証券 200株
福井銀行	15,700	1,790.00	28,103,000	
清水銀行	7,000	1,575.00	11,025,000	
富山銀行	1,300	1,787.00	2,323,100	
滋賀銀行	29,300	3,990.00	116,907,000	
南都銀行	26,500	2,726.00	72,239,000	貸付有価証券 100株
百五銀行	165,700	620.00	102,734,000	貸付有価証券 4,500株(2,900株)

紀陽銀行	63,000	1,885.00	118,755,000	貸付有価証券 100株
ほくほくフィナンシャル グループ	109,000	1,708.00	186,172,000	貸付有価証券 2,000株(1,000株)
山陰合同銀行	110,200	1,026.00	113,065,200	
鳥取銀行	2,700	1,421.00	3,836,700	貸付有価証券 100株
百十四銀行	17,300	2,734.00	47,298,200	貸付有価証券 900株
四国銀行	25,800	1,070.00	27,606,000	
阿波銀行	24,700	2,462.00	60,811,400	
大分銀行	10,600	2,660.00	28,196,000	貸付有価証券 400株
宮崎銀行	10,600	2,753.00	29,181,800	
佐賀銀行	10,300	1,903.00	19,600,900	
琉球銀行	37,500	1,144.00	42,900,000	
セブン銀行	552,000	299.00	165,048,000	貸付有価証券 31,100株
みずほフィナンシャルグ ループ	2,377,200	2,766.50	6,576,523,800	貸付有価証券 69,500株
高知銀行	2,700	994.00	2,683,800	
山口フィナンシャルグル ープ	172,700	1,527.50	263,799,250	貸付有価証券 100株
名古屋銀行	11,400	5,990.00	68,286,000	
北洋銀行	266,900	348.00	92,881,200	貸付有価証券 4,600株
大光銀行	2,500	1,424.00	3,560,000	
愛媛銀行	23,700	1,120.00	26,544,000	貸付有価証券 700株
トマト銀行	2,800	1,214.00	3,399,200	
京葉銀行	73,900	719.00	53,134,100	
栃木銀行	88,000	307.00	27,016,000	貸付有価証券 500株
北日本銀行	5,700	2,143.00	12,215,100	
東和銀行	32,300	661.00	21,350,300	
福島銀行	8,200	233.00	1,910,600	貸付有価証券 2,600株(1,300株)
大東銀行	3,400	750.00	2,550,000	貸付有価証券 500株
トモニホールディングス	166,700	403.00	67,180,100	貸付有価証券 23,700株
フィデアホールディング ス	18,200	1,600.00	29,120,000	貸付有価証券 300株
池田泉州ホールディング ス	244,300	358.00	87,459,400	貸付有価証券 6,000株(4,600株)

F P G	59,600	1,864.00	111,094,400	貸付有価証券 500株
ジャパンインベストメン トアドバイザー	28,600	901.00	25,768,600	貸付有価証券 12,900株 (900株)
マーキュリアホールディ ングス	4,000	780.00	3,120,000	
S B I ホールディングス	258,100	4,055.00	1,046,595,500	貸付有価証券 24,500株 (17,900 株)
日本アジア投資	5,700	249.00	1,419,300	貸付有価証券 100株 (100株)
ジャフコ グループ	52,500	1,747.00	91,717,500	
大和証券グループ本社	1,364,300	1,093.50	1,491,862,050	貸付有価証券 3,200株
野村ホールディングス	2,961,700	841.80	2,493,159,060	貸付有価証券 19,500株
岡三証券グループ	154,600	753.00	116,413,800	貸付有価証券 20,800株 (1,100株)
丸三証券	58,600	983.00	57,603,800	貸付有価証券 200株
東洋証券	46,700	372.00	17,372,400	貸付有価証券 5,500株 (1,900株)
東海東京フィナンシャ ル・ホールディングス	209,100	584.00	122,114,400	貸付有価証券 1,800株
光世証券	1,800	648.00	1,166,400	
水戸証券	52,000	478.00	24,856,000	
いちよし証券	33,000	808.00	26,664,000	
松井証券	86,700	854.00	74,041,800	貸付有価証券 3,400株
マネックスグループ	172,500	884.00	152,490,000	
極東証券	24,100	1,031.00	24,847,100	貸付有価証券 100株
岩井コスモホールディ ングス	20,100	2,210.00	44,421,000	
アイザワ証券グループ	25,400	1,242.00	31,546,800	貸付有価証券 300株
マネーパートナーズグル ープ	8,100	301.00	2,438,100	貸付有価証券 200株
スパークス・グループ	19,600	1,848.00	36,220,800	
小林洋行	3,400	260.00	884,000	貸付有価証券 1,100株
かんぽ生命保険	179,400	2,694.50	483,393,300	
F P パートナー	3,500	6,600.00	23,100,000	
S O M P O ホールディ ングス	264,900	9,016.00	2,388,338,400	貸付有価証券 12,200株
アニコム ホールディ ングス	59,800	590.00	35,282,000	貸付有価証券 600株

MS & ADインシュアランスグループホール	394,300	7,558.00	2,980,119,400	
第一生命ホールディングス	860,500	3,445.00	2,964,422,500	
東京海上ホールディングス	1,740,800	4,517.00	7,863,193,600	貸付有価証券 8,400株
T & Dホールディングス	472,900	2,570.50	1,215,589,450	貸付有価証券 23,900株
アドバンスクリエイト	10,200	1,040.00	10,608,000	貸付有価証券 100株
全国保証	46,100	5,545.00	255,624,500	貸付有価証券 100株
あんしん保証	3,400	251.00	853,400	
ジェイリース	5,300	2,565.00	13,594,500	
イントラスト	3,000	825.00	2,475,000	
日本モーゲージサービス	4,300	535.00	2,300,500	貸付有価証券 1,800株
C a s a	3,000	819.00	2,457,000	貸付有価証券 1,400株
S B I アルヒ	16,900	917.00	15,497,300	
プレミアグループ	29,700	1,749.00	51,945,300	
ネットプロテクションズ ホールディングス	58,400	189.00	11,037,600	貸付有価証券 8,800株
クレディセゾン	111,600	2,791.00	311,475,600	貸付有価証券 200株
芙蓉総合リース	16,200	13,700.00	221,940,000	
みずほリース	29,500	5,390.00	159,005,000	
東京センチュリー	131,600	1,612.50	212,205,000	貸付有価証券 18,100株
日本証券金融	64,700	1,656.00	107,143,200	
アイフル	259,300	433.00	112,276,900	貸付有価証券 300株
リコーリース	16,700	5,100.00	85,170,000	貸付有価証券 300株
イオンフィナンシャルサービス	101,100	1,349.00	136,383,900	
アコム	314,300	404.30	127,071,490	貸付有価証券 3,600株
ジャックス	18,800	5,580.00	104,904,000	
オリエントコーポレーション	57,500	1,078.00	61,985,000	貸付有価証券 700株
オリックス	1,073,500	3,105.00	3,333,217,500	貸付有価証券 61,900株
三菱HCキャピタル	784,800	1,043.00	818,546,400	貸付有価証券 200株
九州リースサービス	3,100	1,271.00	3,940,100	貸付有価証券 100株

日本取引所グループ	459,500	3,870.00	1,778,265,000	貸付有価証券 16,000株
イー・ギャランティ	28,600	1,929.00	55,169,400	貸付有価証券 100株
アサックス	3,500	749.00	2,621,500	
NECキャピタルソリューション	8,600	3,715.00	31,949,000	
Robot Home	48,800	166.00	8,100,800	貸付有価証券 600株
大東建託	64,500	17,040.00	1,099,080,000	貸付有価証券 27,400株 (27,400株)
いちご	202,800	409.00	82,945,200	貸付有価証券 12,900株 (8,800株)
日本駐車場開発	186,400	182.00	33,924,800	貸付有価証券 87,600株 (400株)
スター・マイカ・ホールディングス	20,500	543.00	11,131,500	
SREホールディングス	7,600	3,300.00	25,080,000	貸付有価証券 1,100株
ADワークスグループ	19,800	241.00	4,771,800	貸付有価証券 1,100株 (500株)
ヒューリック	410,800	1,512.50	621,335,000	貸付有価証券 48,400株
野村不動産ホールディングス	98,000	3,699.00	362,502,000	貸付有価証券 7,900株
三重交通グループホールディングス	37,700	603.00	22,733,100	貸付有価証券 17,700株 (900株)
サムティ	28,000	2,510.00	70,280,000	
ディア・ライフ	30,000	919.00	27,570,000	
コーセーアールイー	2,500	901.00	2,252,500	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
地主	13,500	2,156.00	29,106,000	
プレサンスコーポレーション	27,900	1,704.00	47,541,600	貸付有価証券 5,600株
ハウスコム	1,300	967.00	1,257,100	
JPMC	10,200	1,213.00	12,372,600	
サンセイランディック	2,300	1,039.00	2,389,700	
エストラスト	800	651.00	520,800	
フージャースホールディングス	27,200	1,064.00	28,940,800	
オープンハウスグループ	64,500	4,886.00	315,147,000	貸付有価証券 5,000株 (1,000株)
東急不動産ホールディングス	529,500	982.20	520,074,900	貸付有価証券 38,700株
飯田グループホールディングス	168,700	1,941.50	327,531,050	貸付有価証券 13,400株 (700株)

イーランド	1,200	1,566.00	1,879,200	
ムゲンエステート	5,200	1,423.00	7,399,600	
ビーロット	5,400	975.00	5,265,000	
ファーストブラザーズ	1,500	1,281.00	1,921,500	貸付有価証券 1,000株
And Doホールディングス	10,600	1,112.00	11,787,200	
シーアールイー	9,800	1,324.00	12,975,200	
ケイアイスター不動産	8,500	3,735.00	31,747,500	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
アグレ都市デザイン	1,400	1,634.00	2,287,600	
グッドコムアセット	16,300	757.00	12,339,100	貸付有価証券 1,900株 (900株)
ジェイ・エス・ビー	8,700	2,755.00	23,968,500	
ロードスターキャピタル	11,500	2,272.00	26,128,000	
テンポイノベーション	2,400	949.00	2,277,600	
グローバル・リンク・マネジメント	1,500	2,870.00	4,305,000	
フェイスネットワーク	2,100	1,453.00	3,051,300	貸付有価証券 100株
霞ヶ関キャピタル	4,800	13,800.00	66,240,000	貸付有価証券 2,200株 (400株)
パーク24	114,400	1,775.00	203,060,000	貸付有価証券 4,700株
パラカ	6,200	1,955.00	12,121,000	
ミガロホールディングス	1,200	1,420.00	1,704,000	
三井不動産	814,500	4,074.00	3,318,273,000	
三菱地所	1,151,200	2,113.50	2,433,061,200	貸付有価証券 22,700株 (2,000株)
平和不動産	28,600	3,990.00	114,114,000	貸付有価証券 300株
東京建物	153,900	2,166.00	333,347,400	貸付有価証券 31,300株
京阪神ビルディング	32,900	1,584.00	52,113,600	貸付有価証券 100株
住友不動産	254,700	4,686.00	1,193,524,200	
テーオーシー	31,400	682.00	21,414,800	貸付有価証券 800株
東京楽天地	2,900	6,710.00	19,459,000	貸付有価証券 100株
レオパレス21	176,200	428.00	75,413,600	貸付有価証券 41,000株
スターツコーポレーション	25,300	3,030.00	76,659,000	貸付有価証券 200株
フジ住宅	22,200	719.00	15,961,800	

空港施設	24,800	606.00	15,028,800	貸付有価証券 100株
明和地所	10,000	1,082.00	10,820,000	貸付有価証券 300株
ゴールドクレスト	14,400	2,288.00	32,947,200	貸付有価証券 100株
エスリード	8,300	3,345.00	27,763,500	
日神グループホールディングス	28,300	507.00	14,348,100	貸付有価証券 13,300株
日本エスコン	33,000	988.00	32,604,000	貸付有価証券 1,500株
MIRARTHホールディングス	80,900	492.00	39,802,800	貸付有価証券 2,200株
AVANTIA	4,400	891.00	3,920,400	
イオンモール	91,300	1,826.00	166,713,800	貸付有価証券 42,900株
毎日コムネット	2,900	758.00	2,198,200	貸付有価証券 400株 (400株)
ファースト住建	3,200	1,096.00	3,507,200	貸付有価証券 100株 (100株)
カチタス	47,300	1,932.00	91,383,600	貸付有価証券 8,000株
トーセイ	29,300	2,060.00	60,358,000	貸付有価証券 100株
穴吹興産	1,900	2,104.00	3,997,600	貸付有価証券 500株 (500株)
サンフロンティア不動産	26,100	1,711.00	44,657,100	貸付有価証券 800株
FJネクストホールディングス	18,500	1,183.00	21,885,500	貸付有価証券 100株
インテリックス	1,900	550.00	1,045,000	
ランドビジネス	2,900	264.00	765,600	貸付有価証券 200株 (100株)
サンネクスタグループ	2,600	958.00	2,490,800	
グランディハウス	13,200	646.00	8,527,200	
日本空港ビルデング	62,300	5,845.00	364,143,500	貸付有価証券 100株
明豊ファシリティワークス	4,100	947.00	3,882,700	
LIFULL	62,800	167.00	10,487,600	貸付有価証券 13,600株 (400株)
MIXI	39,400	2,426.00	95,584,400	貸付有価証券 1,000株
ジェイエシーリクルートメント	66,400	744.00	49,401,600	
日本M&Aセンターホールディングス	292,900	1,007.50	295,096,750	貸付有価証券 3,400株
メンバーズ	6,300	945.00	5,953,500	貸付有価証券

				2,800株
中広	1,300	411.00	534,300	
UTグループ	23,700	3,225.00	76,432,500	
アイティメディア	7,000	1,987.00	13,909,000	貸付有価証券 3,200株
ケアネット	28,200	668.00	18,837,600	貸付有価証券 8,200株(4,500株)
E・Jホールディングス	10,800	1,680.00	18,144,000	
オープンアップグループ	55,100	2,141.00	117,969,100	貸付有価証券 25,800株
コシダカホールディングス	55,000	927.00	50,985,000	貸付有価証券 1,200株
アルトナー	3,400	2,394.00	8,139,600	貸付有価証券 1,500株(1,400株)
パソナグループ	22,300	2,664.00	59,407,200	貸付有価証券 900株
CDS	2,000	1,699.00	3,398,000	
リンクアンドモチベーション	52,900	617.00	32,639,300	貸付有価証券 600株
エス・エム・エス	64,400	2,632.50	169,533,000	貸付有価証券 200株(200株)
サニーサイドアップグループ	2,800	637.00	1,783,600	
パーソルホールディングス	1,871,300	219.20	410,188,960	貸付有価証券 37,700株(24,500株)
リニカル	5,300	449.00	2,379,700	貸付有価証券 200株(100株)
クックパッド	50,300	128.00	6,438,400	貸付有価証券 3,000株
エスクリ	3,300	301.00	993,300	貸付有価証券 1,500株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	4,000	722.00	2,888,000	貸付有価証券 1,800株
学情	9,400	1,849.00	17,380,600	
スタジオアリス	9,200	2,065.00	18,998,000	貸付有価証券 4,300株(200株)
シミックホールディングス	3,800	2,640.00	10,032,000	貸付有価証券 200株(200株)
エプロ	2,200	896.00	1,971,200	貸付有価証券 100株(100株)
NJS	4,000	2,743.00	10,972,000	貸付有価証券 1,800株
総合警備保障	307,100	804.70	247,123,370	
カカコム	121,400	1,725.00	209,415,000	
アイロムグループ	7,400	1,823.00	13,490,200	貸付有価証券 1,500株(1,300株)

セントケア・ホールディング	13,400	938.00	12,569,200	貸付有価証券 4,800株
サイネックス	1,400	828.00	1,159,200	貸付有価証券 100株
ルネサンス	14,300	1,087.00	15,544,100	貸付有価証券 6,700株 (1,200株)
ディップ	28,200	2,704.00	76,252,800	貸付有価証券 200株
デジタルホールディングス	9,600	1,173.00	11,260,800	貸付有価証券 500株
新日本科学	16,700	1,600.00	26,720,000	貸付有価証券 7,800株 (100株)
キャリアデザインセンター	1,700	1,781.00	3,027,700	
ベネフィット・ワン	63,900	2,167.50	138,503,250	
エムスリー	363,300	2,096.00	761,476,800	貸付有価証券 29,700株 (2,700株)
ツカダ・グローバルホールディング	5,200	419.00	2,178,800	貸付有価証券 300株
プラス	900	681.00	612,900	貸付有価証券 500株
アウトソーシング	118,000	1,737.00	204,966,000	
ウェルネット	7,300	539.00	3,934,700	
ワールドホールディングス	8,300	2,455.00	20,376,500	
ディー・エヌ・エー	65,300	1,266.00	82,669,800	貸付有価証券 7,900株
博報堂D Yホールディングス	234,500	1,447.50	339,438,750	貸付有価証券 4,500株
ぐるなび	34,200	307.00	10,499,400	貸付有価証券 11,400株 (8,700株)
タカミヤ	24,900	522.00	12,997,800	貸付有価証券 200株
ジャパンベストレスキューシステム	4,600	997.00	4,586,200	貸付有価証券 100株 (100株)
ファンコミュニケーションズ	25,700	403.00	10,357,100	貸付有価証券 4,600株 (200株)
ライク	6,800	1,568.00	10,662,400	貸付有価証券 2,300株
A o b a - B B T	3,100	396.00	1,227,600	
エスプール	52,800	310.00	16,368,000	貸付有価証券 22,900株 (8,500株)
WDBホールディングス	9,400	2,317.00	21,779,800	貸付有価証券 1,000株
ティア	4,800	467.00	2,241,600	
CDG	900	1,255.00	1,129,500	
アドウェイズ	25,300	465.00	11,764,500	貸付有価証券 3,800株

バリューコマース	16,100	1,169.00	18,820,900	貸付有価証券 1,200株
インフォーマート	190,800	393.00	74,984,400	貸付有価証券 100株
J Pホールディングス	47,000	472.00	22,184,000	貸付有価証券 200株
C Lホールディングス	4,300	1,024.00	4,403,200	貸付有価証券 2,200株
プレステージ・インター ナショナル	86,000	605.00	52,030,000	貸付有価証券 6,600株 (300株)
アミューズ	11,200	1,517.00	16,990,400	貸付有価証券 200株
ドリームインキュベータ	6,300	3,170.00	19,971,000	
クイック	12,800	2,409.00	30,835,200	
T A C	4,000	191.00	764,000	
電通グループ	180,700	4,305.00	777,913,500	貸付有価証券 4,500株
テイクアンドギヴ・ニ ーズ	7,000	1,120.00	7,840,000	
ぴあ	6,300	3,170.00	19,971,000	貸付有価証券 2,000株
イオンファンタジー	6,600	2,530.00	16,698,000	貸付有価証券 3,600株
シーティーエス	23,200	730.00	16,936,000	
N E X Y Z . G r o u p	2,500	654.00	1,635,000	
H . U . グループホール ディングス	53,800	2,749.50	147,923,100	貸付有価証券 100株
アルプス技研	17,500	2,924.00	51,170,000	
日本空調サービス	19,700	890.00	17,533,000	
オリエンタルランド	972,800	5,553.00	5,401,958,400	貸付有価証券 6,200株
ダスキン	40,900	3,373.00	137,955,700	貸付有価証券 100株
明光ネットワークジャ パン	22,300	731.00	16,301,300	貸付有価証券 500株 (500株)
ファルコホールディング ス	8,300	2,298.00	19,073,400	
秀英予備校	1,800	306.00	550,800	貸付有価証券 100株
ラウンドワン	173,000	687.00	118,851,000	貸付有価証券 53,200株
リゾートトラスト	79,800	2,547.00	203,250,600	
ビー・エム・エル	22,600	2,734.00	61,788,400	貸付有価証券 700株
リソー教育	94,000	233.00	21,902,000	貸付有価証券 44,100株 (8,900株)
早稲田アカデミー	10,200	1,647.00	16,799,400	貸付有価証券

				4,700株 (200株)
ユー・エス・エス	206,200	2,643.50	545,089,700	
東京個別指導学院	21,800	447.00	9,744,600	貸付有価証券 600株 (300株)
サイバーエージェント	406,200	1,069.50	434,430,900	貸付有価証券 25,000株
楽天グループ	1,575,700	792.50	1,248,742,250	貸付有価証券 302,600株
クリーク・アンド・リバー社	9,200	1,921.00	17,673,200	
SBIグローバルアセット マネジメント	36,000	732.00	26,352,000	貸付有価証券 13,000株
テー・オー・ダブリュー	36,000	363.00	13,068,000	
山田コンサルティンググループ	8,000	1,711.00	13,688,000	
セントラルスポーツ	6,900	2,445.00	16,870,500	貸付有価証券 3,200株
フルキャストホールディングス	17,500	1,476.00	25,830,000	
エン・ジャパン	29,900	2,782.00	83,181,800	貸付有価証券 4,400株
リソルホールディングス	700	5,880.00	4,116,000	貸付有価証券 300株
テクノプロ・ホールディングス	107,600	3,256.00	350,345,600	貸付有価証券 32,800株
アトラグループ	2,400	182.00	436,800	貸付有価証券 1,100株
アイ・アールジャパンホールディングス	9,500	1,421.00	13,499,500	貸付有価証券 4,400株
Ke e P e r 技研	11,300	6,620.00	74,806,000	貸付有価証券 2,300株 (100株)
ファーストロジック	1,900	516.00	980,400	
三機サービス	1,400	1,366.00	1,912,400	
G u n o s y	14,600	721.00	10,526,600	貸付有価証券 400株
デザインワン・ジャパン	2,000	135.00	270,000	貸付有価証券 1,100株
イー・ガーディアン	7,000	1,390.00	9,730,000	貸付有価証券 700株
リブセンス	3,800	234.00	889,200	
ジャパンマテリアル	56,300	2,676.00	150,658,800	
ベクトル	22,600	1,240.00	28,024,000	貸付有価証券 2,000株
ウチヤマホールディングス	3,500	363.00	1,270,500	
チャーム・ケア・コーポレーション	15,300	1,383.00	21,159,900	貸付有価証券 100株

キャリアリンク	6,700	2,589.00	17,346,300	
I B J	14,000	609.00	8,526,000	貸付有価証券 500株
アサンテ	9,100	1,680.00	15,288,000	貸付有価証券 1,600株
バリューHR	16,100	1,380.00	22,218,000	貸付有価証券 5,200株
M&Aキャピタルパート ナーズ	14,900	2,520.00	37,548,000	貸付有価証券 1,500株
ライドオンエクスプレス ホールディングス	7,300	1,083.00	7,905,900	貸付有価証券 3,400株
E R I ホールディングス	2,300	1,865.00	4,289,500	
アビスト	1,300	3,175.00	4,127,500	
シグマクシス・ホールデ ィングス	24,800	1,668.00	41,366,400	
ウィルグループ	15,300	1,140.00	17,442,000	貸付有価証券 200株
エスクロー・エージェン ト・ジャパン	9,800	141.00	1,381,800	貸付有価証券 800株
メドピア	16,100	792.00	12,751,200	貸付有価証券 1,700株
レアジョブ	1,600	946.00	1,513,600	貸付有価証券 900株
リクルートホールディン グス	1,360,900	6,008.00	8,176,287,200	
エラン	24,300	979.00	23,789,700	貸付有価証券 300株
土木管理総合試験所	3,800	331.00	1,257,800	
日本郵政	2,160,200	1,413.00	3,052,362,600	貸付有価証券 4,600株
ベルシステム24ホール ディングス	19,700	1,794.00	35,341,800	貸付有価証券 100株
鎌倉新書	15,700	582.00	9,137,400	貸付有価証券 8,600株(200株)
SMN	1,600	388.00	620,800	貸付有価証券 600株
一蔵	1,000	579.00	579,000	
グローバルキッズCOM PANY	1,500	633.00	949,500	貸付有価証券 500株
エアトリ	13,500	1,645.00	22,207,500	貸付有価証券 6,300株
アトラエ	10,800	515.00	5,562,000	貸付有価証券 4,400株
ストライク	7,800	5,250.00	40,950,000	
ソラスト	50,700	538.00	27,276,600	貸付有価証券 1,200株
セラク	5,600	1,131.00	6,333,600	貸付有価証券 300株

インソース	39,900	791.00	31,560,900	貸付有価証券 5,600株(900株)
ベイカレント・コンサルティング	135,100	3,178.00	429,347,800	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
Orchestra Holdings	3,900	1,150.00	4,485,000	
アイモバイル	24,500	461.00	11,294,500	貸付有価証券 600株
キャリアインデックス	2,800	180.00	504,000	貸付有価証券 1,500株(1,100株)
MS-Japan	6,700	1,189.00	7,966,300	
船場	1,700	1,281.00	2,177,700	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	59,600	2,275.00	135,590,000	貸付有価証券 100株
フルテック	1,100	1,143.00	1,257,300	
グリーンズ	3,000	2,225.00	6,675,000	貸付有価証券 100株(100株)
ツナググループ・ホールディングス	2,300	808.00	1,858,400	
GameWith	3,400	309.00	1,050,600	貸付有価証券 600株(100株)
MS&Consulting	1,100	601.00	661,100	
ウェルビー	9,200	1,085.00	9,982,000	貸付有価証券 400株(400株)
エル・ティー・エス	2,100	2,687.00	5,642,700	
ミダックホールディングス	11,100	1,626.00	18,048,600	貸付有価証券 2,200株
キュービーネットホールディングス	10,500	1,327.00	13,933,500	
RPAホールディングス	25,000	265.00	6,625,000	貸付有価証券 900株(800株)
スプリックス	2,400	806.00	1,934,400	
マネジメントソリューションズ	7,900	3,030.00	23,937,000	貸付有価証券 1,200株
プロレド・パートナーズ	4,500	360.00	1,620,000	
and factory	2,400	315.00	756,000	貸付有価証券 1,400株
テノ.ホールディングス	1,000	499.00	499,000	貸付有価証券 600株(600株)
フロンティア・マネジメント	4,600	1,940.00	8,924,000	貸付有価証券 100株(100株)
ピアラ	1,500	319.00	478,500	貸付有価証券 700株(500株)
コプロ・ホールディングス	2,700	1,716.00	4,633,200	
ギークス	1,100	469.00	515,900	貸付有価証券 700株

アンビスホールディングス	19,700	2,569.00	50,609,300	貸付有価証券 600株
カーブスホールディングス	50,200	742.00	37,248,400	貸付有価証券 2,300株
フォーラムエンジニアリング	25,000	927.00	23,175,000	貸付有価証券 300株
Fast Fitness Japan	6,300	1,015.00	6,394,500	
ダイレクトマーケティングミックス	18,900	319.00	6,029,100	貸付有価証券 8,800株
ポピンズ	2,700	1,493.00	4,031,100	貸付有価証券 300株
LITALICO	14,300	2,152.00	30,773,600	貸付有価証券 2,400株
コンフィデンス・インターワークス	700	1,625.00	1,137,500	
アドバンテッジリスクマネジメント	4,200	418.00	1,755,600	
リログループ	92,100	1,289.00	118,716,900	貸付有価証券 600株
東祥	12,800	792.00	10,137,600	貸付有価証券 6,000株
ID&Eホールディングス	11,100	3,660.00	40,626,000	
ビーウィズ	3,700	1,779.00	6,582,300	貸付有価証券 100株 (100株)
TREホールディングス	35,200	1,208.00	42,521,600	貸付有価証券 800株
人・夢・技術グループ	6,900	1,748.00	12,061,200	
NISSOホールディングス	15,900	800.00	12,720,000	貸付有価証券 7,500株
大栄環境	33,400	2,674.00	89,311,600	貸付有価証券 100株
日本管財ホールディングス	19,300	2,576.00	49,716,800	
M&A総研ホールディングス	8,800	6,490.00	57,112,000	
エイチ・アイ・エス	53,400	1,737.00	92,755,800	貸付有価証券 25,000株 (18,600株)
ラックランド	8,300	2,576.00	21,380,800	貸付有価証券 3,900株 (100株)
共立メンテナンス	28,800	6,306.00	181,612,800	貸付有価証券 13,000株 (12,900株)
イチネンホールディングス	19,500	1,684.00	32,838,000	
建設技術研究所	9,500	5,740.00	54,530,000	
スペース	12,000	975.00	11,700,000	

燦ホールディングス	17,200	1,057.00	18,180,400	貸付有価証券 800株
スバル興業	5,700	3,090.00	17,613,000	
東京テアトル	3,000	1,138.00	3,414,000	貸付有価証券 100株 (100株)
タナベコンサルティング グループ	6,300	1,037.00	6,533,100	
ナガワ	5,700	7,190.00	40,983,000	貸付有価証券 2,700株
東京都競馬	15,400	4,280.00	65,912,000	貸付有価証券 7,200株 (1,900株)
常磐興産	3,100	1,247.00	3,865,700	
カナモト	28,500	2,938.00	83,733,000	
ニシオホールディングス	17,100	3,880.00	66,348,000	
トランス・コスモス	22,800	2,953.00	67,328,400	
乃村工藝社	80,200	879.00	70,495,800	
藤田観光	7,300	6,850.00	50,005,000	貸付有価証券 3,400株 (100株)
KNT-CTホールディ ングス	11,000	1,241.00	13,651,000	貸付有価証券 800株
トーカイ	16,300	2,149.00	35,028,700	
白洋舎	1,300	2,653.00	3,448,900	貸付有価証券 600株
セコム	187,200	10,995.00	2,058,264,000	貸付有価証券 100株
セントラル警備保障	9,900	2,598.00	25,720,200	
丹青社	35,600	802.00	28,551,200	貸付有価証券 9,900株
メイテックグループホー ルディングス	66,200	3,004.00	198,864,800	貸付有価証券 1,800株
応用地質	17,200	2,346.00	40,351,200	
船井総研ホールディ ングス	38,300	2,669.00	102,222,700	
進学会ホールディングス	2,100	263.00	552,300	貸付有価証券 1,200株 (200株)
オオバ	5,500	996.00	5,478,000	貸付有価証券 2,800株
いであ	2,200	2,347.00	5,163,400	
学究社	7,300	2,108.00	15,388,400	
ベネッセホールディ ングス	61,800	2,595.00	160,371,000	貸付有価証券 2,800株 (1,800株)
イオンディライト	19,700	3,535.00	69,639,500	
ナック	15,600	527.00	8,221,200	貸付有価証券 3,600株
ダイセキ	37,500	4,000.00	150,000,000	

	ステップ	6,700	2,034.00	13,627,800	
小計	銘柄数：2,134			669,607,594,350	
	組入時価比率：98.8%			100.0%	
合計				669,607,594,350	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年2月19日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年2月19日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,411,412,820	—	7,807,175,000	395,616,155
合計	7,411,412,820	—	7,807,175,000	395,616,155

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年2月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	26,859,930,142
国債証券	905,082,282,900
地方債証券	60,277,841,580
特殊債券	74,823,188,538
社債券	50,000,033,700
未収入金	15,696,212,000
未収利息	2,195,192,828
前払費用	199,652,731
流動資産合計	1,135,134,334,419
資産合計	1,135,134,334,419
負債の部	
流動負債	
未払金	36,872,810,620

未払解約金	553,416,077
未払利息	2,833
流動負債合計	37,426,229,530
負債合計	37,426,229,530
純資産の部	
元本等	
元本	871,999,839,663
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	225,708,265,226
元本等合計	1,097,708,104,889
純資産合計	1,097,708,104,889
負債純資産合計	1,135,134,334,419

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年2月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2588円
(10,000口当たり純資産額)	(12,588円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月21日 至 2024年2月19日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
ん。

2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており
ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年2月19日現在		
期首		2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		690,657,163,977円
同期中における追加設定元本額		270,433,302,425円
同期中における一部解約元本額		89,090,626,739円
期末元本額		871,999,839,663円
期末元本額の内訳*		
野村国内債券インデックスファンド		328,308,858円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		44,290,977,290円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		20,659,514,150円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		6,823,791,168円
野村資産設計ファンド2015		334,484,540円
野村資産設計ファンド2020		368,375,733円
野村資産設計ファンド2025		427,051,283円
野村資産設計ファンド2030		393,775,666円
野村資産設計ファンド2035		244,229,820円
野村資産設計ファンド2040		290,947,481円
野村日本債券インデックスファンド		590,645,413円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)		137,732,871,445円
のむらっぴ・ファンド(保守型)		22,888,034,243円
のむらっぴ・ファンド(普通型)		64,507,192,695円
のむらっぴ・ファンド(積極型)		7,149,243,005円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)		9,476,693,430円
野村資産設計ファンド2045		45,326,629円
野村円債投資インデックスファンド		512,230,143円
野村インデックスファンド・国内債券 マイ・ロード		2,505,480,747円 40,420,523,229円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型		1,548,384,238円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)		20,571,055,371円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		1,743,853,852円
野村資産設計ファンド2050		34,414,953円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		34,872,697円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		14,576,031円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		6,682,190円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		4,871,752円
のむらっぴ・ファンド(やや保守型)		2,784,037,811円
のむらっぴ・ファンド(やや積極型)		1,575,039,847円
インデックス・ブレンド(タイプI)		35,210,569円
インデックス・ブレンド(タイプII)		20,245,492円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		104,889,142円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		23,945,519円
インデックス・ブレンド(タイプV)		12,908,497円
野村6資産均等バランス		9,597,588,543円
世界6資産分散ファンド		196,960,742円
野村資産設計ファンド2060		18,496,373円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信 ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型		162,343,992,699円 20,953,885,824円

グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	464,555,032円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	94,135,048円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	1,295,972,640円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	366,737,892円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	12,859,527円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	9,113,106円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	180,178円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	3,179,619,504円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	906,801円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	15,801,096円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	33,765,633円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	395,308,993円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	266,541,876円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,078,473,250円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	106,095,724円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,508,396,413円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券 (適格機関投資家専用)	438,924,174円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け) (適格機関投資家専用)	14,777,219円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	43,887,281,576円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	65,531,157,032円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	29,405,992,620円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合 (確定拠出年金向け)	51,340,787,905円
マイバランスDC30	19,335,171,729円
マイバランスDC50	17,675,611,412円
マイバランスDC70	7,334,894,073円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,290,000,733円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	3,219,480,370円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	9,867,610,968円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	4,270,946,830円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	421,167,868円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	69,805,116円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	93,402,865円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	253,505,942円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	110,403,003円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	37,898,697円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	3,793,950,620円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	1,718,349,549円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	803,037,694円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	949,273,848円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	19,579,825円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	370,063,802円
多資産分散投資ファンド(バランス10) (確定拠出年金向け)	696,658,381円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	6,361,817,330円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	244,048,530円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	168,129円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年2月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年2月19日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第446回	5,000,000,000	5,000,000,000	
		国庫債券 利付(2年)第452回	26,000,000,000	25,968,020,000	
		国庫債券 利付(2年)第453回	13,000,000,000	12,980,110,000	
		国庫債券 利付(2年)第455回	12,000,000,000	11,974,440,000	
		国庫債券 利付(2年)第456回	6,000,000,000	5,996,040,000	
		国庫債券 利付(5年)第143回	10,000,000,000	10,010,200,000	
		国庫債券 利付(5年)第145回	3,900,000,000	3,901,209,000	
		国庫債券 利付(5年)第146回	5,100,000,000	5,098,572,000	
		国庫債券 利付(5年)第147回	5,600,000,000	5,586,056,000	
		国庫債券 利付(5年)第148回	6,500,000,000	6,481,085,000	
		国庫債券 利付(5年)第149回	4,100,000,000	4,086,798,000	
		国庫債券 利付(5年)第150回	6,300,000,000	6,276,879,000	
		国庫債券 利付(5年)第151回	4,500,000,000	4,479,975,000	
		国庫債券 利付(5年)第152回	4,000,000,000	3,993,840,000	
		国庫債券 利付(5年)第153回	9,000,000,000	8,949,330,000	
		国庫債券 利付(5年)第154回	12,000,000,000	11,957,280,000	
		国庫債券 利付(5年)第155回	3,500,000,000	3,509,940,000	
		国庫債券 利付(5年)第156回	5,000,000,000	4,995,250,000	
		国庫債券 利付(5年)第157回	12,000,000,000	11,975,760,000	
		国庫債券 利付(5年)第158回	5,000,000,000	4,969,700,000	
		国庫債券 利付(5年)第159回	7,000,000,000	6,947,570,000	
		国庫債券 利付(5年)第160回	3,500,000,000	3,488,765,000	
		国庫債券 利付(5年)第161回	2,000,000,000	2,001,700,000	
		国庫債券 利付(5年)第162回	13,000,000,000	12,991,160,000	
		国庫債券 利付(5年)第163回	8,500,000,000	8,532,555,000	
		国庫債券 利付(5年)第164回	5,000,000,000	4,965,550,000	
		国庫債券 利付(40年)第1回	1,860,000,000	2,150,383,200	
		国庫債券 利付(40年)第2回	2,700,000,000	3,006,045,000	
		国庫債券 利付(40年)第3回	900,000,000	999,351,000	
		国庫債券 利付(40年)第4回	1,630,000,000	1,806,219,300	
		国庫債券 利付(40年)第5回	1,300,000,000	1,381,991,000	
		国庫債券 利付(40年)第6回	2,000,000,000	2,077,820,000	
国庫債券 利付(40年)第7回	2,000,000,000	1,978,340,000			
国庫債券 利付(40年)第8回	1,500,000,000	1,373,580,000			

国庫債券 利付（４０年）第 9 回	4,850,000,000	3,241,788,500
国庫債券 利付（４０年）第 10 回	2,810,000,000	2,203,433,400
国庫債券 利付（４０年）第 11 回	1,750,000,000	1,316,420,000
国庫債券 利付（４０年）第 12 回	2,370,000,000	1,580,126,400
国庫債券 利付（４０年）第 13 回	4,070,000,000	2,678,344,900
国庫債券 利付（４０年）第 14 回	2,960,000,000	2,078,808,000
国庫債券 利付（４０年）第 15 回	4,000,000,000	3,098,520,000
国庫債券 利付（４０年）第 16 回	5,500,000,000	4,670,875,000
国庫債券 利付（１０年）第 338 回	10,000,000,000	10,042,500,000
国庫債券 利付（１０年）第 340 回	4,200,000,000	4,221,210,000
国庫債券 利付（１０年）第 341 回	2,600,000,000	2,608,762,000
国庫債券 利付（１０年）第 342 回	4,550,000,000	4,547,634,000
国庫債券 利付（１０年）第 343 回	6,000,000,000	5,995,800,000
国庫債券 利付（１０年）第 344 回	6,400,000,000	6,395,008,000
国庫債券 利付（１０年）第 345 回	5,500,000,000	5,494,555,000
国庫債券 利付（１０年）第 346 回	7,000,000,000	6,989,220,000
国庫債券 利付（１０年）第 347 回	10,000,000,000	9,975,100,000
国庫債券 利付（１０年）第 348 回	13,000,000,000	12,953,720,000
国庫債券 利付（１０年）第 349 回	5,500,000,000	5,473,875,000
国庫債券 利付（１０年）第 350 回	10,150,000,000	10,088,491,000
国庫債券 利付（１０年）第 351 回	9,500,000,000	9,428,845,000
国庫債券 利付（１０年）第 352 回	9,000,000,000	8,912,610,000
国庫債券 利付（１０年）第 353 回	5,000,000,000	4,944,100,000
国庫債券 利付（１０年）第 354 回	3,000,000,000	2,963,310,000
国庫債券 利付（１０年）第 355 回	1,000,000,000	986,920,000
国庫債券 利付（１０年）第 357 回	4,500,000,000	4,431,915,000
国庫債券 利付（１０年）第 358 回	5,570,000,000	5,477,315,200
国庫債券 利付（１０年）第 359 回	7,500,000,000	7,361,100,000

	回			
	国庫債券 利付（10年）第360回	13,000,000,000	12,733,500,000	
	国庫債券 利付（10年）第361回	8,000,000,000	7,819,600,000	
	国庫債券 利付（10年）第362回	8,500,000,000	8,290,220,000	
	国庫債券 利付（10年）第363回	12,050,000,000	11,717,420,000	
	国庫債券 利付（10年）第364回	9,050,000,000	8,772,708,000	
	国庫債券 利付（10年）第365回	9,500,000,000	9,182,510,000	
	国庫債券 利付（10年）第366回	10,000,000,000	9,718,000,000	
	国庫債券 利付（10年）第367回	10,000,000,000	9,690,300,000	
	国庫債券 利付（10年）第368回	10,000,000,000	9,661,700,000	
	国庫債券 利付（10年）第369回	9,500,000,000	9,396,640,000	
	国庫債券 利付（10年）第370回	8,500,000,000	8,390,690,000	
	国庫債券 利付（10年）第371回	8,500,000,000	8,294,810,000	
	国庫債券 利付（10年）第372回	8,500,000,000	8,583,980,000	
	国庫債券 利付（10年）第373回	7,000,000,000	6,919,640,000	
	国庫債券 利付（30年）第1回	2,000,000,000	2,270,080,000	
	国庫債券 利付（30年）第2回	500,000,000	560,070,000	
	国庫債券 利付（30年）第3回	160,000,000	178,844,800	
	国庫債券 利付（30年）第4回	1,400,000,000	1,629,964,000	
	国庫債券 利付（30年）第5回	150,000,000	168,414,000	
	国庫債券 利付（30年）第6回	900,000,000	1,027,926,000	
	国庫債券 利付（30年）第7回	600,000,000	683,340,000	
	国庫債券 利付（30年）第8回	100,000,000	110,025,000	
	国庫債券 利付（30年）第9回	265,000,000	282,540,350	
	国庫債券 利付（30年）第10回	250,000,000	259,975,000	
	国庫債券 利付（30年）第11回	660,000,000	721,584,600	
	国庫債券 利付（30年）第12回	720,000,000	813,787,200	
	国庫債券 利付（30年）第13回	1,090,000,000	1,222,009,900	
	国庫債券 利付（30年）第14回	800,000,000	928,448,000	
	国庫債券 利付（30年）第15回	1,000,000,000	1,172,250,000	

国庫債券	利付（30年）第16回	1,415,000,000	1,660,997,750
国庫債券	利付（30年）第17回	1,500,000,000	1,747,020,000
国庫債券	利付（30年）第18回	2,200,000,000	2,542,232,000
国庫債券	利付（30年）第19回	1,550,000,000	1,792,435,500
国庫債券	利付（30年）第20回	770,000,000	908,253,500
国庫債券	利付（30年）第21回	300,000,000	347,319,000
国庫債券	利付（30年）第22回	600,000,000	708,816,000
国庫債券	利付（30年）第23回	840,000,000	993,006,000
国庫債券	利付（30年）第24回	700,000,000	827,505,000
国庫債券	利付（30年）第25回	500,000,000	579,180,000
国庫債券	利付（30年）第26回	850,000,000	995,095,000
国庫債券	利付（30年）第27回	1,150,000,000	1,361,140,000
国庫債券	利付（30年）第28回	1,000,000,000	1,184,360,000
国庫債券	利付（30年）第29回	2,000,000,000	2,339,920,000
国庫債券	利付（30年）第30回	2,500,000,000	2,887,950,000
国庫債券	利付（30年）第31回	1,700,000,000	1,938,408,000
国庫債券	利付（30年）第32回	4,000,000,000	4,608,480,000
国庫債券	利付（30年）第33回	2,400,000,000	2,652,672,000
国庫債券	利付（30年）第34回	4,500,000,000	5,098,005,000
国庫債券	利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,528,574,000
国庫債券	利付（30年）第36回	3,500,000,000	3,841,705,000
国庫債券	利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,484,207,000
国庫債券	利付（30年）第38回	1,600,000,000	1,696,352,000
国庫債券	利付（30年）第39回	1,400,000,000	1,505,336,000
国庫債券	利付（30年）第40回	1,300,000,000	1,373,580,000
国庫債券	利付（30年）第41回	1,500,000,000	1,555,350,000
国庫債券	利付（30年）第42回	3,000,000,000	3,106,950,000
国庫債券	利付（30年）第43回	1,000,000,000	1,034,370,000
国庫債券	利付（30年）第44回	1,400,000,000	1,446,298,000
国庫債券	利付（30年）第45回	1,700,000,000	1,693,268,000
国庫債券	利付（30年）第46回	1,800,000,000	1,789,956,000
国庫債券	利付（30年）第47回	1,700,000,000	1,719,125,000
国庫債券	利付（30年）第48回	1,900,000,000	1,849,422,000
国庫債券	利付（30年）第49回	2,900,000,000	2,817,553,000
国庫債券	利付（30年）第50回	2,400,000,000	2,059,872,000
国庫債券	利付（30年）第51回	4,150,000,000	3,161,013,500

国庫債券	利付（30年）第52回	2,200,000,000	1,752,058,000
国庫債券	利付（30年）第53回	1,700,000,000	1,381,080,000
国庫債券	利付（30年）第54回	1,700,000,000	1,441,617,000
国庫債券	利付（30年）第55回	1,500,000,000	1,268,130,000
国庫債券	利付（30年）第56回	1,700,000,000	1,432,794,000
国庫債券	利付（30年）第57回	2,000,000,000	1,680,460,000
国庫債券	利付（30年）第58回	3,000,000,000	2,512,950,000
国庫債券	利付（30年）第59回	3,000,000,000	2,445,780,000
国庫債券	利付（30年）第60回	1,650,000,000	1,406,526,000
国庫債券	利付（30年）第61回	2,000,000,000	1,618,300,000
国庫債券	利付（30年）第62回	3,000,000,000	2,294,430,000
国庫債券	利付（30年）第63回	4,000,000,000	2,963,880,000
国庫債券	利付（30年）第64回	4,500,000,000	3,318,030,000
国庫債券	利付（30年）第65回	3,800,000,000	2,790,606,000
国庫債券	利付（30年）第66回	5,500,000,000	4,019,345,000
国庫債券	利付（30年）第67回	3,500,000,000	2,694,370,000
国庫債券	利付（30年）第68回	3,450,000,000	2,646,184,500
国庫債券	利付（30年）第69回	2,700,000,000	2,122,308,000
国庫債券	利付（30年）第70回	2,610,000,000	2,044,543,500
国庫債券	利付（30年）第71回	2,700,000,000	2,107,674,000
国庫債券	利付（30年）第72回	2,200,000,000	1,711,380,000
国庫債券	利付（30年）第73回	3,000,000,000	2,327,670,000
国庫債券	利付（30年）第74回	2,000,000,000	1,681,200,000
国庫債券	利付（30年）第75回	3,000,000,000	2,718,570,000
国庫債券	利付（30年）第76回	2,500,000,000	2,317,825,000
国庫債券	利付（30年）第77回	3,000,000,000	2,913,750,000
国庫債券	利付（30年）第78回	2,300,000,000	2,126,419,000
国庫債券	利付（30年）第79回	1,500,000,000	1,317,120,000
国庫債券	利付（30年）第80回	3,500,000,000	3,547,915,000
国庫債券	利付（30年）第81回	2,500,000,000	2,414,650,000
国庫債券	利付（20年）第75回	600,000,000	613,530,000
国庫債券	利付（20年）第76回	910,000,000	928,564,000
国庫債券	利付（20年）第78回	800,000,000	819,704,000
国庫債券	利付（20年）第79回	860,000,000	882,325,600
国庫債券	利付（20年）第81回	360,000,000	370,911,600
国庫債券	利付（20年）第82回	820,000,000	846,149,800

国庫債券 利付（20年）第83回	1,370,000,000	1,419,662,500
国庫債券 利付（20年）第84回	1,200,000,000	1,241,304,000
国庫債券 利付（20年）第85回	400,000,000	416,360,000
国庫債券 利付（20年）第86回	1,700,000,000	1,776,585,000
国庫債券 利付（20年）第87回	500,000,000	521,490,000
国庫債券 利付（20年）第88回	1,100,000,000	1,155,418,000
国庫債券 利付（20年）第89回	470,000,000	492,583,500
国庫債券 利付（20年）第90回	1,500,000,000	1,579,860,000
国庫債券 利付（20年）第91回	250,000,000	263,952,500
国庫債券 利付（20年）第92回	650,000,000	686,010,000
国庫債券 利付（20年）第93回	2,300,000,000	2,430,663,000
国庫債券 利付（20年）第94回	3,700,000,000	3,921,556,000
国庫債券 利付（20年）第95回	1,500,000,000	1,605,750,000
国庫債券 利付（20年）第96回	1,500,000,000	1,595,820,000
国庫債券 利付（20年）第97回	1,500,000,000	1,606,935,000
国庫債券 利付（20年）第98回	1,300,000,000	1,388,062,000
国庫債券 利付（20年）第99回	1,100,000,000	1,178,540,000
国庫債券 利付（20年）第100回	820,000,000	884,878,400
国庫債券 利付（20年）第101回	750,000,000	815,400,000
国庫債券 利付（20年）第102回	1,500,000,000	1,637,055,000
国庫債券 利付（20年）第103回	600,000,000	652,254,000
国庫債券 利付（20年）第104回	400,000,000	431,412,000
国庫債券 利付（20年）第105回	1,900,000,000	2,054,071,000
国庫債券 利付（20年）第106回	400,000,000	434,244,000
国庫債券 利付（20年）第107回	800,000,000	867,320,000
国庫債券 利付（20年）第108回	1,000,000,000	1,074,640,000
国庫債券 利付（20年）第109回	900,000,000	970,551,000
国庫債券 利付（20年）第110回	2,600,000,000	2,829,762,000
国庫債券 利付（20年）第111回	500,000,000	548,815,000
国庫債券 利付（20年）第112回	500,000,000	546,200,000

	国庫債券 利付（20年）第113回	500,000,000	548,195,000
	国庫債券 利付（20年）第115回	1,000,000,000	1,106,010,000
	国庫債券 利付（20年）第116回	1,100,000,000	1,220,351,000
	国庫債券 利付（20年）第117回	1,400,000,000	1,544,858,000
	国庫債券 利付（20年）第118回	1,100,000,000	1,210,121,000
	国庫債券 利付（20年）第119回	800,000,000	870,200,000
	国庫債券 利付（20年）第120回	800,000,000	860,048,000
	国庫債券 利付（20年）第121回	1,900,000,000	2,082,742,000
	国庫債券 利付（20年）第122回	900,000,000	980,784,000
	国庫債券 利付（20年）第123回	2,000,000,000	2,223,820,000
	国庫債券 利付（20年）第124回	1,400,000,000	1,547,378,000
	国庫債券 利付（20年）第125回	1,800,000,000	2,018,790,000
	国庫債券 利付（20年）第126回	1,200,000,000	1,328,928,000
	国庫債券 利付（20年）第127回	1,200,000,000	1,320,684,000
	国庫債券 利付（20年）第128回	2,800,000,000	3,084,760,000
	国庫債券 利付（20年）第129回	1,300,000,000	1,422,993,000
	国庫債券 利付（20年）第130回	2,200,000,000	2,410,650,000
	国庫債券 利付（20年）第131回	800,000,000	870,752,000
	国庫債券 利付（20年）第132回	1,300,000,000	1,415,947,000
	国庫債券 利付（20年）第133回	1,900,000,000	2,083,749,000
	国庫債券 利付（20年）第134回	1,900,000,000	2,086,067,000
	国庫債券 利付（20年）第135回	700,000,000	763,133,000
	国庫債券 利付（20年）第136回	700,000,000	757,421,000
	国庫債券 利付（20年）第137回	1,000,000,000	1,090,710,000
	国庫債券 利付（20年）第138回	800,000,000	859,496,000

	国庫債券 利付（20年）第139回	1,000,000,000	1,082,750,000
	国庫債券 利付（20年）第140回	3,000,000,000	3,274,620,000
	国庫債券 利付（20年）第141回	2,600,000,000	2,838,628,000
	国庫債券 利付（20年）第142回	950,000,000	1,045,598,500
	国庫債券 利付（20年）第143回	2,300,000,000	2,492,602,000
	国庫債券 利付（20年）第144回	1,300,000,000	1,397,695,000
	国庫債券 利付（20年）第145回	3,300,000,000	3,607,923,000
	国庫債券 利付（20年）第146回	4,500,000,000	4,919,490,000
	国庫債券 利付（20年）第147回	5,500,000,000	5,957,985,000
	国庫債券 利付（20年）第148回	4,800,000,000	5,151,744,000
	国庫債券 利付（20年）第149回	4,350,000,000	4,667,202,000
	国庫債券 利付（20年）第150回	4,030,000,000	4,280,464,500
	国庫債券 利付（20年）第151回	5,000,000,000	5,201,900,000
	国庫債券 利付（20年）第152回	3,150,000,000	3,273,196,500
	国庫債券 利付（20年）第153回	4,000,000,000	4,194,640,000
	国庫債券 利付（20年）第154回	1,820,000,000	1,886,157,000
	国庫債券 利付（20年）第155回	3,850,000,000	3,897,393,500
	国庫債券 利付（20年）第156回	5,150,000,000	4,848,364,500
	国庫債券 利付（20年）第157回	4,000,000,000	3,658,800,000
	国庫債券 利付（20年）第158回	1,970,000,000	1,863,048,700
	国庫債券 利付（20年）第159回	2,010,000,000	1,917,479,700
	国庫債券 利付（20年）第160回	2,000,000,000	1,926,140,000
	国庫債券 利付（20年）第161回	2,500,000,000	2,368,450,000
	国庫債券 利付（20年）第162回	3,500,000,000	3,302,950,000
	国庫債券 利付（20年）第163回	3,500,000,000	3,289,930,000

	国庫債券 利付（20年）第164回	4,000,000,000	3,693,920,000
	国庫債券 利付（20年）第165回	3,500,000,000	3,218,145,000
	国庫債券 利付（20年）第166回	4,000,000,000	3,768,160,000
	国庫債券 利付（20年）第167回	6,000,000,000	5,467,740,000
	国庫債券 利付（20年）第168回	2,200,000,000	1,965,260,000
	国庫債券 利付（20年）第169回	4,430,000,000	3,876,117,100
	国庫債券 利付（20年）第170回	4,300,000,000	3,745,257,000
	国庫債券 利付（20年）第171回	5,500,000,000	4,765,420,000
	国庫債券 利付（20年）第172回	4,840,000,000	4,241,001,600
	国庫債券 利付（20年）第173回	6,000,000,000	5,230,320,000
	国庫債券 利付（20年）第174回	6,970,000,000	6,044,244,600
	国庫債券 利付（20年）第175回	7,500,000,000	6,585,075,000
	国庫債券 利付（20年）第176回	8,020,000,000	7,005,871,000
	国庫債券 利付（20年）第177回	6,570,000,000	5,610,714,300
	国庫債券 利付（20年）第178回	6,450,000,000	5,583,700,500
	国庫債券 利付（20年）第179回	8,000,000,000	6,893,920,000
	国庫債券 利付（20年）第180回	5,500,000,000	4,984,375,000
	国庫債券 利付（20年）第181回	4,500,000,000	4,138,605,000
	国庫債券 利付（20年）第182回	4,000,000,000	3,797,840,000
	国庫債券 利付（20年）第183回	4,500,000,000	4,483,260,000
	国庫債券 利付（20年）第184回	3,000,000,000	2,832,510,000
	国庫債券 利付（20年）第185回	2,000,000,000	1,881,520,000
	国庫債券 利付（20年）第186回	4,000,000,000	4,021,280,000
	大韓民国円貨債券（2023）第2回	100,000,000	100,658,000
	大韓民国円貨債券（2023）第3回	100,000,000	101,006,000

	小計	ポーランド共和国 第16回円貨債券(2023)	100,000,000	100,074,000
		ポーランド共和国 第17回円貨債券(2023)	100,000,000	100,443,000
		ハンガリー円貨債券(2020)第8回	100,000,000	99,468,000
		ハンガリー円貨債券(2020)第1回	100,000,000	98,212,000
		銘柄数:272 組入時価比率:82.5%	928,420,000,000	905,082,282,900 83.0%
		合計		905,082,282,900
地方債証券	日本円	東京都 公募第745回	300,000,000	301,545,000
		東京都 公募第747回	100,000,000	100,457,000
		東京都 公募第751回	100,000,000	100,273,000
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,487,000
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,564,000
		東京都 公募第769回	500,000,000	498,745,000
		東京都 公募第778回	100,000,000	99,216,000
		東京都 公募第784回	200,000,000	198,506,000
		東京都 公募第794回	100,000,000	97,871,000
		東京都 公募第800回	100,000,000	97,757,000
		東京都 公募第813回	200,000,000	195,048,000
		東京都 公募第822回	130,000,000	124,922,200
		東京都 公募第830回	400,000,000	386,472,000
		東京都 公募第843回	400,000,000	400,692,000
		東京都 公募(30年)第7回	100,000,000	116,613,000
		東京都 公募第10回	200,000,000	226,880,000
		東京都 公募(30年)第5回	200,000,000	152,638,000
		東京都 公募第7回	100,000,000	103,121,000
		東京都 公募(20年)第11回	100,000,000	105,979,000
		東京都 公募(20年)第13回	100,000,000	106,848,000
		東京都 公募(20年)第15回	100,000,000	108,593,000
		東京都 公募(20年)第16回	200,000,000	214,910,000
		東京都 公募(20年)第17回	200,000,000	215,668,000
		東京都 公募(20年)第20回	280,000,000	304,925,600
		東京都 公募第23回	100,000,000	110,448,000
		東京都 公募(20年)第26回	100,000,000	108,352,000
		東京都 公募(20年)第28回	100,000,000	107,182,000

東京都	公募（20年）第29回	200,000,000	213,898,000
東京都	公募（20年）第30回	100,000,000	105,997,000
東京都	公募（20年）第32回	100,000,000	103,350,000
東京都	公募（5年）第32回	300,000,000	299,481,000
北海道	公募平成27年度第7回	100,000,000	100,521,000
北海道	公募平成29年度第5回	200,000,000	199,194,000
北海道	公募平成29年度第7回	100,000,000	99,615,000
北海道	公募平成29年度第9回	100,000,000	99,526,000
北海道	公募平成30年度第15回	230,880,000	221,827,195
北海道	公募平成30年度第18回	200,000,000	196,904,000
北海道	公募令和2年度第4回	300,000,000	293,367,000
北海道	公募令和4年度第5回	100,000,000	96,547,000
北海道	公募令和5年度第2回	100,000,000	99,369,000
北海道	公募令和5年度第8回	100,000,000	100,628,000
北海道	公募令和5年度第10回	300,000,000	300,435,000
宮城県	公募第31回1号	300,000,000	301,587,000
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	99,637,000
神奈川県	公募第212回	100,000,000	100,327,000
神奈川県	公募第231回	200,000,000	199,090,000
神奈川県	公募第243回	200,000,000	195,458,000
神奈川県	公募第247回	339,150,000	330,932,395
神奈川県	公募第254回	180,000,000	173,295,000
神奈川県	公募第258回	100,000,000	96,736,000
神奈川県	公募（30年）第3回	100,000,000	117,835,000
神奈川県	公募第7回	300,000,000	317,937,000
神奈川県	公募（20年）第13回	100,000,000	109,941,000
神奈川県	公募（20年）第14回	100,000,000	109,102,000
神奈川県	公募（20年）第17回	200,000,000	219,690,000
神奈川県	公募（20年）第20回	100,000,000	108,084,000
神奈川県	公募（20年）第21回	200,000,000	216,784,000
神奈川県	公募（20年）第26回	100,000,000	105,703,000
神奈川県	公募（20年）第27回	100,000,000	104,812,000
神奈川県	公募（20年）第46回	100,000,000	83,944,000
大阪府	公募第396回	200,000,000	201,022,000
大阪府	公募第417回	102,000,000	101,929,620
大阪府	公募第423回	100,000,000	99,545,000

大阪府	公募第429回	179,000,000	177,798,910
大阪府	公募第451回	130,000,000	126,877,400
大阪府	公募第452回	100,000,000	97,498,000
大阪府	公募第458回	140,000,000	136,225,600
大阪府	公募第467回	140,000,000	135,794,400
大阪府	公募第469回	150,000,000	144,811,500
大阪府	公募第479回	200,000,000	193,438,000
大阪府	公募第481回	100,000,000	97,287,000
大阪府	公募第489回	176,000,000	173,898,560
大阪府	公募第492回	156,000,000	157,945,320
大阪府	公募(20年)第1回	100,000,000	109,361,000
大阪府	公募(20年)第2回	100,000,000	109,848,000
大阪府	公募第5回	100,000,000	110,090,000
大阪府	公募第8回	100,000,000	108,841,000
大阪府	公募(20年)第12回	200,000,000	210,498,000
大阪府	公募(5年)第173回	200,000,000	199,498,000
大阪府	公募(5年)第174回	200,000,000	199,440,000
大阪府	公募(5年)第178回	400,000,000	398,312,000
大阪府	公募(5年)第184回	400,000,000	397,620,000
大阪府	公募(5年)第187回	144,000,000	143,051,040
大阪府	公募(5年)第190回	200,000,000	198,534,000
京都府	公募(20年)平成20年度第2回	200,000,000	216,558,000
京都府	公募平成26年度第5回	100,000,000	105,361,000
京都府	公募(20年)平成27年度第5回	200,000,000	204,846,000
京都府	公募(15年)平成27年度第8回	100,000,000	101,538,000
京都府	公募(15年)平成28年度第2回	200,000,000	194,704,000
京都府	公募(20年)平成28年度第5回	200,000,000	182,426,000
京都府	公募平成29年度第4回	100,000,000	99,633,000
京都府	公募令和3年度第5回	100,000,000	83,670,000
兵庫県	公募平成29年度第22回	100,000,000	99,349,000
兵庫県	公募(30年)第2回	200,000,000	227,584,000
兵庫県	公募(15年)第1回	300,000,000	310,212,000
兵庫県	公募(15年)第3回	200,000,000	207,034,000
兵庫県	公募(12年)第3回	300,000,000	301,467,000

兵庫県	公募（15年）第8回	500,000,000	515,730,000
兵庫県	公募（15年）第11回	100,000,000	101,222,000
兵庫県	公募第2回	100,000,000	107,227,000
兵庫県	公募第9回	100,000,000	109,973,000
兵庫県	公募（20年）第11回	200,000,000	216,542,000
兵庫県	公募（20年）第14回	100,000,000	108,089,000
兵庫県	公募（20年）第19回	100,000,000	106,756,000
兵庫県	公募（20年）第21回	100,000,000	106,236,000
兵庫県	公募（20年）第22回	100,000,000	104,767,000
静岡県	公募平成27年度第11回	115,400,000	115,089,574
静岡県	公募平成28年度第2回	300,000,000	299,007,000
静岡県	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,706,000
静岡県	公募（31年）第1回	174,000,000	170,890,620
静岡県	公募（5年）令和3年度第2回	100,000,000	99,524,000
静岡県	公募（5年）令和3年度第5回	300,000,000	298,332,000
静岡県	公募（15年）第2回	300,000,000	311,082,000
静岡県	公募（15年）第5回	200,000,000	206,068,000
静岡県	公募（15年）第9回	100,000,000	101,361,000
静岡県	公募（30年）第15回	100,000,000	76,096,000
静岡県	公募（20年）第11回	100,000,000	108,468,000
静岡県	公募（20年）第14回	200,000,000	216,642,000
静岡県	公募（20年）第18回	200,000,000	211,286,000
静岡県	公募（20年）第30回	200,000,000	172,084,000
愛知県	公募（20年）平成19年度第2回	100,000,000	106,998,000
愛知県	公募平成20年度第8回	100,000,000	107,623,000
愛知県	公募（20年）平成22年度第8回	200,000,000	217,468,000
愛知県	公募（15年）平成23年度第13回	100,000,000	103,470,000
愛知県	公募（20年）平成24年度第4回	100,000,000	107,917,000
愛知県	公募（15年）平成24年度第14回	400,000,000	414,668,000
愛知県	公募平成24年度第17回	100,000,000	109,252,000
愛知県	公募（30年）平成25年度第8回	120,000,000	128,938,800
愛知県	公募（20年）平成25年度第17回	400,000,000	428,872,000

愛知県 公募（20年）平成26年度第4回	100,000,000	106,364,000	
愛知県 公募平成26年度第8回	100,000,000	103,441,000	
愛知県 公募平成26年度第13回	200,000,000	208,756,000	
愛知県 公募（15年）平成27年度第2回	300,000,000	304,314,000	
愛知県 公募（30年）平成27年度第8回	100,000,000	98,646,000	
愛知県 公募平成27年度第15回	100,000,000	100,460,000	
愛知県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,615,000	
愛知県 公募平成29年度第9回	100,000,000	99,434,000	
愛知県 公募平成30年度第7回	200,000,000	198,058,000	
愛知県 公募令和3年度第10回	200,000,000	198,712,000	
広島県 公募平成26年度第7回	200,000,000	200,742,000	
広島県 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,412,000	
広島県 公募平成29年度第4回	211,300,000	210,435,783	
広島県 公募令和2年度第2回	100,000,000	97,774,000	
広島県 公募令和2年度第7回	300,000,000	292,635,000	
広島県 公募令和5年度第4回	140,000,000	141,985,200	
広島県 公募（20年）令和3年度第2回	100,000,000	84,056,000	
埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	100,019,000	
埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	99,527,000	
埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	198,414,000	
埼玉県 公募令和元年度第4回	100,000,000	97,897,000	
埼玉県 公募令和2年度第4回	300,000,000	293,199,000	
埼玉県 公募令和5年度第4回	100,000,000	99,616,000	
埼玉県 公募（15年）第1回	200,000,000	205,234,000	
埼玉県 公募（15年）第2回	200,000,000	204,410,000	
埼玉県 公募（15年）第3回	100,000,000	98,226,000	
埼玉県 公募（25年）第2回	200,000,000	176,412,000	
埼玉県 公募（30年）第9回	200,000,000	165,010,000	
埼玉県 公募（15年）第7回	200,000,000	186,012,000	
埼玉県 公募（15年）第8回	100,000,000	92,287,000	
埼玉県 公募（20年）第6回	100,000,000	108,304,000	
埼玉県 公募（20年）第13回	100,000,000	107,248,000	
埼玉県 公募（20年）第16回	200,000,000	204,764,000	
埼玉県 公募（20年）第19回	200,000,000	186,496,000	

	埼玉県 公募（20年）第20回	100,000,000	93,707,000
	埼玉県 公募（20年）第26回	100,000,000	85,383,000
	福岡県 公募平成27年度第1回	300,000,000	301,725,000
	福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,698,000
	福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	103,413,000
	福岡県 公募（15年）平成27年度第1回	200,000,000	203,184,000
	福岡県 公募（15年）令和元年度第1回	300,000,000	281,307,000
	福岡県 公募（15年）令和元年度第2回	200,000,000	186,460,000
	福岡県 公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	118,026,000
	福岡県 公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	103,641,000
	福岡県 公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	84,550,000
	福岡県 公募（30年・定時償還）令和元年度第3回	100,000,000	72,593,000
	福岡県 公募（20年）平成20年度第1回	300,000,000	324,582,000
	福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	107,670,000
	福岡県 公募（20年）平成22年度第1回	300,000,000	323,628,000
	福岡県 公募（20年）平成22年度第2回	300,000,000	331,800,000
	福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	107,577,000
	福岡県 公募（20年）平成26年度第1回	100,000,000	106,331,000
	福岡県 公募（20年・定時償還）令和3年度第1回	200,000,000	168,640,000
	千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	200,914,000
	千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	199,172,000
	千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	99,413,000
	千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,334,000
	千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	294,027,000
	千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	97,160,000
	千葉県 公募令和5年度第9回	200,000,000	198,962,000
	千葉県 公募（20年）第1回	400,000,000	413,452,000
	千葉県 公募（20年）第8回	100,000,000	110,174,000
	千葉県 公募（20年）第13回	200,000,000	216,244,000
	千葉県 公募（20年）第16回	300,000,000	319,458,000

千葉県	公募（20年）第17回	100,000,000	104,836,000
千葉県	公募（20年）第20回	100,000,000	92,910,000
千葉県	公募（20年）第25回	100,000,000	92,570,000
新潟県	公募平成30年度第2回	200,000,000	198,304,000
新潟県	公募令和2年度第2回	120,000,000	116,670,000
長野県	公募令和3年度第1回	300,000,000	291,861,000
茨城県	公募令和3年度第3回	200,000,000	198,800,000
茨城県	公募令和5年度第1回	100,000,000	99,093,000
茨城県	公募令和5年度第2回	200,000,000	199,516,000
群馬県	公募第12回	100,000,000	100,516,000
群馬県	公募第22回	100,000,000	97,539,000
群馬県	公募（5年）第13回	300,000,000	298,215,000
群馬県	公募（20年）第3回	100,000,000	107,952,000
大分県	公募令和5年度第1回	100,000,000	100,718,000
共同発行市場地方債	公募第145回	1,000,000,000	1,003,240,000
共同発行市場地方債	公募第148回	100,000,000	100,559,000
共同発行市場地方債	公募第152回	400,000,000	402,008,000
共同発行市場地方債	公募第154回	400,000,000	401,416,000
共同発行市場地方債	公募第156回	200,000,000	199,416,000
共同発行市場地方債	公募第157回	300,000,000	298,959,000
共同発行市場地方債	公募第161回	300,000,000	298,611,000
共同発行市場地方債	公募第172回	600,000,000	598,560,000
共同発行市場地方債	公募第184回	100,000,000	99,012,000
共同発行市場地方債	公募第186回	400,000,000	396,928,000
共同発行市場地方債	公募第188回	300,000,000	297,675,000
共同発行市場地方債	公募第190回	610,000,000	601,661,300
共同発行市場地方債	公募第191回	100,000,000	98,474,000
共同発行市場地方債	公募第194回	300,000,000	294,618,000
共同発行市場地方債	公募第196回	400,000,000	391,540,000

共同発行市場地方債 公募第197回	300,000,000	293,475,000
共同発行市場地方債 公募第198回	110,000,000	107,507,400
共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	97,738,000
共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	293,190,000
共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	291,489,000
共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	388,528,000
共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	288,819,000
共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	242,437,500
共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	291,357,000
共同発行市場地方債 公募第239回	100,000,000	99,873,000
堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	109,310,000
堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	100,679,000
堺市 公募第3回	100,000,000	95,905,000
堺市 公募令和5年度第2回	200,000,000	200,462,000
長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	97,871,000
長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	97,356,000
島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	84,690,000
島根県 公募(5年)令和2年度第3回	150,000,000	149,496,000
佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,544,000
熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	131,346,600
熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,458,000
新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,469,000
新潟市 公募令和5年度第1回	200,000,000	200,290,000
静岡市 公募令和5年度第1回	100,000,000	101,418,000
大阪市 公募平成27年度第6回	100,000,000	100,441,000
大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	293,019,000
大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	290,727,000
大阪市 公募(15年)第1回	100,000,000	103,593,000
大阪市 公募(20年)第1回	300,000,000	321,699,000
大阪市 公募(20年)第5回	100,000,000	109,224,000
大阪市 公募(20年)第6回	100,000,000	108,376,000

大阪市	公募（20年）第17回	200,000,000	216,450,000
大阪市	公募（20年）第19回	100,000,000	101,693,000
大阪市	公募（20年）第26回	100,000,000	93,094,000
名古屋市	公募第501回	200,000,000	199,000,000
名古屋市	公募第503回	100,000,000	99,355,000
名古屋市	公募第504回	200,000,000	198,422,000
名古屋市	公募第511回	200,000,000	195,082,000
名古屋市	公募第512回	300,000,000	293,283,000
名古屋市	公募（12年）第1回	200,000,000	202,346,000
名古屋市	公募（15年）第2回	100,000,000	102,413,000
名古屋市	公募（30年）第13回	100,000,000	85,525,000
名古屋市	公募（20年）第15回	100,000,000	108,238,000
名古屋市	公募（20年）第17回	100,000,000	102,418,000
名古屋市	公募（20年）第18回	100,000,000	101,354,000
名古屋市	公募（20年）第19回	100,000,000	91,748,000
京都市	公募平成29年度第1回	100,000,000	99,634,000
京都市	公募平成29年度第4回	101,280,000	100,795,881
京都市	公募平成30年度第1回	101,090,000	100,327,781
京都市	公募（20年）第2回	100,000,000	103,033,000
京都市	公募（20年）第5回	200,000,000	211,788,000
京都市	公募（20年）第6回	100,000,000	107,263,000
京都市	公募（20年）第13回	100,000,000	104,196,000
京都市	公募（20年）第15回	200,000,000	185,232,000
神戸市	公募（20年）平成20年度第24回	100,000,000	107,812,000
神戸市	公募平成25年度第12回	100,000,000	106,172,000
神戸市	公募（20年）平成26年度第3回	100,000,000	105,734,000
神戸市	公募平成28年度第1回	200,000,000	199,312,000
神戸市	公募平成30年度第2回	200,000,000	165,010,000
神戸市	公募令和3年度第6回	100,000,000	75,988,000
横浜市	公募平成28年度第5回	300,000,000	299,724,000
横浜市	公募平成29年度第3回	100,000,000	99,722,000
横浜市	公募2019年度第3回	200,000,000	195,410,000
横浜市	公募（30年）第2回	200,000,000	232,038,000
横浜市	公募（20年）第11回	100,000,000	105,475,000
横浜市	公募（20年）第18回	100,000,000	109,076,000

	横浜市 公募（20年）第26回	100,000,000	108,823,000
	横浜市 公募（20年）第30回	100,000,000	104,530,000
	横浜市 公募（20年）第35回	100,000,000	92,325,000
	札幌市 公募（15年）平成23年度第9回	200,000,000	207,290,000
	札幌市 公募（20年）平成24年度第1回	100,000,000	108,720,000
	札幌市 公募（20年）平成24年度第11回	200,000,000	217,924,000
	札幌市 公募（20年）平成28年度第4回	100,000,000	92,163,000
	札幌市 公募（5年）令和3年度第8回	100,000,000	96,240,000
	札幌市 公募（5年）令和4年度第4回	100,000,000	97,770,000
	札幌市 公募（20年）第6回	200,000,000	218,650,000
	川崎市 公募第95回	160,000,000	157,660,800
	川崎市 公募（20年）第14回	200,000,000	217,412,000
	川崎市 公募（20年）第17回	100,000,000	106,606,000
	川崎市 公募（20年）第18回	100,000,000	106,361,000
	川崎市 公募（20年）第19回	100,000,000	104,464,000
	川崎市 公募（20年）第20回	100,000,000	101,783,000
	川崎市 公募（20年）第22回	100,000,000	92,388,000
	川崎市 公募（30年）第11回	100,000,000	81,908,000
	川崎市 公募（5年）第66回	230,000,000	228,576,300
	川崎市 公募（5年）第67回	100,000,000	99,794,000
	北九州市 公募（10年）令和2年度第2回	200,000,000	194,200,000
	北九州市 公募（10年）令和5年度第2回	200,000,000	200,290,000
	北九州市 公募（20年）第3回	200,000,000	214,216,000
	北九州市 公募（20年）第14回	100,000,000	108,311,000
	福岡市 公募（20年）平成21年度第3回	200,000,000	218,332,000
	福岡市 公募（20年）平成23年度第4回	100,000,000	109,253,000
	福岡市 公募平成26年度第2回	100,000,000	105,827,000
	福岡市 公募平成26年度第8回	160,000,000	160,601,600
	福岡市 公募（5年）2020年度第9回	300,000,000	298,839,000
	福岡市 公募（20年）2021年度第6回	100,000,000	84,722,000
	広島市 公募平成27年度第2回	500,000,000	502,240,000

		広島市 公募（10年）平成30年度第6回	241,000,000	237,392,230
		広島市 公募（10年）令和3年度第6回	100,000,000	96,722,000
		広島市 公募（10年）令和5年度第5回	100,000,000	100,236,000
		さいたま市 公募第21回	320,100,000	320,855,436
		三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	154,626,450
		三重県 公募令和5年度第3回	200,000,000	200,472,000
		福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	199,326,000
		福井県 公募令和元年度第3回	200,000,000	195,320,000
		福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	97,155,000
		徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	198,916,000
		徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	297,600,000
		山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	97,658,000
		岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	168,580,779
		岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	292,806,000
		岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	96,371,000
		秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	112,566,806
		神奈川県住宅供給公社債券 第4回	100,000,000	99,020,000
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第22回	100,000,000	84,388,000
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	108,198,000
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	328,245,000
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第128回	100,000,000	98,238,000
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	90,832,000
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	107,872,000
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	101,187,000
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	92,018,000
		東京都住宅供給公社債券 第19回	300,000,000	311,148,000
		東京都住宅供給公社債券 第23回	100,000,000	101,406,000
	小計	銘柄数：346 組入時価比率：5.5%	59,963,700,000	60,277,841,580 5.5%
	合計			60,277,841,580
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	116,706,330

	新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	312,321,000
	新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	103,205,000
	新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	102,550,000
	新関西国際空港社債 財投機関債第14回	100,000,000	102,507,000
	新関西国際空港社債 財投機関債第28回	100,000,000	96,530,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	102,723,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第66回	400,000,000	398,328,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第78回	200,000,000	199,338,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第82回	100,000,000	99,712,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	298,434,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	200,000,000	197,750,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第101回	300,000,000	297,465,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第137回	400,000,000	397,892,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第138回	400,000,000	387,036,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第37回	400,000,000	398,596,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第41回	333,000,000	330,878,790
	日本政策投資銀行社債 政府保証第42回	420,000,000	417,778,200
	日本政策投資銀行社債 政府保証第55回	300,000,000	295,227,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第62回	200,000,000	194,574,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第75回	370,000,000	359,207,100
	日本政策投資銀行社債 政府保証第78回	220,000,000	218,856,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1回	400,000,000	488,808,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	116,208,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	300,000,000	313,473,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第17回	100,000,000	105,258,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第23回	500,000,000	534,305,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第26回	100,000,000	117,163,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第33回	200,000,000	242,348,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	300,000,000	325,575,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第43回	300,000,000	268,287,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	109,617,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第55回	100,000,000	109,748,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第89回	100,000,000	107,531,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第95回	200,000,000	216,222,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	376,033,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	600,000,000	652,896,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第126回	100,000,000	102,512,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	291,606,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	98,434,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第151回	100,000,000	101,789,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第152回	100,000,000	98,851,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第155回	100,000,000	102,531,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	101,722,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第160回	100,000,000	102,310,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第163回	100,000,000	101,361,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	100,814,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	69,647,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	92,242,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	100,000,000	77,712,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	150,538,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第278回	300,000,000	298,905,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	109,168,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	218,602,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	219,014,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	220,404,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	219,814,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第111回	100,000,000	109,442,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	217,782,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	110,259,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第127回	300,000,000	329,661,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第146回	100,000,000	108,813,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第164回	100,000,000	108,008,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	105,261,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第167回	100,000,000	108,001,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	300,000,000	323,103,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第171回	300,000,000	321,411,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	319,842,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第176回	200,000,000	215,658,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第181回	100,000,000	108,004,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	108,548,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第185回	200,000,000	217,666,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第196回	400,000,000	436,280,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第214回	100,000,000	106,015,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	106,083,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	102,385,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 1 9回	200,000,000	212,070,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 4回	100,000,000	102,249,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 2 8回	100,000,000	105,108,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 3回	100,000,000	104,179,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 7回	100,000,000	100,497,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 3 9回	500,000,000	512,010,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 1回	200,000,000	200,798,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 3回	444,000,000	445,536,240
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 5回	500,000,000	507,285,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 6回	200,000,000	204,956,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 5回	100,000,000	102,752,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 8回	400,000,000	401,460,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 9回	100,000,000	101,511,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 6 1回	583,000,000	585,069,650
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 7 1回	151,000,000	150,427,710
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 6回	200,000,000	186,948,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 7回	100,000,000	99,644,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 0 6回	403,000,000	401,988,470
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 5回	100,000,000	99,597,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 1回	600,000,000	597,582,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 4回	100,000,000	99,338,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 5回	100,000,000	83,355,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 9回	500,000,000	497,590,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 4 2回	131,000,000	130,043,700
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 1回	100,000,000	99,117,000

日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第354回	200,000,000	197,968,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第357回	100,000,000	99,287,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第391回	113,000,000	110,312,860
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第398回	100,000,000	72,357,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第449回	500,000,000	498,105,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第453回	200,000,000	199,704,000
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第463回	500,000,000	497,875,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	116,742,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第28回	500,000,000	589,035,000
日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	118,719,000
公営企業債券 30年第4回財投機関債	300,000,000	357,549,000
地方公営企業等金融機構債券(20年) 第1回	100,000,000	107,459,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第1回	300,000,000	327,552,000
地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	109,091,000
地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	104,932,000
地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	330,258,000
地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	440,028,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第10回	300,000,000	322,368,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第19回	200,000,000	217,206,000
地方公共団体金融機構債券(20年) 第20回	100,000,000	108,314,000
地方公共団体金融機構債券 F96回	300,000,000	310,851,000
地方公共団体金融機構債券 F104回	100,000,000	101,207,000
地方公共団体金融機構債券 F122回	100,000,000	103,522,000
地方公共団体金融機構債券 F124回	100,000,000	103,518,000
地方公共団体金融機構債券 F132回	500,000,000	506,320,000

地方公共団体金融機構債券（20年）第24回	200,000,000	215,390,000
地方公共団体金融機構債券 F14 3回	300,000,000	310,362,000
地方公共団体金融機構債券 F14 5回	200,000,000	201,932,000
地方公共団体金融機構債券 F14 7回	100,000,000	103,018,000
地方公共団体金融機構債券 F16 0回	100,000,000	102,560,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第29回	100,000,000	107,908,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第32回	100,000,000	106,832,000
地方公共団体金融機構債券（15年）第2回	200,000,000	206,368,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第37回	200,000,000	211,128,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第38回	300,000,000	315,144,000
地方公共団体金融機構債券 F24 0回	300,000,000	309,348,000
地方公共団体金融機構債券 F24 3回	300,000,000	312,828,000
地方公共団体金融機構債券 F24 8回	100,000,000	104,219,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第39回	200,000,000	208,750,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第40回	100,000,000	103,878,000
地方公共団体金融機構債券（20年）第43回	100,000,000	101,363,000
政保 地方公共団体金融機構債券第72回	189,000,000	189,943,110
政保 地方公共団体金融機構債券第73回	338,000,000	339,632,540
地方公共団体金融機構債券（20年）第44回	200,000,000	205,238,000
地方公共団体金融機構債券 第74回	500,000,000	502,210,000
政保 地方公共団体金融機構債券第75回	124,000,000	124,550,560
政保 地方公共団体金融機構債券第76回	141,000,000	141,603,480
政保 地方公共団体金融機構債券第77回	121,000,000	121,450,120
地方公共団体金融機構債券 第77回	100,000,000	100,421,000
政保 地方公共団体金融機構債券第78回	616,000,000	618,205,280

	地方公共団体金融機構債券 F 3 0 8 回	200,000,000	199,908,000
	地方公共団体金融機構債券 第 7 9 回	400,000,000	401,608,000
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 0 回	300,000,000	300,744,000
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 3 回	116,000,000	115,551,080
	地方公共団体金融機構債券 第 8 4 回	100,000,000	99,560,000
	地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 3 回	200,000,000	177,636,000
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 9 1 回	300,000,000	298,947,000
	地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 8 回	100,000,000	94,246,000
	地方公共団体金融機構債券 第 9 5 回	200,000,000	199,236,000
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 9 8 回	122,000,000	121,604,720
	地方公共団体金融機構債券 第 1 0 1 回	400,000,000	397,888,000
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 8 回	157,000,000	155,718,880
	地方公共団体金融機構債券 第 6 7 回	100,000,000	90,658,000
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 0 回	100,000,000	99,016,000
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 3 回	110,000,000	109,164,000
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 9 回	116,000,000	113,751,920
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 2 0 回	103,000,000	100,674,260
	政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 2 1 回	100,000,000	97,598,000
	地方公共団体金融機構債券 2 回	100,000,000	66,475,000
	地方公共団体金融機構債券 1 2 回	200,000,000	153,354,000
	地方公共団体金融機構債券 第 1 6 6 回	200,000,000	198,730,000
	公営企業債券 (2 0 年) 第 1 9 回 財投機関債	100,000,000	105,774,000
	公営企業債券 (2 0 年) 第 2 0 回 財投機関債	100,000,000	105,887,000
	公営企業債券 (2 0 年) 第 2 3 回 財投機関債	200,000,000	213,622,000
	公営企業債券 (2 0 年) 第 2 4 回 財投機関債	100,000,000	107,656,000
	公営企業債券 (2 0 年) 第 2 5 回	100,000,000	108,756,000

	財投機関債			
	首都高速道路 第28回	200,000,000	198,542,000	
	阪神高速道路 第25回	100,000,000	99,401,000	
	日本政策金融公庫債券 政府保証第55回	108,000,000	106,219,080	
	日本政策金融公庫債券 政府保証第63回	270,000,000	262,062,000	
	都市再生債券 財投機関債第93回	100,000,000	103,024,000	
	都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	102,668,000	
	都市再生債券 財投機関債第101回	100,000,000	102,183,000	
	都市再生債券 財投機関債第109回	100,000,000	102,095,000	
	都市再生債券 財投機関債第113回	300,000,000	304,863,000	
	都市再生債券 財投機関債第121回	200,000,000	197,948,000	
	都市再生債券 財投機関債第127回	200,000,000	198,898,000	
	都市再生債券 財投機関債第141回	100,000,000	91,850,000	
	都市再生債券 財投機関債第155回	100,000,000	71,831,000	
	都市再生債券 財投機関債第166回	100,000,000	70,265,000	
	都市再生債券 財投機関債第170回	100,000,000	84,721,000	
	都市再生債券 財投機関債第191回	100,000,000	97,319,000	
	本州四国連絡橋債券 財投機関債第7回	100,000,000	102,715,000	
	民間都市開発推進機構 政府保証第17回	400,000,000	399,596,000	
	民間都市開発推進機構 政府保証第20回	113,600,000	112,770,720	
	関西国際空港債券 政府保証第54回	400,000,000	435,140,000	
	福祉医療機構債券 第50回財投機関債	300,000,000	298,656,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第3回	400,000,000	423,628,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第6回	200,000,000	213,868,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第42回	100,000,000	101,913,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債第49回	100,000,000	109,437,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債	100,000,000	108,694,000	

	第59回			
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第75回	100,000,000	109,922,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第77回	900,000,000	930,195,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第78回	100,000,000	109,874,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第81回	100,000,000	109,000,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第85回	200,000,000	216,820,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第90回	200,000,000	207,290,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第94回	100,000,000	108,813,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第111回	100,000,000	103,496,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第112回	100,000,000	107,797,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第115回	100,000,000	108,410,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第120回	100,000,000	108,674,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	300,000,000	325,011,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	111,071,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	205,418,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第134回	100,000,000	103,650,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	200,000,000	207,394,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	103,225,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第162回	100,000,000	102,521,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	450,000,000	451,710,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第188回	300,000,000	298,692,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第195回	100,000,000	91,430,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	298,779,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第208回	200,000,000	199,190,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第222回	200,000,000	198,668,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債	100,000,000	96,675,000	

	第223回			
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第227回	100,000,000	99,428,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	128,888,500	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	100,000,000	74,396,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	298,713,000	
	住宅金融支援機構債券 財投機関債 第306回	200,000,000	183,390,000	
	成田国際空港 第19回	100,000,000	99,920,000	
	成田国際空港 第39回	300,000,000	276,108,000	
	沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第6回	200,000,000	204,900,000	
	商工債券 利付第845回い号	300,000,000	298,893,000	
	商工債券 利付第852回い号	100,000,000	99,292,000	
	商工債券 利付第854回い号	400,000,000	396,864,000	
	商工債券 利付第856回い号	200,000,000	198,328,000	
	商工債券 利付第862回い号	100,000,000	99,278,000	
	商工債券 利付第868回い号	100,000,000	99,062,000	
	商工債券 利付第871回い号	100,000,000	99,321,000	
	商工債券 利付第872回い号	100,000,000	99,660,000	
	商工債券 利付第876回い号	300,000,000	298,377,000	
	商工債券 利付第878回い号	200,000,000	198,514,000	
	商工債券 利付第879回い号	300,000,000	298,173,000	
	商工債券 利付第883回い号	200,000,000	199,814,000	
	商工債券 利付第885回い号	300,000,000	299,400,000	
	しんきん中金債券 利付第374回	300,000,000	298,524,000	
	しんきん中金債券 利付第377回	100,000,000	99,414,000	
	しんきん中金債券 利付第379回	400,000,000	397,432,000	
	しんきん中金債券 利付第380回	100,000,000	99,311,000	
	しんきん中金債券 利付第387回	100,000,000	99,280,000	
	しんきん中金債券 利付第400回	100,000,000	99,778,000	
	しんきん中金債券 利付第401回	300,000,000	298,950,000	
	しんきん中金債券 利付第402回	100,000,000	99,372,000	
	しんきん中金債券 利付第403回	100,000,000	99,145,000	
	しんきん中金債券 利付第407回	300,000,000	299,379,000	
	商工債券 利付(3年)第274回	200,000,000	199,260,000	

商工債券 利付（10年）第15回	200,000,000	200,518,000
商工債券 利付（10年）第16回	100,000,000	100,163,000
商工債券 利付（10年）第41回	300,000,000	286,761,000
国際協力機構債券 第6回財投機関債	200,000,000	219,612,000
国際協力機構債券 第15回財投機関債	100,000,000	107,717,000
国際協力機構債券 第25回財投機関債	100,000,000	105,115,000
国際協力機構債券 第32回財投機関債	100,000,000	101,515,000
国際協力機構債券 第35回財投機関債	100,000,000	99,514,000
国際協力機構債券 第40回財投機関債	100,000,000	99,569,000
国際協力機構債券 第68回財投機関債	100,000,000	97,059,000
東日本高速道路 第57回	100,000,000	99,502,000
東日本高速道路 第61回	200,000,000	195,412,000
東日本高速道路 第64回	100,000,000	97,519,000
東日本高速道路 第69回	100,000,000	97,707,000
東日本高速道路 第83回	200,000,000	198,728,000
東日本高速道路 第86回	400,000,000	396,748,000
東日本高速道路 第89回	130,000,000	128,943,100
東日本高速道路 第95回	750,000,000	746,520,000
中日本高速道路 第63回	100,000,000	100,484,000
中日本高速道路 第86回	500,000,000	497,605,000
中日本高速道路 第89回	100,000,000	99,377,000
中日本高速道路 第90回	300,000,000	298,008,000
中日本高速道路 第91回	200,000,000	198,542,000
中日本高速道路 第93回	200,000,000	198,654,000
中日本高速道路 第96回	200,000,000	200,104,000
中日本高速道路 第97回	200,000,000	201,500,000
中日本高速道路 第98回	300,000,000	300,795,000
中日本高速道路 第101回	500,000,000	498,695,000
西日本高速道路 第29回	200,000,000	199,980,000
西日本高速道路 第30回	300,000,000	298,992,000
西日本高速道路 第34回	300,000,000	299,949,000
西日本高速道路 第61回	300,000,000	298,023,000
西日本高速道路 第62回	1,100,000,000	1,091,981,000

西日本高速道路 第64回	200,000,000	198,542,000
西日本高速道路 第69回	200,000,000	199,040,000
西日本高速道路 第77回	200,000,000	199,330,000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	200,000,000	208,940,000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	290,217,000
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	292,131,000
貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	19,920,000	19,958,047
貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	9,787,000	9,807,650
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	14,649,000	15,265,429
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	50,721,000	52,908,596
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	45,022,000	46,465,405
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	52,671,000	54,699,360
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	39,066,000	40,309,861
貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	26,156,000	27,068,321
貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	49,143,000	51,035,988
貸付債権担保第40回住宅金融支援機構債券	56,607,000	58,101,990
貸付債権担保第62回住宅金融支援機構債券	85,890,000	87,778,721
貸付債権担保第60回住宅金融支援機構債券	75,279,000	77,489,191
貸付債権担保第61回住宅金融支援機構債券	50,574,000	51,823,177
貸付債権担保第51回住宅金融支援機構債券	18,246,000	18,875,669
貸付債権担保第43回住宅金融支援機構債券	44,768,000	46,529,620
貸付債権担保第79回住宅金融支援機構債券	29,576,000	30,037,385
貸付債権担保第81回住宅金融支援機構債券	65,624,000	66,585,391
貸付債権担保第72回住宅金融支援機構債券	28,399,000	28,869,287
貸付債権担保第70回住宅金融支援機構債券	88,125,000	90,240,881
貸付債権担保第33回住宅金融支援機構債券	18,559,000	19,363,903

貸付債権担保第34回住宅金融支援機構債券	18,985,000	19,798,317
貸付債権担保第35回住宅金融支援機構債券	17,981,000	18,730,807
貸付債権担保第46回住宅金融支援機構債券	17,224,000	17,900,730
貸付債権担保第55回住宅金融支援機構債券	48,808,000	50,358,630
貸付債権担保第56回住宅金融支援機構債券	69,447,000	71,646,386
貸付債権担保第57回住宅金融支援機構債券	23,298,000	24,054,253
貸付債権担保第76回住宅金融支援機構債券	55,738,000	56,992,105
貸付債権担保第23回住宅金融支援機構債券	53,384,000	55,208,131
貸付債権担保第32回住宅金融支援機構債券	53,301,000	55,376,540
貸付債権担保第39回住宅金融支援機構債券	94,195,000	97,163,084
貸付債権担保第58回住宅金融支援機構債券	52,208,000	53,876,045
貸付債権担保第64回住宅金融支援機構債券	92,985,000	94,776,820
貸付債権担保第71回住宅金融支援機構債券	83,406,000	84,769,688
貸付債権担保第73回住宅金融支援機構債券	66,982,000	68,687,361
貸付債権担保第75回住宅金融支援機構債券	55,556,000	56,927,122
貸付債権担保第83回住宅金融支援機構債券	142,244,000	143,926,746
貸付債権担保第84回住宅金融支援機構債券	243,887,000	246,506,346
貸付債権担保第88回住宅金融支援機構債券	37,927,000	38,107,153
貸付債権担保第89回住宅金融支援機構債券	38,875,000	39,085,313
貸付債権担保第90回住宅金融支援機構債券	39,819,000	39,848,864
貸付債権担保第92回住宅金融支援機構債券	84,712,000	84,008,890
貸付債権担保第93回住宅金融支援機構債券	90,372,000	88,738,074
貸付債権担保第94回住宅金融支援機構債券	47,563,000	47,242,425
貸付債権担保第96回住宅金融支援機構債券	50,831,000	50,204,762
貸付債権担保第97回住宅金融支援機構債券	149,907,000	148,826,170

貸付債権担保第98回住宅金融支援機構債券	156,513,000	155,794,605
貸付債権担保第99回住宅金融支援機構債券	105,466,000	104,759,377
貸付債権担保第100回住宅金融支援機構債券	51,449,000	50,992,647
貸付債権担保第101回住宅金融支援機構債券	52,381,000	52,066,714
貸付債権担保第115回住宅金融支援機構債券	201,045,000	192,830,301
貸付債権担保第116回住宅金融支援機構債券	135,152,000	130,155,430
貸付債権担保第117回住宅金融支援機構債券	135,692,000	130,360,661
貸付債権担保第118回住宅金融支援機構債券	67,335,000	64,783,676
貸付債権担保第119回住宅金融支援機構債券	135,392,000	130,119,835
貸付債権担保第120回住宅金融支援機構債券	67,989,000	64,996,124
貸付債権担保第121回住宅金融支援機構債券	68,865,000	65,909,314
貸付債権担保第123回住宅金融支援機構債券	70,114,000	67,164,304
貸付債権担保第125回住宅金融支援機構債券	278,900,000	266,321,610
貸付債権担保第126回住宅金融支援機構債券	211,506,000	201,939,583
貸付債権担保第128回住宅金融支援機構債券	141,050,000	134,598,373
貸付債権担保第129回住宅金融支援機構債券	144,244,000	137,826,584
貸付債権担保第134回住宅金融支援機構債券	146,496,000	139,012,984
貸付債権担保第135回住宅金融支援機構債券	73,498,000	69,723,877
貸付債権担保第136回住宅金融支援機構債券	74,158,000	70,587,292
貸付債権担保第140回住宅金融支援機構債券	74,150,000	70,224,499
貸付債権担保第142回住宅金融支援機構債券	230,418,000	216,966,197
貸付債権担保第144回住宅金融支援機構債券	228,291,000	214,958,805
貸付債権担保第150回住宅金融支援機構債券	404,865,000	376,334,163
貸付債権担保第152回住宅金融支援機構債券	163,362,000	153,212,318
貸付債権担保第154回住宅金融支援機構債券	165,442,000	154,618,784

		貸付債権担保第164回住宅金融支援機構債券	261,318,000	244,021,361	
		貸付債権担保第165回住宅金融支援機構債券	173,046,000	162,059,309	
		貸付債権担保第166回住宅金融支援機構債券	261,150,000	245,564,568	
		貸付債権担保第167回住宅金融支援機構債券	174,098,000	163,587,703	
		貸付債権担保第168回住宅金融支援機構債券	173,576,000	162,932,319	
		貸付債権担保第169回住宅金融支援機構債券	264,576,000	247,968,564	
		貸付債権担保第170回住宅金融支援機構債券	441,420,000	413,226,504	
		貸付債権担保第174回住宅金融支援機構債券	270,330,000	253,210,001	
		貸付債権担保第175回住宅金融支援機構債券	272,403,000	254,598,739	
		貸付債権担保第176回住宅金融支援機構債券	272,388,000	253,421,623	
		貸付債権担保第177回住宅金融支援機構債券	182,166,000	170,623,962	
		貸付債権担保第178回住宅金融支援機構債券	273,429,000	258,081,430	
		貸付債権担保第179回住宅金融支援機構債券	273,951,000	257,787,891	
		貸付債権担保第180回住宅金融支援機構債券	183,130,000	173,259,293	
		貸付債権担保第183回住宅金融支援機構債券	559,158,000	529,013,792	
		貸付債権担保第185回住宅金融支援機構債券	282,522,000	268,361,997	
		貸付債権担保第186回住宅金融支援機構債券	189,202,000	182,735,075	
		貸付債権担保第195回住宅金融支援機構債券	196,362,000	193,663,986	
		貸付債権担保第197回住宅金融支援機構債券	295,512,000	295,319,917	
		貸付債権担保第198回住宅金融支援機構債券	198,074,000	199,668,495	
		貸付債権担保第199回住宅金融支援機構債券	397,604,000	398,438,968	
		貸付債権担保第200回住宅金融支援機構債券	499,460,000	498,580,950	
	小計	銘柄数：391 組入時価比率：6.8%	74,216,665,000	74,823,188,538 6.9%	
	合計			74,823,188,538	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第31回円貨社債	100,000,000	95,671,000	

	フランス相互信用連合銀行（BFCM） 第42回円貨社債	200,000,000	201,244,000
	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第14回円貨社債	100,000,000	98,933,000
	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第25回非上位円貨社債	200,000,000	196,300,000
	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第29回非上位円貨社債	100,000,000	100,080,000
	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第36回円貨社債	100,000,000	99,876,000
	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第37回円貨社債	100,000,000	99,813,000
	クレディ・アグリコル・エス・エー 第16回円貨社債（2018）	100,000,000	97,530,000
	スタンダード・チャータード 第3回円貨社債（2015）	100,000,000	99,804,000
	エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	99,911,000
	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	97,353,000
	フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	100,346,000
	INPEX 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	496,305,000
	清水建設 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,331,000
	長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,736,000
	戸田建設 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,885,000
	五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,077,000
	大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,913,000
	大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	287,379,000
	大和ハウス工業 第26回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,665,000
	大和ハウス工業 第29回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,881,000
	明治ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,512,000
	アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	298,005,000
	アサヒグループホールディングス 第23回特定社債間限定同順位	100,000,000	99,429,000
	麒麟ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,386,000
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,338,000

コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,242,000	
ニチレイ 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,861,000	
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	98,807,000	
三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,093,000	
野村不動産ホールディングス 第15回	100,000,000	96,028,000	
森ヒルズリート投資法人 第17回 特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	198,758,000	
森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,781,000	
東急不動産ホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,572,000	
東急不動産ホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,230,000	
東急不動産ホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,160,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	597,972,000	
セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	198,104,000	
東レ 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,462,000	
東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,582,000	
旭化成 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,074,000	
旭化成 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,842,000	
日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,816,000	
王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,243,000	
王子ホールディングス 第42回社債間限定同順位特約付	600,000,000	595,578,000	
日本製紙 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,104,000	
大王製紙 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,006,000	
レゾナックホールディングス 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,036,000	
レゾナックホールディングス 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,677,000	
住友化学 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,750,000	
住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,032,000	

住友化学 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,035,000
住友化学 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,798,000
住友化学 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,318,000
イビデン 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,042,000
日本酸素ホールディングス 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,682,000
日本酸素ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,912,000
三菱瓦斯化学 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,985,000
三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,587,000
JSR 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,169,000
三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,420,000
三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,960,000
三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,112,000
ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,024,000
UBE株式会社 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,912,000
電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,833,000
電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,165,000
武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	300,000,000	284,688,000
アステラス製薬 第1回無担保社債間限定	100,000,000	99,767,000
アステラス製薬 第3回無担保社債間限定	100,000,000	99,750,000
アステラス製薬 第4回無担保社債間限定	100,000,000	99,768,000
オリエンタルランド 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,708,000
オリエンタルランド 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,200,000
ヤフー 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,748,000
楽天 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,164,000
富士フイルムホールディングス 第16回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,604,000

出光興産 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,223,000
JXホールディングス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,542,000
コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,542,000
TOYO TIRE 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,430,000
ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,364,000
住友理工 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,624,000
AGC 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,004,000
太平洋セメント 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,309,000
日本碍子 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,838,000
新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,070,000
ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順	100,000,000	99,562,000
ジェイ エフ イー ホールディングス 第34回社債間限定同順	100,000,000	99,873,000
三菱マテリアル 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,098,000
住友金属鉱山 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,272,000
住友金属鉱山 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,537,000
住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,662,000
LIXILグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,285,000
YKK 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,191,000
住友重機械工業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,237,000
日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,429,000
荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,501,000
ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,425,000
タダノ 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,104,000
セガサミーホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,790,000
日本精工 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,715,000

ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,129,000
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	206,586,000
日立製作所 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,466,000
日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,070,000
セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,542,000
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,848,000
パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,532,000
パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,098,000
パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,550,000
パナソニック 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,835,000
パナソニック 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,010,000
TDK 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,081,000
デンソー 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,951,000
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,068,000
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,171,000
三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ)	300,000,000	297,258,000
IHI 第47回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,708,000
IHI 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,565,000
JA三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,725,000
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,664,000
いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,850,000
いすゞ自動車 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,149,000
トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	695,240,000
トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	289,104,000
SUBARU 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,339,000

楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,548,000
ニコン 第22回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,441,000
オリンパス 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,479,000
大日本印刷 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,959,000
大日本印刷 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,276,000
アシックス 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,213,000
丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,237,000
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,064,000
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,402,000
三井物産 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,944,000
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,375,000
日本紙パルプ商事 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,449,000
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,819,000
住友商事 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,215,000
住友商事 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,086,000
三菱商事 第80回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,937,000
丸井グループ 第43回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,670,000
クレディセゾン 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,247,000
クレディセゾン 第76回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,958,000
クレディセゾン 第99回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,394,000
イオン 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,045,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第7回劣後特約付	100,000,000	100,746,000
りそなホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,765,000
三井住友トラスト・ホールディングス 第2回劣後特約付	200,000,000	200,162,000
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,513,000

三菱東京UFJ銀行 第23回劣後特約付	100,000,000	109,540,000
三菱東京UFJ銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	106,124,000
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	100,060,000
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	100,275,000
三井住友信託銀行 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,808,000
セブン銀行 第12回社債間限定同順位特約付	300,000,000	298,338,000
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	104,967,000
芙蓉総合リース 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,855,000
みずほリース 第3回社債間限定同順位特約付	300,000,000	299,388,000
みずほリース 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,690,000
みずほリース 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,930,000
NTTファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,485,000
NTTファイナンス 第16回日本電信電話保証付	200,000,000	199,106,000
NTTファイナンス 第17回日本電信電話保証付	200,000,000	198,030,000
NTTファイナンス 第18回日本電信電話保証付	600,000,000	584,034,000
NTTファイナンス 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,259,000
NTTファイナンス 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,081,000
NTTファイナンス 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,119,000
日産フィナンシャルサービス 第56回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,536,000
東京センチュリー 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,828,000
東京センチュリー 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,446,000
東京センチュリー 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,000,000
ホンダファイナンス 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,767,000
ホンダファイナンス 第69回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,476,000
ホンダファイナンス 第83回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,499,000

SBIホールディングス 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,162,000
トヨタファイナンス 第81回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,170,000
トヨタファイナンス 第94回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,676,000
トヨタファイナンス 第96回社債間限定同順位特約付	800,000,000	794,368,000
リコーリース 第28回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,235,000
イオンフィナンシャルサービス 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,254,000
イオンフィナンシャルサービス 第21回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,674,000
アコム 第78回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,429,000
オリエントコーポレーション 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,170,000
オリエントコーポレーション 第32回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,894,000
日立キャピタル 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,585,000
日立キャピタル 第80回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,864,000
オリックス 第189回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,823,000
オリックス 第202回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,492,000
三井住友ファイナンス&リース 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,397,000
三菱UFJリース 第52回社債間限定同順位特約付	400,000,000	397,288,000
三菱UFJリース 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,323,000
三菱UFJリース 第76回社債間限定同順位特約付	300,000,000	291,615,000
大和証券グループ本社 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,553,000
大和証券グループ本社 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,122,000
大和証券グループ本社 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,775,000
三井住友海上火災保険 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,205,000
NECキャピタルソリューション 第19回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,099,000
三井不動産 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,704,000
三井不動産 第71回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,472,000

三井不動産 第83回社債間限定同順位特約付	300,000,000	292,317,000
三井不動産 第84回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,250,000
三菱地所 第93回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	216,692,000
三菱地所 第120回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,235,000
三菱地所 第129回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,392,000
三菱地所 第135回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	95,664,000
東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,730,000
東京建物 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,297,000
ダイビル 第19回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,878,000
京阪神ビルディング 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,950,000
住友不動産 第109回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,936,000
イオンモール 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,546,000
イオンモール 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,252,000
エヌ・ティ・ティ都市開発 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,847,000
日本ビルファンド投資法人 第17回	100,000,000	88,753,000
ジャパンリアルエステイト投資法人 第4回特定投資法人債間限定	100,000,000	103,243,000
日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	94,078,000
グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	99,375,000
野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	108,314,000
東京急行電鉄 第82回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,267,000
東京急行電鉄 第83回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,778,000
小田急電鉄 第68回社債間限定同順位特約付	200,000,000	204,430,000
小田急電鉄 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,023,000
京王電鉄 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,286,000
京成電鉄 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,473,000

	東日本旅客鉄道 第47回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,364,000
	東日本旅客鉄道 第57回社債間限定同順位特約付	200,000,000	216,660,000
	東日本旅客鉄道 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,503,000
	東日本旅客鉄道 第73回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,903,000
	東日本旅客鉄道 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,638,000
	東日本旅客鉄道 第106回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,166,000
	東日本旅客鉄道 第107回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,977,000
	東日本旅客鉄道 第119回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,432,000
	東日本旅客鉄道 第133回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,948,000
	東日本旅客鉄道 第142回社債間限定同順位特約付	200,000,000	104,686,000
	東日本旅客鉄道 第145回社債間限定同順位特約付	200,000,000	128,788,000
	東日本旅客鉄道 第147回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,368,000
	東日本旅客鉄道 第151回社債間限定同順位特約付	100,000,000	56,838,000
	東日本旅客鉄道 第153回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,916,000
	東日本旅客鉄道 第164回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,245,000
	東日本旅客鉄道 第165回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,498,000
	東日本旅客鉄道 第167回社債間限定同順位特約付	200,000,000	136,756,000
	東日本旅客鉄道 第184回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,811,000
	西日本旅客鉄道 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,717,000
	西日本旅客鉄道 第15回社債間限定同順位特約付	300,000,000	320,037,000
	西日本旅客鉄道 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,580,000
	西日本旅客鉄道 第60回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,436,000
	西日本旅客鉄道 第65回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,704,000
	西日本旅客鉄道 第66回社債間限定同順位特約付	200,000,000	172,152,000
	西日本旅客鉄道 第77回社債間限定同順位特約付	100,000,000	67,927,000

東海旅客鉄道 第51回社債間限定同順位特約付	200,000,000	218,216,000
東海旅客鉄道 第70回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,186,000
東海旅客鉄道 第73回社債間限定同順位特約付	300,000,000	295,461,000
東海旅客鉄道 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,622,000
東京地下鉄 第22回	100,000,000	99,224,000
東京地下鉄 第23回	100,000,000	91,441,000
東京地下鉄 第24回	100,000,000	82,934,000
東京地下鉄 第44回	100,000,000	59,300,000
東京地下鉄 第49回	100,000,000	84,590,000
西武ホールディングス 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,672,000
西日本鉄道 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,688,000
阪急阪神ホールディングス 第47回	400,000,000	411,408,000
阪急阪神ホールディングス 第49回	100,000,000	93,414,000
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,172,000
日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,477,000
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,513,000
日立物流 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,180,000
日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,589,000
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,646,000
九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	154,060,000
九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,439,000
日本航空 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,794,000
ANAホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,636,000
KDDI 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,477,000
KDDI 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,739,000
ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,167,000
ソフトバンク 第12回社債間限定	200,000,000	194,824,000

同順位特約付			
ソフトバンク 第14回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,644,000	
ソフトバンク 第16回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	93,191,000	
ソフトバンク 第23回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	97,202,000	
東京電力 第548回	100,000,000	102,808,000	
東京電力 第560回	100,000,000	101,679,000	
中部電力 第524回	100,000,000	99,707,000	
中部電力 第530回	200,000,000	195,468,000	
中部電力 第559回	100,000,000	90,825,000	
中部電力 第560回	100,000,000	91,570,000	
関西電力 第509回	100,000,000	99,804,000	
関西電力 第511回	300,000,000	298,158,000	
関西電力 第520回	100,000,000	88,215,000	
関西電力 第522回	200,000,000	197,780,000	
関西電力 第535回	200,000,000	198,982,000	
関西電力 第536回	100,000,000	97,038,000	
関西電力 第556回	100,000,000	97,583,000	
関西電力 第557回	100,000,000	94,082,000	
中国電力 第394回	100,000,000	91,021,000	
中国電力 第400回	100,000,000	99,242,000	
中国電力 第406回	100,000,000	89,067,000	
中国電力 第416回	100,000,000	98,103,000	
中国電力 第422回	600,000,000	583,926,000	
中国電力 第425回	100,000,000	97,286,000	
中国電力 第448回	100,000,000	98,280,000	
北陸電力 第307回	100,000,000	101,427,000	
北陸電力 第312回	100,000,000	101,569,000	
北陸電力 第322回	100,000,000	99,503,000	
北陸電力 第326回	200,000,000	177,388,000	
北陸電力 第330回	100,000,000	97,978,000	
北陸電力 第339回	100,000,000	90,629,000	
東北電力 第481回	200,000,000	201,314,000	
東北電力 第484回	100,000,000	92,270,000	
東北電力 第491回	100,000,000	99,819,000	
東北電力 第508回	100,000,000	98,655,000	

東北電力 第521回	300,000,000	293,388,000
東北電力 第529回	200,000,000	198,404,000
東北電力 第560回	200,000,000	195,152,000
四国電力 第293回	100,000,000	91,883,000
四国電力 第321回	100,000,000	75,799,000
四国電力 第328回	100,000,000	98,979,000
九州電力 第449回	200,000,000	199,556,000
九州電力 第451回	100,000,000	99,772,000
九州電力 第476回	100,000,000	98,384,000
九州電力 第478回	100,000,000	88,581,000
九州電力 第481回	300,000,000	293,115,000
九州電力 第484回	200,000,000	195,122,000
九州電力 第493回	300,000,000	297,615,000
北海道電力 第323回	300,000,000	308,910,000
北海道電力 第325回	130,000,000	133,443,700
北海道電力 第338回	100,000,000	92,139,000
北海道電力 第350回	100,000,000	89,041,000
北海道電力 第385回	100,000,000	98,995,000
沖縄電力 第32回	100,000,000	99,791,000
電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,586,000
電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,918,000
電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,768,000
電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,710,000
電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,374,000
東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	100,281,000
東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	299,520,000
東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	296,121,000
東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	100,149,000
東京電力パワーグリッド 第32回	300,000,000	291,045,000
東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	100,748,000
東京電力パワーグリッド 第38回	400,000,000	400,244,000
東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	387,988,000
東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	292,362,000
東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	97,415,000

	東京電力パワーグリッド 第51回	200,000,000	182,572,000	
	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	99,172,000	
	J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,925,000	
	J E R A 第17回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,284,000	
	東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	212,126,000	
	東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,785,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,133,000	
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,764,000	
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	72,960,000	
	大阪瓦斯 第43回社債間限定同順位特約付	200,000,000	148,940,000	
	大阪瓦斯 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,215,000	
	東邦瓦斯 第44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,351,000	
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,438,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,558,000	
	西部ガスホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,966,000	
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,135,000	
	ファーストリテイリング 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,309,000	
小計	銘柄数：363 組入時価比率：4.6%	51,430,000,000	50,000,033,700	4.6%
合計			50,000,033,700	
合計			1,090,183,346,718	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年2月19日現在)

資産の部

流動資産	
預金	8,716,525,552
コール・ローン	3,729,378,307
株式	2,064,165,718,165
投資証券	40,505,803,641
派生商品評価勘定	685,014,830
未収入金	12,836,678
未収配当金	1,826,825,103
差入委託証拠金	17,427,317,907
流動資産合計	2,137,069,420,183
資産合計	2,137,069,420,183
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	18,778,193
未払解約金	1,119,743,340
未払利息	393
その他未払費用	4,467,700
流動負債合計	1,142,989,626
負債合計	1,142,989,626
純資産の部	
元本等	
元本	334,396,043,485
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,801,530,387,072
元本等合計	2,135,926,430,557
純資産合計	2,135,926,430,557
負債純資産合計	2,137,069,420,183

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引</p> <p>計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

	<p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年2月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	6.3874円
(10,000口当たり純資産額)	(63,874円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
新株予約権証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年2月19日現在		2023年2月21日
期首		2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		311,898,207,724円
同期中における追加設定元本額		50,863,212,884円
同期中における一部解約元本額		28,365,377,123円
期末元本額		334,396,043,485円
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30		21,606,104円
バランスセレクト50		66,787,409円
バランスセレクト70		94,627,045円
野村外国株式インデックスファンド		459,559,078円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		2,249,070,901円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		3,147,233,644円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		4,851,353,170円
野村資産設計ファンド2015		6,567,513円
野村資産設計ファンド2020		7,233,292円
野村資産設計ファンド2025		11,244,287円
野村資産設計ファンド2030		19,312,952円
野村資産設計ファンド2035		19,523,766円
野村資産設計ファンド2040		34,945,622円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		39,496,926,426円
のむラップ・ファンド(保守型)		1,215,485,817円
のむラップ・ファンド(普通型)		13,758,871,242円
のむラップ・ファンド(積極型)		16,426,242,898円
野村資産設計ファンド2045		8,030,614円
野村インデックスファンド・外国株式		8,970,274,651円
マイ・ロード		1,302,649,538円
ネクストコア		12,863,182円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		164,969,177円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)		3,773,085,922円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		365,546,707円
野村資産設計ファンド2050		8,987,517円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		2,054,236円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		1,362,709円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		1,166,835円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		1,158,022円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		296,982,538円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		1,551,093,857円
インデックス・ブレンド(タイプI)		2,805,446円
インデックス・ブレンド(タイプII)		4,003,358円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		37,757,130円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		16,273,095円
インデックス・ブレンド(タイプV)		56,577,491円
野村6資産均等バランス		1,949,537,093円
野村つみたて外国株投信		17,774,109,029円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		5,276,624,995円
世界6資産分散ファンド		40,008,155円
野村資産設計ファンド2060		7,626,876円
野村スリーゼロ先進国株式投信		2,601,673,584円

はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	613,457,479円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,886,852,596円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	6,775,783,018円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	78,630,742円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	47,805,221円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	317,174,754円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	249,319,396円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	712,293円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	2,544,923円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	201,264円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	92,084円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	3,209,753円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	270,751,032円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,571,647円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	20,072,983円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	54,139,553円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,752,540,651円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	10,773,902円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,105,339,249円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,157,124,379円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	750,330円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,115,384円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7,698,818円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,477,143円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI（確定拠出年金向け）	106,155,190,250円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,716,425,683円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,085,912,399円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,712,739,588円
マイバランスDC30	752,195,103円
マイバランスDC50	1,860,297,600円
マイバランスDC70	1,859,690,877円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	48,121,509,635円
野村DC運用戦略ファンド	645,563,053円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	41,323,054円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	562,603,232円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	473,906,048円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	512,860,048円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	21,387,962円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	10,634,652円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	66,590,902円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	12,434,070円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	13,260,664円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	9,897,865円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	316,488,479円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	246,643,632円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	175,335,224円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	241,029,938円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	8,073,771円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	93,963,195円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	84,906,438円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	64,612,576円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	49,573,347円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	42,683円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年2月19日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	245,000	29.15	7,141,750.00	
		HALLIBURTON CO	218,000	35.31	7,697,580.00	
		SCHLUMBERGER LTD	342,000	48.57	16,610,940.00	
		APA CORPORATION	72,000	31.57	2,273,040.00	
		CHENIERE ENERGY INC	58,300	160.37	9,349,571.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,100	78.73	2,054,853.00	
		CHEVRON CORP	434,200	154.63	67,140,346.00	
		CONOCOPHILLIPS	286,600	110.57	31,689,362.00	
		COTERRA ENERGY INC	177,000	24.68	4,368,360.00	
		DEVON ENERGY CORP	154,000	43.46	6,692,840.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	40,900	179.42	7,338,278.00	
		EOG RESOURCES INC	138,800	113.56	15,762,128.00	
		EQT CORP	94,000	34.70	3,261,800.00	
		EXXON MOBIL CORP	958,800	103.73	99,456,324.00	
		HESS CORP	66,900	148.43	9,929,967.00	
		HF SINCLAIR CORP	40,000	60.11	2,404,400.00	
		KINDER MORGAN INC	479,000	17.11	8,195,690.00	
		MARATHON OIL CORP	147,000	23.38	3,436,860.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	96,400	170.01	16,388,964.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	161,000	60.52	9,743,720.00	
		ONEOK INC	140,900	71.99	10,143,391.00	
		OVINTIV INC	62,000	44.83	2,779,460.00	
		PHILLIPS 66	107,200	143.81	15,416,432.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	55,200	231.57	12,782,664.00	
		TARGA RESOURCES CORP	50,800	96.94	4,924,552.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,480	1,511.81	2,237,478.80	
		VALERO ENERGY CORP	85,500	139.54	11,930,670.00	
WILLIAMS COS	288,000	34.31	9,881,280.00			
AIR PRODUCTS	53,600	226.85	12,159,160.00			
ALBEMARLE CORP	27,500	122.59	3,371,225.00			

CELANESE CORP-SERIES A	24,600	151.06	3,716,076.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	46,300	77.70	3,597,510.00
CORTEVA INC	169,000	54.80	9,261,200.00
DOW INC	166,000	55.48	9,209,680.00
DUPONT DE NEMOURS INC	108,900	68.45	7,454,205.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	85.19	2,317,168.00
ECOLAB INC	61,900	215.38	13,332,022.00
FMC CORP	28,400	52.34	1,486,456.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	61,800	81.19	5,017,542.00
LINDE PLC	116,800	431.63	50,414,384.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	60,800	97.70	5,940,160.00
MOSAIC CO/THE	76,000	30.55	2,321,800.00
PPG INDUSTRIES	56,500	141.91	8,017,915.00
RPM INTERNATIONAL INC	30,300	108.44	3,285,732.00
SHERWIN-WILLIAMS	58,800	309.08	18,173,904.00
WESTLAKE CORPORATION	9,400	144.15	1,355,010.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	14,800	539.87	7,990,076.00
VULCAN MATERIALS CO	31,300	255.15	7,986,195.00
AMCOR PLC	335,000	9.04	3,028,400.00
AVERY DENNISON CORP	19,200	208.83	4,009,536.00
BALL CORP	73,000	62.09	4,532,570.00
CROWN HOLDINGS INC	30,100	72.26	2,175,026.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	79,000	35.80	2,828,200.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	22,000	167.98	3,695,560.00
WESTROCK CO	63,000	43.71	2,753,730.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	19.87	2,285,050.00
FREEMONT-MCMORAN INC	342,000	38.83	13,279,860.00
NEWMONT CORP	273,000	33.43	9,126,390.00
NUCOR CORP	58,900	185.58	10,930,662.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	13,700	326.43	4,472,091.00
STEEL DYNAMICS	38,500	123.34	4,748,590.00
AXON ENTERPRISE INC	17,200	269.80	4,640,560.00
BOEING CO	137,200	203.89	27,973,708.00
GENERAL DYNAMICS	55,100	269.44	14,846,144.00
HEICO CORP	10,700	194.01	2,075,907.00
HEICO CORP-CLASS A	17,000	157.19	2,672,230.00

HOWMET AEROSPACE INC	94,000	62.82	5,905,080.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,500	285.09	2,708,355.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	45,800	211.98	9,708,684.00
LOCKHEED MARTIN	53,700	424.07	22,772,559.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	34,600	450.96	15,603,216.00
RTX CORP	348,400	91.01	31,707,884.00
TEXTRON INC	46,400	85.69	3,976,016.00
TRANSDIGM GROUP INC	13,310	1,146.39	15,258,450.90
ALLEGION PLC	21,900	132.42	2,899,998.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,900	183.79	5,679,111.00
CARLISLE COS INC	12,300	341.92	4,205,616.00
CARRIER GLOBAL CORP	198,000	54.00	10,692,000.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	31,000	79.31	2,458,610.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	161,000	56.86	9,154,460.00
LENNOX INTERNATIONAL INC	7,700	448.41	3,452,757.00
MASCO CORP	54,000	73.16	3,950,640.00
OWENS CORNING INC	21,100	139.95	2,952,945.00
SMITH (A. O.) CORP	31,200	80.09	2,498,808.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	54,600	272.17	14,860,482.00
AECOM	31,500	89.19	2,809,485.00
QUANTA SERVICES INC	34,900	211.44	7,379,256.00
AMETEK INC	55,300	173.89	9,616,117.00
EATON CORP PLC	95,000	277.52	26,364,400.00
EMERSON ELEC	136,500	106.15	14,489,475.00
HUBBELL INC	13,000	358.88	4,665,440.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	27,300	279.72	7,636,356.00
VERTIV HOLDINGS CO	82,000	62.97	5,163,540.00
3M CORP	133,100	91.25	12,145,375.00
GENERAL ELECTRIC CO	260,500	149.16	38,856,180.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	158,900	197.17	31,330,313.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	38,000	41.32	1,570,160.00
CATERPILLAR INC DEL	122,100	321.91	39,305,211.00
CNH INDUSTRIAL NV	240,000	12.15	2,916,000.00
CUMMINS INC	33,600	266.48	8,953,728.00
DEERE & COMPANY	65,800	360.68	23,732,744.00

DOVER CORP	33,100	161.46	5,344,326.00
FORTIVE CORP	83,200	84.32	7,015,424.00
GRACO INC	39,900	88.15	3,517,185.00
IDEX CORP	18,400	227.47	4,185,448.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	72,100	253.92	18,307,632.00
INGERSOLL-RAND INC	96,400	89.47	8,624,908.00
NORDSON CORP	12,200	264.07	3,221,654.00
OTIS WORLDWIDE CORP	98,100	91.24	8,950,644.00
PACCAR	125,000	107.77	13,471,250.00
PARKER HANNIFIN CORP	30,700	520.06	15,965,842.00
PENTAIR PLC	41,000	74.92	3,071,720.00
SNAP-ON INC	12,400	267.24	3,313,776.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	35,400	88.35	3,127,590.00
TORO CO	25,200	93.76	2,362,752.00
WABTEC CORP	43,700	134.28	5,868,036.00
XYLEM INC	56,500	123.79	6,994,135.00
AERCAP HOLDINGS NV	48,600	77.64	3,773,304.00
FASTENAL CO	138,300	70.24	9,714,192.00
FERGUSON PLC	48,500	198.99	9,651,015.00
GRAINGER(W. W.) INC	10,890	935.80	10,190,862.00
UNITED RENTALS INC	16,500	650.31	10,730,115.00
WATSCO INC	8,000	381.46	3,051,680.00
CINTAS CORP	21,900	614.66	13,461,054.00
COPART INC	204,000	48.96	9,987,840.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	53,100	180.43	9,580,833.00
ROLLINS INC	67,000	41.05	2,750,350.00
VERALTO CORP	56,700	86.09	4,881,303.00
WASTE CONNECTIONS INC	61,100	167.87	10,256,857.00
WASTE MANAGEMENT INC	97,500	201.54	19,650,150.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	29,100	72.25	2,102,475.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	124.16	4,320,768.00
FEDEX CORPORATION	57,600	237.59	13,685,184.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	173,100	148.41	25,689,771.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	40.12	1,444,320.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	33.93	1,153,620.00
CSX CORP	483,000	36.72	17,735,760.00

GRAB HOLDINGS LTD-CL A	450,000	3.53	1,588,500.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	19,200	211.70	4,064,640.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	38,000	56.82	2,159,160.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	53,900	252.04	13,584,956.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	23,800	423.45	10,078,110.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	65.35	1,568,400.00
UBER TECHNOLOGIES INC	440,000	78.41	34,500,400.00
UNION PAC CORP	145,900	246.59	35,977,481.00
APTIV PLC	67,400	78.96	5,321,904.00
BORGWARNER INC	56,000	30.61	1,714,160.00
LEAR CORP	13,700	136.30	1,867,310.00
FORD MOTOR COMPANY	940,000	12.30	11,562,000.00
GENERAL MOTORS CO	332,000	38.70	12,848,400.00
LUCID GROUP INC	205,000	3.71	760,550.00
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	151,000	16.30	2,461,300.00
TESLA INC	683,700	199.95	136,705,815.00
DR HORTON INC	73,600	141.27	10,397,472.00
GARMIN LTD	37,500	122.20	4,582,500.00
LENNAR CORP-A	59,400	150.22	8,923,068.00
NVR INC	789	7,390.65	5,831,222.85
PULTEGROUP INC	53,600	101.45	5,437,720.00
HASBRO INC	31,700	50.78	1,609,726.00
DECKERS OUTDOOR CORP	6,290	862.98	5,428,144.20
LULULEMON ATHLETICA INC	27,800	449.60	12,498,880.00
NIKE INC-B	293,000	103.51	30,328,430.00
V F CORP	72,000	16.65	1,198,800.00
AIRBNB INC-CLASS A	102,800	152.51	15,678,028.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,540	3,716.84	31,741,813.60
CAESARS ENTERTAINMENT INC	53,000	42.51	2,253,030.00
CARNIVAL CORP	244,000	14.80	3,611,200.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,580	2,598.43	17,097,669.40
DARDEN RESTAURANTS INC	28,100	162.46	4,565,126.00
DOMINOS PIZZA INC	8,600	421.85	3,627,910.00
DOORDASH INC-A	61,700	116.01	7,157,817.00
DRAFTKINGS INC	102,000	44.57	4,546,140.00

EXPEDIA GROUP INC	33,800	135.25	4,571,450.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	62,700	197.57	12,387,639.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	132.83	1,407,998.00
LAS VEGAS SANDS CORP	91,000	55.25	5,027,750.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	60,900	241.63	14,715,267.00
MCDONALD'S CORP	174,400	292.02	50,928,288.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	42.54	2,765,100.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	58,200	116.09	6,756,438.00
STARBUCKS CORP	275,300	93.22	25,663,466.00
VAIL RESORTS INC	8,900	225.48	2,006,772.00
WYNN RESORTS LTD	24,500	105.13	2,575,685.00
YUM BRANDS INC	67,900	134.55	9,135,945.00
GENUINE PARTS CO	33,700	142.93	4,816,741.00
LKQ CORP	62,000	50.04	3,102,480.00
POOL CORP	9,500	387.30	3,679,350.00
AMAZON.COM INC	2,222,500	169.51	376,735,975.00
EBAY INC	126,000	43.45	5,474,700.00
ETSY INC	28,000	76.57	2,143,960.00
GLOBAL-E ONLINE LTD	20,000	40.98	819,600.00
MERCADOLIBRE INC	10,750	1,768.78	19,014,385.00
AUTOZONE	4,310	2,727.83	11,756,947.30
BATH & BODY WORKS INC	50,400	45.40	2,288,160.00
BEST BUY COMPANY INC	48,400	73.75	3,569,500.00
BURLINGTON STORES INC	15,900	195.17	3,103,203.00
CARMAX INC	36,700	71.88	2,637,996.00
DICK S SPORTING GOODS INC	13,900	169.15	2,351,185.00
HOME DEPOT	239,400	362.35	86,746,590.00
LOWES COS INC	138,100	226.85	31,327,985.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	14,370	1,051.05	15,103,588.50
ROSS STORES INC	80,700	144.08	11,627,256.00
TJX COS INC	275,000	98.04	26,961,000.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	25,600	236.49	6,054,144.00
ULTA BEAUTY INC	11,500	532.09	6,119,035.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	88,000	21.58	1,899,040.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	105,970	723.99	76,721,220.30
DOLLAR GENERAL CORP	52,200	141.50	7,386,300.00

DOLLAR TREE INC	49,400	143.37	7,082,478.00
KROGER CO	162,000	47.64	7,717,680.00
SYSCO CORP	118,900	79.50	9,452,550.00
TARGET CORP	111,300	149.61	16,651,593.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	176,000	21.98	3,868,480.00
WALMART INC	354,300	170.36	60,358,548.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	76,000	57.87	4,398,120.00
CELSIUS HOLDINGS INC	36,000	64.41	2,318,760.00
COCA COLA CO	983,200	59.39	58,392,248.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	49,000	67.60	3,312,400.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	39,100	243.84	9,534,144.00
KEURIG DR PEPPER INC	250,000	30.97	7,742,500.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	46,000	62.15	2,858,900.00
MONSTER BEVERAGE CORP	190,000	55.02	10,453,800.00
PEPSICO INC	329,100	166.32	54,735,912.00
ARCHER DANIELS MIDLAND	129,000	53.65	6,920,850.00
BUNGE GLOBAL SA	36,200	91.68	3,318,816.00
CAMPBELL SOUP CO	46,000	41.45	1,906,700.00
CONAGRA BRANDS INC	112,000	27.21	3,047,520.00
DARLING INGREDIENTS INC	37,500	42.61	1,597,875.00
GENERAL MILLS	138,600	64.10	8,884,260.00
HERSHEY CO/THE	36,100	191.16	6,900,876.00
HORMEL FOODS CORP	75,000	28.99	2,174,250.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	26,200	124.09	3,251,158.00
KELLANOVA	68,000	55.47	3,771,960.00
KRAFT HEINZ CO/THE	204,000	34.81	7,101,240.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	35,200	101.23	3,563,296.00
MCCORMICK & CO INC.	62,000	66.15	4,101,300.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	327,100	71.98	23,544,658.00
TYSON FOODS INC-CL A	67,000	53.12	3,559,040.00
ALTRIA GROUP INC	423,000	40.18	16,996,140.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	371,500	89.65	33,304,975.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	60,000	97.78	5,866,800.00
CLOROX CO	30,400	151.05	4,591,920.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	189,300	83.48	15,802,764.00
KIMBERLY-CLARK CORP	81,800	118.29	9,676,122.00

PROCTER & GAMBLE CO	564,100	157.51	88,851,391.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	56,400	146.37	8,255,268.00
KENVUE INC	410,000	19.05	7,810,500.00
ABBOTT LABORATORIES	415,300	114.01	47,348,353.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	17,800	308.77	5,496,106.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	123,000	41.22	5,070,060.00
BECTON, DICKINSON	69,900	240.76	16,829,124.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	352,000	65.82	23,168,640.00
DEXCOM INC	93,700	117.05	10,967,585.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	145,500	86.10	12,527,550.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	99,400	86.02	8,550,388.00
HOLOGIC INC	57,900	73.79	4,272,441.00
IDEXX LABORATORIES INC	20,100	555.54	11,166,354.00
INSULET CORP	17,000	191.01	3,247,170.00
INTUITIVE SURGICAL INC	84,100	378.63	31,842,783.00
MEDTRONIC PLC	318,500	84.42	26,887,770.00
RESMED INC	34,400	180.46	6,207,824.00
STERIS PLC	23,300	231.23	5,387,659.00
STRYKER CORP	82,100	349.30	28,677,530.00
TELEFLEX INC	11,400	251.07	2,862,198.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	11,800	372.01	4,389,718.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	49,300	124.71	6,148,203.00
CARDINAL HEALTH INC	60,700	104.45	6,340,115.00
CENCORA INC	40,300	231.72	9,338,316.00
CENTENE CORP	130,000	78.74	10,236,200.00
CVS HEALTH CORP	305,700	77.10	23,569,470.00
DAVITA INC	12,500	122.22	1,527,750.00
ELEVANCE HEALTH INC	56,600	512.63	29,014,858.00
HCA HEALTHCARE INC	49,200	308.55	15,180,660.00
HENRY SCHEIN INC	30,100	75.65	2,277,065.00
HUMANA INC	29,900	366.92	10,970,908.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	21,200	216.64	4,592,768.00
MCKESSON CORP	32,200	511.06	16,456,132.00
MOLINA HEALTHCARE INC	14,000	401.72	5,624,080.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	27,000	124.00	3,348,000.00
THE CIGNA GROUP	71,200	341.09	24,285,608.00

UNITEDHEALTH GROUP INC	221,670	521.55	115,611,988.50
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	162.16	2,318,888.00
ABBVIE INC	422,400	177.49	74,971,776.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	30,500	147.00	4,483,500.00
AMGEN INC	128,000	283.70	36,313,600.00
BIOGEN INC	34,300	219.08	7,514,444.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	46,200	88.77	4,101,174.00
EXACT SCIENCES CORP	43,300	60.97	2,640,001.00
GILEAD SCIENCES INC	299,500	71.58	21,438,210.00
INCYTE CORP	45,000	57.96	2,608,200.00
MODERNA INC	77,900	88.37	6,884,023.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	23,000	132.31	3,043,130.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	25,420	948.05	24,099,431.00
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,000	214.73	2,362,030.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	61,800	422.20	26,091,960.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	502,000	49.86	25,029,720.00
CATALENT INC	43,000	58.14	2,500,020.00
ELI LILLY & CO.	193,080	782.06	151,000,144.80
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	15,100	126.78	1,914,378.00
JOHNSON & JOHNSON	576,346	156.55	90,226,966.30
MERCK & CO INC	607,300	127.79	77,606,867.00
PFIZER INC	1,351,500	27.62	37,328,430.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	87,000	29.92	2,603,040.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	274,000	13.02	3,567,480.00
VIATRIS INC	292,000	13.06	3,813,520.00
ZOETIS INC	109,600	188.39	20,647,544.00
BANK OF AMERICA CORP	1,712,000	34.09	58,362,080.00
CITIGROUP	459,000	54.85	25,176,150.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	31.56	3,440,040.00
FIFTH THIRD BANCORP	160,000	33.93	5,428,800.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,514.99	3,802,624.90
HUNTINGTON BANCSHARES INC	341,000	12.87	4,388,670.00
JPMORGAN CHASE & CO	695,500	179.03	124,515,365.00
KEYCORP	221,000	14.07	3,109,470.00
M & T BANK CORP	39,700	138.31	5,490,907.00
PNC FINANCIAL	95,100	148.85	14,155,635.00

REGIONS FINANCIAL CORP	223,000	18.48	4,121,040.00
TRUIST FINANCIAL CORP	316,000	36.10	11,407,600.00
US BANCORP	370,000	41.49	15,351,300.00
WELLS FARGO CO	876,000	51.91	45,473,160.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	95,200	112.71	10,729,992.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	313,100	405.99	127,115,469.00
BLOCK INC	130,000	65.64	8,533,200.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	34.21	2,702,590.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	144,000	63.65	9,165,600.00
FISERV INC	145,600	148.04	21,554,624.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	16,600	271.62	4,508,892.00
GLOBAL PAYMENTS INC	63,100	134.19	8,467,389.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,500	172.48	3,018,400.00
MASTERCARD INC	201,400	468.13	94,281,382.00
PAYPAL HOLDINGS INC	251,000	59.14	14,844,140.00
TOAST INC-CLASS A	72,000	22.42	1,614,240.00
VISA INC-CLASS A SHARES	384,600	278.56	107,134,176.00
AFLAC INC	135,800	79.38	10,779,804.00
ALLSTATE CORP	62,400	161.78	10,095,072.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,500	123.44	2,160,200.00
AMERICAN INTL GROUP	172,000	70.04	12,046,880.00
AON PLC	48,400	311.24	15,064,016.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	88,400	86.11	7,612,124.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	52,000	239.22	12,439,440.00
ASSURANT INC	12,900	173.72	2,240,988.00
BROWN & BROWN INC	56,100	82.69	4,638,909.00
CHUBB LTD	98,800	250.90	24,788,920.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	38,500	111.86	4,306,610.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,200	359.81	2,230,822.00
EVEREST GROUP LTD	10,600	367.87	3,899,422.00
FNF GROUP	64,000	52.39	3,352,960.00
GLOBE LIFE INC	21,700	125.53	2,724,001.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	74,000	93.06	6,886,440.00
LOEWS CORP	45,300	74.34	3,367,602.00
MARKEL GROUP INC	2,940	1,461.50	4,296,810.00
MARSH & MCLENNAN COS	118,800	200.30	23,795,640.00

METLIFE INC	154,200	68.77	10,604,334.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	57,100	80.04	4,570,284.00
PROGRESSIVE CO	140,700	189.09	26,604,963.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	86,600	107.28	9,290,448.00
TRAVELERS COS INC/THE	54,700	217.53	11,898,891.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	25,300	277.31	7,015,943.00
WR BERKLEY CORP	48,600	82.61	4,014,846.00
ACCENTURE PLC-CL A	150,200	369.48	55,495,896.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	35,800	109.19	3,909,002.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	66,600	98.52	6,561,432.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	120,400	77.00	9,270,800.00
EPAM SYSTEMS INC	13,800	311.98	4,305,324.00
GARTNER INC	18,900	448.61	8,478,729.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	109.98	3,794,310.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	218,000	187.64	40,905,520.00
MONGODB INC	17,300	465.06	8,045,538.00
OKTA INC	36,400	88.86	3,234,504.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	66,500	230.31	15,315,615.00
TWILIO INC - A	41,400	58.59	2,425,626.00
VERISIGN INC	22,000	194.24	4,273,280.00
WIX.COM LTD	12,200	127.26	1,552,572.00
ADOBE INC	109,000	546.66	59,585,940.00
ANSYS INC	20,400	329.85	6,728,940.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	182.75	1,315,800.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	37,200	207.84	7,731,648.00
AUTODESK INC.	50,600	258.30	13,069,980.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	53,000	53.16	2,817,480.00
BILL HOLDINGS INC	22,400	63.49	1,422,176.00
CADENCE DESIGN SYS INC	65,400	290.30	18,985,620.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	162.77	3,548,386.00
CONFLUENT INC-CLASS A	47,000	33.96	1,596,120.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	54,500	329.24	17,943,580.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	10,500	260.43	2,734,515.00
DATADOG INC - CLASS A	61,700	129.74	8,004,958.00
DOCUSIGN INC	50,000	50.22	2,511,000.00

DROPBOX INC-CLASS A	66,000	25.08	1,655,280.00
DYNATRACE INC	58,000	51.09	2,963,220.00
FAIR ISAAC CORP	5,850	1,282.06	7,500,051.00
FORTINET INC	160,000	68.48	10,956,800.00
GEN DIGITAL INC	141,000	21.36	3,011,760.00
HUBSPOT INC	11,300	613.50	6,932,550.00
INTUIT INC	67,100	655.74	44,000,154.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	15,300	243.81	3,730,293.00
MICROSOFT CORP	1,689,300	404.06	682,578,558.00
MONDAY.COM LTD	6,800	225.30	1,532,040.00
ORACLE CORPORATION	393,400	111.31	43,789,354.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	439,000	24.44	10,729,160.00
PALO ALTO NETWORKS INC	73,500	366.41	26,931,135.00
PTC INC	28,600	178.19	5,096,234.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	25,500	545.57	13,912,035.00
SALESFORCE INC	232,840	289.72	67,458,404.80
SERVICENOW INC	48,900	765.00	37,408,500.00
SPLUNK INC	38,600	155.37	5,997,282.00
SYNOPSYS INC	36,600	552.91	20,236,506.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	9,800	440.98	4,321,604.00
UIPATH INC - CLASS A	96,000	24.96	2,396,160.00
UNITY SOFTWARE INC	62,000	33.90	2,101,800.00
WORKDAY INC-CLASS A	49,400	302.67	14,951,898.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	57,900	62.12	3,596,748.00
ZSCALER INC	21,100	252.75	5,333,025.00
ARISTA NETWORKS INC	62,800	261.75	16,437,900.00
CISCO SYSTEMS	969,900	48.44	46,981,956.00
F5 INC	13,900	182.35	2,534,665.00
JUNIPER NETWORKS INC	80,000	36.92	2,953,600.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	39,700	320.49	12,723,453.00
APPLE INC	3,741,900	182.31	682,185,789.00
DELL TECHNOLOGIES-C	62,700	84.21	5,279,967.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	299,000	14.93	4,464,070.00
HP INC	217,000	28.58	6,201,860.00
NETAPP INC	49,100	85.71	4,208,361.00
SEAGATE TECHNOLOGY	48,100	87.52	4,209,712.00

SUPER MICRO COMPUTER INC	11,600	803.32	9,318,512.00
WESTERN DIGITAL CORP	79,000	54.00	4,266,000.00
AMPHENOL CORP-CL A	142,400	105.52	15,026,048.00
CDW CORPORATION	32,600	241.37	7,868,662.00
CORNING INC	198,000	31.91	6,318,180.00
JABIL INC	31,000	138.50	4,293,500.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	42,100	155.22	6,534,762.00
TE CONNECTIVITY LTD	75,100	142.40	10,694,240.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	11,400	432.26	4,927,764.00
TRIMBLE INC	58,000	60.29	3,496,820.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12,600	275.46	3,470,796.00
ADVANCED MICRO DEVICES	386,648	173.87	67,226,487.76
ANALOG DEVICES INC	119,800	188.24	22,551,152.00
APPLIED MATERIALS	200,200	199.57	39,953,914.00
BROADCOM INC	106,217	1,245.48	132,291,149.16
ENPHASE ENERGY INC	32,500	131.87	4,285,775.00
ENTEGRIS INC	35,700	136.81	4,884,117.00
FIRST SOLAR INC	24,700	156.97	3,877,282.50
INTEL CORP	1,002,500	43.51	43,618,775.00
KLA CORP	32,500	661.35	21,493,875.00
LAM RESEARCH	31,470	926.03	29,142,164.10
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	35,000	73.24	2,563,400.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	206,000	66.29	13,655,740.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	130,200	81.61	10,625,622.00
MICRON TECHNOLOGY	261,500	79.50	20,789,250.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	10,900	730.50	7,962,450.00
NVIDIA CORP	591,140	726.13	429,244,488.20
NXP SEMICONDUCTORS NV	61,400	232.16	14,254,624.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	104,700	78.64	8,233,608.00
QORVO INC	22,500	112.17	2,523,825.00
QUALCOMM INC	267,100	152.69	40,783,499.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	37,900	103.75	3,932,125.00
TERADYNE INC	36,500	102.24	3,731,760.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	217,300	160.38	34,850,574.00
AT & T INC	1,711,000	16.97	29,035,670.00
LIBERTY GLOBAL LTD-C	64,000	18.95	1,212,800.00

VERIZON COMMUNICATIONS	1,006,000	40.49	40,732,940.00
T-MOBILE US INC	127,400	160.41	20,436,234.00
ALLIANT ENERGY CORP	60,000	48.35	2,901,000.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	121,900	81.35	9,916,565.00
CONSTELLATION ENERGY	76,000	131.16	9,968,160.00
DUKE ENERGY CORP	185,600	91.88	17,052,928.00
EDISON INTERNATIONAL	93,300	66.31	6,186,723.00
ENTERGY CORP	51,200	100.15	5,127,680.00
EVERGY INC	57,000	50.03	2,851,710.00
EVERSOURCE ENERGY	82,000	58.87	4,827,340.00
EXELON CORPORATION	236,000	34.91	8,238,760.00
FIRSTENERGY CORP	133,000	37.39	4,972,870.00
NEXTERA ENERGY INC	490,900	57.03	27,996,027.00
NRG ENERGY INC	55,000	51.90	2,854,500.00
PG&E CORP	482,000	16.43	7,919,260.00
PPL CORPORATION	173,000	26.64	4,608,720.00
SOUTHERN CO.	259,900	66.48	17,278,152.00
XCEL ENERGY INC	130,600	59.07	7,714,542.00
ATMOS ENERGY CORP	36,500	113.95	4,159,175.00
AMEREN CORPORATION	63,700	69.51	4,427,787.00
CENTERPOINT ENERGY INC	151,000	27.88	4,209,880.00
CMS ENERGY CORP	68,000	57.27	3,894,360.00
CONSOLIDATED EDISON INC	82,300	87.32	7,186,436.00
DOMINION ENERGY INC	198,000	45.86	9,080,280.00
DTE ENERGY COMPANY	49,300	107.80	5,314,540.00
NISOURCE INC	103,000	25.90	2,667,700.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	117,200	59.79	7,007,388.00
SEMPRA	148,900	70.49	10,495,961.00
WEC ENERGY GROUP INC	75,100	78.07	5,863,057.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	45,500	122.82	5,588,310.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	57,000	36.19	2,062,830.00
ALLY FINANCIAL INC	66,000	35.98	2,374,680.00
AMERICAN EXPRESS CO	149,800	212.56	31,841,488.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	90,400	137.23	12,405,592.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	59,900	110.49	6,618,351.00
SYNCHRONY FINANCIAL	97,800	39.56	3,868,968.00

AMERIPRISE FINANCIAL INC	24,700	397.80	9,825,660.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	40,000	134.97	5,398,800.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	188,000	55.15	10,368,200.00
BLACKROCK INC	35,730	794.00	28,369,620.00
BLACKSTONE INC	169,000	127.89	21,613,410.00
CARLYLE GROUP INC/THE	52,000	44.58	2,318,160.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	25,800	186.69	4,816,602.00
CME GROUP INC	86,600	212.26	18,381,716.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	41,000	180.31	7,392,710.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	9,000	458.42	4,125,780.00
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	27.27	2,045,250.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	52.28	679,705.00
GOLDMAN SACHS GROUP	78,900	384.44	30,332,316.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	136,500	137.12	18,716,880.00
KKR & CO INC-A	138,900	95.66	13,287,174.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	18,400	257.66	4,740,944.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,500	219.04	1,861,840.00
MOODYS CORP	39,400	370.76	14,607,944.00
MORGAN STANLEY	298,700	86.50	25,837,550.00
MSCI INC	18,700	568.75	10,635,625.00
NASDAQ INC	84,000	55.42	4,655,280.00
NORTHERN TRUST CORP	48,200	79.95	3,853,590.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	46,700	118.49	5,533,483.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	96,000	14.00	1,344,000.00
S&P GLOBAL INC	77,895	423.57	32,993,985.15
SCHWAB (CHARLES) CORP	358,100	64.40	23,061,640.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	65.87	1,712,620.00
STATE STREET CORP	78,900	72.49	5,719,461.00
T ROWE PRICE GROUP INC	52,500	108.86	5,715,150.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	27,200	101.51	2,761,072.00
AES CORP	166,000	16.77	2,783,820.00
VISTRA CORP	80,000	45.58	3,646,400.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	36,500	219.35	8,006,275.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	69,300	134.84	9,344,412.00
AVANTOR INC	161,000	23.76	3,825,360.00
BIO TECHNE CORP	37,900	71.61	2,714,019.00

BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	340.52	1,736,652.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	12,600	244.96	3,086,496.00
DANAHER CORP	167,900	250.00	41,975,000.00
ILLUMINA INC	37,000	143.41	5,306,170.00
IQVIA HOLDINGS INC	43,500	238.60	10,379,100.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,260	1,187.44	6,245,934.40
REPLIGEN CORP	12,500	208.42	2,605,250.00
REVVITY INC	29,700	102.46	3,043,062.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	92,340	547.84	50,587,545.60
WATERS CORP	13,900	325.21	4,520,419.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	17,700	362.05	6,408,285.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	99,100	252.97	25,069,327.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	30,900	145.59	4,498,731.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	28,800	197.92	5,700,096.00
DAYFORCE INC	34,400	73.26	2,520,144.00
EQUIFAX INC	29,000	258.08	7,484,320.00
JACOBS SOLUTIONS INC	29,300	147.54	4,322,922.00
LEIDOS HOLDINGS INC	32,200	123.83	3,987,326.00
PAYCHEX INC	78,700	123.38	9,710,006.00
PAYCOM SOFTWARE INC	12,600	190.82	2,404,332.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	10,500	177.39	1,862,595.00
ROBERT HALF INC	24,700	80.84	1,996,748.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	54,000	63.46	3,426,840.00
TRUNION	46,200	75.07	3,468,234.00
VERISK ANALYTICS INC	34,400	244.70	8,417,680.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	23,200	293.00	6,797,600.00
COMCAST CORP-CL A	985,100	41.24	40,625,524.00
FOX CORP-CLASS A	61,000	30.44	1,856,840.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	27.95	838,500.00
INTERPUBLIC GROUP	93,000	32.45	3,017,850.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	60.37	1,636,027.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	43,000	30.01	1,290,430.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	26.24	2,256,640.00
OMNICOM GROUP	48,500	87.51	4,244,235.00
PARAMOUNT GLOBAL	109,000	12.00	1,308,000.00

	SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	4.80	820,800.00
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	108,000	88.93	9,604,440.00
	DISNEY (WALT) CO	437,900	111.60	48,869,640.00
	ELECTRONIC ARTS	62,400	142.28	8,878,272.00
	LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	47,200	69.18	3,265,296.00
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	38,100	93.25	3,552,825.00
	NETFLIX INC	106,100	583.95	61,957,095.00
	ROBLOX CORP -CLASS A	103,000	42.91	4,419,730.00
	ROKU INC	30,500	72.00	2,196,000.00
	SEA LTD-ADR	86,000	44.99	3,869,140.00
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	40,400	153.38	6,196,552.00
	WARNER BROS DISCOVERY INC	557,000	9.83	5,475,310.00
	ALPHABET INC-CL A	1,420,000	140.52	199,538,400.00
	ALPHABET INC-CL C	1,249,600	141.76	177,143,296.00
	MATCH GROUP INC	63,000	37.59	2,368,170.00
	META PLATFORMS INC-CLASS A	532,000	473.32	251,806,240.00
	PINTEREST INC- CLASS A	138,000	35.28	4,868,640.00
	SNAP INC-A	239,000	11.17	2,669,630.00
	CBRE GROUP INC	73,400	93.13	6,835,742.00
	COSTAR GROUP INC	98,000	81.40	7,977,200.00
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	3.24	842,400.00
	ZILLOW GROUP INC - C	38,000	54.80	2,082,400.00
	小計 銘柄数 : 588			10,366,889,445.02
				(1,555,344,423,436)
	組入時価比率 : 72.8%			75.4%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	145,000	22.40	3,248,000.00
	CAMECO CORP	106,000	56.86	6,027,160.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	261,100	85.16	22,235,276.00
	CENOVUS ENERGY INC	333,000	23.50	7,825,500.00
	ENBRIDGE INC	507,000	46.46	23,555,220.00
	IMPERIAL OIL	48,000	80.75	3,876,000.00
	KEYERA CORP	57,000	32.74	1,866,180.00
	MEG ENERGY CORP	67,000	25.87	1,733,290.00
	PARKLAND CORP	36,000	45.71	1,645,560.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	135,000	45.91	6,197,850.00

SUNCOR ENERGY INC	315,000	44.58	14,042,700.00
TC ENERGY CORP	247,000	53.32	13,170,040.00
TOURMALINE OIL CORP	77,000	57.23	4,406,710.00
NUTRIEN LTD	118,000	68.92	8,132,560.00
CCL INDUSTRIES INC - CL B	37,000	58.38	2,160,060.00
AGNICO EAGLE MINES LTD	116,000	64.46	7,477,360.00
BARRICK GOLD	413,000	19.74	8,152,620.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	138,000	12.12	1,672,560.00
FRANCO-NEVADA CORP	45,700	147.12	6,723,384.00
IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	14.47	2,040,270.00
KINROSS GOLD CORP	300,000	6.83	2,049,000.00
LUNDIN MINING CORP	169,000	11.69	1,975,610.00
PAN AMERICAN SILVER CORP	81,000	17.67	1,431,270.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	112,000	52.22	5,848,640.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	111,000	59.91	6,650,010.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	107.53	1,526,926.00
CAE INC	76,000	25.66	1,950,160.00
STANTEC INC	25,000	112.57	2,814,250.00
WSP GLOBAL INC	29,300	207.95	6,092,935.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	124.58	2,416,852.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	98,000	22.59	2,213,820.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	49.85	2,691,900.00
RB GLOBAL INC	43,300	92.98	4,026,034.00
AIR CANADA	43,000	18.00	774,000.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	132,900	175.06	23,265,474.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	224,300	115.19	25,837,117.00
TFI INTERNATIONAL INC	18,900	197.06	3,724,434.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	63,000	74.11	4,668,930.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	89.79	664,446.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	44,000	46.56	2,048,640.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	69,300	104.11	7,214,823.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	140.01	1,610,115.00
DOLLARAMA INC	69,100	103.34	7,140,794.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	183,000	82.00	15,006,000.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	34.66	1,351,740.00

LOBLAW COMPANIES	38,200	137.76	5,262,432.00
METRO INC	53,000	71.02	3,764,060.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	173.65	2,639,480.00
SAPUTO INC	57,000	28.22	1,608,540.00
BANK OF MONTREAL	173,700	127.03	22,065,111.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	288,000	63.86	18,391,680.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	221,000	61.93	13,686,530.00
NATIONAL BANK OF CANADA	80,700	103.71	8,369,397.00
ROYAL BANK OF CANADA	333,900	131.94	44,054,766.00
TORONTO DOMINION BANK	437,000	80.87	35,340,190.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,220	1,374.97	7,177,343.40
GREAT-WEST LIFECEO INC	64,000	41.78	2,673,920.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	92.64	2,232,624.00
INTACT FINANCIAL CORP	41,800	228.67	9,558,406.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	440,000	33.30	14,652,000.00
POWER CORPORATION OF CANADA	142,000	38.32	5,441,440.00
SUN LIFE FINANCIAL INC	138,000	72.77	10,042,260.00
CGI INC	51,000	154.80	7,894,800.00
SHOPIFY INC - CLASS A	286,500	109.62	31,406,130.00
CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,860	3,710.83	18,034,633.80
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	20,800	117.05	2,434,640.00
OPEN TEXT CORP	62,000	53.93	3,343,660.00
BCE INC	20,000	50.83	1,016,600.00
QUEBECOR INC-CL B	34,000	31.77	1,080,180.00
TELUS CORP	98,600	23.94	2,360,484.00
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	85,000	61.55	5,231,750.00
EMERA INC	68,000	48.38	3,289,840.00
FORTIS INC	118,000	52.95	6,248,100.00
HYDRO ONE LTD	78,000	40.58	3,165,240.00
ALTAGAS LTD	72,000	28.25	2,034,000.00
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	8.12	1,128,680.00
CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	30.18	814,860.00
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	87,000	55.08	4,791,960.00
BROOKFIELD CORP	333,000	54.43	18,125,190.00
IGM FINANCIAL INC	21,000	35.10	737,100.00

	ONEX CORPORATION	16,900	102.74	1,736,306.00
	TMX GROUP LTD	66,000	34.18	2,255,880.00
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	34.20	991,800.00
	NORTHLAND POWER INC	67,000	24.00	1,608,000.00
	THOMSON REUTERS CORP	38,500	216.26	8,326,010.00
	FIRSTSERVICE CORP	10,000	222.99	2,229,900.00
小計	銘柄数：86			618,428,143.20
				(68,886,710,871)
	組入時価比率：3.2%			3.3%
ユーロ	TENARIS SA	115,000	15.08	1,734,775.00
	ENI SPA	566,000	14.15	8,011,164.00
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	14.35	1,736,350.00
	NESTE OYJ	102,000	27.32	2,786,640.00
	OMV AG	38,000	40.66	1,545,080.00
	REPSOL SA	306,000	13.58	4,157,010.00
	TOTALENERGIES SE	548,000	59.89	32,819,720.00
	AIR LIQUIDE SA	124,700	171.10	21,336,170.00
	AKZO NOBEL	39,400	69.16	2,724,904.00
	ARKEMA	13,600	98.30	1,336,880.00
	BASF SE	212,000	46.59	9,877,080.00
	COVESTRO AG	47,000	48.17	2,263,990.00
	DSM-FIRMENICH AG	43,000	103.02	4,429,860.00
	EVONIK INDUSTRIES AG	60,000	17.34	1,040,700.00
	OCI	28,000	26.48	741,440.00
	SYENSQO SA	16,400	85.13	1,396,132.00
	SYMRISE AG	31,200	97.96	3,056,352.00
	UMICORE	53,000	20.67	1,095,510.00
	WACKER CHEMIE AG	4,100	101.50	416,150.00
	HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	85.32	2,875,284.00
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	62,000	37.98	2,354,760.00
	ARCELORMITTAL	119,000	25.63	3,049,970.00
	VOESTALPINE AG	29,000	25.74	746,460.00
	STORA ENSO OYJ-R	139,000	11.20	1,556,800.00
	UPM-KYMMENE OYJ	131,000	28.91	3,787,210.00
	AIRBUS SE	142,500	146.34	20,853,450.00
	DASSAULT AVIATION SA	4,700	184.30	866,210.00

LEONARDO SPA	102,000	18.77	1,914,540.00
MTU AERO ENGINES AG	13,100	227.00	2,973,700.00
RHEINMETALL AG	10,300	388.20	3,998,460.00
SAFRAN SA	82,400	187.88	15,481,312.00
THALES SA	25,000	140.65	3,516,250.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	109,000	69.13	7,535,170.00
KINGSPAN GROUP PLC	36,800	82.00	3,017,600.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	53,209	36.39	1,936,275.51
BOUYGUES	43,000	34.30	1,474,900.00
EIFFAGE SA	18,100	96.66	1,749,546.00
FERROVIAL SE	119,606	34.81	4,163,484.86
VINCI	122,400	113.24	13,860,576.00
LEGRAND SA	64,500	92.02	5,935,290.00
PRYSMIAN SPA	65,000	43.70	2,840,500.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	130,800	201.90	26,408,520.00
SIEMENS ENERGY AG	120,000	13.89	1,667,400.00
SIEMENS AG	181,900	169.22	30,781,118.00
ALSTOM	71,000	11.69	830,345.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	129,000	35.55	4,585,950.00
GEA GROUP AG	41,000	37.77	1,548,570.00
KNORR-BREMSE AG	18,600	58.74	1,092,564.00
KONE OYJ	80,000	47.00	3,760,000.00
METSO CORPORATION	163,000	10.39	1,694,385.00
RATIONAL AG	1,360	764.50	1,039,720.00
WARTSILA OYJ	115,000	14.64	1,684,175.00
BRENTAG SE	34,100	80.32	2,738,912.00
IMCD NV	12,600	142.65	1,797,390.00
DHL GROUP	237,000	42.72	10,124,640.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	7.41	1,015,307.00
ADP	9,000	121.30	1,091,700.00
AENA SME SA	18,600	167.20	3,109,920.00
GETLINK	88,000	15.30	1,346,840.00
CONTINENTAL AG	26,000	77.06	2,003,560.00
MICHELIN (CGDE)	164,000	33.28	5,457,920.00
BAYER MOTOREN WERK	75,900	104.10	7,901,190.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	98.05	1,470,750.00

DR ING HC F PORSCHE AG	27,700	80.62	2,233,174.00
FERRARI NV	30,200	363.00	10,962,600.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	191,700	67.38	12,916,746.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	47.47	1,670,944.00
RENAULT SA	46,000	38.28	1,761,110.00
STELLANTIS NV	524,000	23.77	12,458,100.00
VOLKSWAGEN AG	6,300	135.75	855,225.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	48,600	119.66	5,815,476.00
SEB SA	5,400	113.20	611,280.00
ADIDAS AG	38,100	176.24	6,714,744.00
HERMES INTERNATIONAL	7,630	2,199.00	16,778,370.00
KERING SA	17,900	428.10	7,662,990.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	66,090	815.80	53,916,222.00
MONCLER SPA	49,000	62.52	3,063,480.00
PUMA SE	24,100	42.21	1,017,261.00
ACCOR SA	46,000	36.98	1,701,080.00
AMADEUS IT GROUP SA	108,200	60.50	6,546,100.00
DELIVERY HERO SE	38,000	22.59	858,610.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	39.38	945,120.00
SODEXO	20,400	76.46	1,559,784.00
D'IETEREN GROUP	5,400	172.80	933,120.00
PROSUS NV	354,000	28.94	10,246,530.00
INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	261,000	39.60	10,335,600.00
ZALANDO SE	50,000	19.82	991,000.00
CARREFOUR SUPERMARCHÉ	143,000	15.21	2,175,030.00
HELLOFRESH SE	35,000	12.39	433,825.00
JERONIMO MARTINS	64,000	21.80	1,395,200.00
KESKO OYJ-B SHS	70,000	17.93	1,255,100.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	228,000	27.31	6,227,820.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	210,000	57.81	12,140,100.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	9.97	1,575,576.00
HEINEKEN HOLDING NV	30,400	73.70	2,240,480.00
HEINEKEN NV	68,600	88.94	6,101,284.00
PERNOD RICARD SA	49,100	157.15	7,716,065.00
REMY COINTREAU	4,900	98.94	484,806.00

DANONE	152,500	61.30	9,348,250.00
JDE PEET'S BV	31,000	22.56	699,360.00
KERRY GROUP PLC-A	39,100	76.62	2,995,842.00
LOTUS BAKERIES	92	9,110.00	838,120.00
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	63.18	1,667,952.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	41,000	70.34	2,883,940.00
BEIERSDORF AG	24,600	137.25	3,376,350.00
LOREAL-ORD	57,700	442.40	25,526,480.00
BIOMERIEUX	8,800	103.80	913,440.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	111.40	958,040.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	90.26	541,560.00
ESSILORLUXOTTICA	71,100	187.42	13,325,562.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	185,998	18.92	3,519,082.16
SIEMENS HEALTHINEERS AG	66,000	55.08	3,635,280.00
AMPLIFON SPA	30,000	31.86	955,800.00
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	38.99	1,988,490.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	99,000	26.44	2,617,560.00
ARGENX SE	14,100	365.60	5,154,960.00
GRIFOLS SA	63,000	10.60	668,115.00
BAYER AG-REG	238,000	28.61	6,809,180.00
IPSEN	9,000	104.90	944,100.00
MERCK KGAA	31,300	155.70	4,873,410.00
ORION OYJ	24,200	39.98	967,516.00
RECORDATI SPA	24,000	51.02	1,224,480.00
SANOFI	272,400	86.46	23,551,704.00
UCB SA	29,100	94.90	2,761,590.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	14.98	1,798,200.00
AIB GROUP PLC	360,000	4.06	1,461,600.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,440,000	9.01	12,983,040.00
BANCO BPM SPA	300,000	4.91	1,474,800.00
BANCO SANTANDER SA	3,900,000	3.67	14,324,700.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	8.46	2,241,900.00
BNP PARIBAS	253,000	54.38	13,758,140.00
CAIXABANK	980,000	3.96	3,883,740.00
COMMERZBANK AG	256,000	10.82	2,769,920.00

CREDIT AGRICOLE SA	251,000	12.23	3,069,730.00
ERSTE GROUP BANK AG	82,000	39.21	3,215,220.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	139,000	13.08	1,818,815.00
ING GROEP NV	856,000	12.38	10,600,704.00
INTESA SANPAOLO	3,690,000	2.82	10,424,250.00
KBC GROEP NV	59,600	63.10	3,760,760.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	11.69	1,450,180.00
NORDEA BANK ABP	767,000	10.98	8,423,194.00
SOCIETE GENERALE	173,000	22.00	3,806,865.00
UNICREDIT SPA	388,000	29.79	11,558,520.00
ADYEN NV	5,110	1,507.80	7,704,858.00
EDENRED	61,000	55.48	3,384,280.00
EURAZEO SE	10,700	78.30	837,810.00
EXOR NV	24,300	98.36	2,390,148.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	70.68	1,512,552.00
NEXI SPA	130,000	7.21	938,340.00
SOFINA SA	3,700	218.20	807,340.00
WORLDLINE SA	54,000	12.02	649,350.00
AEGON LTD	400,000	5.37	2,149,600.00
AGEAS	36,000	39.11	1,407,960.00
ALLIANZ SE-REG	96,900	247.10	23,943,990.00
ASR NEDERLAND NV	36,000	43.22	1,555,920.00
ASSICURAZIONI GENERALI	247,000	20.87	5,154,890.00
AXA SA	433,000	30.98	13,414,340.00
HANNOVER RUECK SE	14,000	228.80	3,203,200.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	32,900	408.70	13,446,230.00
NN GROUP NV	67,000	37.42	2,507,140.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	10.03	1,204,200.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	41.53	4,402,180.00
TALANX AG	14,000	65.70	919,800.00
BECHTLE AG	20,000	49.23	984,600.00
CAPGEMINI SA	37,900	219.70	8,326,630.00
DASSAULT SYSTEMES SE	159,000	43.45	6,909,345.00
NEMETSCHEK SE	14,200	86.36	1,226,312.00
SAP SE	249,900	165.08	41,253,492.00
NOKIA OYJ	1,280,000	3.28	4,210,560.00

ASM INTERNATIONAL NV	11,400	581.30	6,626,820.00
ASML HOLDING NV	96,490	874.60	84,390,154.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	17,400	161.90	2,817,060.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	315,000	33.46	10,539,900.00
STMICROELECTRONICS NV	163,000	42.56	6,938,095.00
CELLNEX TELECOM SA	134,000	33.17	4,444,780.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	780,000	22.18	17,304,300.00
ELISA OYJ	36,000	42.34	1,524,240.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	10.65	766,800.00
KONINKLIJKE KPN NV	830,000	3.31	2,753,940.00
ORANGE SA	455,000	10.76	4,898,530.00
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.27	750,870.00
TELEFONICA SA	1,200,000	3.56	4,273,200.00
ACCIONA S. A.	5,800	109.15	633,070.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	105.00	695,730.00
ENDESA S. A.	75,000	16.48	1,236,000.00
ENEL SPA	1,962,000	5.87	11,524,788.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	730,000	3.76	2,750,640.00
FORTUM OYJ	100,000	11.14	1,114,000.00
IBERDROLA SA	1,461,777	10.77	15,750,647.17
REDEIA CORP SA	89,000	14.72	1,310,080.00
TERNA SPA	332,000	7.35	2,441,528.00
VERBUND AG	16,900	64.20	1,084,980.00
ENAGAS SA	60,000	14.47	868,500.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32,000	22.94	734,080.00
SNAM SPA	460,000	4.38	2,016,180.00
E.ON SE	545,000	11.75	6,406,475.00
ENGIE	443,000	14.32	6,344,646.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	163,000	29.24	4,766,120.00
AMUNDI SA	12,800	60.35	772,480.00
DEUTSCHE BANK AG-REG	472,000	11.98	5,655,504.00
DEUTSCHE BOERSE AG	45,100	187.65	8,463,015.00
EURONEXT NV	21,200	82.15	1,741,580.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14,000	21.14	295,960.00
EDP RENOVAVEIS SA	66,880	14.15	946,352.00

	RWE AG	149,000	31.80	4,738,200.00
	EUROFINS SCIENTIFIC SE	30,600	57.84	1,769,904.00
	QIAGEN N.V.	50,440	39.96	2,015,582.40
	SARTORIUS AG-VORZUG	6,200	337.70	2,093,740.00
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,000	253.80	1,776,600.00
	BUREAU VERITAS SA	68,000	25.27	1,718,360.00
	RANDSTAD NV	25,500	51.62	1,316,310.00
	TELEPERFORMANCE	13,300	135.30	1,799,490.00
	WOLTERS KLUWER	60,400	143.95	8,694,580.00
	PUBLICIS GROUPE	55,400	97.38	5,394,852.00
	VIVENDI SE	164,000	10.30	1,690,020.00
	BOLLORE SE	162,000	6.16	998,730.00
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	196,000	26.87	5,266,520.00
	SCOUT24 SE	17,900	66.00	1,181,400.00
	LEG IMMOBILIEN SE	17,000	71.30	1,212,100.00
	VONOVIA SE	179,000	26.66	4,772,140.00
	小計銘柄数：220			1,198,479,564.10
	組入時価比率：9.1%			(193,925,978,267)
				9.4%
英ボンド	BP PLC	4,100,000	4.72	19,352,000.00
	SHELL PLC-NEW	1,584,000	24.97	39,552,480.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	50.40	1,764,000.00
	CRH PLC	169,200	61.28	10,368,576.00
	ANGLO AMERICAN PLC	309,000	18.02	5,568,798.00
	ANTOFAGASTA PLC	89,000	17.85	1,588,650.00
	ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	13.00	533,000.00
	GLENCORE PLC	2,490,000	3.99	9,948,795.00
	RIO TINTO PLC-REG	268,300	55.15	14,796,745.00
	MONDI PLC	102,727	13.75	1,412,496.25
	BAE SYSTEMS PLC	735,000	12.42	9,128,700.00
	MELROSE INDUSTRIES PLC	305,000	6.10	1,862,940.00
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,020,000	3.23	6,530,660.00
	DCC PLC	25,000	57.48	1,437,000.00
	SMITHS GROUP PLC	80,000	16.44	1,315,600.00
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	17,000	104.55	1,777,350.00
	ASHTREAD GROUP PLC	107,000	54.00	5,778,000.00

BUNZLE	84,000	32.15	2,700,600.00
RENTOKIL INITIAL PLC	586,000	4.27	2,506,908.00
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	250,000	4.78	1,195,000.00
PERSIMMON PLC	77,000	14.22	1,094,940.00
TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.45	1,223,880.00
THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	47.20	1,146,960.00
BURBERRY GROUP PLC	91,000	13.38	1,218,035.00
COMPASS GROUP PLC	410,000	21.91	8,983,100.00
ENTAIN PLC	150,000	9.33	1,400,100.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	41,500	170.85	7,090,275.00
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	38,200	77.60	2,964,320.00
WHITBREAD PLC	46,000	34.82	1,601,720.00
NEXT PLC	28,600	84.70	2,422,420.00
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.12	683,810.00
KINGFISHER PLC	450,000	2.27	1,024,200.00
OCADO GROUP PLC	148,000	5.36	793,280.00
SAINSBURY	400,000	2.53	1,013,600.00
TESCO PLC	1,690,000	2.79	4,725,240.00
COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	24.62	1,329,480.00
DIAGEO PLC	541,000	29.27	15,837,775.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	22.86	1,805,940.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	507,000	24.13	12,236,445.00
IMPERIAL BRANDS PLC	207,000	18.45	3,819,150.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	173,300	57.66	9,992,478.00
HALEON PLC	1,320,000	3.23	4,263,600.00
UNILEVER PLC	598,300	40.29	24,108,498.50
SMITH & NEPHEW PLC	217,000	11.17	2,423,890.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	370,980	100.94	37,446,721.20
GSK PLC	986,000	16.76	16,529,304.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	19.87	735,375.00
BARCLAYS PLC	3,640,000	1.46	5,340,608.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,664,000	6.38	29,793,632.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	15,100,000	0.43	6,523,200.00
NATWEST GROUP PLC	1,410,000	2.29	3,235,950.00
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	5.94	3,329,760.00

M&G PLC	500,000	2.24	1,121,500.00	
WISE PLC - A	137,000	8.50	1,164,500.00	
ADMIRAL GROUP PLC	61,000	25.89	1,579,290.00	
AVIVA PLC	650,000	4.32	2,811,250.00	
LEGAL & GENERAL	1,420,000	2.40	3,410,840.00	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.05	858,500.00	
PRUDENTIAL PLC	670,000	8.34	5,590,480.00	
SAGE GROUP PLC (THE)	239,000	11.78	2,815,420.00	
HALMA PLC	92,000	22.53	2,072,760.00	
BT GROUP PLC	1,510,000	1.06	1,603,620.00	
VODAFONE GROUP PLC	5,380,000	0.65	3,530,894.00	
SSE PLC	263,000	15.95	4,196,165.00	
CENTRICA PLC	1,270,000	1.39	1,766,570.00	
NATIONAL GRID PLC	882,000	10.16	8,961,120.00	
SEVERN TRENT PLC	66,000	25.54	1,685,640.00	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	167,000	10.43	1,741,810.00	
BI GROUP PLC	232,000	24.76	5,744,320.00	
ABRDN PLC	440,000	1.64	722,920.00	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	8.29	680,272.00	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	100,600	88.88	8,941,328.00	
SCHRODERS PLC	189,176	4.08	772,405.60	
ST JAMES S PLACE PLC	118,000	6.55	773,136.00	
PEARSON	143,000	9.69	1,386,814.00	
EXPERIAN PLC	219,000	33.96	7,437,240.00	
INTERTEK GROUP PLC	39,000	44.30	1,727,700.00	
RELX PLC	455,000	34.02	15,479,100.00	
INFORMA PLC	335,000	8.17	2,736,950.00	
WPP PLC	257,000	7.82	2,009,740.00	
AUTO TRADER GROUP PLC	223,000	7.21	1,609,168.00	
小計	銘柄数 : 82		450,187,437.55 (85,242,991,300) 組入時価比率 : 4.0% 4.1%	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	11.07	586,710.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	624.50	1,017,935.00
	GIVAUDAN-REG	2,190	3,667.00	8,030,730.00
	SIKA AG-REG	36,200	254.30	9,205,660.00

HOLCIM LTD	124,900	67.74	8,460,726.00
SIG GROUP AG	74,000	18.02	1,333,480.00
GEBERIT AG-REG	7,900	512.40	4,047,960.00
ABB LTD	385,000	40.04	15,415,400.00
SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	222.60	1,313,340.00
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	9,300	231.20	2,150,160.00
VAT GROUP AG	6,600	429.50	2,834,700.00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,200	282.10	3,723,720.00
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	124,500	137.05	17,062,725.00
THE SWATCH GROUP AG-B	6,900	217.70	1,502,130.00
THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	41.95	440,475.00
AVOLTA AG	22,000	35.54	781,880.00
BARRY CALLEBAUT AG	810	1,299.00	1,052,190.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	11,200.00	2,542,400.00
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	26	111,000.00	2,886,000.00
NESTLE SA-REG	639,000	97.15	62,078,850.00
ALCON INC	121,000	68.46	8,283,660.00
SONOVA HOLDING AG-REG	12,400	284.30	3,525,320.00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	27,000	144.65	3,905,550.00
NOVARTIS AG-REG	490,600	88.44	43,388,664.00
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	168,200	228.20	38,383,240.00
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	7,400	241.60	1,787,840.00
SANDOZ GROUP AG	101,000	28.71	2,899,710.00
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	106.50	692,250.00
BALOISE HOLDING AG	11,300	143.20	1,618,160.00
HELVETIA HOLDING AG-REG	8,300	123.20	1,022,560.00
SWISS LIFE HOLDING AG	7,150	638.00	4,561,700.00
SWISS RE LTD	71,600	100.95	7,228,020.00
ZURICH INSURANCE GROUP AG	34,900	441.40	15,404,860.00
TEMENOS AG-REG	16,400	60.62	994,168.00
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	76.56	3,100,680.00
SWISSCOM AG-REG	6,040	509.40	3,076,776.00
BKW AG	4,600	133.20	612,720.00
JULIUS BAER GROUP LTD	49,900	49.42	2,466,058.00
PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,410	1,230.00	6,654,300.00
UBS GROUP AG	791,000	24.48	19,363,680.00

	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	65.65	518,635.00
	LONZA AG-REG	18,100	457.10	8,273,510.00
	ADECCO GROUP AG-REG	38,000	36.65	1,392,700.00
	SGS SA-REG	35,100	84.62	2,970,162.00
	SWISS PRIME SITE-REG	17,500	85.75	1,500,625.00
小計	銘柄数 : 45			330,092,719.00
	組入時価比率 : 2.6%			(56,277,507,662)
				2.7%
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	66,000	277.50	18,315,000.00
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	403.30	9,679,200.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	137,000	139.85	19,159,450.00
	SAAB AB-B	18,000	792.20	14,259,600.00
	ASSA ABLOY AB-B	237,000	287.00	68,019,000.00
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	58.42	21,849,080.00
	SKANSKA AB-B SHS	77,000	186.75	14,379,750.00
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	265.00	8,745,000.00
	LIFCO AB-B SHS	52,000	273.50	14,222,000.00
	ALFA LAVAL AB	69,000	378.60	26,123,400.00
	ATLAS COPCO AB-A SHS	643,000	176.80	113,682,400.00
	ATLAS COPCO AB-B SHS	370,000	154.10	57,017,000.00
	EPIROC AB - A	164,000	195.85	32,119,400.00
	EPIROC AB - B	89,000	173.50	15,441,500.00
	HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	78.62	7,390,280.00
	INDUTRADE AB	64,000	279.00	17,856,000.00
	SANDVIK AB	250,000	224.10	56,025,000.00
	SKF AB-B SHARES	76,000	218.40	16,598,400.00
	VOLVO AB-A SHS	50,000	277.20	13,860,000.00
	VOLVO AB-B SHS	366,000	270.00	98,820,000.00
	BEIJER REF AB	94,000	144.70	13,601,800.00
	SECURITAS AB-B SHS	110,857	106.95	11,856,156.15
	VOLVO CAR AB-B	120,000	38.60	4,632,000.00
	EVOLUTION AB	44,800	1,311.60	58,759,680.00
	HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	142.38	22,068,900.00
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	141,000	239.20	33,727,200.00
	GETINGE AB-B SHS	53,000	205.30	10,880,900.00

	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	254.40	12,756,379.20	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	388,000	153.80	59,674,400.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	342,000	122.75	41,980,500.00	
	SWEDBANK AB	209,000	217.90	45,541,100.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	341.60	10,589,600.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	341.40	13,656,000.00	
	INVESTOR AB-B SHS	411,000	255.40	104,969,400.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	559.80	11,196,000.00	
	ERICSSON LM-B	710,000	55.63	39,497,300.00	
	HEXAGON AB-B SHS	498,000	118.25	58,888,500.00	
	TELIA CO AB	580,000	24.45	14,181,000.00	
	TELE 2 AB-B SHS	116,000	83.44	9,679,040.00	
	EQT AB	81,000	279.10	22,607,100.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	66.90	9,432,900.00	
	SAGAX AB-B	50,000	252.60	12,630,000.00	
小計	銘柄数：42			1,266,367,315.35	
				(18,223,025,667)	
	組入時価比率：0.9%			0.9%	
ノルウェー クローネ	AKER BP ASA	72,000	261.30	18,813,600.00	
	EQUINOR ASA	219,000	266.05	58,264,950.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	355.00	13,135,000.00	
	NORSK HYDRO	330,000	58.30	19,239,000.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	655.00	13,755,000.00	
	MOWI ASA	109,000	201.90	22,007,100.00	
	ORKLA ASA	180,000	75.00	13,500,000.00	
	SALMAR ASA	16,000	632.40	10,118,400.00	
	DNB BANK ASA	215,000	206.10	44,311,500.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	172.60	8,975,200.00	
	TELENOR ASA	165,000	114.15	18,834,750.00	
	ADEVINTA ASA	93,000	114.60	10,657,800.00	
小計	銘柄数：12			251,612,300.00	
				(3,593,023,644)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
デンマーク クローネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	86,016	373.50	32,126,976.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,204.00	5,730,400.00	

	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	246,000	188.54	46,380,840.00
	DSV A/S	44,300	1,143.00	50,634,900.00
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	10,400.00	7,488,000.00
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	10,535.00	12,852,700.00
	PANDORA A/S	20,000	1,134.00	22,680,000.00
	CARLSBERG B	23,400	944.80	22,108,320.00
	COLOPLAST-B	31,500	894.00	28,161,000.00
	DEMANT A/S	25,000	366.00	9,150,000.00
	GENMAB A/S	15,800	1,989.00	31,426,200.00
	NOVO NORDISK A/S-B	781,100	850.90	664,637,990.00
	DANSKE BANK AS	166,000	193.55	32,129,300.00
	TRYG A/S	83,000	145.55	12,080,650.00
	ORSTED A/S	43,300	397.20	17,198,760.00
	小計銘柄数：15			994,786,036.00 (21,586,856,981)
	組入時価比率：1.0%			1.0%
豪ドル	AMPOL LTD	59,000	37.59	2,217,810.00
	SANTOS LTD.	760,000	7.37	5,601,200.00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	460,000	30.70	14,122,000.00
	ORICA LTD	99,000	16.73	1,656,270.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	108,000	57.30	6,188,400.00
	BHP GROUP LIMITED	1,213,000	45.61	55,324,930.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	22.85	2,376,400.00
	FORTESCUE LTD	404,000	28.40	11,473,600.00
	IGO LTD	150,000	7.49	1,123,500.00
	MINERAL RESOURCES LTD	42,000	59.75	2,509,500.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	288,000	13.16	3,790,080.00
	PILBARA MINERALS LTD	630,000	3.71	2,337,300.00
	RIO TINTO LTD	88,300	128.96	11,387,168.00
	SOUTH32 LTD	1,110,000	2.88	3,196,800.00
	REECE LTD	49,000	23.12	1,132,880.00
	BRAMBLES LTD	344,000	15.28	5,256,320.00
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	5.82	1,280,400.00
	AURIZON HOLDINGS LTD	470,000	3.91	1,837,700.00
	TRANSURBAN GROUP	743,000	13.09	9,725,870.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	144,000	44.32	6,382,080.00

	LOTTERY CORP LTD/THE	550,000	5.05	2,777,500.00	
	WESFARMERS LIMITED	272,000	62.95	17,122,400.00	
	COLES GROUP LTD	317,000	16.13	5,113,210.00	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	5.46	1,801,800.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	292,000	35.98	10,506,160.00	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	11.40	2,302,800.00	
	COCHLEAR LTD	15,400	334.54	5,151,916.00	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	52.23	2,141,430.00	
	SONIC HEALTHCARE LTD	112,000	31.94	3,577,280.00	
	CSL LIMITED	115,000	284.00	32,660,000.00	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	718,000	28.42	20,405,560.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	401,200	116.28	46,651,536.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	754,000	33.07	24,934,780.00	
	WESTPAC BANKING CORP	839,000	24.57	20,614,230.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	34.02	1,939,140.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	600,000	6.08	3,648,000.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.75	2,587,500.00	
	QBE INSURANCE	355,000	16.11	5,719,050.00	
	SUNCORP GROUP LTD	291,000	14.37	4,181,670.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	39,000	80.01	3,120,390.00	
	XERO LIMITED	34,300	117.50	4,030,250.00	
	TELSTRA GROUP LTD	920,000	3.86	3,551,200.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	410,000	8.73	3,579,300.00	
	APA GROUP	300,000	8.08	2,424,000.00	
	ASX LTD	47,000	65.12	3,060,640.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	88,800	192.70	17,111,760.00	
	IDP EDUCATION LTD	62,000	20.52	1,272,240.00	
	COMPUTERSHARE LTD	137,000	26.21	3,590,770.00	
	CAR GROUP LTD	90,000	34.54	3,108,600.00	
	REA GROUP LTD	12,500	185.08	2,313,500.00	
	SEEK LTD	87,000	25.35	2,205,450.00	
小計	銘柄数 : 51			412,124,270.00	
				(40,487,088,284)	
	組入時価比率 : 1.9%			2.0%	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	310,000	8.15	2,526,500.00	

	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	144,000	24.13	3,474,720.00
	EBOS GROUP LTD	35,000	37.36	1,307,600.00
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	5.19	2,231,700.00
	MERCURY NZ LTD	137,000	6.78	928,860.00
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.72	1,716,000.00
小計	銘柄数：6			12,185,380.00
				(1,122,273,498)
	組入時価比率：0.1%			0.1%
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	7.16	3,078,800.00
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	620,040	42.40	26,289,696.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	325,000	84.70	27,527,500.00
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	13.50	3,780,000.00
	MTR CORP	390,000	25.40	9,906,000.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	530,000	45.65	24,194,500.00
	SANDS CHINA LTD	564,000	24.50	13,818,000.00
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	410,000	13.38	5,485,800.00
	WH GROUP LIMITED	2,099,806	4.74	9,953,080.44
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	930,000	19.64	18,265,200.00
	HANG SENG BANK	191,000	82.90	15,833,900.00
	AIA GROUP LTD	2,762,000	64.30	177,596,600.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	9.13	7,756,848.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	45.10	6,043,400.00
	CLP HLDGS	394,000	64.20	25,294,800.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	45.30	15,855,000.00
	HONG KONG & CHINA GAS	2,630,383	5.92	15,571,867.36
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	285,000	251.80	71,763,000.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	36.00	17,281,440.00
	ESR GROUP LTD	570,000	9.98	5,688,600.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	8.42	3,873,200.00
	HENDERSON LAND	310,443	21.50	6,674,524.50
	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	9.62	2,981,391.92
	SINO LAND CO. LTD	890,000	8.10	7,209,000.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	341,000	73.00	24,893,000.00
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	63.10	6,562,400.00
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	15.34	3,528,200.00

	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	26.30	6,575,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	25.60	9,804,800.00	
小計	銘柄数：29			573,085,548.22	
				(10,991,780,814)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
シンガポール	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	3.91	1,485,800.00	
ドル	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	26.52	556,920.00	
	KEPPEL LTD	360,000	7.34	2,642,400.00	
	SEATRUM LTD	10,173,615	0.09	946,146.19	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	360,000	7.32	2,635,200.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	1.04	1,466,400.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	3.24	1,425,600.00	
	DBS GROUP HLDGS	434,000	33.87	14,699,580.00	
	OCBC-ORD	814,000	13.26	10,793,640.00	
	UNITED OVERSEAS BANK	308,000	29.19	8,990,520.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,040,000	2.38	4,855,200.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.76	1,152,000.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	9.37	1,864,630.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	2.94	1,764,000.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	6.08	608,000.00	
	UOL GROUP LIMITED	130,000	6.08	790,400.00	
小計	銘柄数：16			56,676,436.19	
				(6,321,689,692)	
	組入時価比率：0.3%			0.3%	
新シケル	ICL GROUP LTD	190,000	18.21	3,459,900.00	
	ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	738.00	4,354,200.00	
	BANK HAPOLIM BM	291,000	31.82	9,259,620.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	364,000	27.56	10,031,840.00	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	17.62	4,933,600.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	133.80	5,218,200.00	
	NICE LTD	14,800	808.10	11,959,880.00	
	AZRIELI GROUP	12,000	234.90	2,818,800.00	
小計	銘柄数：8			52,036,040.00	
				(2,162,368,049)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	

合計			2,064,165,718,165 (2,064,165,718,165)
----	--	--	--

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年2月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数:1	4,480.00	0.00 (0)	
		組入時価比率:0.0%		0.0%	
	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	39,800	4,747,344.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	75,000	2,582,250.00	
		AMERICAN TOWER CORP	111,000	20,771,430.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	116,000	2,164,560.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	33,400	5,915,808.00	
		BOSTON PROPERTIES	33,600	2,263,296.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	24,700	2,375,152.00	
		CROWN CASTLE INC	102,700	11,114,194.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	71,900	9,794,218.00	
		EQUINIX INC	22,300	19,093,929.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,600	2,686,908.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	87,000	5,222,610.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	15,300	3,601,161.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	51,300	7,262,541.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	61,000	2,756,590.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	136,000	2,333,760.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	173,000	3,411,560.00	
		INVITATION HOMES INC	143,000	4,676,100.00	
		IRON MOUNTAIN INC	70,000	4,758,600.00	
		KIMCO REALTY CORP	164,000	3,219,320.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	28,700	3,707,179.00			
PROLOGIS INC	221,100	29,492,529.00			

		PUBLIC STORAGE	38,200	10,754,064.00	
		REALTY INCOME CORP	199,000	10,413,670.00	
		REGENCY CENTERS CORP	39,000	2,371,590.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	25,600	5,294,080.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	78,300	11,741,868.00	
		SUN COMMUNITIES INC	29,000	3,770,000.00	
		UDR INC	73,000	2,633,840.00	
		VENTAS INC	97,000	4,244,720.00	
		VICI PROPERTIES INC	246,000	7,264,380.00	
		WELLTOWER INC	123,100	11,464,303.00	
		WEYERHAEUSER CO	175,000	5,773,250.00	
		WP CAREY INC	49,100	2,818,340.00	
小計		銘柄数：34	2,993,700	232,495,144.00	
				(34,881,246,454)	
		組入時価比率：1.6%		86.1%	
カナダドル		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	1,057,350.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	518,840.00	
小計		銘柄数：2	49,000	1,576,190.00	
				(175,571,804)	
		組入時価比率：0.0%		0.4%	
ユーロ		COVIVIO	11,300	469,628.00	
		GECINA SA	11,700	1,091,025.00	
		KLEPIERRE	49,000	1,160,320.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,300	1,911,546.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	1,159,200.00	
小計		銘柄数：5	144,300	5,791,719.00	
				(937,158,051)	
		組入時価比率：0.0%		2.3%	
英ポンド		LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,161,720.00	
		SEGRO PLC	289,000	2,454,766.00	
小計		銘柄数：2	469,000	3,616,486.00	
				(684,781,624)	
		組入時価比率：0.0%		1.7%	
豪ドル		DEXUS/AU	252,000	1,980,720.00	
		GOODMAN GROUP	416,000	11,901,760.00	
		GPT GROUP	440,000	2,002,000.00	

	小計	MIRVAC GROUP	890,000	2,047,000.00		
		SCENTRE GROUP	1,210,000	3,690,500.00		
		STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,532,600.00		
		VICINITY CENTRES	980,000	2,009,000.00		
		銘柄数：7	4,728,000	26,163,580.00	(2,570,310,099)	
		組入時価比率：0.1%			6.3%	
	香港ドル	小計	LINK REIT	630,000	24,318,000.00	
			銘柄数：1	630,000	24,318,000.00	(466,419,240)
			組入時価比率：0.0%			1.2%
	シンガポールドル	小計	CAPITALAND ASCENDAS REIT	890,040	2,474,311.20	
			CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,320,021	2,587,241.16	
			MAPLETREE LOGISTICS TRUST	860,029	1,333,044.95	
			MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	490,000	690,900.00	
			銘柄数：4	3,560,090	7,085,497.31	(790,316,369)
		組入時価比率：0.0%			2.0%	
	合計			40,505,803,641	(40,505,803,641)	
	合計			40,505,803,641	(40,505,803,641)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年2月19日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	29,301,491,176	—	29,970,954,924	669,463,748
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	2,601,704,946	—	2,598,246,305	△3,458,641
米ドル	1,998,903,690	—	1,994,853,840	△4,049,850
カナダドル	89,136,952	—	89,086,640	△50,312

ユーロ	161,663,410	—	161,771,400	107,990
英ポンド	170,395,973	—	170,376,360	△19,613
スイスフラン	93,446,501	—	93,764,385	317,884
豪ドル	88,158,420	—	88,393,680	235,260
売建	195,240,500	—	195,008,970	231,530
米ドル	195,240,500	—	195,008,970	231,530
合計	—	—	—	666,236,637

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年2月19日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,912,797,596
コール・ローン	2,453,459,000
国債証券	822,190,531,462
派生商品評価勘定	7,810,200
未収利息	7,687,738,759
前払費用	957,693,197
その他未収収益	9,643,192
流動資産合計	835,219,673,406
資産合計	835,219,673,406
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	730,577
未払金	1,667,471,797
未払解約金	687,591,344
未払利息	258

その他未払費用	5,212,335
流動負債合計	2,361,006,311
負債合計	2,361,006,311
純資産の部	
元本等	
元本	288,983,684,987
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	543,874,982,108
元本等合計	832,858,667,095
純資産合計	832,858,667,095
負債純資産合計	835,219,673,406

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年2月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,8820円
(10,000口当たり純資産額)	(28,820円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	243,496,036,282円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	256,425,041,413円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月21日 至 2024年2月19日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年2月19日現在	
期首	2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	271,284,561,193円
同期中における追加設定元本額	51,798,326,857円
同期中における一部解約元本額	34,099,203,063円
期末元本額	288,983,684,987円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	71,496,964円
バランスセレクト50	73,669,148円
バランスセレクト70	82,313,757円
野村外国債券インデックスファンド	240,108,933円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,238,496,512円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,658,926,788円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	2,994,833,560円
野村資産設計ファンド2015	18,595,178円
野村資産設計ファンド2020	20,478,572円
野村資産設計ファンド2025	31,919,299円
野村資産設計ファンド2030	48,034,109円
野村資産設計ファンド2035	39,410,409円
野村資産設計ファンド2040	63,280,463円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	79,447,901,511円
のむラップ・ファンド(保守型)	4,922,234,127円
のむラップ・ファンド(普通型)	32,011,073,163円
のむラップ・ファンド(積極型)	11,207,841,103円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	372,688,503円
野村資産設計ファンド2045	12,598,882円
野村インデックスファンド・外国債券	1,050,722,157円

マイ・ロード	6,088,808,849円
ネクストコア	75,044,485円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	356,435,192円
野村外国債券インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	6,869,970,372円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	859,506,676円
野村資産設計ファンド2050	11,540,290円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	3,876,756円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,863,974円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,955,111円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,743,572円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,032,503,514円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,076,051,602円
インデックス・ブレンド（タイプI）	1,372,623円
インデックス・ブレンド（タイプII）	1,466,500円
インデックス・ブレンド（タイプIII）	4,678,314円
インデックス・ブレンド（タイプIV）	1,663,809円
インデックス・ブレンド（タイプV）	4,500,015円
野村6資産均等バランス	4,212,202,981円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	8,606,053,980円
世界6資産分散ファンド	86,442,329円
野村資産設計ファンド2060	6,167,693円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	12,051,347,038円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	7,182,785,179円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	5,350,952円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	815,344,854円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	165,241,039円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	796,288,496円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	268,257,029円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	1,540,100円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	6,002,714円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	79,120円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	2,325,577,265円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	895,485円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	10,401,232円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	5,560,320円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	151,806,925円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	116,976,117円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,893,285,236円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	46,295,636円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	885,402,472円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,229,307,584円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	4,864,629円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,681,003円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,336,008円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	7,426,844円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	658,590,794円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,348,221,345円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,277,359,542円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,317,569,174円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	26,308,397,426円
マイバランスDC30	2,327,753,673円
マイバランスDC50	1,921,074,656円
マイバランスDC70	1,556,406,671円
野村DC外国債券インデックスファンド	11,133,115,505円
野村DC運用戦略ファンド	3,770,397,382円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	460,920,295円

マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	509,084,882円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,166,607,696円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	491,910,922円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	30,807,384円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	76,591,147円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	41,107,710円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	30,935,686円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	24,016,410円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	12,712,466円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	428,830,044円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	230,765,751円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	153,706,541円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	208,309,341円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	6,530,874円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	81,207,313円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	61,150,093円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	348,933,435円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	107,108,862円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	36,915円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年2月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年2月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	70,850,000.00	72,729,182.89	
		US TREASURY BOND	38,050,000.00	40,318,133.86	
		US TREASURY BOND	84,200,000.00	87,541,687.50	
		US TREASURY BOND	100,000.00	100,423.82	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,540,634.10	
		US TREASURY BOND	200,000.00	177,898.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,672.44	
		US TREASURY N/B	300,000.00	289,958.61	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,156.87	
		US TREASURY N/B	28,450,000.00	27,624,491.95	
		US TREASURY N/B	900,000.00	869,666.67	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,778.29	
		US TREASURY N/B	300,000.00	288,494.82	
		US TREASURY N/B	20,400,000.00	19,718,670.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,527.34	
		US TREASURY N/B	900,000.00	857,408.13	

	US TREASURY N/B	100,000.00	97,453.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,671.87
	US TREASURY N/B	49,800,000.00	47,214,677.82
	US TREASURY N/B	8,850,000.00	8,560,473.13
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,455.07
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,552.73
	US TREASURY N/B	62,300,000.00	58,772,505.47
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,500.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,298.82
	US TREASURY N/B	200,000.00	188,046.86
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,558.59
	US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,628,175.68
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,708.98
	US TREASURY N/B	38,800,000.00	37,260,125.00
	US TREASURY N/B	40,800,000.00	39,584,763.84
	US TREASURY N/B	56,850,000.00	53,084,796.07
	US TREASURY N/B	48,500,000.00	47,184,243.50
	US TREASURY N/B	350,000.00	325,752.91
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,214.84
	US TREASURY N/B	53,000,000.00	51,515,581.30
	US TREASURY N/B	44,000,000.00	40,820,309.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,412.10
	US TREASURY N/B	56,500,000.00	54,200,269.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,630.85
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,896.48
	US TREASURY N/B	67,200,000.00	62,288,620.80
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,787.10
	US TREASURY N/B	170,000.00	163,887.29
	US TREASURY N/B	200,000.00	184,871.08
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,583.98
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,285.15
	US TREASURY N/B	35,180,000.00	32,404,762.37
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,255.85
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,245,116.85
	US TREASURY N/B	200,000.00	197,605.46
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,933.59

	US TREASURY N/B	20,400,000.00	18,786,327.36
	US TREASURY N/B	200,000.00	200,023.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,367.18
	US TREASURY N/B	200,000.00	184,773.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,294.92
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,445.31
	US TREASURY N/B	22,100,000.00	20,355,306.66
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,688,554.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,015.62
	US TREASURY N/B	300,000.00	284,449.20
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,561,376.90
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,078.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,164.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,962.89
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,935.54
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,825,820.08
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,082.03
	US TREASURY N/B	41,930,000.00	38,991,621.07
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,677.73
	US TREASURY N/B	48,400,000.00	44,826,715.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,136.71
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,302.73
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,078.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,271.48
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,337.89
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,392,949.20
	US TREASURY N/B	300,000.00	274,757.79
	US TREASURY N/B	64,600,000.00	60,532,215.52
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,386.71
	US TREASURY N/B	2,750,000.00	2,549,550.57
	US TREASURY N/B	7,020,000.00	6,438,244.87
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,796.87
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,855.46
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,556.64
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,804.68
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,994.14

	US TREASURY N/B	100,000.00	93,964.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,775.39
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,837.89
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,119.14
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,501.95
	US TREASURY N/B	71,200,000.00	63,000,871.44
	US TREASURY N/B	350,000.00	332,800.75
	US TREASURY N/B	750,000.00	704,340.75
	US TREASURY N/B	50,200,000.00	44,270,125.00
	US TREASURY N/B	500,000.00	472,929.65
	US TREASURY N/B	22,200,000.00	19,524,724.61
	US TREASURY N/B	300,000.00	289,359.36
	US TREASURY N/B	16,400,000.00	14,311,881.48
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,767.57
	US TREASURY N/B	600,000.00	558,855.42
	US TREASURY N/B	28,550,000.00	24,961,733.22
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,880.85
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,777.34
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,136.71
	US TREASURY N/B	12,350,000.00	10,735,574.65
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,115.23
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	927,636.70
	US TREASURY N/B	300,000.00	261,345.69
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,257.81
	US TREASURY N/B	500,000.00	434,218.75
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,250.00
	US TREASURY N/B	10,600,000.00	9,226,761.52
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,898.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,201.17
	US TREASURY N/B	63,100,000.00	55,650,003.85
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,681.64
	US TREASURY N/B	17,200,000.00	15,212,928.72
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,298.82
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,242.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,785.15
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,397,500.00

	US TREASURY N/B	46,850,000.00	41,248,126.76
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,244.14
	US TREASURY N/B	25,700,000.00	22,576,846.05
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,697.26
	US TREASURY N/B	100,000.00	86,669.92
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,208.98
	US TREASURY N/B	150,000.00	141,202.14
	US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,783,053.93
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,232.42
	US TREASURY N/B	11,800,000.00	10,298,956.22
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,257.81
	US TREASURY N/B	3,300,000.00	2,891,173.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,357.42
	US TREASURY N/B	28,500,000.00	27,063,865.04
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,960.93
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,332.03
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,259.76
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,609.37
	US TREASURY N/B	200,000.00	177,429.68
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,726.56
	US TREASURY N/B	36,250,000.00	33,548,240.37
	US TREASURY N/B	18,000,000.00	16,042,500.00
	US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,230,125.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,396.48
	US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,317,062.50
	US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,437,050.44
	US TREASURY N/B	9,800,000.00	9,307,319.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,925.78
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,300.78
	US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,634,488.60
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,839.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,429.68
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,519.53
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,779.29
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,742.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	80,257.81

	US TREASURY N/B	100,000.00	95,781.25
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,290,343.44
	US TREASURY N/B	50,000,000.00	49,160,155.00
	US TREASURY N/B	45,200,000.00	43,531,482.68
	US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,809,475.04
	US TREASURY N/B	86,650,000.00	95,748,250.00
	US TREASURY N/B	47,250,000.00	37,818,455.85
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,892.57
	US TREASURY N/B	7,700,000.00	7,458,171.49
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,224.60
	US TREASURY N/B	23,330,000.00	18,511,806.74
	US TREASURY N/B	18,200,000.00	17,997,026.32
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,734.37
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,183.59
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,312.50
	US TREASURY N/B	82,500,000.00	88,229,880.75
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,343.75
	US TREASURY N/B	100,000.00	83,544.92
	US TREASURY N/B	100,000.00	80,677.73
	US TREASURY N/B	150,000.00	121,294.92
	US TREASURY N/B	100,000.00	83,679.68
	US TREASURY N/B	64,230,000.00	57,870,973.08
	US TREASURY N/B	49,400,000.00	43,938,014.90
	US TREASURY N/B	87,650,000.00	86,444,812.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,978.51
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,917.96
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,640.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,515.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,832.03
	US TREASURY N/B	150,000.00	160,810.54
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,466.79
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,189.45
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,101.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,712.89
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,126.95
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,816.40

	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,456,523.35
	US TREASURY N/B	200,000.00	121,925.78
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,697.26
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,475,614.85
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,356,578.02
	US TREASURY N/B	24,100,000.00	15,137,812.50
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,216,273.13
	US TREASURY N/B	200,000.00	136,441.40
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,107.42
	US TREASURY N/B	20,600,000.00	14,895,971.24
	US TREASURY N/B	34,300,000.00	31,022,741.33
	US TREASURY N/B	15,300,000.00	10,098,000.00
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,805,796.62
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	5,013,188.86
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,236.32
	US TREASURY N/B	600,000.00	437,437.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	80,398.43
	US TREASURY N/B	500,000.00	417,265.60
	US TREASURY N/B	200,000.00	154,218.74
	US TREASURY N/B	100,000.00	84,867.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	76,839.84
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	926,523.40
	US TREASURY N/B	290,000.00	235,953.51
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,902.34
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,851.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,453.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,289.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,259.76
	US TREASURY N/B	7,600,000.00	6,375,687.12
	US TREASURY N/B	39,450,000.00	31,748,772.19
	US TREASURY N/B	34,100,000.00	26,813,788.21
	US TREASURY N/B	45,200,000.00	32,445,125.00
	US TREASURY N/B	22,900,000.00	17,929,983.23
	US TREASURY N/B	17,500,000.00	13,376,219.50
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,496,124.80
	US TREASURY N/B	55,700,000.00	39,538,294.09

	US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,902,243.64	
	US TREASURY N/B	39,000,000.00	26,186,366.70	
	US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,476,562.08	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,545,742.00	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,542,929.60	
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,376,327.84	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,622,132.34	
	US TREASURY N/B	100,000.00	76,841.79	
	US TREASURY N/B	100,000.00	78,560.54	
	US TREASURY N/B	500,000.00	383,281.25	
	US TREASURY N/B	200,000.00	164,187.50	
	US TREASURY N/B	100,000.00	76,529.29	
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	3,060,585.63	
	US TREASURY N/B	250,000.00	163,325.17	
	US TREASURY N/B	300,000.00	201,392.55	
	US TREASURY N/B	5,200,000.00	3,189,875.00	
	US TREASURY N/B	96,900,000.00	48,393,216.60	
	US TREASURY N/B	102,200,000.00	52,746,769.04	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	18,007,040.32	
	US TREASURY N/B	22,600,000.00	13,310,604.48	
	US TREASURY N/B	150,000.00	99,670.89	
	US TREASURY N/B	100,000.00	60,585.93	
	US TREASURY N/B	100,000.00	58,552.73	
	US TREASURY N/B	100,000.00	64,349.60	
	US TREASURY N/B	100,000.00	74,140.62	
	US TREASURY N/B	100,000.00	76,125.00	
小計	銘柄数：258	2,957,850,000.00	2,600,142,798.90	
			(390,099,424,118)	
	組入時価比率：46.8%		47.4%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,584,416.48	
	CANADIAN GOVERNMENT	34,000,000.00	32,827,911.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,546.44	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	3,067,028.09	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,368,977.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,978,067.07	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,367,921.94	

	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	323,444.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	634,403.64	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	283,029.21	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,050,000.00	12,102,652.21	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,950,000.00	2,726,918.93	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	182,891.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,988,860.34	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	791,976.56	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	233,448.15	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,680,000.00	8,458,523.90	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	93,581.08	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	93,151.88	
	CANADIAN GOVERNMENT	10,700,000.00	9,292,871.88	
	CANADIAN GOVERNMENT	750,000.00	611,892.37	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,550,000.00	5,670,322.55	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	85,787.16	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	88,569.02	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	825,788.61	
	CANADIAN GOVERNMENT	21,200,000.00	24,766,323.36	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,728,164.66	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	106,017.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,408,836.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	529,722.96	
	CANADIAN GOVERNMENT	15,600,000.00	11,577,022.08	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	68,871.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,068,445.49	
小計	銘柄数：33	153,860,000.00	149,032,385.66	
			(16,600,717,438)	
	組入時価比率：2.0%		2.0%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	70,500,000.00	66,914,370.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	149,000,000.00	137,167,045.80	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	24,500,000.00	22,957,235.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	35,000,000.00	31,304,700.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	83,200,000.00	78,619,008.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	77,300,000.00	75,042,840.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	106,600,000.00	98,289,464.00	

	小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,356,200.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	360,192.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	56,300,000.00	59,642,531.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	94,600,000.00	88,823,724.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	58,448,764.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	95,174,115.00	
		銘柄数 : 13	881,100,000.00	818,100,188.80	(7,208,280,763)
	組入時価比率 : 0.9%		0.9%		
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	581,402.40		
	BELGIUM KINGDOM	9,600,000.00	9,908,697.60		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	95,860.40		
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	3,756,600.00		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	92,510.20		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	91,306.50		
	BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	10,083,482.40		
	BELGIUM KINGDOM	9,100,000.00	9,961,770.00		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	87,440.00		
	BELGIUM KINGDOM	2,800,000.00	2,293,496.80		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	85,500.80		
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	644,000.00		
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,635,455.90		
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	3,840,728.40		
	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	4,002,965.25		
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,427,195.40		
	BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,237,220.80		
	BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	2,026,544.00		
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,654,741.00		
	BELGIUM KINGDOM GOVT	12,830,000.00	14,219,784.09		
	BELGIUM KINGDOM GOVT	12,150,000.00	14,423,107.05		
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,026.00		
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	24,100,000.00	23,124,916.41		
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,750,000.00	5,865,937.25		
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,525.00			
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,360.00			
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,787.00			

	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,000,000.00	4,976,500.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51,600,000.00	55,060,249.54
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,808.17
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,755.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,670.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,220.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,981.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,400.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,116.28
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,850.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,300,000.00	44,231,265.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	92,950.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,900,000.00	2,976,133.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	89,215.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	86,104.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,919.14
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,432.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,520.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,073.60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,300,000.00	1,332,253.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	85,868.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	71,762.10
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,600,000.00	5,775,276.08
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,400,000.00	11,993,529.60
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	12,029,516.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,901.80
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,609,209.70
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	87,080.40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	82,684.44
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,400,000.00	17,501,244.40
	BUNDESobligation	200,000.00	188,710.00
	BUNDESobligation	100,000.00	93,378.00
	BUNDESobligation	3,600,000.00	3,597,696.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,286.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,074.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,585.00

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,693.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,453.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	42,150,000.00	47,406,105.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,487.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	1,564,220.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,785.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,203,059.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,020.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	89,483.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	90,204.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	689,731.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,800,000.00	25,136,592.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,200,000.00	3,207,136.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,900,000.00	41,739,004.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	18,100,000.00	21,932,566.40
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,400,000.00	23,711,348.40
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	81,546.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	35,400,000.00	42,834,000.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12,600,000.00	16,200,676.80
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	16,646,633.68
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	98,480.30
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	98,826.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	76,648.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,100,000.00	9,446,096.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	84,841.00
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,250,000.00	2,231,077.50
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	650,000.00	646,964.50
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3,000,000.00	3,002,040.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,118.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	17,500,000.00	17,762,500.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	23,800,000.00	23,778,380.08
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,220.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,641.51
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,990.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,877.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	50,950,000.00	51,163,990.00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,780.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,450.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,470.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,217.50
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,560.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,590.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	44,950,000.00	45,660,210.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	110,450.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,980.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,885.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	194,020.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	192,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,250,000.00	18,107,375.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,040.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	191,120.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	41,750,000.00	41,992,150.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	2,042,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	106,120.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,930.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000.00	10,343,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,240.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	164,625.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000.00	55,204,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,530.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	22,800,000.00	23,073,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	514,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	88,890.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	3,989,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	115,850.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	129,765.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	81,030.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,170.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000.00	50,532,740.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	630,900.00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	89,750.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	32,800,000.00	35,938,960.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,000,000.00	13,269,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	2,117,640.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	82,790.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,120.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,770.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	3,050,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	174,620.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	13,959,680.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,834,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,300,000.00	8,807,130.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,770.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	88,630.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,310.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	71,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	15,800,000.00	16,111,260.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,500,000.00	6,849,690.00
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	606,492.00
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	96,740.71
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,902,780.00
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,307,157.04
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,126,628.00
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,132,588.60
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,692,580.00
	FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,186,846.00
	FINNISH GOVERNMENT	3,000,000.00	2,885,019.00
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	374,108.00
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	726,672.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,750.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,490.00
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	145,200.00
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	190,200.00
	FRANCE (GOVT OF)	18,250,000.00	18,097,043.10
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,338.00

	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	138,133.05
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	143,370.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,668.87
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,283.80
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,445.00
	FRANCE (GOVT OF)	17,410,000.00	17,445,112.48
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	89,403.50
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	99,630.00
	FRANCE (GOVT OF)	4,000,000.00	4,052,928.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	85,500.30
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	81,930.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	83,677.60
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	78,840.70
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	137,961.60
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	54,104.00
	FRANCE (GOVT OF)	43,100,000.00	22,821,837.90
	FRANCE (GOVT OF)	9,950,000.00	9,326,960.85
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	67,505.90
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	30,420,000.00	31,865,284.62
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	96,603.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	94,393.06
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	101,265.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,450,000.00	7,451,862.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000.00	65,655,321.75
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	92,107.80
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	43,150,000.00	52,747,897.65
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	56,600,000.00	66,151,250.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,200,000.00	11,267,042.40
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	16,250,000.00	19,074,250.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	99,939.30
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	15,350,000.00	17,331,071.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	840,000.00	961,979.76
	IRISH GOVERNMENT	730,000.00	745,634.26
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	186,726.40
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	556,953.00
	IRISH TSY 1.3% 2033	9,100,000.00	8,069,206.60

	IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	91,978.30
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,102,157.80
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,690,071.50
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	96,232.40
	IRISH TSY 2.4% 2030	8,300,000.00	8,204,574.90
	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,347,201.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	9,100,000.00	8,749,049.40
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,330,000.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,815.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,590.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	18,130,000.00	20,015,520.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,390.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	88,257.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	88,486.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	247,615.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	21,400,000.00	24,174,039.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	15,000,000.00	10,198,425.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	354,052.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	339,386.70
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	3,795,236.32
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,898,840.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	607,548.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	867,146.94
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,500,000.00	5,339,820.75
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,192,300.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,896,392.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	8,800,000.00	9,774,732.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	12,900,000.00	11,557,110.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	595,172.90
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,350,000.00	10,834,218.54
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,450,000.00	3,849,058.05
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,100,000.00	3,098,648.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,500,000.00	5,535,750.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,161,776.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	3,043,490.55
	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000.00	43,920,222.50

小計	SPANISH GOVERNMENT	36,500,000.00	43,570,050.00
	SPANISH GOVERNMENT	15,650,000.00	16,870,634.27
	銘柄数：245	1,559,790,000.00	1,624,807,443.19 (262,910,092,382)
	組入時価比率：31.6%		32.0%
英債券	UK TREASURY	100,000.00	95,845.50
	UK TREASURY	120,000.00	120,188.01
	UK TREASURY	200,000.00	190,070.12
	UK TREASURY	100,000.00	96,225.00
	UK TREASURY	100,000.00	93,815.00
	UK TREASURY	100,000.00	90,385.00
	UK TREASURY	400,000.00	401,800.40
	UK TREASURY	200,000.00	179,998.00
	UK TREASURY	100,000.00	108,582.50
	UK TREASURY	12,050,000.00	10,164,175.00
	UK TREASURY	200,000.00	168,829.20
	UK TREASURY	100,000.00	104,476.68
	UK TREASURY	160,000.00	162,472.00
	UK TREASURY	15,150,000.00	15,530,446.80
	UK TREASURY	13,280,000.00	13,245,857.12
	UK TREASURY	100,000.00	73,351.30
	UK TREASURY	29,550,000.00	27,498,402.60
	UK TREASURY	4,250,000.00	4,392,177.80
	UK TREASURY	22,100,000.00	21,525,311.60
	UK TREASURY	500,000.00	483,750.00
	UK TREASURY	320,000.00	316,960.00
	UK TREASURY	9,890,000.00	8,404,423.10
	UK TREASURY	8,400,000.00	7,943,496.96
	UK TREASURY	100,000.00	55,564.00
	UK TREASURY	100,000.00	57,800.00
	UK TREASURY	100,000.00	94,134.00
UK TREASURY	11,550,000.00	5,548,721.64	
UK TREASURY	100,000.00	86,180.00	
UK TREASURY	1,600,000.00	802,891.52	
UK TREASURY	1,550,000.00	796,987.68	
UK TREASURY	100,000.00	52,240.00	

		UK TREASURY	100,000.00	90,010.00	
		UK TREASURY	100,000.00	62,613.80	
		UK TREASURY	200,000.00	161,880.00	
		UK TSY 0 1/2% 2061	9,500,000.00	2,754,951.55	
		UK TSY 0 5/8% 2050	52,400,000.00	20,703,984.08	
		UK TSY 3 1/4% 2044	5,000,000.00	4,114,812.00	
		UNITED KINGDOM GILT	31,570,000.00	31,011,905.54	
		UNITED KINGDOM GILT	31,800,000.00	31,680,750.00	
		UNITED KINGDOM GILT	1,070,000.00	1,053,669.01	
		UNITED KINGDOM GILT	9,400,000.00	9,538,350.13	
		UNITED KINGDOM GILT	1,600,000.00	1,658,258.56	
		UNITED KINGDOM GILT	4,500,000.00	4,578,642.00	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	68,348.00	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMENT)	170,000.00	159,528.00	
	小計	銘柄数：45	280,220,000.00	226,523,261.20	
				(42,892,179,508)	
		組入時価比率：5.1%		5.2%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	41,350,000.00	40,969,580.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,000,000.00	16,248,642.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	17,046,409.74	
		SWEDISH GOVERNMENT	4,100,000.00	3,745,039.22	
		SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	11,150,792.05	
		SWEDISH GOVERNMENT	3,000,000.00	2,963,917.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	23,697,102.00	
	小計	銘柄数：7	118,150,000.00	115,821,483.01	
				(1,666,671,140)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	21,711,837.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,950,351.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,178,250.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,769,730.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,226,320.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	7,085,780.72	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	22,500,000.00	19,852,605.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,168,304.35	
	小計	銘柄数：8	110,800,000.00	101,943,178.57	

			(1,455,748,589)	
		組入時価比率：0.2%	0.2%	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	23,400,000.00	22,939,020.00	
	KINGDOM OF DENMARK	3,300,000.00	3,069,062.04	
	KINGDOM OF DENMARK	15,850,000.00	14,214,280.00	
	KINGDOM OF DENMARK	4,600,000.00	4,479,940.00	
	KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	54,364,866.60	
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,013,362.50	
	小計	銘柄数：6	98,450,000.00	103,080,531.14 (2,236,847,525)
		組入時価比率：0.3%	0.3%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,906,679.60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,169,545.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	51,878,848.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	10,700,000.00	11,672,833.30	
	POLAND GOVERNMENT BOND	10,300,000.00	10,534,963.60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,915,596.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	5,777,091.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,900,000.00	2,222,531.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,977,587.74	
	小計	銘柄数：9	121,300,000.00	115,055,676.44 (4,288,757,867)
		組入時価比率：0.5%	0.5%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,750,000.00	7,684,297.05	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,130,000.00	14,255,577.54	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,350,000.00	1,388,692.21	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	3,084,605.12	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,070.67	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,651,663.22	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,737,350.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,426,517.48	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	3,778,857.68	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,768,830.68	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	873,510.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	480,006.90	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,060,729.00	

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	20,900,000.00	21,412,591.31
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	271,481.52
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,192.66
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	346,279.80
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	12,300,000.00	11,596,694.61
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,949,400.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,250,000.00	2,575,699.75
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,415,220.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,000,000.00	3,888,500.00
	銘柄数：22 組入時価比率：1.3%	124,230,000.00	114,028,767.20 (11,202,186,089) 1.4%
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,100,000.00	3,973,720.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,074,270.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	900,000.00	748,261.80
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,100,000.00	1,936,620.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	98,670.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	243,150.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,614,081.20
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,064,518.71
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,609,356.58
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	654,000.00
小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.2%	24,650,000.00	21,016,648.29 (1,935,633,307) 0.2%
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,085,464.27
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,530,000.00	4,423,998.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	476,000.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,111,610.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	196,720.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	297,750.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,260,000.00	5,201,088.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	361,880.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,031,649.45
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,220,000.00	2,952,740.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	821,329.50

小計	SINGAPORE GOVERNMENT	2,500,000.00	2,401,250.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,500,000.00	2,808,750.00
	銘柄数：13	31,340,000.00	30,170,229.22 (3,365,187,367)
	組入時価比率：0.4%		0.4%
リング	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,006,232.50
	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,404.40
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,282,558.84
	MALAYSIA GOVERNMENT	7,000,000.00	7,544,651.80
	MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,493.76
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	17,228,421.08
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,649,518.54
	MALAYSIAN GOVERNMENT	12,000,000.00	12,003,987.60
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	3,716,749.53
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	520,381.60
	MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	283,224.03
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,057,097.98
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	370,703.52
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,800,000.00	5,948,391.26
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,145,431.02
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,386,668.60
	MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,804,072.58
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,350,715.25
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,849,701.78
	小計	銘柄数：19	125,030,000.00
	組入時価比率：0.5%		0.5%
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	142,100,000.00	142,469,388.95
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,500,000.00	13,547,200.05
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	49,934,136.59
	CHINA GOVERNMENT BOND	118,500,000.00	118,201,723.65
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,523,836.05
	CHINA GOVERNMENT BOND	81,800,000.00	81,878,560.72
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	156,846,037.15
	CHINA GOVERNMENT BOND	48,300,000.00	48,480,231.45
	CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,383,558.40

	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	68,654,720.95
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	90,632,237.65
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	94,971,880.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	123,500,000.00	124,151,845.35
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,176,863.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	85,475,041.92
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	54,370,321.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,576,894.95
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	95,181,209.16
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	63,837,616.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	109,829,759.25
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	17,846,692.29
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	71,928,101.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	98,879,620.32
	CHINA GOVERNMENT BOND	43,000,000.00	43,166,883.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	55,376,579.02
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	75,410,432.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	94,684,860.05
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	50,239,182.72
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	74,406,929.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	157,397,619.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	114,800,000.00	115,350,730.04
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	24,655,288.70
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,558,610.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,441,768.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	32,078,995.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	64,181,699.37
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	50,514,750.52
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	72,452,065.78
	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	77,024,715.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	106,000,000.00	105,971,570.80
	CHINA GOVERNMENT BOND	87,200,000.00	88,948,237.92
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	17,883,142.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	41,895,601.20
	CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	98,781,763.23
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	71,452,850.71

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	72,800,000.00	81,039,736.96
		CHINA GOVERNMENT BOND	26,000,000.00	27,915,427.80
		銘柄数：47	3,273,900,000.00	3,336,606,917.37
		組入時価比率：8.3%		(69,514,534,855) 8.5%
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	700,000.00	673,266.23
		ISRAEL FIXED BOND	15,400,000.00	14,937,282.36
		ISRAEL FIXED BOND	5,600,000.00	5,264,130.48
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,887,355.80
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,731,709.00
		ISRAEL FIXED BOND	7,600,000.00	7,094,485.24
		ISRAEL FIXED BOND	6,900,000.00	5,771,476.71
		ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	4,125,579.13
		ISRAEL FIXED BOND	10,300,000.00	11,354,586.10
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,896,354.72
	小計	銘柄数：10	69,600,000.00	65,736,225.77
		組入時価比率：0.3%		(2,731,682,009) 0.3%
	合計			822,190,531,462 (822,190,531,462)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2024年2月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	17,900,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY BOND	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	

	US TREASURY BOND	15,400,000
	US TREASURY N/B	45,877,000
	US TREASURY N/B	24,000,000
	US TREASURY BOND	50,000,000
	US TREASURY BOND	9,000,000
	US TREASURY BOND	1,222,000
	US TREASURY BOND	2,000,000
	US TREASURY BOND	19,000,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	20,000,000
	US TREASURY N/B	2,500,000
	US TREASURY N/B	45,000,000
	US TREASURY N/B	36,000,000
	US TREASURY N/B	40,000,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	170,000
	US TREASURY N/B	11,985,000
	US TREASURY N/B	7,225,000
	US TREASURY N/B	43,000,000
	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	40,000,000
	US TREASURY N/B	26,000,000
	US TREASURY N/B	27,000,000
	US TREASURY N/B	13,900,000
	US TREASURY N/B	425,000
	US TREASURY N/B	39,000,000
	US TREASURY N/B	40,000,000
	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	32,000,000
	US TREASURY N/B	17,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	15,300,000
	US TREASURY N/B	20,300,000
	US TREASURY N/B	24,000,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	3,000,000
	US TREASURY N/B	5,605,000
	US TREASURY N/B	38,000,000
	US TREASURY N/B	20,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	28,700,000
	US TREASURY N/B	27,000,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	41,200,000
	US TREASURY N/B	28,000,000
	US TREASURY N/B	1,400,000
	US TREASURY N/B	24,000,000

		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	5,930,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	18,800,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,400,000	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000	
	ユーロ	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	950,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,126,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000	
		SPANISH GOVERNMENT	7,800,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,000,000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7,700,000	
		FINNISH GOVERNMENT	1,700,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,400,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,625,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年2月19日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,678,861,077	—	1,685,940,700	7,079,623
米ドル	480,607,327	—	479,922,750	△684,577
カナダドル	55,438,090	—	55,687,050	248,960
メキシコペソ	44,053,500	—	44,007,500	△46,000
ユーロ	258,455,200	—	258,811,080	355,880
ノルウェークローネ	49,818,510	—	49,958,300	139,790
デンマーククローネ	43,193,000	—	43,395,800	202,800
人民元	747,295,450	—	754,158,220	6,862,770
合計	1,678,861,077	—	1,685,940,700	7,079,623

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

世界REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年2月19日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	820,789,802
コール・ローン	674,088,720
投資証券	156,507,920,181
派生商品評価勘定	3,539,212
未収入金	14,930,759
未収配当金	325,068,222
差入委託証拠金	269,397,797
流動資産合計	158,615,734,693
資産合計	158,615,734,693
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	31,620,558
未払金	582,214,903
未払解約金	181,274,507
未払利息	71
その他未払費用	382,200
流動負債合計	795,492,239
負債合計	795,492,239
純資産の部	
元本等	
元本	59,000,888,985
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	98,819,353,469
元本等合計	157,820,242,454
純資産合計	157,820,242,454
負債純資産合計	158,615,734,693

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年2月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6749円
(10,000口当たり純資産額)	(26,749円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年2月21日 至 2024年2月19日
1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行

なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月19日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年2月19日現在

期首	2023年2月21日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	52,895,570,153円
同期中における追加設定元本額	12,333,836,704円
同期中における一部解約元本額	6,228,517,872円
期末元本額	59,000,888,985円
期末元本額の内訳*	
野村世界REITインデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	9,052,951,008円
のむラップ・ファンド (保守型)	1,614,780,928円
のむラップ・ファンド (普通型)	15,453,826,338円
のむラップ・ファンド (積極型)	10,199,636,971円
マイ・ロード	791,629,081円
野村世界REITインデックス (野村SMA・EW向け)	1,618,301,165円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	350,955,281円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,333,108,141円
野村世界REITインデックスファンド (確定拠出年金向け)	18,585,700,072円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年2月19日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年2月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	276	31,712,400	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	368	32,641,600	
		SOS i LA物流リート投資法人 投資証券	512	57,497,600	

東海道リート投資法人 投資証券	144	18,043,200
日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	371	217,035,000
森ヒルズリート投資法人 投資証券	1,194	155,100,600
産業ファンド投資法人 投資証券	1,553	194,901,500
アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	1,052	321,386,000
アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	521	201,106,000
G L P 投資法人 投資証券	3,640	451,360,000
コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	514	150,859,000
日本プロロジスリート投資法人 投資証券	1,797	456,977,100
星野リゾート・リート投資法人 投資証券	186	100,068,000
O n e リート投資法人 投資証券	184	48,392,000
イオンリート投資法人 投資証券	1,290	169,893,000
ヒューリックリート投資法人 投資証券	935	139,876,000
日本リート投資法人 投資証券	325	104,650,000
積水ハウス・リート投資法人 投資証券	3,191	235,495,800
トーセイ・リート投資法人 投資証券	208	28,454,400
ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	278	35,945,400
サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	517	52,992,500
野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	3,467	519,356,600
いちごホテルリート投資法人 投資証券	262	29,029,600
ラサールロジポート投資法人 投資証券	1,383	197,215,800
スターアジア不動産投資法人 投資証券	1,691	95,034,200
マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	159	19,223,100
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	422	179,561,000
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	161	11,833,500
投資法人みらい 投資証券	1,292	56,783,400
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	378	132,678,000
C R E ロジスティクスファンド投資	442	62,940,800

法人 投資証券			
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	176	20,451,200	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	483	48,155,100	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	493	60,047,400	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	1,254	726,066,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	1,041	555,894,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証券	5,117	473,322,500	
オリックス不動産投資法人 投資証券	2,017	326,350,600	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	738	242,433,000	
N T T 都市開発リート投資法人	1,080	129,924,000	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	686	110,720,400	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	741	78,027,300	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	2,297	321,350,300	
森トラストリート投資法人 投資証券	1,937	136,558,500	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	4,996	308,253,200	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	374	156,332,000	
平和不動産リート投資法人 投資証券	742	97,944,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	692	177,774,800	
福岡リート投資法人 投資証券	515	85,747,500	
K D X 不動産投資法人 投資証券	3,035	449,787,000	
いちごオフィスリート投資法人 投資証券	742	58,098,600	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	212	124,868,000	
阪急阪神リート投資法人 投資証券	514	70,418,000	
スターツプロシード投資法人 投資証券	182	35,126,000	
大和ハウスリート投資法人 投資証券	1,558	372,050,400	
ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	3,446	252,247,200	
大和証券リビング投資法人 投資証券	1,761	178,565,400	

	券			
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	928	108,761,600	
小計	銘柄数：58 組入時価比率：6.5%	66,470	10,213,317,100 6.5%	
米ドル	ACADIA REALTY TRUST	70,000	1,179,500.00	
	AGREE REALTY CORP	73,700	4,203,111.00	
	ALEXANDER & BALDWIN INC	53,000	919,550.00	
	ALEXANDERS INC	1,500	336,390.00	
	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	115,000	13,717,200.00	
	ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	8,000	127,360.00	
	AMERICAN ASSETS TRUST INC	36,000	784,080.00	
	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	234,100	8,060,063.00	
	AMERICOLD REALTY TRUST INC	196,000	5,327,280.00	
	APARTMENT INCOME REIT CO	107,900	3,418,272.00	
	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	100,000	766,000.00	
	APPLE HOSPITALITY REIT INC	155,000	2,469,150.00	
	ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	48,000	547,680.00	
	ASHFORD HOSPITALITY TRUST	22,000	35,640.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	104,400	18,491,328.00	
	BOSTON PROPERTIES	105,600	7,113,216.00	
	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	46,000	110,860.00	
	BRANDYWINE REALTY TRUST	129,000	545,670.00	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	220,000	5,088,600.00	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	136,000	2,125,680.00	
	BRT APARTMENTS CORP	8,000	131,440.00	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	78,600	7,558,176.00	
	CARETRUST REIT INC	88,000	1,994,960.00	
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	19,000	444,030.00	
	CENTERSPACE	10,600	594,448.00	
	CHATHAM LODGING TRUST	37,000	388,500.00	
	CITY OFFICE REIT INC	26,000	123,500.00	
	CLIPPER REALTY INC	10,000	49,200.00	
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	18,200	494,858.00	
	COPT DEFENSE PROPERTIES	83,000	1,998,640.00	
	COUSINS PROPERTIES INC	111,000	2,620,710.00	
	CTO REALTY GROWTH INC	14,000	230,020.00	

CUBESMART	164,900	7,163,256.00	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	153,000	1,406,070.00	
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	570,000	353,400.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	222,500	30,308,950.00	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	150,000	444,000.00	
DOUGLAS EMMETT INC	122,000	1,677,500.00	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	240,000	0.00	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	68,000	794,240.00	
EASTGROUP PROPERTIES	33,900	6,193,869.00	
ELME COMMUNITIES	64,000	903,040.00	
EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	96,000	966,720.00	
EPR PROPERTIES	54,700	2,307,246.00	
EQUINIX INC	68,960	59,045,620.80	
EQUITY COMMONWEALTH	78,000	1,447,680.00	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	137,200	9,079,896.00	
EQUITY RESIDENTIAL	254,100	15,253,623.00	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	115,000	2,839,350.00	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	47,200	11,109,464.00	
EXTRA SPACE STORAGE INC	155,300	21,985,821.00	
FARMLAND PARTNERS INC	32,000	368,960.00	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	54,100	5,432,722.00	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	97,500	5,337,150.00	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	66,000	1,554,300.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	65,000	153,400.00	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	196,500	8,879,835.00	
GETTY REALTY CORP	35,000	949,200.00	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	29,000	368,300.00	
GLADSTONE LAND CORP	23,000	310,270.00	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	46,000	440,680.00	
GLOBAL NET LEASE INC	145,000	1,168,700.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	278,000	3,992,080.00	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	401,000	6,881,160.00	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	77,000	1,821,050.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	519,000	10,234,680.00	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	95,000	688,750.00	

	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	164,000	2,551,840.00
	INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	38,000	154,660.00
	INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	20,600	1,895,200.00
	INVENTRUST PROPERTIES CORP	50,000	1,282,000.00
	INVITATION HOMES INC	423,000	13,832,100.00
	IRON MOUNTAIN INC	214,700	14,595,306.00
	JBG SMITH PROPERTIES	64,000	1,048,960.00
	KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	570,000	84,360.00
	KILROY REALTY CORP	77,600	2,813,776.00
	KIMCO REALTY CORP	487,000	9,559,810.00
	KITE REALTY GROUP TRUST	160,000	3,436,800.00
	LTC PROPERTIES INC	30,300	954,753.00
	LXP INDUSTRIAL TRUST	213,000	1,838,190.00
	MACERICH CO /THE	158,000	2,720,760.00
	MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,139,999	64,979.94
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	441,000	1,569,960.00
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	85,500	11,044,035.00
	NATIONAL STORAGE AFFILIATES	56,200	2,063,102.00
	NATL HEALTH INVESTORS INC	32,300	1,720,298.00
	NET LEASE OFFICE PROPERTY	10,430	282,235.80
	NETSTREIT CORP	51,000	883,830.00
	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	21,522	145,919.16
	NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	16,300	506,604.00
	NNN REIT INC	134,500	5,487,600.00
	OFFICE PROPERTIES INCOME	32,000	120,640.00
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	179,900	5,567,905.00
	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	11,000	225,940.00
	ORION OFFICE REIT INC	39,000	188,370.00
	PARAMOUNT GROUP INC	123,000	597,780.00
	PARK HOTELS & RESORTS INC	156,000	2,349,360.00
	PEAKSTONE REALTY TRUST	25,000	366,500.00
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	87,000	1,398,960.00
	PHILLIPS EDISON & CO INC	87,800	3,033,490.00
	PHYSICIANS REALTY TRUST	173,000	2,003,340.00
	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	92,000	622,840.00

	PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	26,000	580,060.00
	POSTAL REALTY TRUST INC-A	15,000	210,450.00
	PRIME US REIT	340,000	40,460.00
	PROLOGIS INC	678,600	90,518,454.00
	PUBLIC STORAGE	116,300	32,740,776.00
	REALTY INCOME CORP	611,000	31,973,630.00
	REGENCY CENTERS CORP	120,500	7,327,605.00
	RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	92,000	1,179,440.00
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	155,400	8,247,078.00
	RLJ LODGING TRUST	114,000	1,333,800.00
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	44,000	5,114,560.00
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	168,000	2,310,000.00
	SAFEHOLD INC	32,000	679,680.00
	SAUL CENTERS INC	9,700	361,228.00
	SERVICE PROPERTIES TRUST	124,000	961,000.00
	SIMON PROPERTY GROUP INC	239,700	35,945,412.00
	SITE CENTERS CORP	134,000	1,900,120.00
	SL GREEN REALTY CORP	47,000	2,205,240.00
	STAG INDUSTRIAL INC	133,800	5,231,580.00
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	80,000	519,200.00
	SUN COMMUNITIES INC	91,200	11,856,000.00
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	149,000	1,625,590.00
	TANGER INC	78,000	2,233,920.00
	TERRENO REALTY CORP	61,700	3,868,590.00
	UDR INC	222,800	8,038,624.00
	UMH PROPERTIES INC	46,000	673,900.00
	UNITI GROUP INC	177,000	902,700.00
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	9,100	361,361.00
	URBAN EDGE PROPERTIES	86,000	1,489,520.00
	VENTAS INC	295,900	12,948,584.00
	VERIS RESIDENTIAL INC	58,000	908,860.00
	VICI PROPERTIES INC	760,000	22,442,800.00
	VORNADO REALTY TRUST	118,000	3,077,440.00
	WELLTOWER INC	406,600	37,866,658.00
	WHITESTONE REIT	36,000	448,560.00
	WP CAREY INC	160,900	9,235,660.00

小計	XENIA HOTELS & RESORTS INC	77,000	1,018,710.00
	銘柄数：139	19,197,311	759,245,548.70 (113,909,609,671)
	組入時価比率：72.2%		72.7%
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	46,000	821,100.00
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	36,000	221,760.00
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	18,600	1,360,218.00
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	13,000	200,720.00
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	36,000	108,900.00
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	60,900	3,066,315.00
	CHOICE PROPERTIES REIT	117,000	1,583,010.00
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	38,000	530,860.00
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	43,000	620,920.00
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	99,000	1,337,490.00
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	11,000	88,220.00
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	75,000	1,233,000.00
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	22,600	1,688,220.00
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	91,000	873,600.00
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	54,000	750,600.00
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	41,000	804,830.00
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	13,000	221,780.00
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	12,100	190,696.00
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	22,000	175,120.00
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	86,000	378,400.00
	PRIMARIS REIT	37,500	522,000.00
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	17,000	93,330.00
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	110,000	2,038,300.00
	SLATE GROCERY REIT	19,000	228,570.00
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	53,000	1,274,120.00
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	4,522	41,828.50
小計	銘柄数：26	1,176,222	20,453,907.50 (2,278,360,756)
	組入時価比率：1.4%		1.5%
ユーロ	AEDIFICA	34,700	1,932,790.00
	ALTAREA	3,200	246,080.00

	CARE PROPERTY INVEST	27,000	341,820.00	
	CARMILA	40,000	596,000.00	
	COFINIMMO	26,900	1,682,595.00	
	COVIVIO	35,900	1,492,004.00	
	CROMWELL REIT EUR	240,000	331,200.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	30,306	606,120.00	
	GECINA SA	37,800	3,524,850.00	
	HAMBORNER REIT AG	52,000	333,320.00	
	ICADE	23,000	705,180.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	41,000	88,765.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	206,000	1,066,050.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	21,200	442,020.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	320,000	331,520.00	
	KLEPIERRE	141,000	3,338,880.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	34,000	212,160.00	
	MERCIALYS	70,000	712,600.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	248,000	2,272,920.00	
	MONTEA	11,400	869,820.00	
	NSI NV	13,700	269,068.00	
	RETAIL ESTATES	8,700	519,390.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	22,700	935,580.50	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	74,700	5,230,494.00	
	VASTNED RETAIL NV	12,000	251,400.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	128,000	3,297,280.00	
	WERELDHAVE NV	31,000	419,120.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	20,200	528,230.00	
小計	銘柄数 : 28	1,954,406	32,577,256.50	
			(5,271,325,874)	
	組入時価比率 : 3.3%		3.4%	
英債券	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	280,000	141,400.00	
	AEW UK REIT PLC	120,000	109,200.00	
	ASSURA PLC	2,170,000	912,702.00	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	490,000	384,650.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	146,000	1,562,200.00	
	BRITISH LAND	691,000	2,589,868.00	

	CLS HOLDINGS PLC	90,000	83,700.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	330,000	222,750.00	
	DERWENT LONDON PLC	84,000	1,666,560.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	430,000	390,870.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	185,000	700,040.00	
	HAMMERSON PLC	2,830,000	738,064.00	
	HELICAL PLC	73,000	137,824.00	
	HOME REIT PLC	540,000	102,735.00	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	333,750	268,335.00	
	INTU PROPERTIES PLC	335,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	548,000	3,536,792.00	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	230,000	111,090.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	790,000	1,485,990.00	
	LXI REIT PLC	1,290,000	1,308,060.00	
	NEWRIVER REIT PLC	210,000	158,760.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	440,000	279,400.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	980,000	895,230.00	
	PRS REIT PLC/THE	370,000	281,200.00	
	REGIONAL REIT LTD	280,000	61,740.00	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	157,000	1,275,625.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	340,000	154,190.00	
	SEGRO PLC	902,000	7,661,588.00	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	1,450,000	1,914,000.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	900,000	691,200.00	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	450,000	349,200.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	240,000	132,000.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,380,000	2,176,260.00	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	680,000	459,000.00	
	UNITE GROUP PLC	295,000	2,955,900.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	350,000	445,900.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	320,000	267,520.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	99,000	504,900.00	
小計	銘柄数：38	21,828,750	37,116,443.00	
			(7,027,998,482)	
	組入時価比率：4.5%		4.5%	

豪ドル	ABACUS GROUP	360,000	388,800.00	
	ABACUS STORAGE KING	380,000	469,300.00	
	ARENA REIT	270,000	977,400.00	
	BWP TRUST	340,000	1,196,800.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	620,000	1,125,300.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	410,000	1,394,000.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	300,000	375,000.00	
	CHARTER HALL GROUP	347,000	4,309,740.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	490,000	1,866,900.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	368,000	1,405,760.00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	230,000	632,500.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	920,000	368,000.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	170,000	493,000.00	
	DEXUS/AU	800,000	6,288,000.00	
	GDI PROPERTY GROUP	362,730	233,960.85	
	GOODMAN GROUP	1,267,000	36,248,870.00	
	GPT GROUP	1,400,000	6,370,000.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	210,000	493,500.00	
	HEALTHCO REIT	380,000	520,600.00	
	HMC CAPITAL LTD	181,325	1,182,239.00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	1,280,000	1,625,600.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	130,000	387,400.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	280,000	1,349,600.00	
	MIRVAC GROUP	2,930,000	6,739,000.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	910,000	2,120,300.00	
	REGION RE LTD	870,000	1,983,600.00	
RURAL FUNDS GROUP	260,000	553,800.00		
SCENTRE GROUP	3,800,000	11,590,000.00		
STOCKLAND TRUST GROUP	1,760,000	8,254,400.00		
VICINITY CENTRES	2,840,000	5,822,000.00		
WAYPOINT REIT	490,000	1,254,400.00		
小計	銘柄数 : 31 組入時価比率 : 6.7%	25,356,055	108,019,769.85 (10,611,862,190) 6.8%	
ニュージーランド	ARGOSY PROPERTY LTD	670,000	763,800.00	

ドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	740,000	1,591,000.00		
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	1,130,000	954,850.00		
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	960,000	1,171,200.00		
	小計	銘柄数：4	3,500,000	4,480,850.00	(412,686,285)
		組入時価比率：0.3%			0.3%
香港ドル	CHAMPION REIT	1,400,000	2,464,000.00		
	FORTUNE REIT	1,060,000	4,759,400.00		
	LINK REIT	1,890,100	72,957,860.00		
	PROSPERITY REIT	840,000	1,058,400.00		
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	798,000	1,484,280.00		
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,589,700	1,716,876.00		
	小計	銘柄数：6	7,577,800	84,440,816.00	(1,619,574,850)
		組入時価比率：1.0%			1.0%
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	540,000	691,200.00		
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	2,609,982	7,255,749.96		
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,780,044	1,655,440.92		
	CAPITALAND CHINA TRUST	880,012	677,609.24		
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	3,750,028	7,350,054.88		
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	500,040	490,039.20		
	EC WORLD REIT	120,000	33,600.00		
	ESR-LOGOS REIT	4,499,989	1,439,996.48		
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	740,000	481,000.00		
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	810,007	1,806,315.61		
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	2,159,990	2,419,188.80		
	KEPPEL DC REIT	979,983	1,734,569.91		
	KEPPEL REIT	1,670,000	1,494,650.00		
	LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL	1,250,000	750,000.00		
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	1,500,000	3,585,000.00		
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	2,419,991	3,750,986.05		
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	1,680,024	2,368,833.84		
	PARAGON REIT	870,000	730,800.00		
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	300,000	1,113,000.00		

	小計	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	360,000	243,000.00		
		STARHILL GLOBAL REIT	960,000	465,600.00		
		SUNTEC REIT	1,600,000	1,872,000.00		
		銘柄数：22 組入時価比率：3.0%	31,980,090	42,408,634.89 (4,730,259,135) 3.0%		
	ウォン	小計	D&D PLATFORM REIT CO LTD	44,000	145,640,000.00	
			ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	122,000	473,360,000.00	
			JR REIT XXVII	116,000	470,960,000.00	
			KORAMCO LIFE INFRA REIT	36,346	176,278,100.00	
			LOTTE REIT CO LTD	83,000	261,035,000.00	
			NH ALL-ONE REIT CO LTD	34,170	113,956,950.00	
			SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	53,214	348,019,560.00	
			SK REITS CO LTD	83,248	318,423,600.00	
	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	571,978	2,307,673,210.00 (260,305,538) 0.2%			
新シエケル	小計	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	480,000	828,000.00		
		REIT 1 LTD	130,000	2,054,000.00		
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	160,000	1,272,000.00		
		銘柄数：3 組入時価比率：0.1%	770,000	4,154,000.00 (172,620,300) 0.1%		
合計				156,507,920,181 (146,294,603,081)		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年2月19日現在		
	契約額等(円)		時価(円)
		うち1年超	
市場取引			
REIT 指数先物取引			
買建	1,252,156,008	—	1,224,334,042
市場取引以外の取引			
為替予約取引			
			△27,827,576

買建	472,575,600	—	472,295,520	△280,080
米ドル	450,405,000	—	450,020,700	△384,300
カナダドル	22,170,600	—	22,274,820	104,220
売建	15,027,000	—	15,000,690	26,310
米ドル	15,027,000	—	15,000,690	26,310
合計	—	—	—	△28,081,346

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

のむラップ・ファンド（保守型）

のむラップ・ファンド（普通型）

のむラップ・ファンド（積極型）

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間（2024年2月20日から2024年8月19日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

のむラップ・ファンド（やや保守型）

のむラップ・ファンド（やや積極型）

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間（2024年2月20日から2024年8月19日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（保守型）の2024年2月20日から2024年8月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（保守型）の2024年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月20日から2024年8月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（保守型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 14 期 (2024 年 2 月 19 日現在)	第 15 期中間計算期間末 (2024 年 8 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,179,801,642	1,059,369,980
親投資信託受益証券	59,741,676,269	63,703,220,497
未収利息	-	6,872
流動資産合計	60,921,477,911	64,762,597,349
資産合計	60,921,477,911	64,762,597,349
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	35,874,003	-
未払解約金	78,526,067	51,085,856
未払受託者報酬	9,923,036	10,271,233
未払委託者報酬	347,306,243	359,493,015
未払利息	124	-
その他未払費用	992,238	1,027,056
流動負債合計	472,621,711	421,877,160
負債合計	472,621,711	421,877,160
純資産の部		
元本等		
元本	35,874,003,035	37,616,630,226
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	24,574,853,165	26,724,089,963
(分配準備積立金)	6,720,373,992	6,163,397,129
元本等合計	60,448,856,200	64,340,720,189
純資産合計	60,448,856,200	64,340,720,189
負債純資産合計	60,921,477,911	64,762,597,349

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 14 期中間計算期間 自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 8 月 20 日	第 15 期中間計算期間 自 2024 年 2 月 20 日 至 2024 年 8 月 19 日
営業収益		
受取利息	80	407,206
有価証券売買等損益	2,905,841,007	1,251,791,895
営業収益合計	2,905,841,087	1,252,199,101
営業費用		
支払利息	174,637	3,969
受託者報酬	9,439,544	10,271,233
委託者報酬	330,384,097	359,493,015

その他費用	943,894	1,027,056
営業費用合計	340,942,172	370,795,273
営業利益又は営業損失(△)	2,564,898,915	881,403,828
経常利益又は経常損失(△)	2,564,898,915	881,403,828
中間純利益又は中間純損失(△)	2,564,898,915	881,403,828
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	235,250,595	75,073,897
期首剰余金又は期首欠損金(△)	19,801,685,335	24,574,853,165
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,436,152,585	3,546,565,794
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,436,152,585	3,546,565,794
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,329,022,692	2,203,658,927
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,329,022,692	2,203,658,927
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	22,238,463,548	26,724,089,963

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年2月20日から2024年8月19日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第14期 2024年2月19日現在	第15期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 35,874,003,035口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 37,616,630,226口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6850円 (10,000口当たり純資産額) (16,850円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7104円 (10,000口当たり純資産額) (17,104円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第14期 2024年2月19日現在	第15期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日		第 15 期中間計算期間 自 2024 年 2 月 20 日 至 2024 年 8 月 19 日	
期首元本額	36,765,634,095 円	期首元本額	35,874,003,035 円
期中追加設定元本額	8,063,758,613 円	期中追加設定元本額	4,973,969,126 円
期中一部解約元本額	8,955,389,673 円	期中一部解約元本額	3,231,341,935 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや保守型）の2024年2月20日から2024年8月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや保守型）の2024年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月20日から2024年8月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや保守型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (2024年2月19日現在)	第9期中間計算期間末 (2024年8月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	192,306,633	244,938,154
親投資信託受益証券	10,255,465,678	14,976,682,385
未収利息	-	1,589
流動資産合計	10,447,772,311	15,221,622,128
資産合計	10,447,772,311	15,221,622,128
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,205,366	-
未払解約金	19,244,822	187
未払受託者報酬	1,561,020	2,049,994
未払委託者報酬	58,538,522	76,874,646
未払利息	20	-
その他未払費用	156,042	204,944
流動負債合計	86,705,792	79,129,771
負債合計	86,705,792	79,129,771
純資産の部		
元本等		
元本	7,205,366,511	10,274,422,708
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	3,155,700,008	4,868,069,649
(分配準備積立金)	1,318,809,266	1,259,596,247
元本等合計	10,361,066,519	15,142,492,357
純資産合計	10,361,066,519	15,142,492,357
負債純資産合計	10,447,772,311	15,221,622,128

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期中間計算期間 自 2023年2月21日 至 2023年8月20日	第9期中間計算期間 自 2024年2月20日 至 2024年8月19日
営業収益		
受取利息	14	97,396
有価証券売買等損益	513,758,308	300,565,707
営業収益合計	513,758,322	300,663,103
営業費用		
支払利息	25,293	747
受託者報酬	1,345,439	2,049,994
委託者報酬	50,453,986	76,874,646

その他費用	134,482	204,944
営業費用合計	51,959,200	79,130,331
営業利益又は営業損失(△)	461,799,122	221,532,772
経常利益又は経常損失(△)	461,799,122	221,532,772
中間純利益又は中間純損失(△)	461,799,122	221,532,772
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	27,159,855	11,241,851
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,725,236,391	3,155,700,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	313,019,975	1,673,359,740
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	313,019,975	1,673,359,740
剰余金減少額又は欠損金増加額	194,139,534	171,281,020
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	194,139,534	171,281,020
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	2,278,756,099	4,868,069,649

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年2月20日から2024年8月19日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第8期 2024年2月19日現在	第9期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,205,366,511口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,274,422,708口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4380円 (10,000口当たり純資産額) (14,380円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4738円 (10,000口当たり純資産額) (14,738円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年2月19日現在	第9期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第8期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日		第9期中間計算期間 自 2024年2月20日 至 2024年8月19日	
期首元本額	6,271,210,939 円	期首元本額	7,205,366,511 円
期中追加設定元本額	2,295,351,129 円	期中追加設定元本額	3,458,481,117 円
期中一部解約元本額	1,361,195,557 円	期中一部解約元本額	389,424,920 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（普通型）の2024年2月20日から2024年8月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（普通型）の2024年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月20日から2024年8月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（普通型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 14 期 (2024 年 2 月 19 日現在)	第 15 期中間計算期間末 (2024 年 8 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,032,155,101	8,993,353,270
親投資信託受益証券	341,994,197,900	444,653,227,631
未収利息	-	58,343
流動資産合計	349,026,353,001	453,646,639,244
資産合計	349,026,353,001	453,646,639,244
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	131,079,931	-
未払解約金	652,250,705	92,012,771
未払受託者報酬	51,727,658	65,828,842
未払委託者報酬	2,069,106,392	2,633,153,487
未払利息	741	-
その他未払費用	5,172,703	6,582,824
流動負債合計	2,909,338,130	2,797,577,924
負債合計	2,909,338,130	2,797,577,924
純資産の部		
元本等		
元本	131,079,931,086	164,894,971,429
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	215,037,083,785	285,954,089,891
(分配準備積立金)	54,663,295,508	51,151,016,989
元本等合計	346,117,014,871	450,849,061,320
純資産合計	346,117,014,871	450,849,061,320
負債純資産合計	349,026,353,001	453,646,639,244

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 14 期中間計算期間 自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 8 月 20 日	第 15 期中間計算期間 自 2024 年 2 月 20 日 至 2024 年 8 月 19 日
営業収益		
受取利息	371	2,891,721
有価証券売買等損益	19,321,614,210	14,607,327,731
営業収益合計	19,321,614,581	14,610,219,452
営業費用		
支払利息	889,999	27,856
受託者報酬	42,304,990	65,828,842
委託者報酬	1,692,199,526	2,633,153,487

その他費用	4,230,442	6,582,824
営業費用合計	1,739,624,957	2,705,593,009
営業利益又は営業損失(△)	17,581,989,624	11,904,626,443
経常利益又は経常損失(△)	17,581,989,624	11,904,626,443
中間純利益又は中間純損失(△)	17,581,989,624	11,904,626,443
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	1,239,041,363	701,049,043
期首剰余金又は期首欠損金(△)	135,625,501,261	215,037,083,785
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,556,098,110	75,726,816,648
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,556,098,110	75,726,816,648
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,358,760,525	16,013,387,942
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,358,760,525	16,013,387,942
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	167,165,787,107	285,954,089,891

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年2月20日から2024年8月19日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第14期 2024年2月19日現在	第15期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 131,079,931,086口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 164,894,971,429口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.6405円 (10,000口当たり純資産額) (26,405円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7342円 (10,000口当たり純資産額) (27,342円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第14期 2024年2月19日現在	第15期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日		第 15 期中間計算期間 自 2024 年 2 月 20 日 至 2024 年 8 月 19 日	
期首元本額	106,364,596,803 円	期首元本額	131,079,931,086 円
期中追加設定元本額	50,685,178,559 円	期中追加設定元本額	43,564,529,147 円
期中一部解約元本額	25,969,844,276 円	期中一部解約元本額	9,749,488,804 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（やや積極型）の2024年2月20日から2024年8月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（やや積極型）の2024年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月20日から2024年8月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（やや積極型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 (2024 年 2 月 19 日現在)	第 9 期中間計算期間末 (2024 年 8 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	556,394,841	918,650,125
親投資信託受益証券	24,895,186,382	46,594,805,699
未収利息	-	5,959
流動資産合計	25,451,581,223	47,513,461,783
資産合計	25,451,581,223	47,513,461,783
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,460,864	-
未払解約金	55,182,103	8,088,925
未払受託者報酬	3,366,503	5,813,391
未払委託者報酬	143,076,190	247,069,108
未払利息	58	-
その他未払費用	336,590	581,278
流動負債合計	215,422,308	261,552,702
負債合計	215,422,308	261,552,702
純資産の部		
元本等		
元本	13,460,864,587	23,995,424,485
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	11,775,294,328	23,256,484,596
(分配準備積立金)	4,211,473,409	3,989,312,901
元本等合計	25,236,158,915	47,251,909,081
純資産合計	25,236,158,915	47,251,909,081
負債純資産合計	25,451,581,223	47,513,461,783

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 8 期中間計算期間 自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 8 月 20 日	第 9 期中間計算期間 自 2024 年 2 月 20 日 至 2024 年 8 月 19 日
営業収益		
受取利息	26	306,721
有価証券売買等損益	1,433,418,112	1,378,158,317
営業収益合計	1,433,418,138	1,378,465,038
営業費用		
支払利息	54,913	2,273
受託者報酬	2,516,792	5,813,391
委託者報酬	106,963,550	247,069,108

その他費用	251,621	581,278
営業費用合計	109,786,876	253,466,050
営業利益又は営業損失(△)	1,323,631,262	1,124,998,988
経常利益又は経常損失(△)	1,323,631,262	1,124,998,988
中間純利益又は中間純損失(△)	1,323,631,262	1,124,998,988
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	85,914,315	58,553,650
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,954,496,389	11,775,294,328
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,461,419,336	11,254,132,704
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,461,419,336	11,254,132,704
剰余金減少額又は欠損金増加額	627,858,030	839,387,774
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	627,858,030	839,387,774
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	7,025,774,642	23,256,484,596

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年2月20日から2024年8月19日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第8期 2024年2月19日現在	第9期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 13,460,864,587口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 23,995,424,485口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8748円 (10,000口当たり純資産額) (18,748円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9692円 (10,000口当たり純資産額) (19,692円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年2月19日現在	第9期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第8期 自 2023年2月21日 至 2024年2月19日		第9期中間計算期間 自 2024年2月20日 至 2024年8月19日	
期首元本額	9,048,896,783 円	期首元本額	13,460,864,587 円
期中追加設定元本額	6,537,129,017 円	期中追加設定元本額	11,478,502,403 円
期中一部解約元本額	2,125,161,213 円	期中一部解約元本額	943,942,505 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年10月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているのむラップ・ファンド（積極型）の2024年2月20日から2024年8月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、のむラップ・ファンド（積極型）の2024年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月20日から2024年8月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【のむラップ・ファンド（積極型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 14 期 (2024 年 2 月 19 日現在)	第 15 期中間計算期間末 (2024 年 8 月 19 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,764,608,113	5,878,142,143
親投資信託受益証券	193,967,498,655	286,590,312,697
未収利息	-	38,133
流動資産合計	198,732,106,768	292,468,492,973
資産合計	198,732,106,768	292,468,492,973
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	55,043,746	-
未払解約金	545,449,826	63,695,470
未払受託者報酬	27,293,822	40,585,914
未払委託者報酬	1,228,222,205	1,826,366,144
未払利息	502	-
その他未払費用	2,729,325	4,058,533
流動負債合計	1,858,739,426	1,934,706,061
負債合計	1,858,739,426	1,934,706,061
純資産の部		
元本等		
元本	55,043,746,942	76,601,955,853
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	141,829,620,400	213,931,831,059
(分配準備積立金)	38,171,817,105	34,948,716,690
元本等合計	196,873,367,342	290,533,786,912
純資産合計	196,873,367,342	290,533,786,912
負債純資産合計	198,732,106,768	292,468,492,973

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 14 期中間計算期間 自 2023 年 2 月 21 日 至 2023 年 8 月 20 日	第 15 期中間計算期間 自 2024 年 2 月 20 日 至 2024 年 8 月 19 日
営業収益		
受取利息	183	1,936,778
有価証券売買等損益	12,969,888,115	13,572,689,042
営業収益合計	12,969,888,298	13,574,625,820
営業費用		
支払利息	476,418	18,778
受託者報酬	20,884,056	40,585,914
委託者報酬	939,782,397	1,826,366,144

その他費用	2,088,338	4,058,533
営業費用合計	963,231,209	1,871,029,369
営業利益又は営業損失(△)	12,006,657,089	11,703,596,451
経常利益又は経常損失(△)	12,006,657,089	11,703,596,451
中間純利益又は中間純損失(△)	12,006,657,089	11,703,596,451
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	996,023,764	927,785,961
期首剰余金又は期首欠損金(△)	78,208,775,916	141,829,620,400
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,667,643,897	76,173,179,616
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,667,643,897	76,173,179,616
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,892,083,145	14,846,779,447
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,892,083,145	14,846,779,447
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	97,994,969,993	213,931,831,059

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年2月20日から2024年8月19日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第14期 2024年2月19日現在	第15期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 55,043,746,942口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 76,601,955,853口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.5767円 (10,000口当たり純資産額) (35,767円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.7928円 (10,000口当たり純資産額) (37,928円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第14期 2024年2月19日現在	第15期中間計算期間末 2024年8月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

	第 14 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 19 日	第 15 期中間計算期間 自 2024 年 2 月 20 日 至 2024 年 8 月 19 日
期首元本額	41,367,573,209 円	55,043,746,942 円
期中追加設定元本額	27,293,740,542 円	27,281,871,388 円
期中一部解約元本額	13,617,566,809 円	5,723,662,477 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

「のむらっぴ・ファンド」の各ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国債券マザーファンド」および「世界REITインデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	35,534,417,473
株式	704,625,675,640
派生商品評価勘定	256,497,784
未収配当金	848,874,977
未収利息	230,525
その他未収収益	18,920,432
差入委託証拠金	1,700,668,698
流動資産合計	742,985,285,529
資産合計	742,985,285,529
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	591,458,263
未払金	3,387,736,480
未払解約金	247,090,795
未払利息	2,222,512
有価証券貸借取引受入金	19,766,529,363
流動負債合計	23,995,037,413
負債合計	23,995,037,413
純資産の部	
元本等	
元本	241,490,886,914
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	477,499,361,202
元本等合計	718,990,248,116

純資産合計	718,990,248,116
負債純資産合計	742,985,285,529

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年8月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,9773円
(10,000口当たり純資産額)	(29,773円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	19,138,317,300円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年8月19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年8月19日現在	
期首	2024年2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	230,281,270,628円
同期中における追加設定元本額	29,374,990,749円
同期中における一部解約元本額	18,165,374,463円
期末元本額	241,490,886,914円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	91,504,529円

バランスセレクト50	212,857,551円
バランスセレクト70	358,229,669円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,471,649,440円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,161,706,966円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	11,644,295,402円
野村資産設計ファンド2015	21,660,828円
野村資産設計ファンド2020	24,212,398円
野村資産設計ファンド2025	34,884,576円
野村資産設計ファンド2030	62,648,109円
野村資産設計ファンド2035	66,222,970円
野村資産設計ファンド2040	119,293,372円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)	20,178,408,468円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,575,934,541円
のむラップ・ファンド(普通型)	16,037,508,479円
のむラップ・ファンド(積極型)	9,736,042,003円
野村資産設計ファンド2045	29,250,560円
野村インデックスファンド・TOPIX	2,510,932,959円
マイ・ロード	1,866,696,457円
ネクストコア	19,597,956円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	876,797,264円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)	3,500,257,897円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	963,228,602円
野村資産設計ファンド2050	31,754,839円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5,843,593円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	4,604,322円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4,057,005円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	3,911,739円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	447,665,962円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	2,084,920,423円
インデックス・ブレンド(タイプI)	3,186,672円
インデックス・ブレンド(タイプII)	2,701,466円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	22,550,861円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	9,931,259円
インデックス・ブレンド(タイプV)	36,181,827円
野村6資産均等バランス	4,742,122,097円
世界6資産分散ファンド	93,983,128円
野村資産設計ファンド2060	34,427,295円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)	432,378,090円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式	3,853,272,830円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	149,199,057円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	94,745,196円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	193,628,147円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	90,803,932円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	1,307,617円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	4,367,200円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	424,265円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	1,238,110,100円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	6,214,495円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	21,871,526円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	6,977,640円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	60,418,901円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	111,789,232円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	3,148,741,903円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	21,531,708円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	154,376,817円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX(適格機関投資家専用)	4,795,307,400円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	30,441,865円

野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	117,961,753円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	1,288,949円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	4,826,662円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	25,040,830円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	34,572,601円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	86,535,635円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	7,030,504,870円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	22,424,561,870円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	30,597,176,470円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX（確定拠出年金向け）	42,426,544,610円
マイバランスDC30	3,148,408,984円
マイバランスDC50	6,067,283,998円
マイバランスDC70	7,482,132,567円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	14,418,494,545円
野村DC運用戦略ファンド	1,109,225,437円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	80,187,631円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	2,129,317,001円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,823,255,303円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	1,797,195,514円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	15,992,146円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	8,229,047円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	162,702,598円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	50,001,768円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	56,427,428円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	43,208,638円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	1,119,266,132円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	926,858,927円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	725,444,726円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	1,060,470,929円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	39,801,331円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	454,630,243円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	158,968,154円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	204,575,795円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	150,335,738円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	1,886,679円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年8月19日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,731,709,353
国債証券	927,187,830,100
地方債証券	61,013,543,549
特殊債券	75,680,241,200
社債券	55,668,354,900
未収入金	12,178,468,700
未収利息	2,614,683,531
前払費用	141,708,549

流動資産合計	1,141,216,539,882
資産合計	1,141,216,539,882
負債の部	
流動負債	
未払金	3,132,108,000
未払解約金	13,920,672,429
流動負債合計	17,052,780,429
負債合計	17,052,780,429
純資産の部	
元本等	
元本	905,511,823,427
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	218,651,936,026
元本等合計	1,124,163,759,453
純資産合計	1,124,163,759,453
負債純資産合計	1,141,216,539,882

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年8月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2415円
(10,000口当たり純資産額)	(12,415円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年8月19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年8月19日現在	
期首	2024年2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	871,999,839,663円
同期中における追加設定元本額	140,950,052,814円
同期中における一部解約元本額	107,438,069,050円
期末元本額	905,511,823,427円
期末元本額の内訳*	

野村国内債券インデックスファンド	307,744,506円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	45,310,011,691円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,185,303,163円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	8,535,984,602円
野村資産設計ファンド2015	333,457,542円
野村資産設計ファンド2020	372,732,620円
野村資産設計ファンド2025	463,771,478円
野村資産設計ファンド2030	431,944,936円
野村資産設計ファンド2035	273,516,604円
野村資産設計ファンド2040	319,382,875円
野村日本債券インデックスファンド	570,240,428円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	127,093,742,512円
のむラップ・ファンド(保守型)	25,362,309,979円
のむラップ・ファンド(普通型)	87,334,379,933円
のむラップ・ファンド(積極型)	10,695,140,395円
野村日本債券インデックス(野村SMA向け)	5,394,378,539円
野村資産設計ファンド2045	54,843,186円
野村円債投資インデックスファンド	436,197,555円
野村インデックスファンド・国内債券 マイ・ロード	2,424,724,216円 45,760,772,610円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,499,741,909円
野村日本債券インデックス(野村SMA・EW向け)	24,483,552,513円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	1,862,511,949円
野村資産設計ファンド2050	38,728,936円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	29,993,236円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	16,734,255円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	7,798,057円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	5,197,430円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	4,200,790,307円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	2,974,959,402円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	27,049,836円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	12,219,581円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	60,918,663円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	11,405,140円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	8,160,261円
野村6資産均等バランス	12,166,932,540円
世界6資産分散ファンド	241,133,968円
野村資産設計ファンド2060	25,237,296円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信 ファンドラップ(ウエルス・スクエア)債券・安定型	146,398,486,057円 14,528,943,753円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	459,352,187円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	97,242,052円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	1,241,987,079円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	349,465,656円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	12,312,995円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)	9,969,340円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型(適格機関投資家専用)	435,829円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	3,176,641,430円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	10,639,694円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	35,838,672円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)	413,386,777円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)	287,087,827円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA(適格機関投資家専用)	1,154,126,741円
野村世界バランス25VA(適格機関投資家専用)	110,553,663円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,488,757,327円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券(適格機関投資家専用)	490,156,514円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格 機関投資家専用)	13,228,623円

マイバランス30 (確定拠出年金向け)	46,098,094,954 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	71,625,729,133 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	33,497,398,005 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合 (確定拠出年金向け)	50,727,659,144 円
マイバランスDC30	20,684,165,300 円
マイバランスDC50	19,414,233,650 円
マイバランスDC70	8,292,871,751 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI 総合	13,303,342,971 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	3,946,438,187 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	11,761,072,075 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	5,312,777,637 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	492,373,111 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	84,388,853 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	118,819,875 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	344,778,684 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	151,070,864 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	52,704,279 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	4,782,634,692 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	2,177,656,162 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	1,038,446,494 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	1,209,273,794 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	29,176,741 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	518,422,687 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	849,722,871 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	6,998,444,786 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	385,718,420 円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	2,151,442 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	6,320,938,305
コール・ローン	6,146,468,592
株式	2,396,083,651,184
投資証券	47,374,262,914
派生商品評価勘定	1,082,996,987
未収入金	919,088
未収配当金	2,476,913,378
未収利息	39,874
差入委託証拠金	15,318,231,290
流動資産合計	2,474,804,421,612
資産合計	2,474,804,421,612
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,998,513
未払金	569,929,160
未払解約金	152,117,177

その他未払費用	4,929,500
流動負債合計	738,974,350
負債合計	738,974,350
純資産の部	
元本等	
元本	355,286,409,140
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,118,779,038,122
元本等合計	2,474,065,447,262
純資産合計	2,474,065,447,262
負債純資産合計	2,474,804,421,612

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2024年8月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	6.9636円
(10,000口当たり純資産額)	(69,636円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年8月19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
新株予約権証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年8月19日現在	
期首	2024年2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	334,396,043,485円
同期中における追加設定元本額	36,518,852,838円
同期中における一部解約元本額	15,628,487,183円
期末元本額	355,286,409,140円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	19,786,081円
バランスセレクト50	61,373,626円
バランスセレクト70	87,704,710円
野村外国株式インデックスファンド	451,200,963円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,980,290,104円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,908,849,626円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,222,956,749円
野村資産設計ファンド2015	5,732,090円
野村資産設計ファンド2020	6,407,566円
野村資産設計ファンド2025	9,242,965円
野村資産設計ファンド2030	16,680,239円
野村資産設計ファンド2035	17,530,355円
野村資産設計ファンド2040	31,637,431円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	36,507,954,475円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,245,385,898円
のむラップ・ファンド(普通型)	17,080,755,055円
のむラップ・ファンド(積極型)	22,643,979,845円
野村資産設計ファンド2045	7,771,142円
野村インデックスファンド・外国株式	9,730,452,394円

マイ・ロード	1,453,490,130円
ネクストコア	11,217,471円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	160,244,552円
野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	4,171,465,410円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	312,076,040円
野村資産設計ファンド2050	8,449,828円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,554,908円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,215,917円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,078,172円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,040,214円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	420,598,762円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,715,886,410円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,153,011円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,869,313円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	30,113,565円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	13,344,412円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	49,683,988円
野村6資産均等バランス	2,127,041,504円
野村つみたて外国株投信	19,199,034,532円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,345,709,826円
世界6資産分散ファンド	42,155,389円
野村資産設計ファンド2060	9,132,896円
野村スリーゼロ先進国株式投信	3,485,073,044円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	2,933,616,772円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,140,297,482円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	6,519,004,291円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	66,917,114円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	42,488,671円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	265,102,835円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	207,204,554円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	586,405円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	2,393,698円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	418,578円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	1,857,936円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	258,779,376円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,346,854円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	18,066,228円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	50,132,119円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,614,042,498円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	9,656,194円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,179,918,995円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,227,268,930円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	578,125円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	1,047,598円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	7,201,485円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	8,285,121円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I（確定拠出年金向け）	112,265,132,016円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	1,504,050,295円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	6,292,535,475円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	7,334,830,756円
マイバランスDC30	660,522,567円
マイバランスDC50	1,712,363,913円
マイバランスDC70	1,790,181,690円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSA I	50,859,188,329円

野村DC運用戦略ファンド	635,164,891円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	37,646,079円
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	569,615,712円
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	428,191,357円
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	530,736,024円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	21,519,474円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	11,073,233円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	72,979,056円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	13,316,577円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	14,965,970円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	11,501,456円
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	309,807,878円
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	259,250,683円
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	186,158,384円
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	264,258,820円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	10,558,528円
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	113,289,351円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	89,129,890円
みらいバランス・株式10(富士通企業年金基金DC向け)	61,173,902円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	67,431,918円
マイターゲット2070(確定拠出年金向け)	470,124円
野村全世界株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	1,832,325円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	2,942,804,878
コール・ローン	2,693,189,517
国債証券	928,350,823,927
派生商品評価勘定	10,713,435
未収利息	7,056,854,343
前払費用	969,193,272
その他未収収益	11,830,653
流動資産合計	942,035,410,025
資産合計	942,035,410,025
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,987,285
未払金	3,383,158,139
未払解約金	307,965,120
その他未払費用	6,280,933
流動負債合計	3,700,391,477
負債合計	3,700,391,477
純資産の部	
元本等	
元本	315,489,160,288

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	622,845,858,260
元本等合計	938,335,018,548
純資産合計	938,335,018,548
負債純資産合計	942,035,410,025

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（貸借対照表に関する注記）

2024年8月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.9742円
(10,000口当たり純資産額)	(29,742円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	304,899,316,868円
<p>なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。</p>	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	320,935,067,956円
<p>なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。</p>	

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024年8月19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>国債証券</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>為替予約取引</p> <p>1）計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。</p> <p>①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。</p> <p>②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。 ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。 <p>2）計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。</p>

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年8月19日現在	
期首	2024年2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	288,983,684,987円
同期中における追加設定元本額	39,653,782,303円
同期中における一部解約元本額	13,148,307,002円
期末元本額	315,489,160,288円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	69,273,352円
バランスセレクト50	70,577,571円
バランスセレクト70	77,776,061円
野村外国債券インデックスファンド	227,690,370円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	3,088,746,344円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	22,685,309,050円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	3,491,347,459円
野村資産設計ファンド2015	16,820,856円
野村資産設計ファンド2020	18,802,581円
野村資産設計ファンド2025	27,288,897円
野村資産設計ファンド2030	45,610,022円
野村資産設計ファンド2035	37,629,842円
野村資産設計ファンド2040	60,417,522円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	82,560,691,616円
のむラップ・ファンド(保守型)	4,756,201,797円
のむラップ・ファンド(普通型)	39,458,300,057円
のむラップ・ファンド(積極型)	15,525,677,978円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)	349,313,812円
野村資産設計ファンド2045	13,104,842円
野村インデックスファンド・外国債券	1,171,012,456円
マイ・ロード	5,890,862,632円
ネクストコア	68,052,808円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	374,910,808円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	8,266,674,220円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	972,444,419円
野村資産設計ファンド2050	11,798,729円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	3,025,689円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,577,129円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,945,017円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,627,356円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	1,398,307,532円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	3,762,424,053円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,568,157円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,407,313円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	4,442,102円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	816,377円
インデックス・ブレンド(タイプV)	3,451,255円
野村6資産均等バランス	4,976,461,526円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	9,598,326,584円
世界6資産分散ファンド	98,627,445円
野村資産設計ファンド2060	7,638,614円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	13,897,420,853円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券	7,435,410,237円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	5,338,806円

グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	751,669,571円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	159,089,276円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	711,187,980円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	238,227,858円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	1,372,733円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	6,112,902円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	178,158円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	2,165,488,176円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	6,523,962円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	5,493,831円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	147,941,734円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	117,356,047円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,888,166,512円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	45,310,745円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	780,338,257円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	3,337,710,882円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け) (適格機関投資家専用)	4,057,862円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,665,630円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,208,470円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	7,367,693円
野村外国債券パッシブファンド (確定拠出年金向け)	649,987,368円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,194,569,110円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,284,648,453円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	6,622,757,027円
野村外国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	28,095,740,547円
マイバランスDC30	2,307,444,547円
マイバランスDC50	1,988,476,982円
マイバランスDC70	1,640,369,977円
野村DC外国債券インデックスファンド	11,975,602,355円
野村DC運用戦略ファンド	3,798,566,693円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	440,600,053円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	562,943,409円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,299,637,095円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	556,430,593円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	33,564,878円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	86,357,066円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	48,783,719円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	36,402,957円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	28,578,116円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	16,056,197円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	510,875,315円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	262,290,679円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	178,175,144円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	247,305,725円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	8,830,991円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	106,021,456円
多資産分散投資ファンド(バランス10) (確定拠出年金向け)	69,509,922円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	357,808,682円
野村DCバランスファンド(年金運用戦略タイプ)	157,764,833円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	439,974円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

世界REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	684,904,444
コール・ローン	188,507,305
投資証券	190,403,772,806
派生商品評価勘定	100,984,423
未収入金	17,142,947
未収配当金	372,266,347
未収利息	1,222
差入委託証拠金	409,032,835
流動資産合計	192,176,612,329
資産合計	192,176,612,329
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	789,392
未払金	230,768,767
未払解約金	16,674,812
その他未払費用	482,400
流動負債合計	248,715,371
負債合計	248,715,371
純資産の部	
元本等	
元本	66,088,962,176
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	125,838,934,782
元本等合計	191,927,896,958
純資産合計	191,927,896,958
負債純資産合計	192,176,612,329

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 国内先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 外国先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p>

	<p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024年8月19日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,9041円
(10,000口当たり純資産額)	(29,041円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024年8月19日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
	ん。
2. 時価の算定方法	
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年8月19日現在	
期首	2024年2月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	59,000,888,985円
同期中における追加設定元本額	9,195,924,308円
同期中における一部解約元本額	2,107,851,117円
期末元本額	66,088,962,176円
期末元本額の内訳*	
野村世界REITインデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	8,690,146,386円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,620,336,121円
のむラップ・ファンド(普通型)	17,967,252,857円
のむラップ・ファンド(積極型)	13,933,779,330円
マイ・ロード	795,157,750円
野村世界REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,653,456,226円

のむラップ・ファンド（やや保守型）	461,705,021円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,269,691,748円
野村世界REITインデックスファンド（確定拠出年金向け）	18,697,436,737円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

のむラップ・ファンド（保守型）

2024年9月30日現在

I 資産総額	65,206,971,835円
II 負債総額	168,936,664円
III 純資産総額（I－II）	65,038,035,171円
IV 発行済口数	37,999,410,848口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7116円

のむラップ・ファンド（やや保守型）

2024年9月30日現在

I 資産総額	16,026,068,531円
II 負債総額	61,667,570円
III 純資産総額（I－II）	15,964,400,961円
IV 発行済口数	10,829,878,936口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4741円

のむラップ・ファンド（普通型）

2024年9月30日現在

I 資産総額	467,163,995,858円
II 負債総額	1,239,618,569円
III 純資産総額（I－II）	465,924,377,289円
IV 発行済口数	170,202,825,115口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.7375円

のむラップ・ファンド（やや積極型）

2024年9月30日現在

I 資産総額	50,816,041,754円
II 負債総額	93,728,394円
III 純資産総額（I－II）	50,722,313,360円
IV 発行済口数	25,694,655,866口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9740円

のむラップ・ファンド（積極型）

2024年9月30日現在

I 資産総額	304,138,530,232円
II 負債総額	928,341,789円
III 純資産総額 (I - II)	303,210,188,443円
IV 発行済口数	79,673,304,521口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.8057円

(参考) 国内株式マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	788,634,385,670円
II 負債総額	53,779,186,601円
III 純資産総額 (I - II)	734,855,199,069円
IV 発行済口数	243,977,860,817口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.0120円

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	1,150,682,000,648円
II 負債総額	18,179,091,549円
III 純資産総額 (I - II)	1,132,502,909,099円
IV 発行済口数	909,265,072,185口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2455円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	2,543,220,643,962円
II 負債総額	5,689,599,291円
III 純資産総額 (I - II)	2,537,531,044,671円
IV 発行済口数	363,435,203,890口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6.9821円

(参考) 外国債券マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	946,714,371,807円
II 負債総額	4,719,927,971円
III 純資産総額 (I - II)	941,994,443,836円
IV 発行済口数	321,508,306,793口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.9299円

(参考) 世界REITインデックス マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	202,603,880,890円
II 負債総額	466,432,956円
III 純資産総額 (I - II)	202,137,447,934円
IV 発行済口数	67,382,937,547口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.9998円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

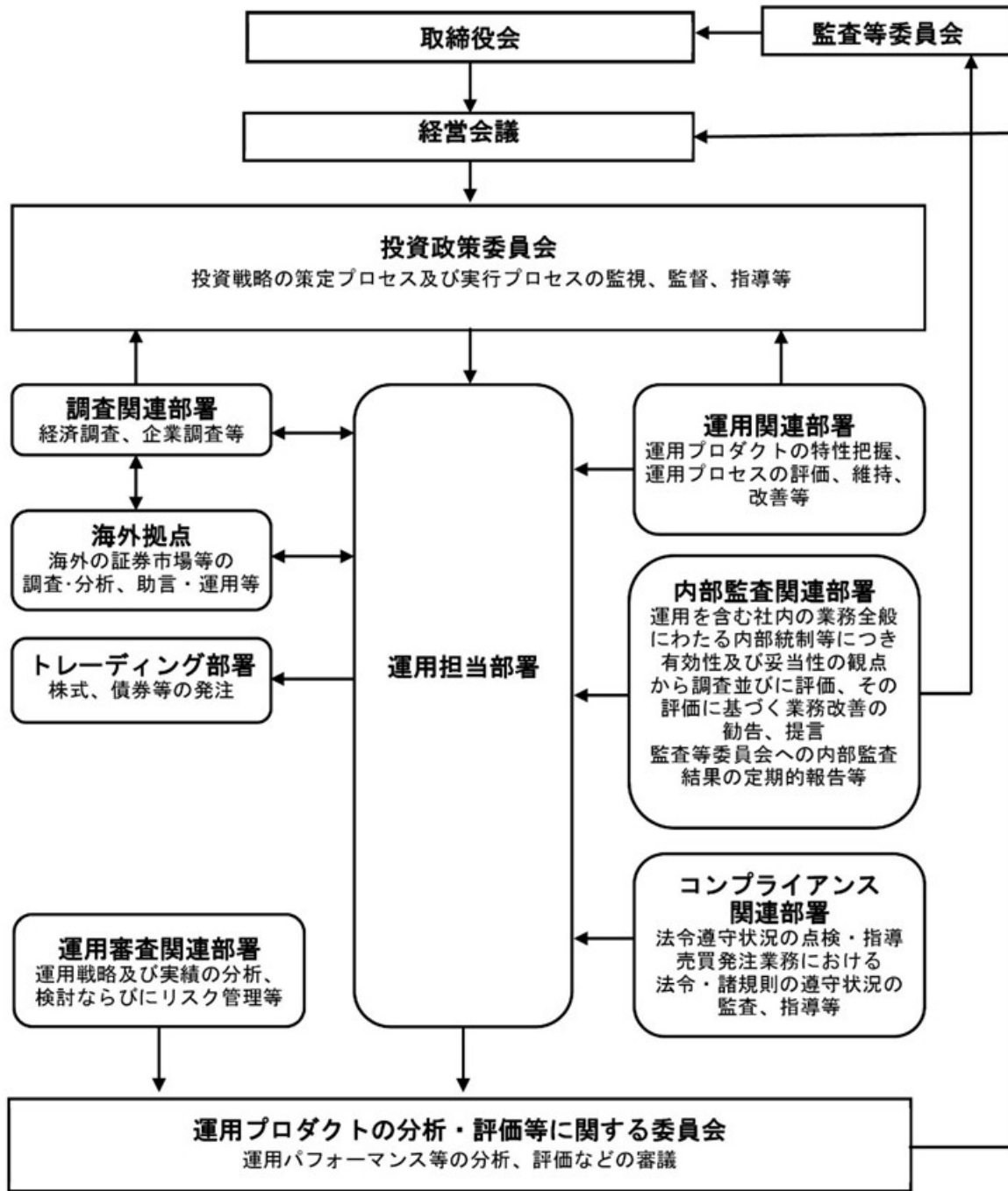
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年8月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	949	53,866,040
単位型株式投資信託	160	607,980
追加型公社債投資信託	14	6,730,753
単位型公社債投資信託	437	819,708
合計	1,560	62,024,481

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金			0		1
未払償還金			57		39
未払手数料			8,409		10,312
関係会社未払金			8,911		1,052
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
經常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="671 913 991 1010"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,350 百万円</p>	<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,939 百万円</p>
<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 901 百万円</p> <p>器具備品 657</p> <hr/> <p>合計 1,559</p>	<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 1,214 百万円</p> <p>器具備品 733</p> <hr/> <p>合計 1,948</p>

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
<p>※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,634 百万円</p>	<p>※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,050 百万円</p>
<p>※2. 固定資産除却損</p> <p>建物 0 百万円</p> <p>器具備品 0</p> <p>ソフトウェア 52</p> <hr/> <p>合計 52</p>	<p>※2. 固定資産除却損</p> <p>建物 -百万円</p> <p>器具備品 0</p> <p>ソフトウェア 30</p> <hr/> <p>合計 31</p>

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：百万円)			
	前事業年度		当事業年度	
	自 2022年4月1日	自 2023年4月1日	自 2023年4月1日	自 2024年3月31日
	至 2023年3月31日	至 2024年3月31日		
期首残高	1,123		1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	-		-	
資産除去債務の履行による減少	-		-	
期末残高	1,123		1,123	

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬 (注)	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬 (注)	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,016円74銭	1株当たり純資産額	11,677円62銭
1株当たり当期純利益	5,060円34銭	1株当たり当期純利益	5,471円85銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,064百万円	損益計算書上の当期純利益	28,183百万円
普通株式に係る当期純利益	26,064百万円	普通株式に係る当期純利益	28,183百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(のむラップ・ファンド (保守型))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行いません。

② デリバティブの直接利用は行いません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（保守型）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の108の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第45条 <削除>

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年3月15日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(のむラップ・ファンド (やや保守型))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の60%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（やや保守型）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資

等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年2月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の115.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第 46 条 <削除>

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 28 年 11 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年 3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年 6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(のむラップ・ファンド (普通型))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の75%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（普通型）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の123の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第45条 <削除>

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年3月15日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として積極的な運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計は、原則として、信託財産の純資産総額の85%以内とします。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行いません。

② デリバティブの直接利用は行いません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド（やや積極型）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資

等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年2月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投

資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該

他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 45 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第 46 条 <削除>

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 28 年 11 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年 3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年 6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(のむらップ・ファンド (積極型))

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンドへの投資配分比率は、この信託の投資助言会社である野村證券株式会社が、独自に開発したモデルを用い、各資産の期待リターンや推定リスク、各資産間の相関係数等をもとに最適化した結果を踏まえ決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資配分比率がゼロとなる場合があります。

② 国内株式マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券への投資比率の合計には制限を設けません。

③ 投資配分比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや投資配分比率の見直しを行なう場合があります。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行いません。

② デリバティブの直接利用は行いません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行いません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
のむラップ・ファンド(積極型)
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンドの受益証券、国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドの受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドの受益証券、外国債券マザーファンドの受益証券、世界 REIT インデックス マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうこと

ができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の138の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する

信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

第45条 <削除>

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年3月15日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや保守型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (やや積極型)

追加型証券投資信託 のむラップ・ファンド (積極型)

追加型証券投資信託 (年3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

追加型証券投資信託 (年6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行いません。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

す。)

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第18条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第20条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債券についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債券を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債券」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(世界 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 15 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
世界 REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第37条第1項、第38条第1項、第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第16条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条の2に定めるものに限りません。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第16条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第15条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年1月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約

し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第42条 この信託は、受益者が第34条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資

法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 44 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 45 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 46 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 2 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社